

逗子市地域防災計画

資料編

(令和2年度改訂)

逗子市防災会議

1 防災会議、災害対策本部等

1-1	逗子市防災会議	防災安全課	1
1-2	逗子市防災会議条例	防災安全課	2
1-3	逗子市防災会議運営規則	防災安全課	4
1-4	逗子市防災会議委員名簿	防災安全課	6
1-5	逗子市災害対策本部条例	防災安全課	8
1-6	逗子市災害対策本部職員の任命に関する規則	防災安全課	9
1-7	逗子市災害対策本部の設置及び運営に関する要綱	防災安全課	12
1-8	逗子市災害対策事務局の組織及び運営に関する要綱	防災安全課	22
1-9	逗子市災害警戒本部の設置及び運営に関する要綱	防災安全課	26
1-10	災害時における職員の配備体制	防災安全課	28

2 調査・研究等

2-1	神奈川県内の活断層	防災安全課	33
-----	-----------	-------	----

3 災害に強いまちづくり

3-1	都市、建築		
1	都市公園等一覧	緑政課	36
2	耐震改修促進計画の概要	まちづくり景観課	39
3	防火地域、準防火地域指定状況	環境都市課	44
3-2	道路		
1	逗子市内における所管道路	都市整備課	45
2	逗子市内に所在する隧道一覧	都市整備課・県土整備局・東日本高速道路(株)	48
3-3	河川		
1	橋りょう	都市整備課・県土整備局・国土交通省	49
2	都市河川重点整備計画	下水道課・県河川課	53
3	河川一覧	下水道課・県河川課	54
4	浸水想定区域指定状況	下水道課・県河川課	55
5	海岸保全区域及び漁港区域図	県砂防海岸課	55
6	河川の重要水防区域及び箇所	県河川課	56
7	海岸の重要水防区域及び箇所	県砂防海岸課	57
3-4	砂防		
1	急傾斜地崩壊危険区域	県砂防海岸課	58
2	土石流危険溪流	県砂防海岸課	60

3	土砂災害警戒区域	県砂防海岸課	62
4	水防法第15条第1項の規定に基づく要配慮者利用施設一覧	防災安全課	67
5	土砂法第8条第2項の規定に基づく要配慮者利用施設一覧	防災安全課	68
6	崩壊危険地等の災害防止	県土整備局・環境農政局	70
3-5 危険物			
1	危険物施設	県消防課	73
2	液化石油ガス、都市ガス事業所及び消費者数	県工業保安課	73
3	高圧ガス事業所数	県工業保安課	74
4	鉄砲火薬事業所数	県工業保安課	74
3-6 自主防災、普及啓発			
1	自主防災組織一覧	防災安全課	75
2	自主防災活動の活動強化	防災安全課・県安全防災局・県商工労働局	78
3	地震災害の防災知識の普及事項	防災安全課・関係各課・県災害対策課	80
4	風水害の防災知識の普及事項	防災安全課・関係各課・県災害対策課	82

4 情報受伝達

4-1 防災関係機関連絡先一覧			
防災安全課			
1	逗子市役所		83
2	神奈川県庁		83
3	県出先関係機関		84
4	指定地方行政機関		84
5	指定公共機関		85
6	指定地方公共機関		85
7	その他関係機関		86
8	消防庁		87
9	自衛隊		87
10	県内市町村防災担当課		87
4-2 応援要請先及び業務の概要			
関係各課			
1	自治体・事業者（団体）等との協定		90
2	法令に基づくもの		94
4-3 応援協力体制			
防災安全課・関係各課			
1	他市等との相互応援協定		96
2	公共的団体との協定等		96
3	民間団体等との協定		96
4	指定管理者等との協定		96
5	その他		96

4-4	防災行政無線整備状況	防災安全課	
1	逗子市防災行政無線局管理運用規程		97
2	防災行政無線の放送基準		101
3	防災行政無線設置場所一覧表		103
4	戸別受信機設置場所一覧		106
5	デジタル MCA 無線機配備状況一覧		108
4-5	本市の防災情報伝達体制	防災安全課	
1	防災情報伝達体制の現状		111
2	防災情報伝達体制の課題		111
3	防災情報伝達体制の取組み		112
4-6	防災行政通信網構成機関図		113
4-7	神奈川県防災行政通信網専用電話番号簿(抜粋)	防災安全課・関係各課	
1	逗子市役所		114
2	神奈川県庁		114
3	県警察本部		115
4	県出先機関		115
5	他市町		116
6	防災関係機関		117
7	災害医療拠点病院		117
8	ライフライン関係機関		118
4-8	衛星携帯電話等配置場所	防災安全課	
1	衛星携帯電話配置場所		119
2	携帯電話配置場所		119
4-9	神奈川県震度情報ネットワークシステム概要図	防災安全課・消防本部	120

5 備蓄、調達

5-1	食料・飲料水	防災安全課	
1	食料・飲料水備蓄状況		121
2	備蓄目標		122
3	防災資機材等備蓄場所		124
5-2	その他の備蓄		
1	応急給水用資機材整備状況	防災安全課	127
2	鋼板強化プラスチック（FRP）プール設置状況	関係各課	128
3	ろ水機配置状況	防災安全課	129
4	災害対策用指定井戸	防災安全課	130
5	配水池一覧	県企業庁	131

6	応急給水場所	県企業庁水道局鎌倉営業所	132
7	応急対策・生活用資機材	防災安全課・消防本部・消防署	134

6 輸送

6-1	緊急車両等の事前届出、確認手続等取扱要領	県災害対策課	136
6-2	緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務処理要領	県災害対策課・県公安委員会	141
6-3	物資受入港	県災害対策課	152
6-4	ヘリコプター臨時離着陸場一覧	防災安全課	152
6-5	陸上自衛隊ヘリコプター離発着のための最小限所要地積	陸上自衛隊第31普通科連隊	153
6-6	防災対応離着陸場選定基準	県警察本部地域総務課	154
6-7	神奈川県トラック協会車両保有台数	神奈川県トラック協会	155
6-8	大地震発生時における緊急交通路指定想定路線	県警察本部交通規制課	155
6-9	緊急輸送道路	都市整備課・県道路管理課	155
6-10	物資配送拠点候補地	防災安全課	156
6-11	逗子市管理車両一覧	管財契約課・関係各課	158

7 気象及び水防

7-1	気象情報・注意報発表基準一覧表	横浜地方气象台	159
7-2	気象情報・注意報発表地域の細分	気象庁	160
7-3	地震情報等の受理伝達系統図	横浜地方气象台	161
7-4	気象庁における津波警報・注意報、津波情報、津波予報の実施方法	気象庁	
1	津波警報・注意報、津波情報、津波予報の実施方法		162
2	津波警報・注意報及び地震、津波に関する各種情報（以下「情報」という。）の発表機関		163
3	津波警報・注意報等の伝達系統		163
4	津波警報・注意報の標識		163
5	情報の伝達系統		164
7-5	気象庁震度階級関連解説表（抜粋）	気象庁	166
1	人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況		167
2	木造建物（住宅）の状況		168
3	鉄筋コンクリート造建物の状況		169

4	地盤・斜面等の状況	170
5	ライフライン・インフラ等への影響	170
6	大規模構造物への影響	171
7-6	気象警報等の定義	気象庁 172
7-7	水防時における通信連絡基本系統図	県河川課 173
7-8	雨量観測テレメーター位置	県河川課 174
7-9	河川監視カメラ画像公開箇所位置図	県河川課 175
7-10	神奈川県知事が水防警報を行う河川	県河川課 176
7-11	水防警報の種類、内容及び発表基準	防災安全課・関係各課 176
7-12	防災気象情報関連サイト一覧	防災安全課
1	気象情報、気象注意報・警報・特別警報	177
2	雨量に関する情報	178
3	水位に関する情報	178
4	洪水等・高潮に関する情報	179
5	土砂災害に関する情報	179
6	潮位に関する情報	180
7	津波に関する情報	180

8 避難対策

8-1	避難所・避難場所の確保及び整備等	防災安全課
1	避難所・避難場所の確保及び整備	181
2	避難所の開設	182
3	避難行動要支援者避難支援対策	184
8-2	指定緊急避難場所一覧表	防災安全課 186
1	指定緊急避難場所（建物）	186
2	指定緊急避難場所（土地）	188
3	広域避難場所（指定緊急避難場所（大規模な火事））	189
8-3	指定避難所一覧表	190
8-4	地区防災拠点一覧表	191
8-5	福祉避難所	障がい福祉課・療育教育総合センター
1	福祉避難所指定状況	192
2	福祉避難所の整備	192
8-6	避難道路	都市整備課 193
8-7	避難勧告及び指示発令の判断基準	防災安全課
1	避難勧告等の発令区分	195
2	避難勧告等の判断基準	195

8-8	緊急放送内容	防災安全課	
1	地震		199
2	津波		200
3	風水害		201
8-9	避難情報の伝達方法	防災安全課	202
8-10	津波警報（津波・大津波）発表時の避難誘導対策について	防災安全課	
1	避難対象区域		203
2	津波警報発表時の対策		203
3	その他		203
8-11	大雨・洪水警報発表時の避難誘導対策について	防災安全課	
1	避難対象区域		204
2	大雨・洪水警報発令時の対策		204
3	その他		204

9 被害調査

9-1	被害の分類	県災害対策課	205
9-2	神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運用手順	県危機管理対策課	
1	神奈川県災害情報管理システム運営要綱		208
2	神奈川県災害情報管理システムの運用手順		210

10 医療・救護

10-1	逗子市災害時救急医療対策実施要綱	国保健康課	214
10-2	第一種及び第二種感染症指定医療機関	県健康危機管理課	216
10-3	災害拠点病院一覧表	県健康危機管理課	216
10-4	市内の災害時医療活動拠点	国保健康課	216

11 応援関係

11-1	広域応援活動拠点	防災安全課	217
11-2	自衛隊	神奈川県	
1	自衛隊（災害派遣部隊）の主な活動		218
2	派遣要請・調整		218
11-3	緊急消防援助隊運用要綱	県消防課	219
11-4	大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱		
		県消防課	235

12 廃棄物処理関係

- 12-1 ごみ処理施設……………資源循環課・環境クリーンセンター……………240
- 12-2 収集車両等保有数……………環境クリーンセンター……………241

13 教育関係

- 13-1 応急教育実施の予定場所……………学校教育課……………242
- 13-2 災害救助法による基準給与の額……………学校教育課……………242

14 各種応急措置

- 14-1 被災構築物応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図…県建築安全課……………243
- 14-2 応急仮設住宅候補地……………都市整備課……………244
- 14-3 多数遺体収容施設……………社会福祉課……………245
- 14-4 火葬場……………社会福祉課……………245

15 東海地震に関する事前対策計画……………246

16 その他

- 16-1 逗子市災害派遣手当等の支給に関する条例……………職員課……………263
- 16-2 生活再建支援に関わる各種支援制度……………社会福祉課・関係各課……………264
- 16-3 逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例……………社会福祉課……………265
- 16-4 逗子市市民災害見舞金支給条例……………社会福祉課……………272

1 防災会議、災害対策本部等

1-1 逗子市防災会議…………… 防災安全課

逗子市防災会議

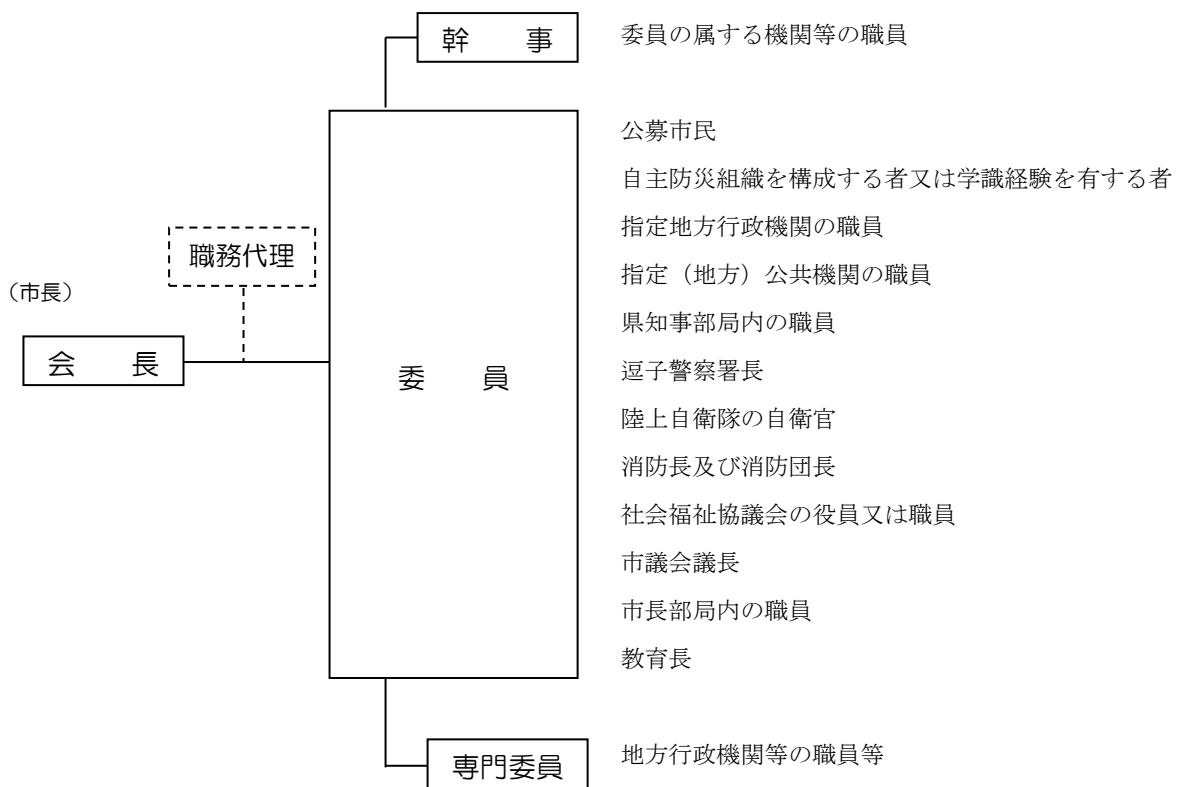
(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条第1項

(2) 所掌事務

- ア 逗子市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- イ 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ウ その他、法律又はこれに基づく法令によりその権限に属する事務に関すること。

(3) 組織



1 防災会議、災害対策本部等

1-2 逗子市防災会議条例…………… 防災安全課

逗子市防災会議条例

昭和 39 年 3 月 24 日

逗子市条例第 12 号

〔注〕 平成 11 年から改正経過を注記した。

改正 昭和 55 年 12 月 16 日条例第 8 号

平成 11 年 12 月 7 日条例第 20 号

平成 18 年 6 月 27 日条例第 21 号

平成 24 年 12 月 25 日条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、逗子市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(平 11 条例 20・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 逗子市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項について、市長に意見を述べること。
- (4) 市の地域内に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平 24 条例 34・一部改正)

(組織等)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 32 名以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者
- (3) 指定地方行政機関の職員
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役員又は職員
- (5) 神奈川県知事の部内の職員
- (6) 神奈川県警察の警察官

1 防災会議、災害対策本部等

- (7) 陸上自衛隊第 31 普通科連隊の自衛官
- (8) 消防長及び消防団長
- (9) 逗子市社会福祉協議会の役員又は職員
- (10) 逗子市議会議長
- (11) 市長の部内の職員
- (12) 市の教育委員会の教育長
- (13) その他市長が必要があると認める者

6 前項第 1 号、第 2 号及び第 13 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(平 11 条例 20・平 18 条例 21・平 24 条例 34・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員の職員、関係指定公共機関の職員、学識経験を有する者及び本市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(平 24 条例 34・一部改正)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則 (昭和 55 年 12 月 16 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則 (平成 11 年 12 月 7 日条例第 20 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 18 年 6 月 27 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則 (平成 24 年 12 月 25 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の逗子市防災会議条例第 3 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

1 防災会議、災害対策本部等

1-3 逗子市防災会議運営規則…………… 防災安全課

逗子市防災会議運営規則

	昭和 39 年 10 月 17 日	逗子市規則第 17 号
改正	昭和 45 年 12 月 21 日	規則第 44 号
	昭和 48 年 12 月 28 日	規則第 30 号
	昭和 49 年 4 月 1 日	規則第 14 号
	昭和 50 年 3 月 29 日	規則第 5 号
	昭和 51 年 3 月 30 日	規則第 6 号
	昭和 52 年 12 月 27 日	規則第 13 号
	昭和 57 年 3 月 27 日	規則第 7 号
	平成 3 年 3 月 30 日	規則第 7 号
	平成 6 年 3 月 30 日	規則第 1 号
	平成 8 年 3 月 29 日	規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、逗子市防災会議条例（昭和 39 年逗子市条例第 12 号）第 5 条の規定に基づき逗子市防災会議（以下「会議」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(会議)

第 2 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(専決処分)

第 3 条 第 2 条の規定にかかわらず緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち、軽易なものについて専決処分をすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨報告するものとする。

(平 6 規則 1 ・一部改正)

(庶務)


第 4 条 会議の庶務は、防災安全課が処理する。

(平 3 規則 7 ・平 6 規則 1 ・平 8 規則 2 ・一部改正)

(公印)

第 5 条 会長の公印は、次のように定める。

1 防災会議、災害対策本部等

会長印		書体	てん書
		方	21 ミリメートル
		印材	木印

(平3規則7・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

(平3規則7・全改、平6規則1・一部改正)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和45年12月21日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和48年12月28日規則第30号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

附則（昭和49年4月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和50年3月29日規則第5号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附則（昭和51年3月30日規則第6号抄）

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附則（昭和52年12月27日規則第13号抄）

1 この規則は、昭和53年1月1日から施行する。

附則（昭和57年3月27日規則第7号抄）

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附則（平成3年3月30日規則第7号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附則（平成6年3月30日規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附則（平成8年3月29日規則第2号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

1 防災会議、災害対策本部等

1-4 逗子市防災会議委員名簿…………… 防災安全課

令和2年4月1日現在

区分	機 関 名	職 名
会長	逗子市	市長
委員		
	【自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者】	
	防衛大学校人文社会科学群公共政策学科准教授	准教授
	【指定地方行政機関の職員】	
	関東農政局神奈川県拠点	総括農政推進管
	海上保安庁横須賀海上保安部	部長
	【指定公共機関及び指定地方公共機関の役員又は職員】	
	(指定公共機関)	
	日本郵便(株)逗子郵便局	局長
	東日本旅客鉄道(株)逗子駅	駅長
	東日本電信電話(株) 神奈川事業部	部長
	日本通運(株)藤沢支店	支店長
	東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社 横須賀営業事務所	所長
	東京ガス(株)神奈川導管事業部神奈川計画推進部	部長
	(指定地方公共機関)	
	京浜急行電鉄(株)鉄道本部 鉄道営業部 金沢文庫駅	駅長
	京浜急行バス(株)逗子営業所	所長
	一般社団法人 逗葉医師会	会長
	【神奈川県知事の部内の職員】	
	神奈川県横須賀土木事務所	所長
	神奈川県企業庁鎌倉水道営業所	所長
	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	所長
	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	所長
	【神奈川県警察の警察官】	
	逗子警察署	署長
	【陸上自衛隊の自衛官】	
陸上自衛隊第31普通科連隊第3中隊	第3中隊長	
【消防長及び消防団長】		
逗子市消防本部	消防長	
逗子市消防団	消防団長	

1 防災会議、災害対策本部等

【逗子市社会福祉協議会の役員又は職員】		
	逗子市社会福祉協議会	会長
【逗子市議会議長】		
	逗子市議会	議長
【市長の部内の職員】		
	逗子市	副市長
		総務部長
		環境都市部長
		環境都市部担当部長
【市の教育委員会の教育長】		
	逗子市教育委員会	教育長

1 防災会議、災害対策本部等

1-5 逗子市災害対策本部条例…………… 防災安全課

逗子市災害対策本部条例

昭和 39 年 3 月 24 日逗子市条例第 13 号

改正 平成 8 年 3 月 29 日 条例第 4 号

平成 24 年 12 月 25 日 条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、逗子市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 8 条例 4 ・ 平 24 条例 34 ・ 一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は別に規則で定める。

(平 24 条例 34 ・ 一部改正)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 24 年 12 月 25 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の逗子市防災会議条例第 3 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

1 防災会議、災害対策本部等

1-6 逗子市災害対策本部職員の任命に関する規則…………… 防災安全課

○逗子市災害対策本部職員の任命に関する規則

昭和 40 年 6 月 18 日 逗子市規則第 23 号

〔注〕 昭和 59 年から改正経過を注記した。

改正 昭和 41 年 3 月 31 日 規則第 5 号

昭和 44 年 10 月 25 日 規則第 16 号

昭和 45 年 8 月 20 日 規則第 30 号

昭和 45 年 12 月 21 日 規則第 44 号

昭和 47 年 3 月 22 日 規則第 16 号

昭和 47 年 9 月 25 日 規則第 27 号

昭和 48 年 12 月 28 日 規則第 30 号

昭和 51 年 3 月 30 日 規則第 6 号

昭和 51 年 7 月 1 日 規則第 21 号

昭和 52 年 12 月 27 日 規則第 13 号

昭和 57 年 3 月 27 日 規則第 7 号

昭和 59 年 3 月 31 日 規則第 5 号

平成 3 年 3 月 30 日 規則第 7 号

平成 4 年 3 月 27 日 規則第 8 号

平成 6 年 3 月 30 日 規則第 1 号

平成 8 年 3 月 29 日 規則第 2 号

平成 14 年 3 月 29 日 規則第 10 号

平成 14 年 4 月 1 日 規則第 24 号

平成 16 年 10 月 1 日 規則第 44 号

平成 18 年 3 月 31 日 規則第 12 号

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 14 号

平成 19 年 7 月 6 日 規則第 20 号

平成 21 年 4 月 1 日 規則第 18 号

平成 24 年 12 月 25 日 規則第 37 号

令和 3 年 3 月 31 日 規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 3 項の規定に基づく逗子市災害対策本部の職員の任命に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平成 24 規則 37・一部改正)

1 防災会議、災害対策本部等

(副本部長、本部員及びその他の職員の任命)

第2条 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員は、教育長、理事、消防長、議会事務局長及び行政委員会事務局長並びに逗子市事務分掌条例（平成20年逗子市条例第19号）第1条に規定する部及び逗子市教育委員会事務分掌規則（平成21年逗子市教育委員会規則第2号）第2条に規定する部の部長及び担当部長をもって充てる。

3 災害対策本部職員は、前項に掲げる者を除き、逗子市職員定数条例（昭和26年逗子市条例第6号）に定める職員並びに逗子市職員の勤務時間に関する条例（昭和47年逗子市条例第8号）第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をもって充てる。

（昭59規則5・平3規則7・平4規則8・平6規則1・平14規則10・平14規則24・平16規則44・平18規則12・平19規則14・平19規則20・平21規則18・平24規則37・令3規則10一部改正）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和41年3月31日規則第5号）

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附則（昭和44年10月25日規則第16号）

この規則は、昭和44年11月1日から施行する。

附則（昭和45年8月20日規則第30号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和45年12月21日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和47年3月22日規則第16号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附則（昭和47年9月25日規則第27号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

附則（昭和48年12月28日規則第30号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和49年1月1日から施行する。

附則（昭和51年3月30日規則第6号抄）

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附則（昭和51年7月1日規則第21号）

この規則は、昭和51年7月1日から施行する。

附則（昭和52年12月27日規則第13号抄）

1 この規則は、昭和53年1月1日から施行する。

1 防災会議、災害対策本部等

附則（昭和 57 年 3 月 27 日規則第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附則（昭和 59 年 3 月 31 日規則第 5 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 3 年 3 月 30 日規則第 7 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 4 年 3 月 27 日規則第 8 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 6 年 3 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 8 年 3 月 29 日規則第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 10 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 14 年 4 月 1 日規則第 24 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 16 年 10 月 1 日規則第 44 号）

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 12 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 14 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年 7 月 6 日規則第 20 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 18 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 12 月 25 日規則第 37 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

1 防災会議、災害対策本部等

1-7 逗子市災害対策本部の設置及び運営に関する要綱…………… 防災安全課

逗子市災害対策本部の設置及び運営に関する要綱

昭和40年6月18日施行
改正 平成16年10月1日
平成17年3月30日
平成18年4月1日
平成19年4月1日
平成21年4月1日
平成22年4月1日
平成22年4月1日
平成23年4月1日
平成24年11月1日
平成27年9月1日
平成28年4月1日
平成29年4月1日
令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(機構及び業務)

第2条 本部の機構及び分担業務は、別表のとおりとする。

(組織)

第3条 本部に部を、部に班を置く。

2 部に部長及び副部長を置く。

3 部長は、教育長、理事、消防長、議会事務局長及び行政委員会事務局長並びに逗子市事務分掌条例（平成28年逗子市条例第20号）第1条に規定する部及び逗子市教育委員会事務分掌規則（平成29年逗子市教育委員会規則第3号）第2条に規定する部の部長及び担当部長を、副部長は、同条例第1条に規定する部及び同規則第2条に規定する部の次長及び参事（部の外に置かれる参事を含む。）をもって充てる。

4 前項の場合において、第1項に規定する部に複数の部長及び副部長が置かれることを妨げない。

(職務)

第4条 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属班員を指揮監督する。

2 副部長は、部長を補佐し、上司の命を受け、所属班員を指揮監督し、部長に事故があるときは、そ

1 防災会議、災害対策本部等

の職務を代理する。

3 班員は上司の命を受け、その分担業務に従事する。

(本部会議)

第5条 本部長は、災害対策について重要な指示又は総合調整を行うため、必要と認めるときは、本部会議を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、部長及び副部長をもって構成する。

(非常配備及び非常配備編成計画)

第6条 本部は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整えるものとする。この場合において、本部が設置されたときは、別に定める非常配備編成計画に基づき、非常配備要員に指定された職員（以下「非常配備要員」という。）は、速やかに非常配備につくものとする。

(非常配備下の活動)

第7条 非常配備下における本部活動は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 部長は、災害の現況等を部下に周知させるとともに、非常配備要員を配備につかせる。

(2) 副部長は、部非常配備編成計画に基づき、所属班員を掌握するとともに、それぞれ分担業務を実施させる。

(3) 部班は、部班相互間及び関係機関との連絡を密にし、強力体制を強化する。

(4) 部班は、前各号に掲げるもののほか、本部会議決定事項を実施する。

(緊急参集)

第8条 非常配備要員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに所属部班に参集し、又は所属部班に連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

2 前項に掲げる職員は、災害時においては、自ら進んで所属部班に参集し、又は上司の指示を受けられるようテレビ、ラジオ等の災害報道の聴取に努めるものとする。

附則

この要綱は、昭和40年6月18日から施行する。

附則

この要綱は、昭和41年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和45年8月20日から施行する。

附則

この要綱は、昭和45年12月21日から施行する。

附則

1 防災会議、災害対策本部等

この要綱は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (抄)

1 防災会議、災害対策本部等

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

1 防災会議、災害対策本部等

別表

部	班	分担業務
経営企画対策部	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策特命に関すること。 2 他部の応援に関すること。
	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 災害対策本部の庶務に関すること。 3 国、県及び防災関係機関との通信に関すること。 4 防災関係機関への応援要請に関すること。 5 復旧・復興計画の立案及び調整に関すること。 6 警戒区域の設定に係わる事務に関すること。 7 庁舎内等のコンピューター関連施設の保持に関すること。 8 所掌不明事項に係る総合調整に関すること。
	情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部との連絡調整に関すること。 2 住民に係わる安否情報の収集と収集情報の提供に関すること。 3 災害情報の受理、伝達及び整理に関すること。
	秘書・広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 視察・見舞い等主要来庁者の対応に関すること。 3 報道機関に対する情報の発表及び連絡に関すること。 4 災害広報活動に関すること。 5 記者会見の設定に関すること。 6 基地等情報収集及びアメリカ合衆国軍隊との連絡調整に関すること。
	財務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の受入れ等に関すること。 2 公共施設等災害復旧対策に関すること。 3 災害関係予算及び経理に関すること。
総務対策部	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区防災拠点への職員の派遣に関すること。 2 応急対策特命に関すること。 3 他部の応援に関すること。

1 防災会議、災害対策本部等

	総務・職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急文書等の印刷等に関する事。 2 救援物資の受入れ、配分等に関する事。 3 職員動員調整及び派遣に関する事。 4 被災職員に関する事。 5 職員の健康管理に関する事。 6 職員の公務災害補償に関する事。 7 災害対策基本法により派遣された職員の身分取り扱に関する事。 8 時間外勤務に関する事。 9 職員の食料の確保に関する事。
	管財・緊急輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎の安全確認及び管理に関する事。 2 車両の調達、管理等に関する事。 3 必要物資の購入に関する事 4 市有財産の災害対策及び被害調査に関する事。 5 運輸関係機関との連絡調整に関する事。
	被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置に関する事。 2 被災家屋、被災土地の所有者等の確認に関する事。 3 罹災証明の発行に関する事
	会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係予算の出納に関する事。
市民協働対策部	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区防災拠点への職員の派遣に関する事。 2 応急対策特命に関する事。 3 他部の応援に関する事。
	市民生活班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する市民相談及び関係機関が実施する各種相談の連絡調整に関する事。
	応急給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水活動に関する事。 2 食料の調達、配分及び配送に関する事。 3 生活必需品等の調達及び供給に関する事。 4 農林・水産・商工関係の被害調査に関する事
福祉対策部	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区防災拠点への職員の派遣に関する事。 2 応急対策特命に関する事。 3 他部の応援に関する事。

1 防災会議、災害対策本部等

避難行動要支援者班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の避難、救護等に関する情報の収集・伝達及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 福祉避難所との連絡調整に関すること。 3 障害福祉給付金及び自己負担に関する納期延長、徴収猶予、減免等の特例措置に関すること。
社会福祉・介護支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアに関すること。 2 義援金(日赤関係)の受入れ等に関すること。 3 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等に関すること。 4 災害救助法の適用申請、精算及び連絡調整に関すること。 5 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 6 遺体安置所の開設、火葬及び埋葬に関すること。 7 被災生活保護世帯の把握に関すること。 8 介護保険料の納期延長、徴収猶予、減免等の特例措置に関すること 9 介護保険サービス利用料の減免・軽減等の特例措置に関すること。 10 介護保険サービス提供事業所との連絡調整に関すること。
医療救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納期延長、徴収猶予、減免等の特例措置に関すること。 2 救急医療及び助産活動に関すること。 3 県及び関係医療機関との連絡調整及び救急医療情報に関すること 4 逗葉医師会等との連絡調整に関すること。 5 医療救護所の開設・運営に関すること。 6 防疫、保健衛生、食品衛生管理等に関すること。 7 野犬等の回収に関する保健福祉事務所等との連絡調整に関すること。

1 防災会議、災害対策本部等

環境都市対策部	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区防災拠点への職員の派遣に関する事。 2 応急対策特命に関する事。 3 他部の応援に関する事。
	住宅支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅の調査等に関する事。 2 応急危険度判定に関する事。 3 倒壊建造物の解体撤去等に関する事。
	衛生対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川等の障害物の廃棄及び保管に関する事。 2 災害廃棄物の処理に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する業者との調整に関する事。 4 ごみの収集及び処理に関する事。 5 し尿の収集及び処理に関する事。
	応急復旧対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設住宅用地の確保及び調整に関する事。 2 仮設住宅の管理及び入居の決定に関する事。 3 被災者の住宅入居相談に関する事。 4 道路、橋りょう及びトンネルの危険箇所の確認及び応急資機材の確保に関する事。 5 県及び市が指定する緊急輸送路に関する事。 6 道路、橋りょう及びトンネルの応急復旧に関する事。 7 道路の障害物の除去に関する事。 8 道路、橋りょう及びトンネルの交通止め、う回、通行制限に関する事。 9 がけ崩れ等の応急措置に関する事。 10 公共施設の危険箇所の点検及び安全確保に関する事。 11 被災住宅等の応急修理に関する事。 12 仮設住宅等の建設に関する事。 13 河川の障害物の除去に関する事。 14 水防警報等の受理及び伝達に関する事。 15 危険河川水域の警戒監視に関する事。 16 水防資機材に関する事。 17 準用河川及び普通河川等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 18 水防の現地指導に関する事。

1 防災会議、災害対策本部等

	下水道対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の被害状況調査に関する事。 2 下水道施設の応急復旧に関する事。 3 下水道の使用制限に関する事。 4 水防関係機関との連絡調整に関する事。 5 水防対策の被害状況の記録に関する事。 6 浸水被害警戒地域の調査及び災害対策に関する事。
消防対策部	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員及び消防団員の招集、配備に関する事。 2 被災消防職員及び被災消防団員に関する事。 3 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関する事。 4 消防相互応援に関する事。 5 防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 消防職員及び消防団員の水防活動に関する事。 7 危険物の応急対策に関する事。 8 消防計画に定める事項に関する事。 9 被害の原因及び調査の総括に関する事。 10 水防警戒対策に関する事。 11 災害情報及び気象情報の受理、伝達に関する事。 12 災害の警戒、防御及び鎮圧に関する事。 13 被災者の救護及び搬送に関する事。 14 避難誘導、避難勧告(指示)及び警備に関する事。 15 消防水利施設に関する事。 16 応急対策特命に関する事。
教育対策部	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区防災拠点への職員の派遣に関する事。 2 応急対策特命に関する事。 3 他部の応援に関する事。
	教育施設対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係施設及び設備の被害調査並びに応急措置に関する事。 2 文化財の保護及び応急対策に関する事。
	教育支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急教育、給食並びに被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付に関する事。 2 教職員の動員に関する事。

1 防災会議、災害対策本部等

	避難行動要支援者班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の避難、救護等に関する情報の収集・伝達及び防災関係機の連絡調整に關すること。 2 福祉避難所との連絡調整に關すること。
	子育て支援・保育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ふれあいスクール及び学童保育利用者の情報収集及び安全確保に關すること。 2 保育所、幼稚園、子育て関連施設利用者の情報収集及び安全確保に關すること。 3 保育料の減免に關すること。
議会対策部	議会対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会の連絡調整に關すること。 2 災害に關する議会報告に關すること 3 議会関係の視察、見舞い及び調査等の来庁者に關すること。 4 応急対策特命に關すること。 5 他部の応援に關すること。

1 防災会議、災害対策本部等

1-8 逗子市災害対策事務局の組織及び運営に関する要綱…………… 防災安全課

逗子市災害対策事務局の組織及び運営に関する要綱

昭和40年6月18日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市災害対策事務局(以下「災害対策事務局」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 逗子市災害対策本部の設置前及び解散後の事務を処理するため、災害対策事務局を常設する。

(組織)

第3条 災害対策事務局は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 局長 1人
- (2) 次長 1人
- (3) 局員 若干人
- (4) 書記 若干人

2 局長には経営企画部長を、次長には経営企画部次長をもって充てる。

3 局員及び書記は、別表に定める者のうち、同表中班員の欄に掲げる職員をもって充てる。

(職務)

第4条 局長は、局務を掌理し、次長、局員及び書記(以下「災害対策事務局職員」という。)を統理する。

2 次長は、局長を補佐し、局長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 局員は、局務に参画し、局長を補佐する。

4 書記は、局務に従事する。

(班長及び班員)

第5条 災害対策事務局に班長及び班員を置く。

2 班長は、別表に定める班の区分に従い、それぞれ同表班長の欄に定める職にある者をもって充てる。

3 班員は、前項に規定する班長が指名する職員をもって充てる。

(局議)

第6条 局長は、必要と認めるときは、局議を招集する。

2 局議は、局長、次長及び局員をもって構成する。

3 局議は、気象情報、被害情報等について検討し、局務の処理方針について審議する。

(職員の参集等)

第7条 災害対策事務局職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると覚知したときは、災害対策事務局に参集し、又は連絡を取り、必要な指示を受けるものとする。

(分掌事務の実施)

1 防災会議、災害対策本部等

第8条 局務の開始が指示されたときは、次の各号に掲げる班は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

(1) 連絡調整班

- ア 気象情報、交通情報、被害状況等災害対策実施に必要な情報の収集及び整理に関する事。
- イ 関係機関との連絡調整に関する事。
- ウ 罹災後の行政施策の総合計画に関する事。
- エ 災害広報活動の実施に関する事。

(2) 総務班

- ア 災害時における職員の服務体制の確保に関する事。
- イ 市有財産の被害の情報収集及び応急対策実施に関する事。
- ウ 災害関係諸物品の調達に関する事。
- エ その他総務部の業務に関する事。

(3) 市民協働班

- ア 応急給水活動に関する事。
- イ 食糧等の調達、配分及び配送に関する事。
- ウ 生活必需品等の調達及び供給に関する事。
- エ 災害に関する市民相談に関する事。

(4) 福祉班

- ア 災害救護の連絡調整に関する事。
- イ 医療関係災害の情報の収集及び応急対策実施に関する事。
- ウ 防疫、保健衛生、食品衛生管理等に関する事。

(5) 環境都市班

- ア 土木関係災害の情報の収集及び応急対策実施に関する事。
- イ 下水道関係災害の情報の収集及び応急対策実施に関する事。
- ウ 災害廃棄物等の処理に関する事。
- エ 仮設住宅等の建設、管理等に関する事。

(6) 消防班 災害情報の受理、伝達及び救出活動に関する事。

(7) 教育班 教育関係災害の情報の収集及び応急対策実施に関する事。

(8) 議会班 議会の連絡調整に関する事。

(部かひの協利)

第9条 部かひは、把握した災害情報は、速やかに災害対策事務局に通報しなければならない。

(局務の終結)

第10条 局長は、処理すべき業務を終了したと認めるときは、局務を終結するものとする。

(庶務)

第11条 災害対策事務局の庶務は、防災安全課が行う。

(その他)

1 防災会議、災害対策本部等

第 12 条 前各条に定めるもののほか、災害対策事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、局長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和 40 年 6 月 18 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 45 年 8 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 45 年 12 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則（抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

1 防災会議、災害対策本部等

別表（第5条関係）

班 名	班 長	班 員
連絡調整班	経営企画部長	左欄に掲げる部かい長が指定する。
総 務 班	総 務 部 長	
市民協働班	市民協働部長	
福 祉 班	福 祉 部 長	
環境都市班	環境都市部長	
消 防 班	消 防 長	
教 育 班	教 育 部 長	
議 会 班	議会事務局長	

1 防災会議、災害対策本部等

1-9 逗子市災害警戒本部の設置及び運営に関する要綱…………… 防災安全課

逗子市災害警戒本部の設置及び運営に関する要綱

令和3年4月1日

逗子市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における警戒体制を整備し、市民生活の安全確保のための対策を迅速かつ一体的に実施するため、逗子市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 警戒本部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めた場合に設置する。

(機構及び業務)

第3条 警戒本部の機構及び分担業務は、逗子市災害対策本部の設置及び運営に関する要綱（昭和40年6月18日施行。以下「本部要綱」という。）別表のうちから、災害の種類及び規模並びに被害の程度等に応じ、必要な部を置く。この場合において、設置する部の分担業務は、本部要綱別表を準用する。

(組織)

第4条 警戒本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は消防長をもって充てる。

3 警戒本部に部を、部に班を置く。

4 部に部長及び副部長を置き、それぞれ別表に定める職にある者をもって充てる。

5 部長は、教育長、理事、消防長、議会事務局長及び行政委員会事務局長並びに逗子市事務分掌条例（平成28年逗子市条例第20号）第1条に規定する部及び逗子市教育委員会事務分掌規則（平成29年逗子市教育委員会規則第3号）第2条に規定する部の部長及び担当部長を、副部長は、同条例第1条に規定する部及び同規則第2条に規定する部の次長及び参事（部の外に置かれる参事を含む。）をもって充てる。

6 前項の場合において、第1項に規定する部に複数の部長及び副部長が置かれることを妨げない。

(職務)

第5条 本部長は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部の構成員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、分担業務を掌理し、所属の班員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、上司の命を受け、所属班員を指揮監督し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第6条 本部長は、災害対策について重要な指示又は総合調整を行うため、必要があると認めるときは、本部会議を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、部長及び副部長をもって構成する。

1 防災会議、災害対策本部等

3 本省会議は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

4 本部長は、本省会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(配備人員)

第7条 警戒本部が設置されたとき、第4条第5条に規定する各部長は、災害の予想状況等を基に各班に配備する人員を決定し、速やかに警戒本部に連絡するものとする。

(解散)

第8条 警戒本部は、災害対策本部が設置されたとき、又は災害発生のおそれなくなったと認められるときに解散する。

(庶務)

第9条 警戒本部の庶務は、経営企画部防災安全課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の組織及び運営について必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

1 防災会議、災害対策本部等

1-10 災害時における職員の配備体制…………… 防災安全課

災害時における職員の配備体制

<地震・津波等>

1 災害対応組織の種類

(1) 警戒体制 (第1次体制)

平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制をとる。

(2) 災害警戒本部設置体制 (第2次体制)

被害状況の把握及び必要な応急対策を実施する。その他の職員は待機する。災害の状況により罹災害対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部設置体制 (第3次体制)

災害対策本部を設置し、全職員で災害対策に当たる。

2 災害配備職員の事前指定

地震等が発生し、配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集を行うため、次の部局は、参集する職員を事前に指定するものとする。

(1) 出動体制の種別と発令基準

設置組織	配備指令	配備指令発令基準			配備すべき職員の基準	発令者
		震度	津波警報等	南海トラフ地震		
災害注意体制	第1次体制	震度4又は隣接する市町の地震震度観測地点において震度5強以上を観測	津波注意報	南海トラフ地震臨時情報(調査中)	防災安全課職員及び消防長があらかじめ指定した消防職員	自動発令
災害警戒本部設置体制	第2次体制	震度5弱	津波警報	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	各部の部長があらかじめ指定した職員	

1 防災会議、災害対策本部等

災害対策本部設置体制	第3次体制	震度5強	大津波警報	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	各部の部長があらかじめ指定した職員	自動発令
	第4次体制	震度6弱以上	上記に加えて市内に大規模な被害が発生し、市役所の全活動力を必要とする場合		全職員	

(2) 地震等発生時における出動体制の指定

地震等が発生した場合は、平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制をとることとする。

(3) 参集対象者と参集場所

各体制に指定された職員は、参集時において傷病等で応急活動に従事することが困難である者、その他本部長が認める者を除いて、各勤務場所、その他職員初動マニュアルに基づく指定場所に参集する。

なお、やむを得ない事情で指定場所に参集できない場合は、本庁舎または市の施設に参集し、現地統括者の指示を仰ぐものとする。

(4) 勤務時間外に災害が発生した場合の対応

職員は、勤務時間外に災害が発生した場合や気象警報等が発表された場合においては、テレビ、ラジオ、防災行政無線、MCA無線、各課の緊急連絡網等により、あらかじめ指定された出動体制に従い、安全かつ迅速に参集行動に移る。

(5) 勤務時間内に災害が発生した場合の対応

職員は、勤務時間内に災害が発生した場合や気象警報等が発表された場合において防災安全課からの庁内放送等による配備指令の伝達後、各部長等からの指示により配備に移行する。

3 災害対策本部等の組織と事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌は、逗子市災害対策本部の設置及び運営に関する要綱（昭和40年6月18日施行）に定めるところによる。

4 訓練等の実施

発災時における迅速・的確な災害対策本部活動を実施するため、各種業務マニュアルを整備するとともに、様々な場面を想定した、より実践的な訓練を実施する。

1 防災会議、災害対策本部等

<風水害等>

1 災害対応組織の種類

(1) 警戒体制 (第1次体制)

平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制をとる。

(2) 災害警戒本部設置体制 (第2次体制)

被害状況の把握及び必要な応急対策を実施する。その他の職員は待機する。災害の状況により、災害警戒本部を設置する。

(3) 災害対策本部設置体制 (第3次体制)

災害対策本部を設置し、全職員で災害対策に当たる。

2 災害配備職員の事前指定

風水害時の出動体制としては、設置体制ごとに区分されている発令者による配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集を行うため、次の部局は、それぞれ事前に出動職員を指名するものとする。

(1) 出動体制の種別と発令基準

〔風水害時〕

設置組織	配備指令	配備指令発令基準	配備すべき職員の基準	発令者
警戒体制	第1次体制	大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪の警報のいずれかが発表されたとき。	防災安全課職員、消防長があらかじめ指定した消防職員及び環境都市部長があらかじめ指定した職員	部長
災害警戒本部設置体制	第2次体制	大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪の警報のいずれかが発表され、かつ、市内で災害が発生するおそれのあるとき又は発生したとき。	警戒体制出動職員、各部の部長、次長及び各部の部長があらかじめ指定した職員	副市長
災害対策本部設置体制	第3次体制	市内に大規模な災害の発生するおそれのあるとき又は発生したとき。	全職員	市長

1 防災会議、災害対策本部等

〔事故災害時〕

設置組織	配備指令	配備指令発令基準	配備すべき 職員の基準	発令者
警戒体制	第1次体制	他部局との連携・調整が必要となる 事故災害の通報などを受けたとき。	防災安全課職員及び 消防長があらかじめ 指定した消防職員	部長
災害警戒本部 設置体制	第2次体制	事故災害による被害が発生したと き、又はそのおそれがあるとき。	警戒体制出動職員、 各部の部長、次長及び 各部の部長があ らかじめ指定した職員	副市長
災害対策本部 設置体制	第3次体制	事故災害による被害が多発又は重大 な被害が発生したとき、又はそのお それがあるとき。	全職員	市長

(2) 風水害時等における出動体制の指定

風水害等において、出動体制が発令された場合、平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制をとることとする。

(3) 参集対象者と参集場所

各体制に指定された職員は、参集時において傷病等で応急活動に従事することが困難である者、その他本部長が認める者を除いて、各勤務場所、その他職員初動マニュアルに基づく指定場所に参集する。

なお、やむを得ない事情で指定場所に参集できない場合は、本庁舎又は市の施設に参集し、現地統括者の指示を仰ぐものとする。

(4) 勤務時間外に災害が発生した場合の対応

職員は、勤務時間外に災害が発生した場合や気象警報等が発表された場合においては、テレビ、ラジオ、防災行政無線、MCA無線、各課の緊急連絡網等により、あらかじめ指定された出動体制に従い、安全かつ迅速に参集行動に移る。

(5) 勤務時間内に災害が発生した場合の対応

職員は、勤務時間内に災害が発生した場合や気象警報等が発表された場合において防災安全課からの庁内放送等による配備指令の伝達後、各部長等からの指示により配備に移行する。

3 災害対策本部等の組織と事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌は、逗子市災害対策本部の設置及び運営に関する要綱（昭和40年6月18日施行）に定めるところによる。

1 防災会議、災害対策本部等

4 訓練等の実施

風水害等による災害の発生を想定した参集訓練、災害対策本部の運営訓練など、災害発生時に災害対応組織が円滑に機能することを目的として、各種訓練を実施する。

2 調査・研究等

2-1 神奈川県内の活断層…………… 防災安全課

(県災害対策課)

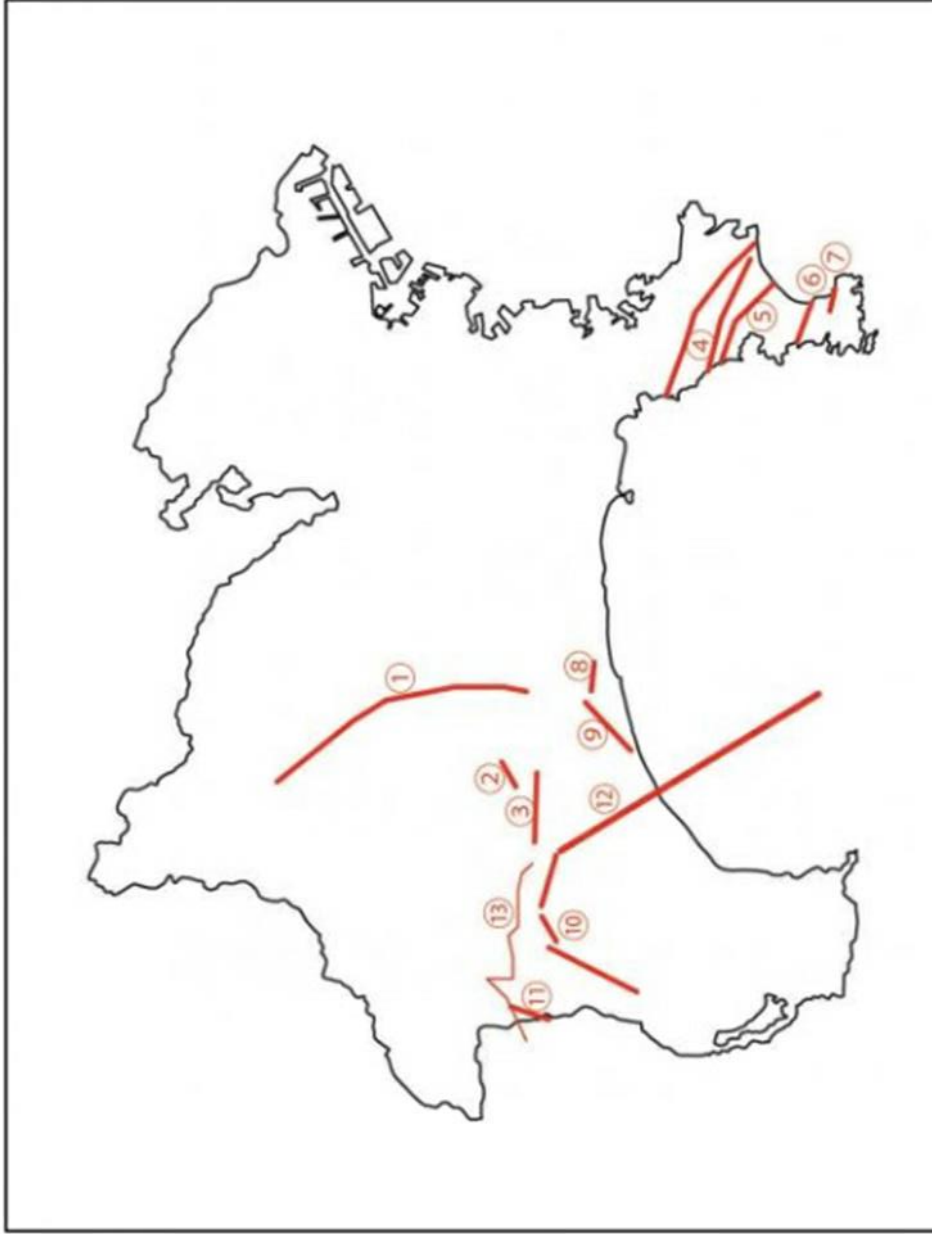
令和2年3月現在

1 神奈川県内の主な活断層

断層名	長さ	活動度	最新活動時期	平均活動間隔	評価の概要
神縄・国府津 —松田断層帯	約16km+海域	A(一部 B, C)	650~900 年前	1000~1100 年	次の活動は今後数百年以内に起こる可能性が高いです。
三浦半島北断層群	20km 衣笠断層:13km 北武断層:12.5km 武山断層:9km	A~B	500~1000 年前	1000~16000 年前	次の活動は今後数百年以内に起こる可能性が高いです。
三浦半島南断層群	7km+海域 南下浦断層:3.7km 引橋断層:1.9km	B~C	2.2 万~2 万年前	不明(6100 年以上)	次の活動は不明です。三浦半島北断層群に比べて活動度は低いと推定されます。
伊勢原断層	約13 km	B	2000 年前以降、 西暦 1707 年以前	3300~5000 年	次の活動まで千数百年以上の時間があると推定されます。
秦野断層	約3.5 km	A~B	約 1.7 万年前 またはそれ以降	不明	国府津—松田断層の活動に付随して活動する可能性があります。
渋沢断層	約6km 渋沢西断:1.7km 渋沢東断:5.4km	A~B	1 万年以降に活動があった可能性が高い	不明	活動時期は明らかでないが、神縄・国府津—松田断層の活動に付随して活動する可能性があります。

- * 確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもの
- 確実度Ⅱ：活断層であることが推定されるもの
- 確実度Ⅲ：活断層である可能性があるもの
- * 活動度A：平均変位速度 1.0m~10.0m/1000 年
- 活動度B：平均変位速度 0.1m~1.0m/1000 年
- 活動度C：平均変位速度 0.01m~0.1m/1000 年

2 調査・研究等

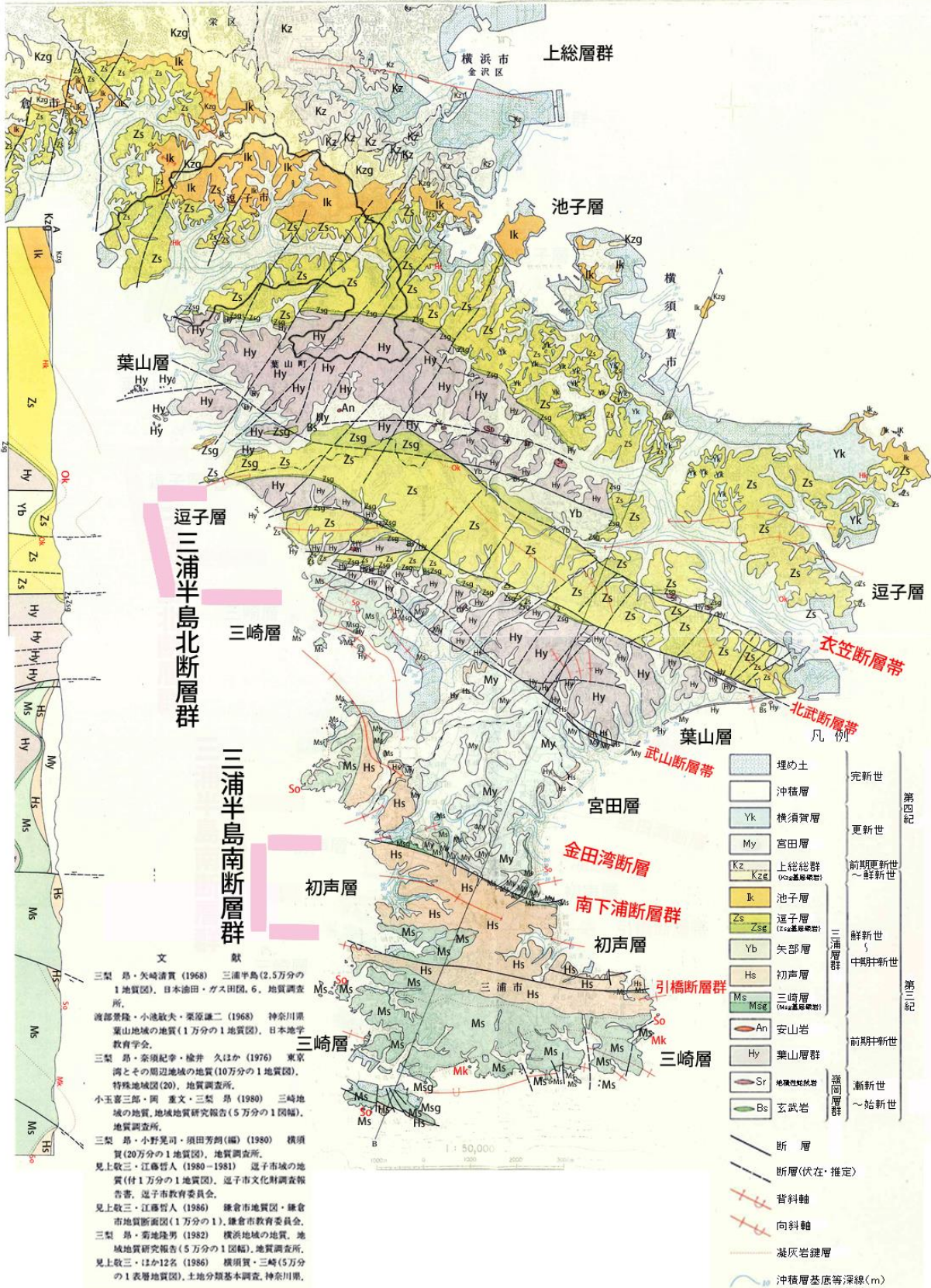


(1)伊勢原断層、(2)桑野断層、(3)淡沢断層、(4)衣笠・北武断層帯 (5)武山断層帯)、〔三浦半断層群南部：(6)南下浦断層、(7)引橋断層〕、(8)小向断層、(9)生沢断層、(10)平山-松田北断層帯、(11)塩沢断層帯、(12)国府津-松田断層帯、(13)神縄断層)

※「神奈川県内の主な活断層 新編日本の活断層（活断層研究会編）」及び地震調査研究推進本部の資料等により作成。

なお、国府津-松田断層帯はプレート境界からの分岐断層と評価されるようになった。また、神縄断層は約50万年前に活動を停止していることから、活断層としては扱わない。

三浦半島地質図



3 災害に強いまちづくり

3-1 都市、建築

1 都市公園等一覧…………… 緑政課

種別	名称	所在地	面積 (㎡)
地区公園	第一運動公園	逗子市池子 1-275-1	55,576
	池子の森自然公園	逗子市池子字花ノ瀬 60 番 1	95,000
特殊公園	披露山公園	逗子市新宿 5-1851	58,683
	蘆花記念公園	逗子市桜山 8-2151 イ-1	25,382
近隣公園	桜山中央公園	逗子市桜山 5-375-11	31,824
	久木大池公園	逗子市久木 8-1287-2	17,210
	大崎公園	逗子市小坪 4-739	21,372
街区公園	下田公園	逗子市逗子 2-75-8	384
	亀井児童公園	逗子市逗子 5-976	528
	柳原公園	逗子市桜山 1-70-1	626
	向原西公園	逗子市桜山 3-85-36	262
	向原東公園	逗子市桜山 4-49-2	462
	中里児童公園	逗子市桜山 4-287-1	533
	桜山上公園	逗子市桜山 5-327	229
	みどりヶ丘公園	逗子市桜山 5-375-15	424
	持田公園	逗子市桜山 5-419	317
	なごみの丘公園	逗子市桜山 5-533-3	2,467
	桜山公園	逗子市桜山 6-1097-71	2,784
	才戸児童公園	逗子市桜山 6-1289	418
	葉桜公園	逗子市桜山 6-1326-29	326
	鳴鶴公園	逗子市桜山 9-2438-21	185
	桜山ニューライフ公園	逗子市桜山 9-2507-6	128
	泉沢公園	逗子市沼間 1-125-16	731
	南台児童公園	逗子市沼間 1-137-15	191
	エルデ公園	逗子市沼間 2-1519-21	2,441
	アーデンヒルやまびこ公園	逗子市沼間 3-301-6	5,205
	アーデンヒル中央公園	逗子市沼間 3-301-106	3,627

3 災害に強いまちづくり

アーデンヒルつどいの広場	逗子市沼間 3-301-148	5,894
アーデンヒル花の森公園	逗子市沼間 3-301-227	8,673
柚沢公園	逗子市沼間 4-1174	212
グリーンヒル見晴公園	逗子市沼間 5-759-52	1,021
グリーンヒルピッチング広場公園	逗子市沼間 5-759-78	955
グリーヒル砂場公園	逗子市沼間 5-765-150	701
グリーンヒルフラワー公園	逗子市沼間 5-765-252	568
グリーンヒルテニス公園	逗子市沼間 5-765-283	1,915
沼間大山公園	逗子市沼間 5-847-74	690
グリーンヒルこかげ公園	逗子市沼間 5-848-2	651
グリーンヒルつばき公園	逗子市沼間 5-848-157	2,120
篠山公園	逗子市沼間 6-1092-2	379
池子児童公園	逗子市池子 1-51	764
アザリエ南公園	逗子市池子 2-283-486	1,237
アザリエ望洋公園	逗子市池子 2-283-536	467
アザリエやまゆり公園	逗子市池子 2-283-549	964
アザリエ展望公園	逗子市池子 2-332-4	1,453
アザリエ坂道公園	逗子市池子 2-338-66	828
廻り倉児童公園	逗子市池子 2-350	1,028
アザリエ東公園	逗子市池子 3-525-163	1,615
アザリエ山下公園	逗子市池子 3-525-252	3,072
アザリエ中公園	逗子市池子 3-560-4	1,013
アザリエ学校前公園	逗子市池子 3-561-31	2,094
アザリエ第2小公園	逗子市池子 3-598-96	228
逗子ビューハイツ公園	逗子市山の根 1-205-2	212
ファミリー逗子公園	逗子市山の根 1-435-13	165
山の根松本公園	逗子市山の根 3-92-2	406
松本谷戸公園	逗子市山の根 3-159-39	682
ふれあい公園	逗子市久木 1-505-1	827

3 災害に強いまちづくり

	久木風早公園	逗子市久木 3-380-1	198
	なかよし公園	逗子市久木 5-1620-26	289
	ハイランド朝陽丘公園	逗子市久木 6-1397-1	9,660
	久木若草児童公園	逗子市久木 6-1608	326
	ハイランド夕陽台公園	逗子市久木 8-343-4	1,171
	ハイランドつつじヶ丘公園	逗子市久木 8-1290-49	182
	ハイランド西ヶ丘公園	逗子市久木 8-1397-317	1,408
	風の丘公園	逗子市久木 8-1423-220	1,042
	亀ヶ岡公園	逗子市小坪 1-1396-69	639
	一の沢公園	逗子市小坪 1-1541-5	3,600
	たきが谷公園	逗子市小坪 2-1048-34	706
	披露山児童公園	逗子市小坪 3-658-1	2,220
	大谷戸公園	逗子市小坪 3-960-13	979
	小坪グリーンテラス公園	逗子市小坪 5-240-7	392
	小坪海浜公園	逗子市小坪 5-426	3,483
	小坪飯島公園	逗子市小坪 5-439-2	5,225
	イリオス公園	逗子市小坪 6-140-8	1,861
	南ヶ丘西公園	逗子市小坪 7-1110-190	1,191
	南ヶ丘東公園	逗子市小坪 7-1110-191	592
	けやきの広場	逗子市新宿 4-1537-7	825
	浪子不動園地	逗子市新宿 5-1827-2	925
	かけ山公園	逗子市新宿 5-1897-5	926
緑地	才戸緑地	逗子市桜山 6-1326-67	2,791
	台山緑地	逗子市沼間 1-22-1	7,619
	沼間大山緑地	逗子市沼間 5-847-1	25,196
	名越緑地	逗子市久木 9-1835-2	2,430
	大崎緑地	逗子市小坪 4-745	12,232
	滝の谷緑地	逗子市小坪 7-1190-1	48,144
	池子の森緑地	逗子市久木字東諏訪ノ谷 901 番	301,765

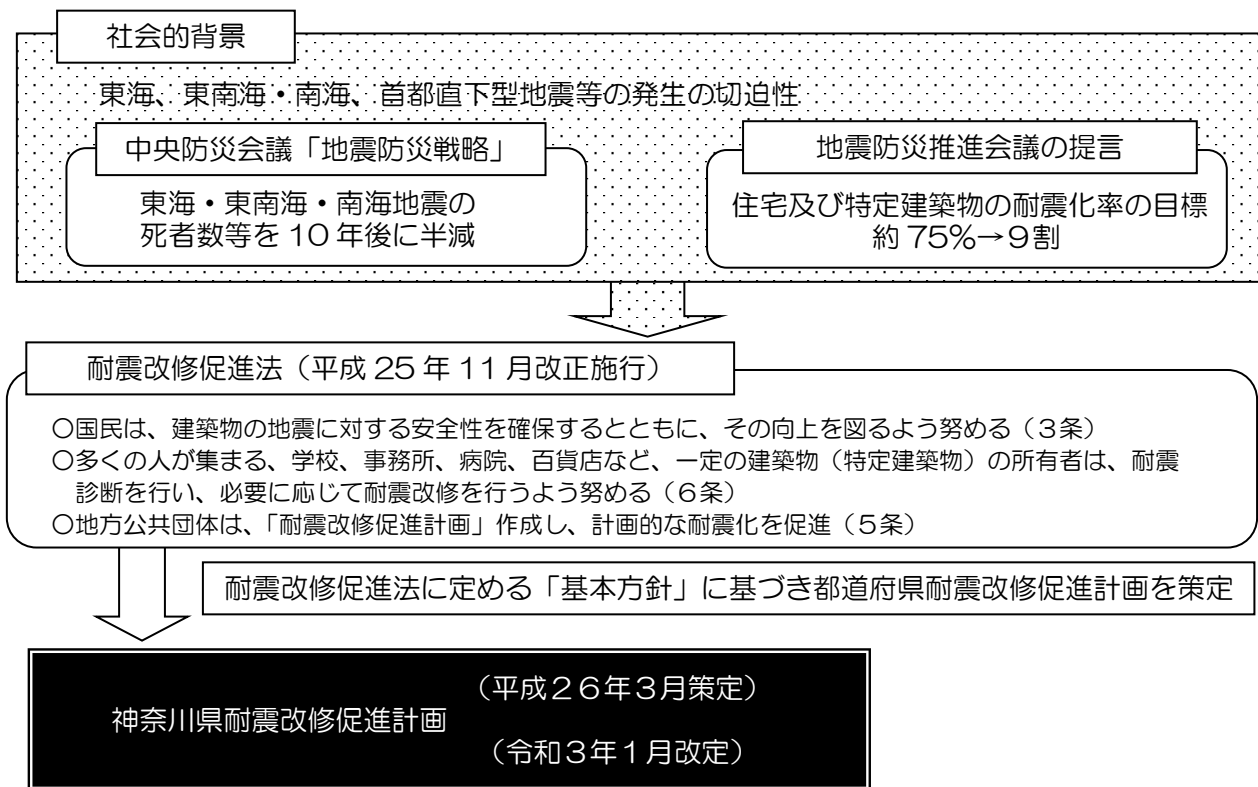
3 災害に強いまちづくり

2 耐震改修促進計画の概要……………まちづくり景観課

(1) 神奈川県耐震改修促進計画の概要

神奈川県耐震改修促進計画の概要について

(県建築安全課)



詳細については、県のホームページに公開しています

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6814/>)

1 計画期間

平成26年度から平成32年度までの7年間

2 県・市町村・県民（所有者・管理者）の取組み

改正耐震改修促進法により、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務が課せられました。

住宅・建築物の耐震化を促進するには、所有者・管理者が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、取り組むことが必要です。

そこで、県と市町村は、国と連携して、こうした所有者等の取組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じて、耐震改修を実施する上で阻害要因となっている課題を解決していきます。

3 災害に強いまちづくり

3 建築物の耐震化の目標

本計画では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を、平成27年度に90%、平成32年度に95%と定めます。

これは、平成17年の東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）や、平成18年に国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに90%にすることを目標としていること。また、住宅については、新成長戦略(H22年6月閣議決定)、住生活基本計画（全国計画）(H23年3月閣議決定)、日本再生戦略(H24年7月閣議決定)において、平成32年までに耐震化率を95%とする目標を設定していることから、本県においても同じ目標とします。

区 分	これまでの推移		耐震化の目標	
	平成15年度	平成20年度	平成27年度	平成32年
住宅の耐震化率	82%	86%	90%	95%
多数の者が利用する 建築物の耐震化率	平成17年度 81%	平成21年度 86%		

※ 「住宅の耐震化率」は、住宅・土地統計調査(5年ごとに実施)をもとに推計しています。

※ 「多数の者が利用する建築物の耐震化率」は、学校、病院、社会福祉施設、店舗など多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の建築物等の耐震化率で、市町村調査をもとに推計しています。

※ 耐震化率の算定は、昭和56年5月までに新築工事に着工した建築物のうち新耐震基準に適合するものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合です。

3 災害に強いまちづくり

(2) 逗子市耐震改修促進計画の概要

逗子市耐震改修促進計画の概要

計画の目的等	
目的	逗子市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）第6条第1項に基づき、建築物の耐震化の向上に努め、本市における地震被害の軽減を図るために策定します。
位置付け	耐震改修等の付帯的な取り組みのあり方については、国が「建築物の耐震改修等の促進を図るための基本的な方針（平成30年12月改正）」（以下「基本方針」という。）を定めたことにより、建築物の耐震改修等に関する基本的施策の方向性が明確に示されています。 本市では、これらの法令等に基づき、国、神奈川県（以下「県」という。）との連携に努め、地域の実情に応じた建築物の耐震化の促進に関する施策を立案し、建築物の耐震改修等を着実に推進するための指針となる計画として位置付けます。 さらに、本計画は、国や県の上位計画と本市規定の計画である「逗子市総合計画」「逗子市地域防災計画」等との整合を図りながら、本計画の策定に当たっています。
計画期間	本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としますが、社会情勢の変化等により、必要に応じて、5年後に見直しを行います。
想定する地震の規模・被害の状況	神奈川県は、太平洋プレート、フィリピン海プレート、北米プレートが集中する地域に位置するため、地震の起こりやすい地域とされています。 県では、平成25年度から平成26年度にかけて地震被害想定調査を実施しました。平成23年に発生した東日本大震災の災害調査結果から明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見を取り入れ、構造物の損壊、火災の発生等の物的被害、そこから発生する人的被害等を想定しています。

耐震化に関する目標

●住宅

市民の生命・財産を保護するため、戸建て住宅・共同住宅などの住宅の耐震化を促進します。

●特定既存耐震不適格建築物

一定規模以上の建築物で、主に新耐震基準(※1)導入以前に建築された、建築基準法を満たさない建築物の耐震化を促進します。

- ①多数の市民又は不特定多数の人々が利用する建築物
- ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- ③緊急輸送道路などの防災上重要な道路の沿道の建築物

●公共建築物（特定既存耐震不適格建築物の要件を満たす市有建築物を対象）

公共建築物は、災害時の応急対策の活動拠点や避難所などの重要施設となり、多くの市民が集まることから、耐震化を積極的に推進します。

3 災害に強いまちづくり

耐震改修等に係る基本的な取り組み方針

1 本市での役割分担について

本市の建築物の耐震化の現状は、市内に地域ぐるみの自主防災組織が立ち上がっているものの、大地震の発生が切迫した問題と意識されていない傾向にあり、市民等への防災意識等の普及・啓発活動が大きな課題となっています。また、戸建て住宅等の耐震化の工事を行う場合には、費用負担が大きいことから、耐震改修等が進んでいない状況にあります。

今後、本市の耐震化の促進にあたっては、これらの諸課題を踏まえ、建築物の所有者、市、関係機関・団体等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組むことが解決の大きな糸口となります。

戸建て住宅や特定建築物等の具体的な耐震化を進めるにあたっては、まず所有者自身が、建築物の耐震化の必要性や防災対策の重要性を自らの問題として認識し、かつ、地域住民等の自助努力により地域の課題として取り組むことが基本となります。

また、市民からの耐震化に関する各種の相談業務等に適切に対処できる受け入れ体制等を整備するためには、耐震改修等の技術を有する専門技術者の養成をはじめ、建築士や建築業者等との連携強化を図りながら、耐震化の促進に努める必要があります。

なお、本市は住民に最も身近な自治体として、地域の実状に即し、建築物の所有者が耐震改修を行いやすい環境を整えるため、所有者の負担軽減の支援策など必要な施策を検討するとともに、県や関係機関・団体等と連携を図りながら耐震化の促進にあたるものとします。

2 本市の特定建築物及び住宅に関する耐震化の基本的な取り組み方針

本市における特定建築物及び住宅に耐震化に関する諸課題の解決を図るため、次のとおり基本的な取り組み方針を掲げます。

ア 戸建て住宅の耐震化の取り組み方針

震災時に戸建て住宅に住む市民の人的被害と物的被害を軽減するために、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の戸建て住宅を対象に、その所有者の意識啓発に努めるとともに、耐震診断・耐震補強工事等の補助制度を継続実施し、耐震改修等の促進を支援していきます。

さらに、旧耐震基準で建築された住宅の築年数は40年以上が経過しており、建替えや除却が進んでいます。建替えや除却により耐震化率も向上することから、建替え、除却を促進する施策について検討します。

一方、新耐震基準で建築された住宅においても、2016年(平成28年)に発生した熊本地震では、2000年(平成12年)5月までに建築された木造住宅において、小破・中破状況が多く確認されました。そのため、2000年(平成12年)5月の建築基準法の改正内22号である木造住宅の接合部等の状況を確認・検証するよう啓発に努めます。

イ 市民等が利用する特定建築物の耐震化の取り組み方針多くの人々が利用する施設の震災による人的被害を軽減するため、物品販売業を営む店舗、旅館、事務所、賃貸住宅等を対象に、耐震化の必要性について周知・啓発を図ります。特に不特定多数の人が利用する店舗等は優先的に耐震化を図る必要があるため、積極的な耐震化の普及・啓発を実施します。

ウ 防災上重要な道路沿線で避難を妨げるおそれのある特定建築物の耐震化の取り組み方針

災害時における円滑な避難・救急・消防活動及び避難者への緊急物資等の輸送路を確保するため、県が指定

3 災害に強いまちづくり

する緊急輸送道路など防災上重要な道路を対象に、その沿道の建築物の倒壊により道路を塞ぐおそれのある建築物の耐震化は、非常に重要であるにもかかわらず、中々耐震化が進まない状況があります。建築物の倒壊が及ぼす影響の理解不足や耐震化にかかる費用が高額となることが要因と考えられます。今後、耐震化の意識啓発を進めるとともに、国・県と連携を図り耐震化の促進を進めます。

逗子市地域防災計画で第1次緊急輸送道路に指定されている国道134号線、県道24号横須賀逗子線、県道207号森戸海岸線の耐震化を優先し、第1次緊急輸送道路の耐震化が完了した後は、第2次緊急輸送道路に指定されている県道311号鎌倉葉山線、市道55号の沿道建築物の耐震化を推進することとします。

3 災害に強いまちづくり

3 防火地域、準防火地域指定状況…………… 環境都市課

平成28年11月1日現在

都市計画区域 (ha)	市街化区域 (ha)	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)
1,728	832	—	68.0

3 災害に強いまちづくり

3-2 道路

1 返子市内における所管道路…………… 都市整備課

(1) 幹線1級道路

No.	路線名	延長 (m)	幅員 (m)	歩道		備 考
				区分	幅員 (m)	
1	久木 48 号	1,884	8.5	両側	3.0	バス路線
2	久木 38 号	1,190	4.0	—	—	
3	久木 149 号	1,316	11.0	両側	4.0	バス路線
4	桜山 151 号	735	8.0	片側	1.5	バス路線
5	桜山 115 号	962	12.0	両側	4.0	バス路線

(2) 幹線2級道路

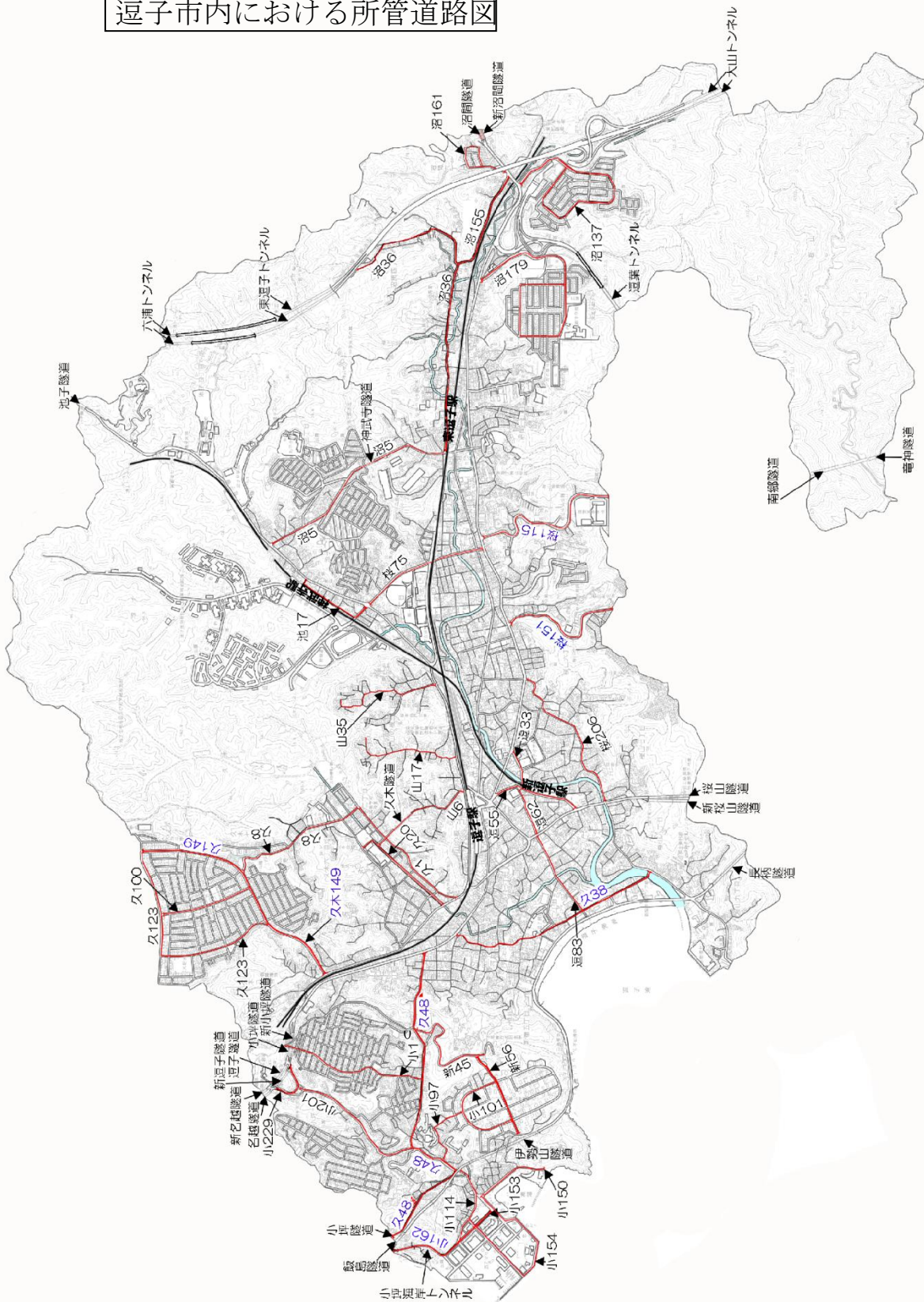
No.	路線名	延長 (m)	幅員 (m)	歩道		備 考
				区分	幅員 (m)	
1	小坪 162 号、小坪 153 号 小坪 154 号、小坪 114 号	948	6.0	片側	1.0	バス路線
2	小坪 150 号	239	12.0	両側	5.0	仏乗院
3	新宿 45 号、新宿 56 号 小坪 97 号、小坪 101 号	1,436	5.0	片側	1.0	披露山
4	新宿 56 号	225	12.0	両側	4.0	披露山
5	小坪 201 号、小坪 229 号	904	8.0	片側	2.0	バス路線
6	小坪 1 号	1,560	4.0	—	—	ミニバス路線
7	久木 123 号	1,213	8.5	片側	2.5	バス路線

3 災害に強いまちづくり

8	久木 100 号	499	13.0	両側	5.0	バス路線
9	久木 1 号、久木 20 号	535	7.2	両側	3.5	
10	久木 8 号、山の根 6 号	1,543	4.5	片側	1.0	
11	山の根 17 号	476	3.5	—	—	
12	山の根 35 号	413	4.0	—	—	
13	逗子 83 号、逗子 62 号 逗子 33 号	946	5.7	片側	1.5	
14	逗子 55 号	510	11.0	両側	3.0	
15	桜山 206 号	879	3.7	—	—	
16	桜山 75 号、池子 17 号	814	12.0	両側	4.0	バス路線
17	沼間 5 号	1,148	8.0	両側	3.0	ミニバス路線
18	沼間 36 号、沼間 155 号	1,613	4.0	—	—	
19	沼間 179 号	1,664	9.0	片側	2.0	アーデンヒル 内
20	沼間 137 号	1,393	10.5	両側	5.0	バス路線
21	沼間 161 号	398	6.0	片側	2.0	興人団地内

3 災害に強いまちづくり

逗子市内における所管道路区



3 災害に強いまちづくり

2 逗子市内に所在する隧道一覧…………… 都市整備課・県土整備局・東日本高速道路(株)

逗子市内に所在する隧道一覧

路線名		路線上に所在する隧道	うち隣接市町
国道 134 号		○飯島隧道 伊勢山隧道 ○長柄隧道	3 2
県道 24 号	横須賀逗子	○沼間隧道 ○新沼間隧道	2 2
県道 205 号	金沢逗子	○池子隧道	1 1
県道 217 号	逗子葉山横須賀	○南郷隧道 ○竜神隧道	2 2
県道 311 号	鎌倉葉山	○桜山隧道 小坪隧道 新小坪隧道 逗子隧道 新逗子隧道 ○名越隧道 ○新名越隧道 ○新桜山隧道	8 4
横浜横須賀道路		○六浦トンネル 東逗子トンネル ○大山トンネル	3 2
逗葉新道		○逗葉トンネル	1 1
沼間 5 号		神武寺隧道	1
久木 8 号		久木隧道	1
久木 48 号		○小坪隧道	1 1
小坪 162 号		小坪海岸トンネル	1 —
合 計			20 14

※ ○は、他市町と隣接している隧道

3 災害に強いまちづくり

3-3 河川

1 橋りょう …… 都市整備課・県土整備局・国土交通省

(1) 橋りょう長寿命化修繕計画の概要

管理橋りょうを計画的に修繕することにより長寿命化を図るとともに、適切に更新していくことで将来の財政負担の低減を図り道路サービスの水準を維持していく。

定量的なデータに基づく合理的な管理手法を導入することで、計画的な維持管理及び更新を実施していく。

逗子市が管理する橋りょうの多くは、今後、維持修繕、更新にかかる費用の増大が懸念される。他方、財政的に厳しい状況から、これまで以上の管理橋りょうに関わる予算を確保することは難しく、架替えによって管理橋りょうの公共サービスを維持していくことは困難な状況になっている。

このため、将来にわたり、橋りょうを保全・維持するためには、費用のかかる架替えが一時的に集中しないように、橋りょうの長寿命化を図ることで、財政負担を低減・平準化する必要がある。

そして、橋りょうの長寿命化を図るためには、劣化が顕在化したあとに対策を行う「対症療法型の管理」ではなく、劣化の兆候が十分に想定され、あるいは現れ始めた時期に、予防的に修繕を行い、対策規模が大きくなることを避ける「予防修繕型の管理」を着実にを行う必要がある。

このような背景の中で橋りょうの長寿命化を図るべく、予防的に高齢橋のリフレッシュなどを行い、また橋りょう点検の実施により維持管理に必要なデータを蓄積する等の取り組みを行う必要がある。

近年発達著しいアセットマネジメントやコンピューター技術を取り入れ、「予防修繕型の管理」にシフトして橋りょうの長寿命化を図っていく必要がある。

以上から、長寿命化修繕計画では、定量的なデータの蓄積を行ったうえで、予防修繕によって橋りょうの長寿命化を図り、保全・更新費を低減、平準化することにより、将来にわたって、適切な機能水準を維持することを基本方針とする。

逗子市が管理する橋りょう数は58橋。平成21、22年度に全橋点検済みとなっているが、重要橋5橋と橋長15m以上の7橋は平成24年度に橋りょう長寿命化修繕計画を策定した。

3 災害に強いまちづくり

(2) 橋りょう一覧

No.	橋梁名	道路種別	路線名 (線)	所在地	備考
1	渚橋	国	134号	新宿1丁目	都市計画道路
2	小坪橋	国	134号	小坪5丁目	都市計画道路
3	田越橋	県	24号	逗子5丁目11番付近	都市計画道路
4	逗子橋	県	24号	逗子3丁目1番付近	都市計画道路
5	沼間跨線橋	県	24号	沼間5丁目6番地付近	都市計画道路
6	水道橋	県	24号	沼間6丁目15番地付近	都市計画道路
7	風早橋	県	205号	久木3丁目1番付近	都市計画道路
8	池子橋	県	205号	池子1丁目5番付近	都市計画道路
9	舞台橋	県	205号	池子4丁目(逗子中上)	都市計画道路
10	沼間歩道橋	県	205号	沼間1丁目8番付近	
11	菊水橋	県	311号	久木4丁目1番付近	都市計画道路
12	無名橋1	市	7151	小坪5丁目20番付近	
13	常盤橋	市	7115	小坪4丁目1番付近	
14	水上橋	市	7090	小坪3丁目8番付近	
15	ぼんばた橋	市	7168	小坪5丁目16番付近	国道134号
16	滝合橋	市	7088	小坪3丁目3番付近	
17	無名橋2	市	7087	小坪3丁目3番付近	
18	無名橋3	市	7072	小坪2丁目3番付近	
19	無名橋4	市	7079	小坪2丁目3番付近	
20	無名橋5	市	7076	小坪2丁目1番付近	
21	無名橋6	市	7054	小坪1丁目7番付近	
22	大谷戸橋	市	6048	小坪3丁目付近	都市計画道路
23	入会橋	市	6048	久木4丁目21番付近	都市計画道路
24	無名橋7	市	6092	久木7丁目付近	
25	大畑橋	市	6015	久木2丁目10番付近	
26	鴻渡里橋	市	6013	久木2丁目10番付近	
27	宮前橋	市	6017	久木2丁目6番付近	
28	丸川橋	市	6008	久木2丁目9番付近	
29	御縄橋	市	6001	久木2丁目2番付近	
30	御縄川橋	市	1104	新宿3丁目10番付近	
31	新宿橋	市	1101	新宿3丁目9番付近	
32	川間橋	市	1097	逗子7丁目9番付近	
33	東郷橋	市	1083	逗子6丁目10番付近	
34	富士見橋	市	6038	新宿1丁目6番地付近	

3 災害に強いまちづくり

35	仲町橋	市	1057	逗子5丁目12番付近	
36	清水橋	市	1033	逗子5丁目1番付近	
37	柳原橋	市	4001	池子1丁目1番地	都市計画道路
38	烏川橋	市	2074	桜山3丁目22番地	
39	向原橋	市	2057	桜山3丁目2番付近	
40	中原橋	市	2075	桜山4丁目9番付近	都市計画道路
41	東橋	市	2091	桜山4丁目10番付近	
42	川端橋	市	3001	桜山4丁目11番付近	
43	無名橋8	市	2110	桜山5丁目14番付近	
44	無名橋9	市	2110	桜山5丁目14番付近	
45	神武寺橋	市	3005	沼間1丁目4番付近	都市計画道路
46	無名橋10	市	3033	沼間1丁目3番地	
47	矢ノ根橋	市	3036	沼間2丁目14番付近	
48	門前橋	市	3057	沼間2丁目18番付近	
49	谷ノ空橋	市	3060	沼間2丁目18番付近	
50	馬場橋	市	3036	沼間2丁目21番付近	
51	法勝寺橋	市	3072	沼間4丁目3番付近	
52	武道橋	市	3103	沼間4丁目5番付近	
53	無名橋11	市	3108	沼間4丁目5番付近	
54	上橋	市	3036	沼間4丁目7番付近	
55	笹山橋	市	3114	沼間4丁目9番付近	
56	無名橋12	市	3036	沼間4丁目	
57	六反目橋	市	3124	沼間5丁目2番付近	
58	沼間東横断歩道橋	市	3130	沼間3丁目16番付近	
59	逗子インターチェンジ歩道橋	市	3129	沼間5丁目	
60	上六反目橋	市	3125	沼間5丁目3番付近	
61	無名橋13	市	3154	沼間5丁目	
62	東逗子橋	市	3004	沼間1丁目5番付近	
63	アーデンプリッジ	市	3179	沼間3丁目18番付近	
64	愛染橋	市	3098	沼間3丁目13番付近	
65	無名橋14	市	2301	桜山1丁目13番付近	
66	みどり橋	市	3269	沼間5丁目4番付近	
67	無名橋15	市	4133	池子1丁目地内	米軍橋(仮称)
68	富士塚橋	市	8073	新宿2丁目7番付近	
69	下田橋	県	水道路	逗子2丁目9番付近	
70	堰橋	県	田越川	桜山3丁目3番付近	

3 災害に強いまちづくり

71	蓮沼橋	市	水道路	桜山4丁目6番付近	
72	台橋	市	3244	沼間2丁目4番地付近	

※ 道路上にない橋りょうは、除外した。

3 災害に強いまちづくり

2 都市河川重点整備計画…………… 都市整備課・県河川課

都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）

1 計画の必要性

県では、「都市河川重点整備計画(かながわセーフティリバー50)」を平成3年度に策定(平成9年度改定)し、過去の大雨で水害が発生した河川や、都市化の進展が著しい地域を流れる河川について重点的に整備を進めてきました。

この計画に基づき、平成8年度までに引地川の大庭遊水地や帷子川分水路が完成し、平成9年度の改定以降では、鶴見川では恩廻公園調節池や川和遊水地の完成により、概ね時間雨量60mmの降雨に対応した整備が完了し、柏尾川では、時間雨量50mmの降雨に対応した整備が完了しました。

しかし、県の都市化の状況や、近年、局所的、突発的に短時間で多量の雨が降る、いわゆるゲリラ豪雨が頻発していること、さらに、今後予測される地球温暖化の影響を考えると、引き続き、河道や洪水調節施設等の整備を進める必要があります。

そこで、平成22年3月に都市河川重点整備計画(かながわセーフティリバー50)を改定し、「都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）」を策定しました。

2 計画の内容

都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）では、中小河川のうち、特に過去の大雨で水害が発生した河川や都市化の進展が著しい地域を流れる18河川について重点的に整備を進め、概ね30年間で、18河川のうち9河川については、概ね時間雨量60mmの降雨に対応した整備を完了し、その他の9河川については、概ね時間雨量50mmの降雨に対応した整備を完了します。

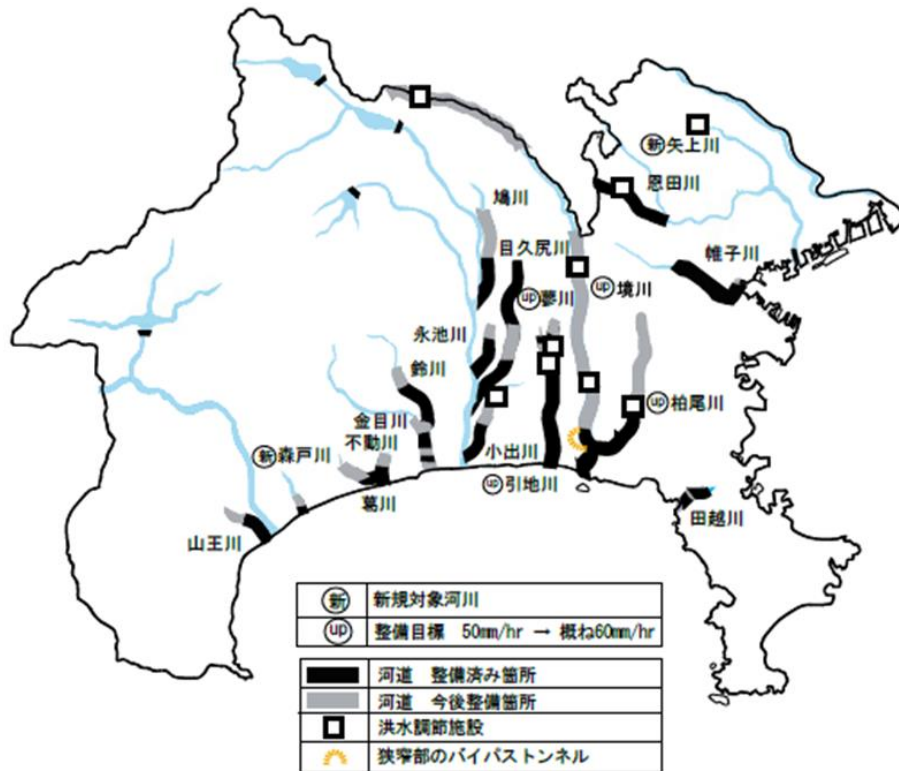
この計画では、金目川など4河川（境川、金目川、鈴川、山王川）については重点整備区間を延伸して整備を進め、柏尾川など4河川（境川、柏尾川、引地川、蓼川）については整備目標降雨を一段高め、概ね時間雨量60mmの降雨に対応できるよう整備を進めます。

また、矢上川と森戸川（小田原市）の2河川を新たに対象河川として追加します。

河川整備の基本となるのは、川幅の拡大や河床の掘削などの河道整備ですが、都市河川では川幅を広げることが困難な場合が多く、その場合には、河道で流しきれない流水をいったん貯留することで下流の洪水を軽減する洪水調節施設等の整備を行います。

3 災害に強いまちづくり

都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）対象河川等



3 河川一覧…………… 都市整備課・県河川課

2級河川(県管理)管内		
水系名	河川名	延長(m)
田越川	田越川	3,140
砂防指定河川(県管理)		
田越川	田越川	1,470
準用河川		
田越川	田越川	1,120
田越川	池子川	1,860
普通河川		
田越川	久木川	2,080
小坪川	小坪川	1,587

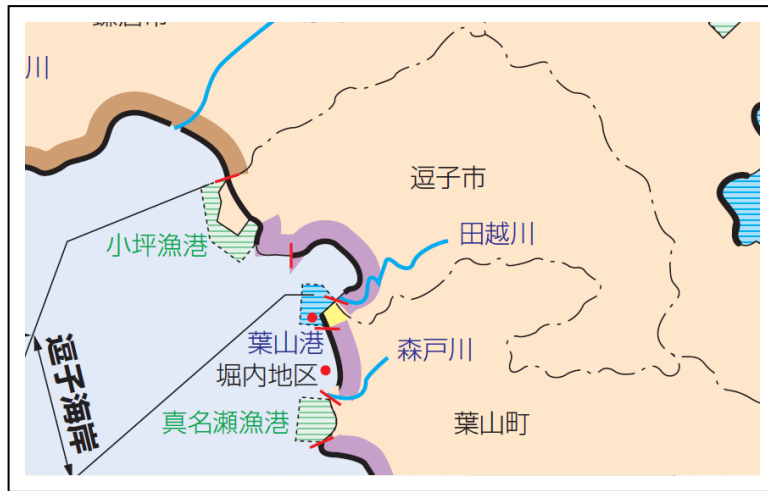
3 災害に強いまちづくり

4 浸水想定区域指定状況…………… 県河川課

浸水想定区域指定状況

No.	河川名	浸水想定区域指定年月日	想定（確立）	想定雨量
1	田越川	平成 21 年 7 月 24 日 神奈川県告示第 350 号	50 年に 1 回	1 時間最大雨量 82mm

5 海岸保全区域及び漁港区域図…………… 県砂防海岸課



区分	所管	管理者
 港湾海岸 (港湾区域)	国土交通省 (港湾局)	地方港湾(湘南港・大磯港・真鶴港・葉山港)は、 県管理。横須賀・川崎両港の港湾区域、海岸保 全区域、及び横浜港の港湾区域は各々市が管理。
 漁港海岸 (漁港区域)	水産庁	第3種漁港(小田原)、特定第3種漁港(三崎)は 県管理。 その他(第2種、第1種)は各々市町管理。
 河川局海岸 海岸保全区域※	国土交通省 (河川局)	県

(注) 海岸線が太線の区域は「海岸保全区域」を示す。
 ※破線未記入部の海岸保全区域(水面)は海岸線に平行にほぼ50m幅の範囲。

引用：「神奈川の海岸」平成 21 年 11 月

3 災害に強いまちづくり

6 河川の重要水防区域及び箇所…………… 県河川課

(1) 重要水防区域

河川名	管理者名	管理 延長 (km)	重要水防区域 (左右岸延長)		重要水防区域階級別内訳						
			箇所	延長m	A		B		要注意区間		
					箇所	延長m	箇所	延長m	箇所	延長m	工作物 箇所
田越川	横須賀 土木事務所	3.00	7	4,680	2	300	5	4,380	—	—	—

(平成29年4月 神奈川県水防計画)

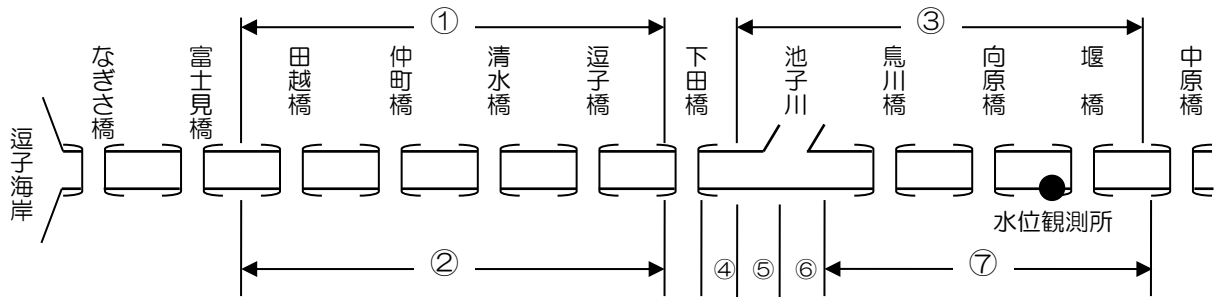
(2) 重要水防箇所

河川名	図面対 象番号	重要度		左右 岸別	地先名	延長m	重要な理由	水防管理 団体名
		種別	階級					
田越川	①	堤防高	B	右	新宿1丁目 ～逗子2丁目	1,340	堤防高不足 流下能力不足	逗子市
	②	堤防高	B	左	逗子6丁目 ～逗子3丁目	1,340	堤防高不足 流下能力不足	
	③	堤防高	B	右	桜山1丁目 ～桜山3丁目	900	堤防高不足 流下能力不足	
	④	堤防高	A	左	桜山1丁目	70	堤防高不足 流下能力不足	
	⑤	流下能力	B	左	桜山1丁目	140	堤防高不足 流下能力不足	
	⑥	堤防高	A	左	桜山1丁目	230	堤防高不足 流下能力不足	
	⑦	堤防高	B	左	桜山1丁目 ～桜山3丁目	660	堤防高不足 流下能力不足	
計						4,680	A : 300m B : 4,380m	

(平成29年4月 神奈川県水防計画)

3 災害に強いまちづくり

(3) 重要水防箇所位置図



(4) 重要水防区域重要度評定基準

種類	水防上最も重要な区間 A	水防上重要な区間 B
堤防高	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所

7 海岸の重要水防区域及び箇所…………… 県砂防海岸課

(1) 重要水防区域

海岸名	管理者名	管理海岸延長 (km)	重要水防区域			重要水防区域階級別内訳								
			重要水防区域			A			B			要注意区間		
			箇所	延長 m	工作物箇所	箇所	延長 m	工作物箇所	箇所	延長 m	工作物箇所	箇所	延長 m	工作物箇所
逗子海岸	横須賀土木事務所	1.51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成29年4月 神奈川県水防計画)

(2) 重要水防箇所

該当箇所なし

3 災害に強いまちづくり

3-4 砂防

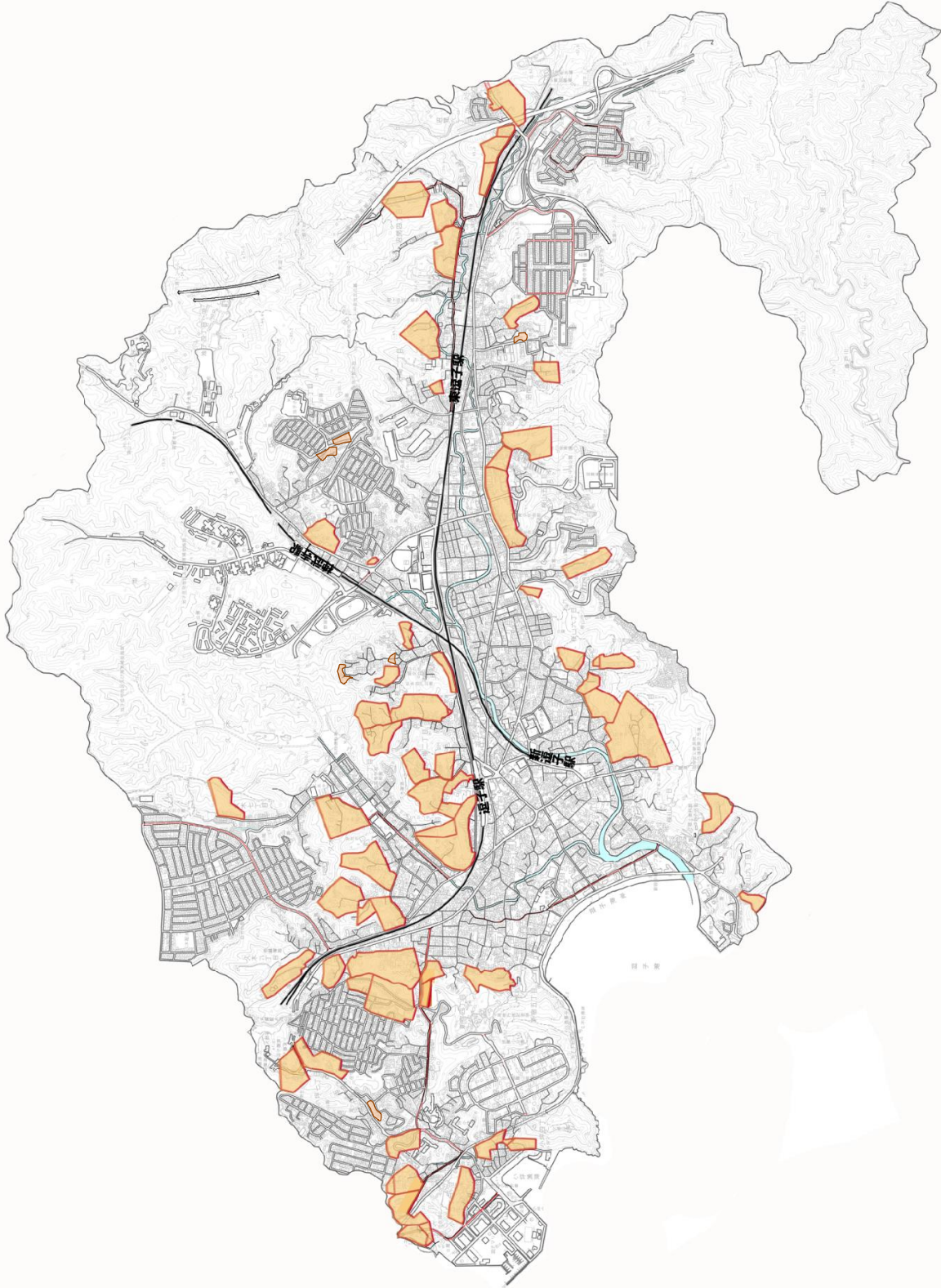
1 急傾斜地崩壊危険区域…………… 県砂防海岸課

平成 27 年 4 月 1 日現在

No.	区域名	地名	No.	区域名	地名
1	桜山	桜山 5 丁目	31	山の根 3 丁目 A	山の根 2、3 丁目
2	桜山 5 丁目 A	桜山 5 丁目、沼間 1 丁目	32	山の根 3 丁目 B	山の根 3 丁目、久木 2 丁目
3	桜山 C	桜山 5、6 丁目	33	山の根 3 丁目 C	山の根 3 丁目
4	桜山 B	桜山 6 丁目	34	山の根 3 丁目 D	山の根 3 丁目
5	桜山 6 丁目 A	桜山 6 丁目	35	久木 4 丁目	久木 4 丁目
6	桜山 7 丁目	桜山 7 丁目	36	久木 4 丁目 B	久木 4 丁目
7	桜山 7 丁目 B	桜山 7 丁目	37	久木 4 丁目 C	小坪 1 丁目、久木 4 丁目
8	桜山 7 丁目 C	桜山 7 丁目	38	久木 5 丁目 A	久木 5 丁目
9	桜山 7 丁目 D	桜山 7 丁目	39	久木 5 丁目 B	久木 5 丁目
10	桜山 8 丁目 A	桜山 8 丁目	40	久木 5 丁目 C	久木 5 丁目
11	桜山 9 丁目 A	桜山 9 丁目	41	久木 6 丁目	久木 6 丁目
12	沼間 1 丁目 A	沼間 1 丁目	42	久木 7 丁目 A	久木 7 丁目
13	沼間	沼間 2 丁目	43	久木 9 丁目 A	久木 9 丁目
14	沼間 2 丁目 A	沼間 2 丁目	44	小坪 1 丁目 A	小坪 1 丁目
15	沼間 3 丁目 A	沼間 3 丁目	45	小坪 D	小坪 4 丁目
16	沼間 C	沼間 4 丁目	46	小坪 4 丁目 A	小坪 4 丁目
17	沼間 4 丁目 A	沼間 4 丁目	47	小坪	小坪 5 丁目
18	沼間 4 丁目 B	沼間 4 丁目	48	小坪 C	小坪 5 丁目
19	沼間 B	沼間 6 丁目	49	小坪 B	小坪 1 丁目
20	沼間 6 丁目 A	沼間 6 丁目	50	小坪 6 丁目 A	小坪 6 丁目
21	沼間 6 丁目 B	沼間 6 丁目	51	小坪 6 丁目 B	小坪 6 丁目
22	池子 2 丁目	池子 2 丁目	52	小坪 6 丁目 C	小坪 5、6 丁目
23	池子 2 丁目 B	池子 2 丁目	53	小坪 7 丁目 A	小坪 7 丁目
24	山の根	山の根 1 丁目	54	新宿 4 丁目 A	新宿 4 丁目
25	山の根 B	山の根字松本	55	山の根 3 丁目 E	山の根 3 丁目
26	山の根 1 丁目 A	山の根 1 丁目	56	小坪 2 丁目 A	小坪 2 丁目
27	山の根 1 丁目 B	山の根 1 丁目	57	池子 3 丁目 B	池子 3 丁目
28	山の根 2 丁目 A	山の根 2 丁目	58	池子 3 丁目 A	池子 3 丁目
29	山の根 2 丁目 B	山の根 2 丁目	59	山の根 3 丁目 F	山の根 3 丁目
30	山の根 2 丁目 C	山の根 2、3 丁目	60	沼間 1 丁目 B	沼間 1 丁目

3 災害に強いまちづくり

急傾斜地崩壊危険区域図



3 災害に強いまちづくり

2 土石流危険渓流…………… 県砂防海岸課

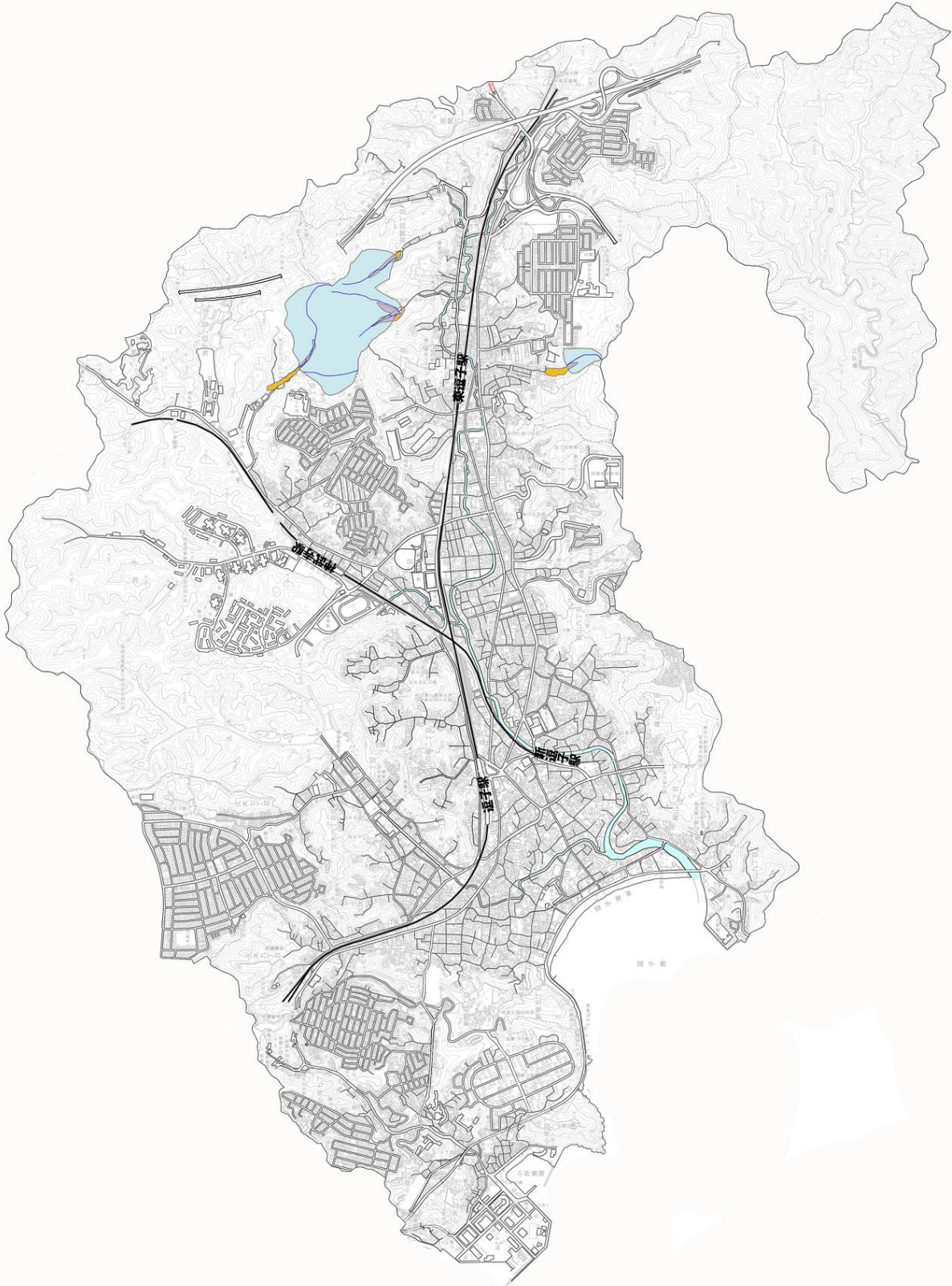
平成 29 年 4 月 1 日現在

*土石流危険渓流 I (人家 5 戸以上等の渓流)

No.	水系名	渓流名	字名
1	田越川	池子 E	池子
2	田越川	池子 F	池子
3	田越川	沼間 D	沼間
4	田越川	沼間 E	沼間
5	田越川	沼間 G	沼間
6	田越川	沼間 K	沼間

3 災害に強いまちづくり

土石流危険渓流図



3 災害に強いまちづくり

3 土砂災害警戒区域…………… 県砂防海岸課

令和2年11月27日現在

No.	所在地	区域名		警戒区域	
				指 定 年月日	県告示 第 号
1	桜山4丁目、沼間1丁目、沼間2丁目及び池子2丁目	桜山4丁目1	208-H22-001	H23.11.22	第639号
2	桜山5丁目	桜山5丁目1	208-H22-002	H23.11.22	第639号
3	桜山5丁目及び沼間1丁目	桜山5丁目2	208-H22-003	H23.11.22	第639号
4	桜山5丁目及び沼間1丁目	桜山5丁目3	208-H22-004	H23.11.22	第639号
5	桜山5丁目	桜山5丁目4	208-H22-005	H23.11.22	第639号
6	桜山5丁目	桜山5丁目5	208-H22-006	H23.11.22	第639号
7	桜山5丁目及び桜山6丁目	桜山6丁目1	208-H22-007	H23.11.22	第639号
8	桜山5丁目及び桜山6丁目	桜山6丁目2	208-H22-008	H23.11.22	第639号
9	桜山6丁目及び桜山7丁目	桜山6丁目3	208-H22-009	H23.11.22	第639号
10	桜山6丁目及び桜山7丁目	桜山7丁目1	208-H22-010	H23.11.22	第639号
11	逗子4丁目、桜山6丁目及び桜山7丁目	桜山7丁目2	208-H22-011	H23.11.22	第639号
12	桜山7丁目	桜山7丁目3	208-H22-012	H23.11.22	第639号
13	桜山8丁目	桜山8丁目1	208-H22-013	H23.11.22	第639号
14	桜山8丁目	桜山8丁目2	208-H22-014	H23.11.22	第639号
15	桜山8丁目及び桜山9丁目	桜山8丁目3	208-H22-015	H23.11.22	第639号
16	桜山8丁目及び桜山9丁目	桜山9丁目1	208-H22-016	H23.11.22	第639号
17	桜山9丁目	桜山9丁目2	208-H22-017	H23.11.22	第639号
18	桜山9丁目	桜山9丁目3	208-H22-018	H23.11.22	第639号
19	沼間1丁目及び沼間3丁目	沼間1丁目1	208-H22-019	H23.11.22	第639号
20	沼間1丁目	沼間1丁目2	208-H22-020	H23.11.22	第639号
21	沼間2丁目	沼間2丁目1	208-H22-021	H23.11.22	第639号
22	沼間2丁目及び沼間4丁目	沼間2丁目2	208-H22-022	H23.11.22	第639号
23	沼間2丁目	沼間2丁目3	208-H22-023	H23.11.22	第639号
24	沼間2丁目	沼間2丁目4	208-H22-024	H23.11.22	第639号
25	桜山4丁目、沼間1丁目、沼間2丁目及び池子2丁目	沼間2丁目5	208-H22-025	H23.11.22	第639号
26	沼間3丁目及び沼間5丁目	沼間3丁目1	208-H22-026	H23.11.22	第639号
27	沼間3丁目	沼間3丁目2	208-H22-027	H23.11.22	第639号
28	沼間3丁目	沼間3丁目3	208-H22-028	H23.11.22	第639号
29	沼間3丁目	沼間3丁目4	208-H22-029	H23.11.22	第639号
30	沼間1丁目及び沼間3丁目	沼間3丁目5	208-H22-030	H23.11.22	第639号
31	沼間4丁目及び沼間6丁目	沼間4丁目1	208-H22-031	H23.11.22	第639号

3 災害に強いまちづくり

32	沼間 4 丁目及び沼間 6 丁目	沼間 4 丁目 2	208-H22-032	H23. 11. 22	第 639 号
33	沼間 4 丁目	沼間 4 丁目 3	208-H22-033	H23. 11. 22	第 639 号
34	沼間 2 丁目及び沼間 4 丁目	沼間 4 丁目 4	208-H22-034	H23. 11. 22	第 639 号
35	沼間 5 丁目及び沼間 6 丁目	沼間 5 丁目 1	208-H22-035	H23. 11. 22	第 639 号
36	沼間 5 丁目	沼間 5 丁目 2	208-H22-036	H23. 11. 22	第 639 号
37	沼間 3 丁目及び沼間 5 丁目	沼間 5 丁目 3	208-H22-037	H23. 11. 22	第 639 号
38	沼間 5 丁目	沼間 5 丁目 4	208-H22-038	H23. 11. 22	第 639 号
39	沼間 6 丁目	沼間 6 丁目 1	208-H22-039	H23. 11. 22	第 639 号
40	沼間 6 丁目	沼間 6 丁目 2	208-H22-040	H23. 11. 22	第 639 号
41	沼間 5 丁目及び沼間 6 丁目	沼間 6 丁目 3	208-H22-041	H23. 11. 22	第 639 号
42	沼間 3 丁目、沼間 4 丁目、沼間 5 丁目及び沼間 6 丁目	沼間 6 丁目 4	208-H22-042	H23. 11. 22	第 639 号
43	沼間 4 丁目及び沼間 6 丁目	沼間 6 丁目 5	208-H22-043	H23. 11. 22	第 639 号
44	池子 2 丁目及び池子 3 丁目	池子 2 丁目 1	208-H22-044	H23. 11. 22	第 639 号
45	池子 2 丁目及び池子 3 丁目	池子 2 丁目 2	208-H22-045	H23. 11. 22	第 639 号
46	桜山 4 丁目、沼間 2 丁目、池子 1 丁目、池子 2 丁目及び池子 3 丁目	池子 2 丁目 3	208-H22-046	H23. 11. 22	第 639 号
47	池子 2 丁目	池子 2 丁目 4	208-H22-047	H23. 11. 22	第 639 号
48	池子 3 丁目	池子 3 丁目 1	208-H22-048	H23. 11. 22	第 639 号
49	沼間 2 丁目、池子 2 丁目及び池子 3 丁目	池子 3 丁目 2	208-H22-049	H23. 11. 22	第 639 号
50	池子 2 丁目及び池子 3 丁目	池子 3 丁目 3	208-H22-050	H23. 11. 22	第 639 号
51	池子 3 丁目及び池子 4 丁目	池子 3 丁目 4	208-H22-051	H23. 11. 22	第 639 号
52	池子 3 丁目及び池子 4 丁目	池子 3 丁目 5	208-H22-052	H23. 11. 22	第 639 号
53	池子 3 丁目及び池子 4 丁目	池子 3 丁目 6	208-H22-053	H23. 11. 22	第 639 号
54	池子 4 丁目及び池子	池子 4 丁目 1	208-H22-054	H23. 11. 22	第 639 号
55	池子 4 丁目	池子 4 丁目 2	208-H22-055	H23. 11. 22	第 639 号
56	池子 4 丁目	池子 4 丁目 3	208-H22-056	H23. 11. 22	第 639 号
57	池子 3 丁目、池子 4 丁目及び池子	池子 4 丁目 4	208-H22-057	H23. 11. 22	第 639 号
58	池子 4 丁目及び池子	池子 1	208-H22-058	H23. 11. 22	第 639 号
59	池子 2 丁目、池子 3 丁目及び池子	池子 2	208-H22-059	H23. 11. 22	第 639 号
60	池子 1 丁目、池子及び山の根 3 丁目	池子 3	208-H22-060	H23. 11. 22	第 639 号
61	逗子 1 丁目、山の根 1 丁目及び久木 1 丁目	山の根 1 丁目 1	208-H22-061	H23. 11. 22	第 639 号
62	山の根 1 丁目、山の根 2 丁目及び久木 1 丁目	山の根 1 丁目 2	208-H22-062	H23. 11. 22	第 639 号
63	山の根 1 丁目、山の根 2 丁目及び久木 2 丁目	山の根 2 丁目 1	208-H22-063	H23. 11. 22	第 639 号
64	山の根 2 丁目、山の根 3 丁目及び久木 2 丁目	山の根 2 丁目 2	208-H22-064	H23. 11. 22	第 639 号
65	池子、山の根 2 丁目及び山の根 3 丁目	山の根 3 丁目 1	208-H22-065	H23. 11. 22	第 639 号
66	逗子 2 丁目、山の根 2 丁目及び山の根 3 丁目	山の根 3 丁目 2	208-H22-066	H23. 11. 22	第 639 号
67	山の根 3 丁目	山の根 3 丁目 3	208-H22-067	H23. 11. 22	第 639 号

3 災害に強いまちづくり

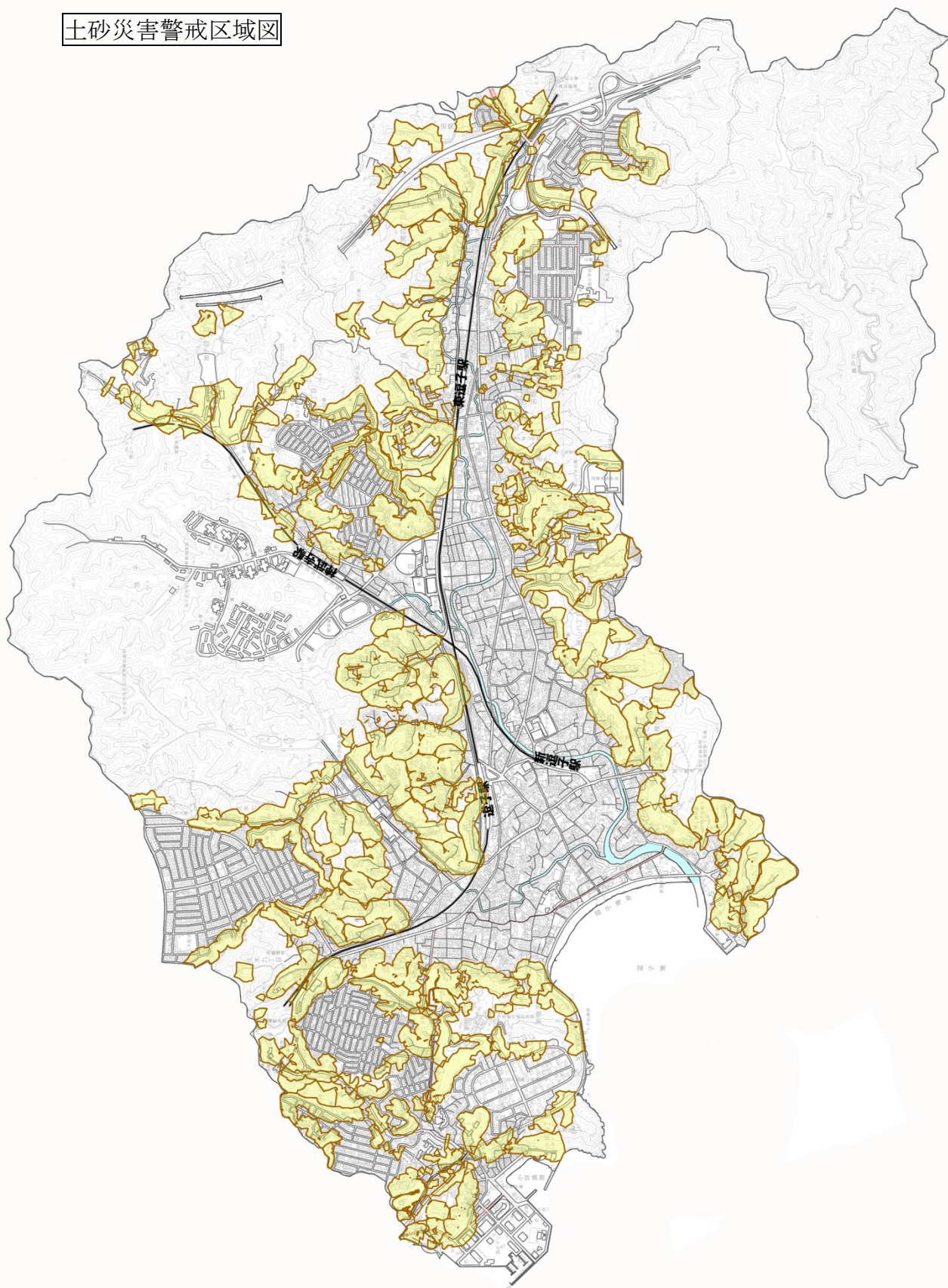
68	池子及び山の根 3 丁目	山の根 3 丁目 4	208-H22-068	H23. 11. 22	第 639 号
69	池子 1 丁目、池子及び山の根 3 丁目	山の根 3 丁目 5	208-H22-069	H23. 11. 22	第 639 号
70	山の根 1 丁目、久木 1 丁目及び久木 2 丁目	久木 1 丁目 1	208-H22-070	H23. 11. 22	第 639 号
71	逗子 1 丁目、逗子 7 丁目、山の根 1 丁目、久木 1 丁目及び久木 3 丁目	久木 1 丁目 2	208-H22-071	H23. 11. 22	第 639 号
72	池子、山の根 2 丁目、久木 1 丁目及び久木 2 丁目	久木 2 丁目 1	208-H22-072	H23. 11. 22	第 639 号
73	久木 4 丁目、久木 9 丁目及び小坪 1 丁目	久木 4 丁目 1	208-H22-073	H23. 11. 22	第 639 号
74	久木 4 丁目及び小坪 1 丁目	久木 4 丁目 2	208-H22-074	H23. 11. 22	第 639 号
75	久木 5 丁目及び久木 6 丁目	久木 5 丁目 1	208-H22-075	H23. 11. 22	第 639 号
76	久木 3 丁目、久木 4 丁目、久木 5 丁目、久木 8 丁目及び久木 9 丁目	久木 5 丁目 2	208-H22-076	H23. 11. 22	第 639 号
77	久木 5 丁目、久木 6 丁目、久木 7 丁目及び久木 8 丁目	久木 6 丁目 1	208-H22-077	H23. 11. 22	第 639 号
78	久木 5 丁目、久木 6 丁目、久木 7 丁目及び久木 8 丁目	久木 6 丁目 2	208-H22-078	H23. 11. 22	第 639 号
79	久木 2 丁目及び久木 6 丁目	久木 6 丁目 3	208-H22-079	H23. 11. 22	第 639 号
80	久木 7 丁目及び久木 8 丁目	久木 7 丁目 1	208-H22-080	H23. 11. 22	第 639 号
81	久木 2 丁目及び久木 7 丁目	久木 7 丁目 2	208-H22-081	H23. 11. 22	第 639 号
82	久木 8 丁目及び久木 9 丁目	久木 8 丁目 1	208-H22-082	H23. 11. 22	第 639 号
83	久木 5 丁目、久木 8 丁目及び久木 9 丁目	久木 8 丁目 2	208-H22-083	H23. 11. 22	第 639 号
84	久木 8 丁目	久木 8 丁目 3	208-H22-084	H23. 11. 22	第 639 号
85	久木 8 丁目及び久木 9 丁目	久木 9 丁目 1	208-H22-085	H23. 11. 22	第 639 号
86	久木 4 丁目及び久木 9 丁目	久木 9 丁目 2	208-H22-086	H23. 11. 22	第 639 号
87	久木 9 丁目	久木 9 丁目 3	208-H22-087	H23. 11. 22	第 639 号
88	小坪 1 丁目	小坪 1 丁目 1	208-H22-088	H23. 11. 22	第 639 号
89	久木 4 丁目、小坪 1 丁目及び新宿 4 丁目	小坪 1 丁目 2	208-H22-089	H23. 11. 22	第 639 号
90	小坪 1 丁目、小坪 2 丁目及び新宿 4 丁目	小坪 1 丁目 3	208-H22-090	H23. 11. 22	第 639 号
91	小坪 2 丁目、小坪 3 丁目、小坪 6 丁目及び小坪 7 丁目	小坪 2 丁目 1	208-H22-091	H23. 11. 22	第 639 号
92	小坪 1 丁目、小坪 2 丁目及び小坪 7 丁目	小坪 2 丁目 2	208-H22-092	H23. 11. 22	第 639 号
93	小坪 3 丁目及び小坪 4 丁目	小坪 3 丁目 1	208-H22-093	H23. 11. 22	第 639 号
94	小坪 3 丁目、新宿 4 丁目及び新宿 5 丁目	小坪 3 丁目 2	208-H22-094	H23. 11. 22	第 639 号
95	小坪 3 丁目、小坪 4 丁目及び小坪 5 丁目	小坪 4 丁目 1	208-H22-095	H23. 11. 22	第 639 号
96	小坪 3 丁目及び小坪 4 丁目	小坪 4 丁目 2	208-H22-096	H23. 11. 22	第 639 号
97	小坪 4 丁目	小坪 4 丁目 3	208-H22-097	H23. 11. 22	第 639 号
98	小坪 5 丁目及び小坪 6 丁目	小坪 5 丁目 1	208-H22-098	H23. 11. 22	第 639 号
99	小坪 5 丁目	小坪 5 丁目 2	208-H22-099	H23. 11. 22	第 639 号
100	小坪 5 丁目	小坪 5 丁目 3	208-H22-100	H23. 11. 22	第 639 号
101	小坪 5 丁目	小坪 5 丁目 4	208-H22-101	H23. 11. 22	第 639 号
102	小坪 5 丁目及び小坪 6 丁目	小坪 5 丁目 5	208-H22-102	H23. 11. 22	第 639 号
103	小坪 6 丁目及び小坪 7 丁目	小坪 6 丁目 1	208-H22-103	H23. 11. 22	第 639 号

3 災害に強いまちづくり

104	小坪6丁目及び小坪7丁目	小坪6丁目2	208-H22-104	H23.11.22	第639号
105	小坪3丁目、小坪5丁目及び小坪6丁目	小坪6丁目3	208-H22-105	H23.11.22	第639号
106	小坪5丁目及び小坪6丁目	小坪6丁目4	208-H22-106	H23.11.22	第639号
107	小坪6丁目及び小坪7丁目	小坪7丁目1	208-H22-107	H23.11.22	第639号
108	小坪1丁目、小坪2丁目及び小坪7丁目	小坪7丁目2	208-H22-108	H23.11.22	第639号
109	小坪7丁目	小坪7丁目3	208-H22-109	H23.11.22	第639号
110	久木4丁目、小坪1丁目及び小坪7丁目	小坪7丁目4	208-H22-110	H23.11.22	第639号
111	小坪6丁目及び小坪7丁目	小坪7丁目5	208-H22-111	H23.11.22	第639号
112	久木4丁目、小坪1丁目及び新宿4丁目	新宿4丁目1	208-H22-112	H23.11.22	第639号
113	久木4丁目、小坪1丁目及び新宿4丁目	新宿4丁目2	208-H22-113	H23.11.22	第639号
114	久木4丁目、新宿3丁目、新宿4丁目及び新宿5丁目	新宿4丁目3	208-H22-114	H23.11.22	第639号
115	小坪2丁目、小坪3丁目及び新宿4丁目	新宿4丁目4	208-H22-115	H23.11.22	第639号
116	新宿4丁目及び新宿5丁目	新宿5丁目1	208-H22-116	H23.11.22	第639号
117	新宿2丁目、新宿3丁目、新宿4丁目及び新宿5丁目	新宿5丁目2	208-H22-117	H23.11.22	第639号
118	新宿5丁目	新宿5丁目3	208-H22-118	H23.11.22	第639号
119	小坪3丁目及び新宿5丁目	新宿5丁目4	208-H22-119	H23.11.22	第639号
合 計		119箇所			

3 災害に強いまちづくり

土砂災害警戒区域図



3 災害に強いまちづくり

4 水防法第15条第1項に基づく要配慮者利用施設一覧…………… 防災安全課

No	施設名称	所在地	種別
1	ワークショップリブル	逗子 1-7-8	障がい者・児施設
2	リサイクルショップカモミール	逗子 4-3-5	障がい者・児施設
3	コペルプラス	逗子 5-6-18-2F	障がい者・児施設
4	mai えるしい	桜山 9-3-53	障がい者・児施設
5	ラビー小坪センター	小坪 4-1-2	障がい者・児施設
6	ジャストサイズ新池子	池子 2-14-11	障がい者・児施設
7	デイサービス らくらく	逗子 2-5-2	高齢者施設
8	デイサービスセンター天真館	逗子 2-6-26 逗子駅前クリニック ビル 4F	高齢者施設
9	デイ茶緒	逗子 2-6-23 かなえビル 2F	高齢者施設
10	リハビリセンター彩	逗子 3-3-23	高齢者施設
11	おーばる・ほーむ	新宿 3-6-35	高齢者施設
12	高齢者住宅 花みずき	桜山 3-10-14	高齢者施設
13	ベストライフ逗子	桜山 3-23-16	高齢者施設
14	すずしろ	桜山 4-1-15	高齢者施設
15	かんクリニックリウマチ・整形外科	久木 4-2-5 ZERO ビル	病院等
16	福祉クラブ生協小規模多機能サービス 池子事業所	池子 1-6-7	高齢者施設
17	サロンデイ逗子	池子 2-12-17	高齢者施設
18	逗子桜山クリニック	桜山 3-10-23	病院等
19	(医)丸山産婦人科	桜山 1-8-5	病院等
20	逗子市立逗子小学校	逗子 4-2-45	学校
21	聖マリア小学校	逗子 6-8-47	学校
22	逗子市子育て支援センター	桜山 1-5-42	乳幼児施設
23	逗子幼稚園	逗子 3-1-17	乳幼児施設
24	ずしっ子太陽学童クラブ	逗子 4-2-11	乳幼児施設

3 災害に強いまちづくり

5 土砂法第8条第2項に基づく要配慮者利用施設一覧…………… 防災安全課

No	施設名称	所在地	種別
1	逗子市こども発達支援センターくろーばー	桜山 5-20-29	障がい者・児施設
2	ワークハウス虹	桜山 6-19-5	障がい者・児施設
3	風のみち日中一時支援事業所	桜山 6-19-24	障がい者・児施設
4	mai えるしい	桜山 9-3-53	障がい者・児施設
5	ワークセンター逗子杜の郷	沼間 1-23	障がい者・児施設
6	よろこびの森	沼間 4-4-4	障がい者・児施設
7	えいむ	沼間 5-4-5	障がい者・児施設
8	ジャストサイズ水科	久木 6-7-34	障がい者・児施設
9	ジャストサイズ新水科	久木 6-7-33	障がい者・児施設
10	ラビー小坪センター	小坪 4-1-2	障がい者・児施設
11	もやい	小坪 5-22-10	障がい者・児施設
12	ほっとハウス星ヶ谷短期入所事業所	池子 2-8-14	障がい者・児施設
13	グループホームみんなの家 逗子	新宿 4-16-1	高齢者施設
14	デイサービス和	新宿 4-16-13	高齢者施設
15	小規模多機能型居宅介護事業所 結生	桜山 5-1-5	高齢者施設
16	リハビリステーション結生	桜山 5-38-2	高齢者施設
17	介護老人保健施設 グリーンハウス逗子	桜山 6-1355	高齢者施設
18	青木病院通所リハビリセンター	桜山 6-1336	高齢者施設
19	グループホーム「櫻」	桜山 6-1326	高齢者施設
20	特別養護老人ホーム 逗子杜の郷	沼間 1-23-1	高齢者施設
21	ルネサンス 元氣ジム東逗子	沼間 1-19-21	高齢者施設
22	愛の家グループホーム逗子沼間	沼間 3-4-26	高齢者施設
23	デイサービス 心	沼間 6-4-16	高齢者施設
24	ぬくもりデイサービス	沼間 6-15-10	高齢者施設
25	介護老人福祉施設 逗子清寿苑	久木 8-1290-1	高齢者施設
26	逗子清寿苑 デイサービスセンター	久木 8-1290-2	高齢者施設
27	逗子パーク・ヴィラ	小坪 3-2-1	高齢者施設
28	デイサービス本舗 山のべんち	山の根 3-20-10	高齢者施設
29	グループホームほっとハウス星ヶ谷	池子 2-8-14	高齢者施設
30	逗子ホームせせらぎ	池子 3-789	高齢者施設
31	逗子市高齢者センター	池子 4-1012	高齢者施設
32	(医) 青木病院	桜山 6-1336	病院等
33	センパル逗子クリニック	久木 4-25-8	病院等
34	県立逗葉高等学校	桜山 5-24-1	学校

3 災害に強いまちづくり

35	逗子市立沼間小学校	沼間 1-7-18	学校
36	逗子市立沼間中学校	沼間 3-21-2	学校
37	聖和学院	逗子市久木 2-2-1	学校
38	逗子市立久木小学校	久木 2-1-1	学校
39	逗子市立久木中学校	久木 7-2-1	学校
40	逗子市立小坪小学校	小坪 3-6-1	学校
41	逗子市立池子小学校	池子 3-9-1	学校
42	逗子市立逗子中学校	池子 4-755	学校
43	県立逗子高等学校	池子 4-1025	学校
44	桜山保育園	桜山 5-15-2	乳幼児施設
45	逗子なないろ保育園	桜山 6-18-22	乳幼児施設
46	沼間愛児園	沼間 1-21-10	乳幼児施設
47	かぐのみ幼稚園	沼間 4-1-1	乳幼児施設
48	双葉保育園	久木 2-7-2	乳幼児施設
49	ずしっ子あおぞら学童クラブ	久木 7-2-1-2	乳幼児施設
50	小坪保育園	小坪 5-22-5	乳幼児施設

3 災害に強いまちづくり

6 崩壊危険地等の災害防止…………… 県土整備局・環境農政局 (神奈川県地域防災計画風水害対策編(抜粋))

(1) 現状

○ 神奈川県には、多くの丘陵地があり、降雨等による崩壊により、災害の発生する危険性のあるがけが数多くあります。

また、箱根、丹沢の山地には、土石流のおそれのある地域が数多くあります。

そこで、県では、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業による土砂災害対策や治山事業による山地災害対策に積極的に取り組んでいます。

○ また、こうしたハード対策とともに、住民等に地域の危険度を理解していただくため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の恐れのある箇所を調査し、土砂災害警戒区域等に指定するなどのソフト対策を進めています。

○ さらに、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成 11 年 1 月 29 日付け文部省、厚生省、林野庁、建設省、自治省消防庁通知）により、治山事業、急傾斜策事業など国土保全事業の推進、当該施設が所在する市町村や施設の管理者への通知、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚、さらに、施設の管理者に対して、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避難体制の確立など、防災体制の整備に努めるよう指導をすることとしています。

また、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付け文部科学省、厚生労働省、国土交通省通知）により、土砂災害のおそれのある箇所に立地する主として防災上配慮を要する者が利用する施設に関する基本的な情報を衛生部局、民生部局、砂防部局で共有し、当該施設に係る土砂災害対策を推進することとしています。

なお、各学校設置者においても、同通知の内容を踏まえ、関係部局との情報共有等により、一層緊密な連携を図るなど、適切な対応に努めます。

(2) 課題

○ 県は、豪雨等によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進するとともに、市町村は、これら土砂災害警戒区域や避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒・避難体制の確立など防災体制を整備していく必要があります。

(3) 取組の方向

○ 県は、土砂災害防止施設の整備を計画的に推進します。さらに、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。また、市町村は、警戒・避難体制の整備を図ります。

(4) 主な事業

1 急傾斜地崩壊危険区域等における災害防止

○ 県は、急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地において、住宅の立地状況のほか、福祉施設な

3 災害に強いまちづくり

どの有無も考慮し、優先度の高い箇所から順次、土砂災害防止施設の整備を計画的に進めます。
[県土整備局]

2 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策

- 県は、高齢者、障害者等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）を土砂災害から守るため、土砂災害防止施設の整備を積極的に推進します。市町村は、施設の管理者等に対して情報を提供するとともに、防災体制の整備に努めます。

[県土整備局]

3 指定区域の周知、管理、防災措置の勧告等

- 県は、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域及び砂防指定地の指定区域に、標柱及び標識板等を設置するとともに、指定区域等をインターネットなどにより周知します。また、パトロール等を実施し、指定区域内における、土砂災害を誘発助長する行為の制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告等を行います。

[県土整備局]

4 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定等

- 県は、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を調査し、調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聴いたうえで、土砂災害警戒区域として指定します。
- 土砂災害警戒区域の指定を受けた関係市町村は、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。
- さらに、県は、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を調査し、調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聴いたうえで、土砂災害特別警戒区域に指定します。なお、指定した土砂災害特別警戒区域では、住宅宅地分譲等の開発行為に対する許可制や、建築基準法に基づいた建築物の構造規制等が行なわれます。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図る必要性について検討を進めます。
[県土整備局]

5 土砂災害警戒情報

- 県及び横浜地方気象台は、土砂災害の発生状況と降雨の実績を精査し、土砂災害警戒情報の精度向上を図ります。
[県土整備局]

6 市町村の対策

- 市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項について定めます。
- 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域に

3 災害に強いまちづくり

おける円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。

- 市町村は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定します。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めます。

- 市町村は、避難場所の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。また、土砂災害警戒区域に居住する地域住民や観光旅館・ホテル等、要配慮者利用施設の関係者等に対して、土砂災害対策に関する計画内容の周知を徹底します。
- 市町村は、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、県と連携し、必要に応じて点検・パトロール等を行います。

7 要配慮者利用施設における避難対策等

- 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、作成した計画について市町村長に報告します。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施します。

8 山地の災害防止等

- 県は、森林の有する公益的機能の維持増進を通じて、山地災害から県民の生命や財産を守り、水源かん養等を図るため、保安林指定地の治山事業を計画的に進めます。

[環境農政局]

- 県は、集落の孤立化を防ぐため、アクセス道路となる県管理道路の防災工事を重点的に行うとともに、緊急避難路や迂回路にもなる広域農道小田原湯河原線の整備など農道・林道の安全確保に努めます。

[環境農政局、県土整備局]

- 県は、地形や地質等の要因により、山地災害で人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所を「山地災害危険地区」に設定し、インターネット等を通じて県民に周知を図ります。

また、「山地災害危険地区」について、定期的に見視によるパトロールを実施し、林地や治山施設等の状況を把握するとともに、危険性の高い箇所から優先順位を付けて対策を行うことで、山地災害の未然防止に努めます。

[環境農政局]

3 災害に強いまちづくり

3-5 危険物

1 危険物施設…………… 県消防課

令和2年4月1日現在

貯蔵所	屋内貯蔵庫	屋外タンク貯蔵庫	屋内タンク貯蔵庫	地下タンク貯蔵庫	簡易タンク貯蔵庫	移動タンク	計
	1	—	—	6	1	—	
取扱所	給油取扱所	第一種取扱所	第二種取扱所	移動取扱所	一般取扱所		計
	6	—	—	—	2		
合計							16

2 液化石油ガス、都市ガス事業所及び消費者数…………… 県工業保安課

(1) 液化石油ガス、都市ガス事業所数

平成29年3月31日現在

高圧ガス保安法						
第一種製造事業所	第二種製造事業所	販売営業所	貯蔵所		容器検査所	特定高圧ガス消費事業所
			第一種	第二種		
1	—	1	—	—	2	—

液化石油ガス法					
販売事業所	貯蔵施設	特定供給設備	特定液化石油ガス設備工事事業所	認定保安機関事業所	充てん設備
4	—	—	6	3	—

(2) 液化石油ガス、都市ガス消費者数

平成29年3月31日現在

液化石油ガス		都市ガス	
事業所数	消費者数	事業所数	消費者数
4	4,953	—	20,907

3 災害に強いまちづくり

3 高圧ガス事業所数…………… 県工業保安課

平成 29 年 3 月 31 日現在

(1) 製造事業所

一般則		一般・液石則		液石則		冷凍則		コンビ則	合計
一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	
-	11	-	-	1	-	-	2	-	14

(2) 販売事業所

販売事業所				第一種貯蔵所			第二種貯蔵所			特定消費			容器検査所		
一般	一般 席石	液石	冷凍	一般	一般 席石	液石	一般	一般 席石	液石	一般	一般 席石	液石	一般	一般 席石	液石
18	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-

4 鉄砲火薬事業所数…………… 県工業保安課

平成 29 年 3 月 31 日現在

火薬製造所	火薬類販売所			火薬庫		屋外貯蔵 庫	猟銃等製造販売所			
	煙火	紙雷 管	その他	棟数	最大貯 蔵数		製造所	販売・製造所	販売所	計
-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-

3 災害に強いまちづくり

3-6 自主防災、普及啓発

1 自主防災組織一覧…………… 防災安全課

令和2年4月1日現在

番号	組織名	登録年月日	世帯数	地域
1	下桜山交友会防災部	S56.4.1	1,081	桜山
2	東逗子海光町内会自主防災組織	S56.4.16	208	沼間
3	五桜会防災組織	S56.5.9	60	沼間
4	逗子ハイランド自治会自主防災組織	S56.5.26	1,272	久木
5	逗子グリーンヒル自治会自主防災組織	S56.6.5	406	沼間
6	桜山親和会自主防災部	S56.8.5	135	桜山
7	久木連合町内会自主防災部	S56.10.12	1,574	久木
8	葉桜自治会防災委員会	S56.10.22	271	桜山
9	披露山町内会防災部	S56.11.9	43	新宿
10	東逗子第一団地自治会防災会	S57.5.27	184	池子
11	小坪区会自主防災組織	S57.10.9	1,015	小坪
12	山の根自治会自主防災部	S58.10.8	500	山の根
13	池子区防災会	S58.10.17	798	池子
14	沼間三丁目自治会自主防災部	S59.4.2	309	沼間
15	逗子桜山ハイツ自治会防災組織	S59.5.16	120	桜山
16	沼間一丁目自主防災会	H1.5.18	570	沼間
17	沼間みどり自治会防災組織	H1.9.18	430	沼間
18	亀が岡自主防災組織	H1.11.29	756	小坪
19	東逗子第二団地自治会自主防災組織	H3.11.1	224	池子
20	山の根親交会防災部	H4.5.29	363	山の根
21	桜山二丁目会防災組織	H6.4.6	272	桜山
22	逗子市新宿自治会自主防災組織	H6.7.26	943	新宿
23	桜山一丁目自治会自主防災組織	H7.2.15	298	桜山
24	逗子ホワイトハウス自主防災組織	H7.3.14	55	山の根
25	ア-デンヒル自治会自主防災組織	H7.8.4	565	沼間
26	アザリエ第二自主防災組織	H8.1.30	252	池子
27	紅葉台マンション自主防災組織	H8.1.30	40	沼間
28	桜和会自主防災組織	H8.2.6	95	桜山
29	興人東逗子自治会自主防災組織	H8.2.13	59	沼間
30	逗子大師通り会自主防災組織	H8.6.25	43	活動休止中

3 災害に強いまちづくり

31	アザリエ第5自治会自主防災組織	H8. 6. 27	78	池子
32	ずし3丁目防災の会	H8. 6. 27	107	逗子
33	アザリエ第一防災団	H9. 4. 14	294	池子
34	2丁目西防災協議会	H9. 5. 30	76	活動休止中
35	東町内会自主防災組織	H9. 7. 1	106	沼間
36	逗子4丁目自治会	H9. 8. 12	360	逗子
37	小坪ハイツ管理組合自主防災組織	H10. 1. 13	54	小坪
38	南ヶ丘防災会	H10. 10. 29	287	小坪
39	藤和シティコープ逗子防災会	H10. 11. 20	52	逗子
40	桜山防災ウェブ	H11. 2. 19	50	活動休止中
41	亀ヶ岡東防災会	H11. 8. 25	84	小坪
42	桜山4丁目町内会自主防災組織	H12. 7. 27	267	桜山
43	逗子6丁目の会防災部	H12. 7. 27	193	逗子
44	あすなろ自治会防災部会	H13. 1. 30	125	逗子
45	ライオンズマンション逗子披露山公園防災委員会	H14. 6. 25	137	新宿
46	コープ湘南逗子防災会	H14. 9. 5	117	逗子
47	桜山番合谷戸自治会自主防災組織	H14. 9. 5	100	桜山
48	逗子一丁目自主防災・防犯組織	H15. 5. 23	207	逗子
49	神武寺谷戸町内会自主防災組織	H15. 10. 10	85	沼間
50	沼間南台ハイツ第2自主防災組織	H16. 11. 9	54	沼間
51	沼間南台ハイツ自治会自主防災組織	H16. 12. 9	76	沼間
52	沼間南台住宅自治会自主防災組織	H17. 6. 21	47	沼間
53	逗子7丁目東自治会自主防災組織	H17. 8. 3	180	逗子
54	披露山庭園住宅自主防災組織	H18. 8. 22	190	小坪
55	新逗子通り防災組織	H19. 5. 21	127	逗子
56	逗子ニューライフ防災防犯委員会	H20. 4. 4	148	新宿
57	一ノ沢自治会防災委員会	H20. 8. 14	83	小坪
58	ベルメゾン逗子自主防災組織	H20. 9. 2	57	逗子
59	マイキャッスル湘南逗子参番館自主防災組織	H21. 12. 28	182	沼間
60	光明寺団地自治会自主防災部	H23. 4. 28	193	小坪
61	マイキャッスル湘南逗子サン・ウエローナ参番館自主防災組織	H23. 7. 22	168	沼間
62	逗子緑ヶ丘ハイツ管理組合自主防災組織	H23. 8. 1	36	沼間
63	逗子桜山ニューライフ自主防災組織	H24. 12. 4	58	桜山
64	逗子 HCM 友の会自主防衛隊	H25. 1. 31	204	小坪
65	ロータリーパレス逗子自主防災組織	H25. 4. 17	113	池子
66	アドリーム逗子披露山管理組合自主防災組織	H25. 6. 5	52	新宿

3 災害に強いまちづくり

67	アザリエ第三自治会自主防災組織	H25. 6. 10	72	池子
68	マイキャッスル湘南逗子サン・ウエローナ式番館自主防災組織	H25. 12. 16	69	沼間
69	東急トエル・アルス逗子ウイングコート自主防災組織	H26. 4. 7	66	小坪
70	逗子5丁目自治・自主防災の会	H26. 10. 16	159	逗子
71	ダイヤパレス逗子海岸自主防災組織	H29. 4. 28	18	逗子
合 計		71 団体	18, 072	

3 災害に強いまちづくり

2 自主防災活動の活動強化…………… 防災安全課・県政策局・県くらし安全防災局

(神奈川県地域防災計画(地震災害対策計画)令和2年3月 第3章 第17節抜粋)

【現状】

- 逗子市内には、令和2年4月1日現在で、自主防災組織が71団体、18,072世帯が加入しており、市内世帯数全体の73.56%の加入率となっている。(平成30年10月1日現在)
- 市町村が行う自主防災組織の育成、活性化に向けた取組を支援するため、市町村の取組状況や各自主防災組織の活動事例を「かながわの自主防災組織活動事例集」として作成しています。
- 平成25年の災害対策基本法の一部改正により、市町村内の一定の地区内の住民や事業者が、地区における防災力の向上を図るため、訓練や物資の備蓄などの自発的な防災活動に関する計画を、地区防災計画の素案として、市町村防災会議に提案することができることとなりました。

【課題】

- 規模災害発生時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図る必要があります。
- 阪神・淡路大震災においては、火災予防活動、倒壊家屋からの被災者の救出、消火、被災者に対する救援活動などに県民、各種自主防災組織、消防団が大きな役割を果たし、その重要性が再確認されましたが、本県の場合、これらの組織が未設置の地域があったり、組織の高齢化あるいは被雇用者が多いなど、その活動力の低下が懸念されています。
- 東日本大震災においては、地域の人々の呼びかけにより津波からの避難を行っており、地域の防災リーダー等の育成が必要です。一方で、住民の避難誘導を行っていた消防団員が津波に巻き込まれ、犠牲となったケースが多発し、活動時における安全確保が課題となっています。

【取組みの方向】

- 市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、県は市町村とともに、こうした自主防災意識の向上及び自主防災活動の条件整備の向上に努めます。
- 県及び市町村は、自主防災組織育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとします。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常的な活動や、訓練の実施を促します。その際、女性の参画の促進に努めます。

【主な事業】

1 県民への周知等

- 県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、感震ブレーカー等の設置、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。

3 災害に強いまちづくり

- 県、市町村、自主防災組織等は、大規模災害を想定した広域防災訓練、市町村域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に県民の役割が明確になるよう努めます。あわせて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。
- 2 自主防災組織の育成
 - 県は、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織育成基本方針に沿って県総合防災センターの研修課程を充実し、市町村と共にリーダー研修に努めます。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。
 - 市町村は、自主防災組織の防災資機材等の整備に努めます。また、一定の地区内の自発的な防災活動に関する地区防災計画について、住民等から素案の提案があった場合で、必要と認める時は、市町村地域防災計画の中に位置付けます。
- 3 消防団の機能強化
 - 県は、消防団への現役世代や高校生・大学生などの若い人々や、女性の入団を進めるため、市町村と協力し、県民や事業者に対し、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童・生徒などの地域防災に関する理解促進を図ります。
 - 市町村は、消防団員の確保及び資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。
 - 県は、消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施するほか、消防団の車両・資機材整備や訓練の充実に取り組む市町村を支援します。
- 4 企業等の防災体制の確立等
 - 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めます。
 - 社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとします。また、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画（BCP）の作成に努めます。

3 災害に強いまちづくり

3 地震災害の防災知識の普及事項…………… 防災安全課・関係各課・県災害対策課

(神奈川県地域防災計画マニュアル・資料3-18 抜粋)

県及び市町村は、地震災害の防災知識の普及について、次のような事項を主に行います。

1 地震災害全般に関する事項

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 現行の地震防災対策
- (3) 地震災害事例
- (4) 本県における被害想定
- (5) 平常時の心得
- (6) 地震発生時の心得

2 東海地震の事前対策等に関する事項

- (1) 東海地震発生の根拠等
- (2) 東海地震に関連する情報（調査情報・注意・予知）の内容と主な防災対策
- (3) 警戒宣言発令時の心得
- (4) 県、市町村等の警戒宣言発令時対策等の内容

3 県民の防災活動に関する事項

- (1) 平常時
 - ア 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
 - イ 建物の補強、家具の固定をする。
 - ウ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
 - エ 飲料水や消火器の準備をする。
 - オ 非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
 - カ 地域の防災訓練に進んで参加する
 - キ 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (2) 東海地震注意情報発表時
 - ア 公共放送等から正しい情報の収集を行う。
 - イ 飲料水、食料、防災用品等の備蓄を確認する。
 - ウ 家族の連絡方法を再確認する。
 - エ 家具の転倒防止措置を確認する。
 - オ 不要不急の旅行、外出等を自粛する

3 災害に強いまちづくり

- カ 自動車の使用を自粛する。
 - キ 児童、生徒の引渡しを受ける。
 - ク 避難行動要支援者の避難準備を行う。
- (3) 東海地震予知情報発表時（警戒宣言発令）
- ア 公共放送等から正しい情報をつかみ冷静に行動する。
 - イ 火気の使用は極力避ける。
 - ウ 飲料水を確保し、食料や防災用品等がすぐ持ち出せるようにする。
 - エ 建物の安全点検及び家具の固定やガラスの飛散防止などを行い身の回りの安全を確保する。
 - オ 土砂崩れのおそれがある場合などには必要に応じて避難する。
 - カ 避難場所や避難路を確認する。
 - キ 電話、自動車の使用は自粛する。
 - ク 地域の自主防災組織等との連絡方法を確認する。
 - ケ 避難行動要支援者の安全を確保する。
- (4) 地震発生時
- ア まず我が身の安全を確保する。
 - イ すばやく火の始末をする。
 - ウ 火が出たらまず消火する。
 - エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
 - オ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
 - カ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
 - キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
 - ク みんなが協力しあって、応急援護を行う。
 - ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震をおそれない。
 - コ 秩序を守り、衛生に注意する。

3 災害に強いまちづくり

4 風水害の防災知識の普及事項…………… 防災安全課・関係各課・県災害対策課

(神奈川県地域防災計画マニュアル・資料2-2-14 抜粋)

県及び市町村は、風水害の防災知識の普及について、次のような事項を主に行います。

1 風水害全般に関する事項

- (1) 防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- (2) 気象、その他災害発生要因についての知識
- (3) 災害の種別毎の特性
- (4) 火災予防等防災知識
- (5) 災害時の心得

2 県民の防災活動に関する事項

- (1) 平常時
 - ア 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
 - イ がけ崩れ、出水の危険箇所を確認する。
 - ウ 建物を補強する。
 - エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
 - オ 飲料水や消火器の準備をする。
 - カ 非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
 - キ 避難場所、避難道路を確認する。
 - ク 地域の防災訓練に進んで参加する。
 - ケ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (2) 災害時
 - ア 正しい情報に基づき冷静に行動する。
 - イ がけ、川べりには近寄らない。
 - ウ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
 - エ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
 - オ 皆が協力しあって、応急救護を行う。
 - カ 秩序を守り、衛生に注意する。

4 情報受伝達

4-1 防災関係機関連絡先一覧…………… 防災安全課

1 逗子市役所

課名	直通電話	休日・夜間直通電話	防災行政通信網	住所
	FAX			
経営企画部防災安全課	046-872-8135	左に同じ	014-556-9209	〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16
	046-873-4520	逗子市消防指令室	014-556-9306	

2 神奈川県庁

局	部名	課名	グループ名	直通電話	防災行政通信網	住所		
				FAX				
くらし安全防災局	総務危機管理室	総務経理 G		045-210-3414	9-400-9300	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁第二分庁舎 024-312-1121		
				045-210-8829				
		企画調整 G		045-210-3418			9-400-9302	
				045-210-8829				
		情報通信 G		045-210-3441			9-400-9303	
				045-210-8829				
	防災部	災害対策課	計画 G		045-210-3465		9-400-9304	
					045-210-3430			
			応急対策 G		045-210-3433			9-400-9301 FAX9293
					045-210-5945			
		消防保安課	企画 G		045-210-3444		9-400-9225	
					045-210-3436			
			LP ガス・火薬・電気 G		045-210-3475			
					045-210-8830			
	高圧ガス・コンビナート G		045-210-3479					
			045-210-8830					
	くらし安全部	くらし安全交通課	企画 G		045-210-3552			
					045-210-3520			
			推進 G					
		消費生活課		内線 3431				
企画 G					内線 2621 2622			
					045-210-8830			
指導 G		内線 2630 2633	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁第二分庁舎 024-312-1121					
		045-210-8830						
消費者教育推進 G		内線 2640 2643						
		045-210-8830						
当直休日・夜間の気象予報	当直員			045-201-6409				

4 情報受伝達

3 県出先関係機関

機 関 名	部課名	電 話	防災行政通信網	住 所
		F A X		
横須賀三浦地域県政総合センター	総務部 県民防災課	046-823-0210	9-401-9276	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19
		046-824-2459		
鎌倉保健福祉事務所	管 理 課	0467-24-3900	9-431-9201	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜 2-16-13
		0467-24-4379	9-431-9209	
横須賀土木事務所	管 理 課	046-853-8800	9-410-9232	〒238-0022 横須賀市公郷町 1-56-5
		046-853-7443		
企業局鎌倉水道営業所	管 理 課	0467-22-6200	9-452-9209	〒248-0012 鎌倉市御成町 12-18
		0467-22-5367		
逗子警察署	警 備 課	046-871-0110		〒249-0005 逗子市桜山 4-8-41
		046-871-0110		

4 指定地方行政機関

機 関 名	電 話	住 所	備 考
関東農政局 横浜地域センター	045-211-0584	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-5-7	地方参事室
関東財務局 横浜財務事務所	045-681-0931	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-5-7	総務課
神奈川労働局	045-211-7350	〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-5-7	総務部総務課
関東運輸局 神奈川運輸支局	045-939-6800	〒224-0053 横浜市中区都筑区池辺町 3540	総務企画担当
第三管区海上保安本部 横須賀海上保安部	046-862-0118	〒237-0071 横須賀市田浦港町無番地	警備救難課
国土交通省 関東地方整備局	045-503-4018	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 2-18-1	京浜河川事務所 防災情報課
横浜地方气象台	045-621-1999	〒231-0862 横浜市中区山手町 9-9	地域防災係

4 情報受伝達

5 指定公共機関

機関名	電話	住 所	備 考
	F A X		
東日本旅客鉄道(株) 逗子駅	046-871-3592	〒249-0006 逗子市逗子1-1-10	
	046-873-0617		
東日本電信電話(株) 神奈川支店	045-212-8945	〒231-0023 横浜市中区山下町198NTT横浜ビル	設備部 災害対策室
	045-212-8976		
日本赤十字社 神奈川県支部	045-681-2123	〒231-8536 横浜市中区山下町70-7	事業部救護課
	045-681-1120		
日本通運(株) 藤沢支店	0467-43-0102	〒247-0061 鎌倉市台1-1-6	
	0467-45-4220		
東京電力(株) 藤沢支社横須賀営業センター	046-895-7550	〒238-0007 横須賀市若松町1-17	
	046-822-8728		
東京ガス(株) 神奈川西支店	0466-28-3751	〒251-0032 藤沢市片瀬92	
	0466-28-4043		
東京ガス(株) 湘南導管ネットワークセンター	0466-83-7943	〒251-0861 藤沢市大庭8210	
東日本高速道路(株) 関東支社	048-631-0220	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区 桜木町1-11-20 大宮JPビルディング	管理事業統括課
	048-631-0102		
逗子郵便局	046-873-4702	〒249-0006 逗子市逗子6-1-3	

6 指定地方公共機関

機 関 名	電 話	住 所	備 考
	F A X		
京浜急行電鉄(株)新逗子駅	046-871-2674	〒249-0006 逗子市逗子5-1-6	
京浜急行電鉄(株)金沢文庫駅	045-701-9108	〒236-0016 横浜市金沢区谷津町384	
京浜急行バス(株)逗子営業所	046-873-5511	〒249-0006 逗子市逗子2-1-30	
	046-872-1715		
一般社団法人逗葉医師会	046-871-3405	〒249-0003 逗子市池子字棧敷戸1892-6	
	046-872-0939		
一般社団法人逗葉歯科医師会	046-876-1212	〒240-0113 三浦郡葉山町長柄1461-383	
逗葉薬剤師会	046-877-1251	〒240-0111 三浦郡葉山町一色1736-2	
	046-877-1252		

4 情報受伝達

一般社団法人神奈川県トラック協会	045-471-5511	〒222-8510 横浜市港北区新横浜 2-11-1	防災対策室
	045-471-9055		

7 その他関係機関

機 関 名	電 話	住 所	備 考
	F A X		
渋川市	0279-22-2111	〒377-8501 群馬県渋川市石原 80	
	0279-24-6541		
逗子・葉山コミュニティ放送(株)	046-870-3313	〒249-0003 逗子市池子 2-5-6	
	046-870-3323		
逗子葉山建設業協会	046-878-8811	〒240-0115 葉山町上山口 885-1	
	046-878-8833		
逗子市建設業協会	046-871-3505	〒249-0002 逗子市桜山 8-3-8	
	046-871-6363		
逗葉管工事業協同組合	046-873-5125	〒249-0002 逗子市山の根 3-4-2	
	046-872-1671		
逗子市商工会	046-873-2774	〒249-0004 逗子市沼間 1-5-1	
	046-872-2300		
生活協同組合ユーコープ	045-305-6123	〒231-0062 横浜市中区桜木町 1-1-8 日石横浜ビル 21~23 階	
逗子市緑化造園協会	046-873-4128	〒249-0001 逗子市久木 4-17-49	
	046-873-9898		
株式会社ジェイコム湘南 鎌倉局	0120-914-000	〒247-8686 鎌倉市大船 6-3-53	
	0467-43-6117		
逗子・葉山アマチュア無線クラブ	046-872-2350	〒249-0007 逗子市新宿 3-6-16	
	046-872-2350		
小坪漁業協同組合	0467-24-3721	〒249-0008 逗子市小坪 5-20-4	
	0467-24-3722		
株式会社湘南ロードサービス	046-879-2281	〒240-0115 葉山町上山口 1939-1	
	046-879-2280		
一般社団法人 神奈川県自動車整備振興会鎌倉支部	0467-31-6053	〒248-0027 鎌倉市笛田 3-2-13	
	0467-31-6054		
公益社団法人神奈川県LPガス協会 鎌倉逗葉支部	046-871-2479	〒240-0013 葉山町長柄 27 番地 1 号	
神奈川県自転車商協同組合	045-311-6168	〒220-0005 横浜市西区南幸 2-16-23	
	045-311-6154		

4 情報受伝達

8 消防庁

室 課 名	連 絡 先 番 号	住 所
防 災 課	直 通 03-5253-7525 FAX 03-5253-7535	〒100-8927 千代田区霞が関 2-1-2
防 災 情 報 室	直 通 03-5253-7526 FAX 03-5253-7536	
宿 直 室	直 通 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	

9 自衛隊

部隊名 (駐屯地名)	電 話	連絡責任者		住 所
	F A X	時間内	時間外	
陸上自衛隊第 31 普通科連隊 (武山)	046-856-1291	第 3 科 長	部隊当直司令	〒238-0317 横須賀市御幸浜 1-1
	046-856-1291			
海上自衛隊横須賀地方総監部 (横須賀)	046-822-3500	防衛部長又は 第 3 幕僚室長	オペレーショ ン室当直幕僚	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地
	046-823-1009			

10 県内市町村防災担当課

市町村名	室 課 名	電 話	県行政通信網	住 所
		F A X	F A X	
横 浜 市	総務局 危機管理課	045-671-2171	9-640-9201	〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
		045-641-1677	9-640-9200	
川 崎 市	総務局 危機管理室	044-200-2794	9-641-9203	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1
		044-200-3972	9-641-9200	
相 模 原 市	危機管理局 危機管理課	042-769-8208	9-557-9206	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-2-15
		042-769-8326	9-557-9200	
横 須 賀 市	市民部 危機管理課	046-822-8357	9-550-9201	〒238-8550 横須賀市小川町 11
		046-827-3151	9-550-9240	
平 塚 市	防災危機管理部 災害対策課	0463-21-9734	9-551-9209	〒254-8686 平塚市浅間町 9-1
		0463-21-1525	9-551-9200	
鎌 倉 市	防災安全部 総合防災課	0467-23-3000	9-552-9300	〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
		0467-23-3373	9-552-9200	

4 情報受伝達

藤 沢 市	防災安全部	0466-25-1111	9-553-9202	〒251-8601
	防災対策課	0466-50-8401	9-553-9220	藤沢市朝日町 1-1
小田原市	防災部	0465-33-1855	9-554-9307	〒250-8555
	防災対策課	0465-33-1858	9-554-9200	小田原市荻窪 300
茅ヶ崎市	市民安全部	0467-82-1111	9-555-9209	〒253-8686
	防災対策課	0467-82-1540	9-555-9200	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
三 浦 市	総務部	046-882-1111	9-558-9306	〒238-0298
	防災課	046-864-1166	9-558-9200	三浦市城山町 1-1
秦 野 市	くらし安心部	0463-82-5111	9-559-9209	〒257-8501
	防災課	0463-82-6793	9-559-9200	秦野市桜町 1-3-2
厚 木 市	危機管理部	046-225-2190	9-560-9201	〒243-8511
	危機管理課	046-223-0173	9-560-9200	厚木市中町 3-17-17
大 和 市	市長室	046-260-5777	9-561-9202	〒242-8601
	危機管理課	046-261-4592	9-561-9200	大和市下鶴間 1-1-1
伊勢原市	企画部	0463-94-4711	9-562-9209	〒259-1188
	危機管理課	0463-95-7614	9-562-9200	伊勢原市田中 348
海老名市	市長室	046-235-4790	9-563-9209	〒243-0492
	危機管理課	046-231-2343	9-563-9200	海老名市勝瀬 175-1
座 間 市	市長室	046-252-7395	9-564-9201	〒252-8566
	危機管理課	046-252-7773	9-564-9200	座間市緑ヶ丘 1-1-1
南足柄市	総務防災部	0465-73-8055	9-565-9209	〒250-0192
	防災安全課	0465-72-1328	9-565-9200	南足柄市関本 440
綾 瀬 市	市長室	0467-70-5641	9-566-9201	〒252-1192
	危機管理課	0467-70-5701	9-566-9200	綾瀬市早川 550
葉 山 町	総務部	046-876-1111	9-567-9201	〒240-0192
	防災安全課	046-876-1717	9-567-9200	葉山町堀内 2135
寒 川 町	町民部	0467-74-1111	9-568-9307	〒253-0196
	町民安全課	0467-74-9141	9-568-9300	寒川町宮山 165
大 磯 町	政策総務部	0463-61-4100	9-569-9202	〒255-8555
	危機管理課	0463-61-1991	9-569-9300	大磯町東小磯 183

4 情報受伝達

二宮町	政策総務部	0463-71-3311	9-570-9209	〒259-0196 二宮町二宮 961
	防災安全課	0463-73-0134	9-570-9300	
中井町	総務課	0465-81-1111	9-571-9204	〒259-0197 中井町比奈窪 56
	防災防災課	0465-81-1443	9-571-9200	
大井町	防災安全課	0465-85-5002	9-572-9202	〒258-8501 大井町金子 1995
		0465-82-9965	9-572-9200	
松田町	総務課	0465-83-1221	9-573-9202	〒258-8585 松田町松田惣領 2037
	防災安全担当室	0465-83-1229	9-573-9200	
山北町	総務防災課	0465-75-1122	9-574-9209	〒258-0195 山北町山北 1301-4
		0465-75-3660	9-574-9200	
開成町	防災安全課	0465-84-0314	9-575-9209	〒258-8502 開成町延沢 773
		0465-82-5234	9-575-9200	
箱根町	総務部	0460-85-9561	9-576-9209	〒250-0398 箱根町湯本 256
	総務防災課	0460-85-7577	9-576-9200	
真鶴町	総務課	0465-68-1131	9-577-9209	〒259-0202 真鶴町岩 244-1
		0465-68-5119	9-577-9200	
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111	9-578-9201	〒259-0392 湯河原町中央 2-2-1
		0465-62-1991	9-578-9200	
愛川町	危機管理室	046-285-1111	9-579-9202	〒243-0392 愛川町角田 286-1
		046-285-4091	9-579-9200	
清川村	総務課	046-288-1212	9-580-9201	〒243-0195 清川村煤ヶ谷 2216
		046-288-1767	9-580-9200	

4 情報受伝達

4-2 応援要請先及び業務の概要…………… 関係各課

1 自治体・事業者（団体）等との協定

Index	名 称	締結年月日	協定締結先
1	神奈川県下消防相互応援協定	S50.7.25	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、足柄上消防組合、津久井郡広域行政組合、愛川町
2	災害時における物資の輸送等に関する協定書	H26.1.29	神奈川県トラック協会
3	地震災害に対処する基本協定	S59.9.1	神奈川県横須賀土木事務所長
4	横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定書	H7.8.25	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
5	神奈川県震度情報テレメータシステム震度計測装置の設置	H8.8.26	逗子市
6	生活必需物資等の供給に関する協定書	H8.10.1	逗子市商工会
7	災害発生時の応急対応に関する協定書	H8.10.1	逗子市建設業協会(なくなっているので、No.30 で対応)
8	災害時における下水道施設の応急措置及び飲料水の自動車輸送に関する協定書	H8.12.13	逗葉管工事業協同組合
9	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	H8.12.16	生活協同組合コープ神奈川
10	災害時における飲料水の自動車輸送に関する協定書	H9.5.19	逗子市造園業
11-1	災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定	H10.3.1	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
11-2	「震災時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定」の廃止に関する覚書		
12-1	災害時応急用燃料の調達に関する協定書	H11.9.20	逗子市プロパンガス防災協力会
12-2	災害時における液化石油ガス等の供給協力に関する協定	H25.12.2	公益社団法人神奈川県LPガス協会
13	災害時における応急対策の協力に関する協定	H12.4.12	有限会社湘南ロードサービス
14-1	緊急放送設備の使用に関する協定書	H7.8.1	逗子・葉山コミュニティ放送株式会社
14-2	災害放送に関する覚書	H12.8.16	
14-3	ずし・はやまエフエム災害放送に関する覚書	H17.6.9	
14-4	ずし・はやまエフエム災害放送に関する協定	H17.6.9	
14-5	逗子・葉山コミュニティ放送株式会社(湘南ビーチFM)緊急放送に関する覚書	H27.8.1	

4 情報受伝達

14-6	逗子・葉山コミュニティ放送株式会社(湘南ビーチFM)緊急放送に関する協定	H27.8.1	
14-7	逗子・葉山コミュニティ放送株式会社(湘南ビーチFM)緊急放送の実施に関する覚書	H27.8.1	
15	津波対策緊急一時避難建物の使用に関する協力協定書	H17.6.30	学校法人逗子開成学園中学・高等学校長
15-2	【面談記録】(逗子開成中学校・高等学校の早期風水害等避難所について)	R2.9.16	学校法人逗子開成学園中学・高等学校長
16	放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ	H17.9.29	市町村、神奈川県、放送事業者
17	応急給水支援の事務処理に関する覚書	H18.3.28	平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、大磯町、二宮町
18	災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書	H18.7.5	社会福祉法人 地域福祉協会 逗子ホームせせらぎ
19	災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書	H18.7.5	社会福祉法人 百鷗(逗子清寿苑)
20-1	災害時における相互応援に関する協定書	H7.11.27	伊香保町
20-2	災害時における相互応援に関する協定書	H18.7.26	渋川市
21	大地震発生時における許認可関係業務の事前承認に関する覚書	H18.8.1	東京ガス
22	災害時における施設等使用の協力に関する協定書	H18.11.1	逗子スポーツクラブ
23-1	神奈川県防災行政通信網設備更新に関する協定書	H27.6.17	逗子市
23-2	神奈川県防災行政通信網の運用等に関する協定書	H19.4.3	
23-3	神奈川県防災行政通信設備設置等に関する基本協定書	H18.6.9	
24-1	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	H19.6.5	日産自動車株式会社横浜工場 神奈川県日産自動車株式会社 日産プリンス神奈川販売株式会社 株式会社日産サテリオ湘南 横浜マリノス株式会社
24-2	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	H15.5.29	神奈川県石油業協同組合
25	災害時における逗子郵便局及び逗子市間の協力に関する覚書	H9.6.9	逗子市長
26-1	神奈川県防災情報ネットワークシステム端末装置の設置、管理等に関する協定書	H7.4.1	逗子市
26-2	神奈川県災害情報管理システムの端末装置の設置等に関する協定書	H20.4.1	
26-3	神奈川県災害情報管理システムの端末装置の設置等に関する協定の廃止に関する協議書	H30.6.19	
26-4	神奈川県災害情報管理システムのネットワーク冗長化に係るモバイルルータの設置等についての協定書		
27	防犯・防災メール情報等の放送に関する覚書	H20.4.1	株式会社鎌倉ケーブルコミュニケーションズ

4 情報受伝達

28	災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する逗子市と米海軍横須賀基地司令部の覚書	H20.4.11	米海軍横須賀基地司令部
29	災害時における応急対策の協力に関する協定	H20.7.10	社団法人神奈川県自動車整備振興会鎌倉支部
30	災害時の応急対応に関する協定書	H21.2.1	逗子葉山建設業協会
31	災害時等における要援護障がい者の緊急受入れに関する協定書	H21.4.1	社会福祉法人 湘南の風
32	津波対策緊急一時避難建物の使用に関する協定書	H21.3.25	学校法人聖トマ学園聖マリア小学校及び幼稚園
33	津波対策緊急一時避難建物の使用に関する協定書	H21.3.25	株式会社葉山工務店
34	津波対策緊急一時避難建物の使用に関する協定書	H21.3.25	社会福祉法人 湘南の風
35-1	アマチュア無線による災害時の情報の収集・伝達に関する協定書	H.21.12.14	逗子・葉山アマチュア無線クラブ
35-2	アマチュア無線による災害時の情報の収集・伝達に関する協定に基づく名簿	H23.6.1	
36	災害時における燃料供給及び応急対策用資器材提供に関する協定書	H22.4.1	神奈川県石油業協同組合湘南鎌倉支部逗子部会
37	自給能力のない行方不明者の捜索及び重大な犯罪等に対する防犯に関する逗子市防災行政無線局活用に関する覚書	H23.2.1	逗子警察署長
38	災害時の情報交換に関する協定書	H23.11.1	逗子市長
39	災害時における相互応援に関する協定書	H23.11.11	横浜市
40	九都県市災害時相互応援に関する協定	H22.4.1	
41	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	H18.7.12	
42	震災時等の相互応援に関する協定実施細目		
43	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	H24.3.29	
44	災害時における自転車調達及び整備に関する協定書	H24.7.27	神奈川県自転車商協同組合
45	災害時におけるアレルギー用物資等の供給に関する協定書	H24.9.20	特定非営利活動法人アトピッツ地球の子ネットワーク
46	災害時における避難施設としての施設使用に関する協定	H24.12.13	学校法人聖トマ学園聖マリア小学校校長
47	災害時における避難施設としての施設利用に関する協定	H24.12.13	神奈川県立逗子高等学校校長
48	津波一時避難場所の使用に関する協定	H24.12.13	神奈川県立逗子高等学校校長
49	災害時における避難施設としての施設利用に関する協定	H24.12.13	神奈川県立逗葉高等学校校長
50	津波一時避難場所の使用に関する協定	H24.12.13	神奈川県立逗葉高等学校校長
51	災害時における避難施設としての施設利用に関する協定	H.24.12.25	学校法人聖和学院
52	津波一時避難場所の使用に関する協定	H.24.12.25	学校法人聖和学院
53	災害時の動物救護活動に関する協定	H.24.12.25	鎌倉市長、葉山町長、湘南獣医師会
54	災害時における飲料水等の供給に関する協定	H.25.7.1	ダイドードリンコ株式会社

4 情報受伝達

55	災害時における飲料水等の供給に関する協定	H.25.7.1	株式会社伊藤園
56	災害時における飲料水等の供給に関する協定	H.25.7.1	アサヒカルピスビバレッジ株式会社
57	津波一時避難場所の使用に関する協定	H.25.12.3	逗子パーク・ホームズ管理組合
58	津波一時避難場所の使用に関する協定	H.25.12.3	ファミリー逗子シーサイドヒルズ管理組合
59	津波一時避難場所の使用に関する協定	H.25.12.18	株式会社キリガヤ、オーケー株式会社
60	災害に係る情報発信等に関する協定	H26.4.1	ヤフー株式会社
61	災害時等における救援活動等の支援に関する協定書	H26.5.13	特定非営利活動法人湘南海上安全協会
62	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	H26.5.27	東日本電信電話株式会社
63	災害時における物資の受入及び輸送等に関する協定書	H26.7.4	ヤマト運輸株式会社横浜主管支店
64	津波一時避難場所の使用に関する協定	H26.8.6	サングレイス逗子管理組合理事長
65	災害時における物資の供給に関する協定	H26.12.9	セツカートン株式会社
66	災害時の遺体搬送に関する協定	H27.8.20	全国霊柩自動車協会
67	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	H27.8.20	神奈川県葬祭業協同組合
68	災害時における放送等に関する協定	H27.10.31	株式会社ジェイコム湘南
69	災害時における飲料水等の優先供給に関する協定	H27.11.5	株式会社ナック
70	津波一時避難場所の使用に関する協定 (共同住宅「GRANTAGE BAY VIEW」)	H27.12.28	菊池基夫氏、朝日建設株式会社
71	大規模災害時等における隊友会の支援協力に関する協定	H28.2.16	隊友会 神奈川県隊友会横須賀支部
72	行政告知放送の再送信に関する協定	H28.10.7	株式会社ジェイコム湘南
73	災害時等における地図製品等の供給等に関する協定	H28.10.13	株式会社ゼンリン神奈川静岡エリア統括部
74	災害時における食料品等の供給協力に関する協定	H28.10.21	株式会社スズキヤ
75	新宿会館避難所開設に関する覚書	H28.11.14	新宿地区市民活動推進協議会
76	避難場所案内広告付電柱看板に関する協定	H28.12.26	東電タウンプランニング株式会社
77	災害時における物資等の供給に関する協定書	H29.6.1	株式会社クリエイトエス・ディー
78	【参考】災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定	H29.6.30	一般財団法人 全日本冠婚葬祭相互協会
79	【参考】災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定	H29.9.21	神奈川県土地家屋調査士会
80	【参考】逗子市災害救援ボランティアセンター設置運営に関する5者間取り決め	H29.12.12	防災安全課、社会福祉課、子育て支援課、逗子災害ボランティアネットワーク、社会福祉協議会
81	【参考】災害時等における畳の提供に関する協定	H29.12.14	神奈川県畳工業協同組合
82	【参考】災害時における段ボール製品の調達に関する協定	H29.12.20	東日本段ボール工業組合
83	【参考】災害時における救助救援等の協力に関する覚書	H30.3.1	特定非営利活動法人 湘南海上安全協会

4 情報受伝達

84	【参考】地域見守り活動に関する協定	H30.3.22	社会福祉協議会、逗子警察署、東京ガス、東京ガスエネワーク株式会社
85	災害時等における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定書	H26.5.1	社会福祉法人 湘南愛心会(逗子杜の郷)
86	災害時等における無人航空機を活用した支援活動及び無人航空機の利活用に関する連携協力に関する協定	H30.8.24	一般社団法人 地域再生・防災ドローン利活用推進協会 一般社団法人 地域再生・防災ドローン利活用 神奈川第一支部一般社団法人 ドローン撮影クリエイターズ協会
87	災害時における遺体の火葬等に関する協定	H31.1.22	株式会社誠行社
88	【参考】改正災害救助法の対応に伴う応急仮設住宅の供給等に係る協定締結	H31.4.1	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、(公益)全国賃貸住宅経営者協会連合会
89	防災行政無線を活用した避難実証実験に関する覚書	R1.7.19	株式会社リコー
90	津波一時避難場所の使用に関する協定	R1.8.19	三菱地所レジデンス株式会社 (管理組合: ザ・パークハウス逗子)
91	津波一時避難場所の使用に関する協定	R1.11.22	株式会社オルソプラス(かんクリニック リウマチ・整形外科)
92	【参考】災害時における緊急輸送等に関する協定の締結について	R2.2.7	一般社団法人神奈川県バス協会
93	【参考】災害時における緊急輸送等に関する協定の締結について	R2.2.7	一般社団法人神奈川県タクシー協会
94	【参考】災害時における消火用水等の供給支援に関する協定の締結について	R2.2.13	神奈川県小型生コンクリート協同組合
95	【参考】災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	R2.2.13	石油連盟
96	津波一時避難場所の使用に関する協定	R2.7.1	東日本電信電話株式会社神奈川事業部

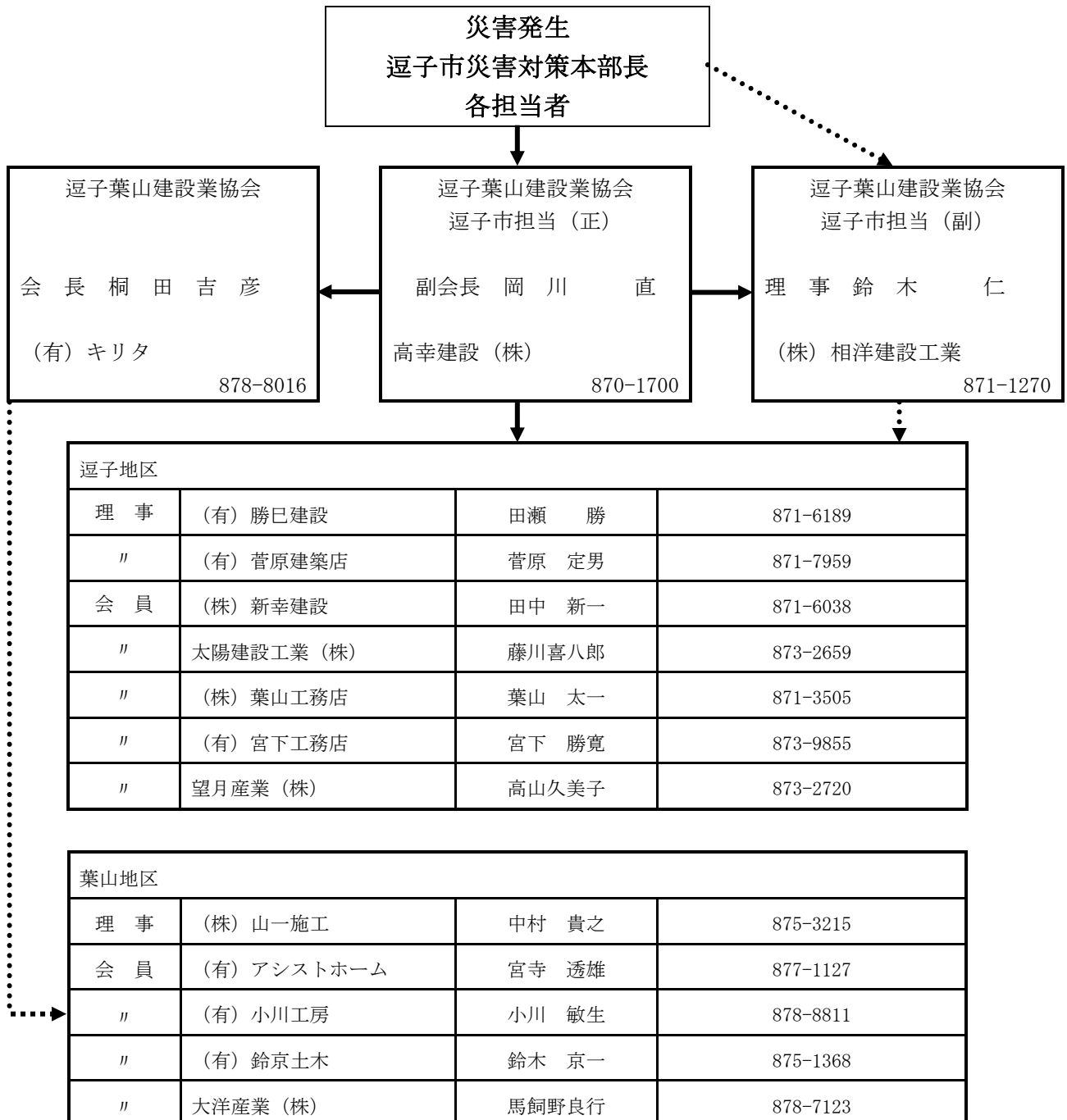
2 法令に基づくもの

要請先	要請事項	根拠法令
神奈川県知事	県職員の派遣	災害対策基本法第30条
	指定(地方)行政機関の職員の派遣	災害対策基本法第30条
	応援の要求と応急対策の実施	災害対策基本法第68条
	自衛隊災害派遣部隊の派遣	災害対策基本法第68条の2
	消防庁長官に対する応援要請 (緊急消防援助隊の派遣)	消防組織法第44条
指定地方行政機関の長	指定地方行政機関の職員の派遣	災害対策基本法第29条
自衛隊災害派遣部隊の長	自衛隊災害派遣部隊の派遣	災害対策基本法第68条の2
他の市町村長	応援の要求	災害対策基本法第67条
他の消防長	消防相互の応援	消防組織法第39条

4 情報受伝達

逗子葉山建設業協会災害時連絡体制

災害時連絡体制組織表（逗子市）



4 情報受伝達

4-3 応援協力体制…………… 防災安全課・関係各課

1 他市等との相互応援協定

市は、市域に係る災害について、適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等による応援要請について、県内外の市町村との応援協定の締結を推進する。

現在、市では、横浜市、横須賀市、鎌倉市、三浦市、葉山町及び群馬県渋川市と相互応援協定を締結している。

2 公共的団体との協定等

市は、公共的団体と協定を締結し、大規模災害時において応急対策活動等に対し積極的に協力が得られるよう、協力体制を整備しておく。

現在、市では、生活協同組合ユーコープ、生活協同組合連合会ユーコープかながわ事業連盟及び逗子市商工会と生活物資等の供給に関する協定を締結している。

3 民間団体等との協定

災害時における応急活動を能率的に行うため、平常時から民間団体等に対して、防災体制をあらかじめ確立しておくよう依頼し、人材派遣、資機材・物資、情報収集・伝達、施設使用等、広く防災についての積極的な協力体制を確立するため、これらの団体との応援協定の締結を推進する。

4 指定管理者等との協定

指定管理制度を導入している施設において、利用者、来訪者等の安全確保を図る必要があるとき、最寄りの避難場所やその他安全な場所（施設内を含む）に利用者等を避難誘導する等の応急対策活動等に対し積極的に協力が得られるよう、協定を締結し、協力体制を整備しておく。また、発災時の応急活動の拠点等として位置づけられている施設の管理責任者は、速やかに本計画等に基づき運用するために必要な措置を講じる。

5 その他

民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、タクシー無線取扱業者、MCA（マルチ・チャンネル・アクセス）無線を利用する運行・輸送業者等の把握に努めるとともに、災害時協力協定の締結を促進する。

食料や飲料水については、販売・流通業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用や流通在庫備蓄に努める。

社会福祉施設等と要援護者の受入れについて、事前に協定を締結しておく等、福祉避難所の拡充を図る。

4 情報受伝達

4-4 防災行政無線整備状況…………… 防災安全課

1 逗子市防災行政無線局管理運用規程

逗子市防災行政無線局管理運用規程

昭和 56 年 5 月 1 日 逗子市訓令第 2 号

〔注〕 昭和 59 年から改正経過を注記した。

改正 昭和 57 年 3 月 27 日 訓令第 1 号

昭和 59 年 3 月 31 日 訓令第 1 号

昭和 60 年 10 月 31 日 訓令第 5 号

平成 3 年 4 月 1 日 訓令第 4 号

平成 6 年 3 月 30 日 訓令第 1 号

平成 8 年 3 月 29 日 訓令第 1 号

平成 13 年 1 月 5 日 訓令第 1 号

平成 21 年 4 月 1 日 訓令第 4 号

平成 27 年 9 月 1 日 訓練第 16 号

平成 29 年 4 月 1 日 訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、逗子市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する逗子市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理、運用について法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平 6 訓令 1 ・ 一部改正)

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線電話設備 無線電話その他電波を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- (2) 無線局 無線電話設備及び無線電話設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (3) 固定系親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 無線従事者 無線電話設備の操作を行う者であって総務大臣の免許を受け市長に選任されたものをいう。

(平 6 訓令 1 ・ 平 13 訓令 1 ・ 平 27 訓令 16 ・ 一部改正)

(無線局の設置又は配置場所)

第 3 条 無線局の設置又は配置場所は、別表のとおりとする。

4 情報受伝達

(無線電話設備の保管)

第4条 無線電話設備の保管は経営企画部長が総括し、無線局に属する機器は別表の機器保管責任者が保管の責任を負うものとする。

(平3訓令4・平8訓令1・平21訓令4・平27訓令16・一部改正)

(無線電話設備の運用)

第5条 無線局全体の運用は経営企画部長が統括する。ただし、経営企画部長は無線電話設備の保管責任者に当該無線電話設備の利用をさせることができる。

(平3訓令4・平6訓令1・平8訓令1・平21訓令4・一部改正)

(無線従事者の選任)

第6条 無線従事者は、特殊無線技士の資格を有する職員のうちから市長が選任する。

(無線従事者の配置)

第7条 固定系親局に無線従事者を置く。

(平27訓令16・一部改正)

(無線従事者の職務)

第8条 無線従事者は、関係法令等に従い無線電話業務を誠実に行わなければならない。

(無線電話設備の利用)

第9条 市職員は、無線従事者の無線業務遂行上の指示に従って無線電話設備を利用することができる。

(平6訓令1・一部改正)

(無線電話業務等)

第10条 無線従事者の行う無線電話業務及び無線電話設備利用者の利用方法等については、別に定める。

(平6訓令1・一部改正)

(無線従事者の解任)

第11条 市長は、無線従事者が次の各号の一に該当する場合は、解任することができる。

- (1) 病気等により無線電話業務の遂行上不相当と認められるとき。
- (2) 関係法令等に違反したとき。
- (3) 職員が、無線従事者の職務を行うことが不相当と認められるとき。
- (4) 無線従事者の資格を失ったとき。

(平6訓令1・一部改正)

(研修)

第12条 経営企画部長は、無線従事者に対し、無線電話設備運用上必要な知識及び技術について、年1回以上研修を行わなければならない。

(平3訓令4・平6訓令1・平8訓令1・平21訓令4・一部改正)

4 情報受伝達

(通信訓練)

第13条 経営企画部長は非常災害発生に備え、次の各号のとおり通信訓練を行うものとする。

- (1) 防災総合訓練に併せた総合通信訓練 年1回以上
- (2) 定期通信訓練 四半期ごとに1回

(平3訓令4・平6訓令1・平8訓令1・平21訓令4・一部改正)

附則

この規程は、昭和56年5月1日から施行する。

附則(昭和57年3月27日訓令第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附則(昭和59年3月31日訓令第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則(昭和60年10月31日訓令第5号)

この規程は、昭和60年11月1日から施行する。

附則(平成3年4月1日訓令第4号)

この規程は、令達の日から施行する。

附則(平成6年3月30日訓令第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則(平成8年3月29日訓令第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則(平成13年1月5日訓令第1号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附則(平成21年4月1日訓令第4号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成27年9月1日訓令第16号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則(平成29年4月1日訓令第6号)

この規程は、令達の日から施行する。

4 情報受伝達

別表（第3条関係）

無線局の種別		呼出名称	設置又は配置場所	機器保管責任者
固定局	固定系親局	ぼうさいずし	無線放送室	防災安全課長
			消防本部指令室	消防総務課長

（昭59訓令1・昭60訓令5・平3訓令4・平6訓令1・平8訓令1・平21訓令4・平27訓令16・平成29訓練6一部改正）

4 情報受伝達

2 防災行政無線の放送基準

防災行政無線の放送基準

1 放送の種類

(1) 緊急放送

ア 地震、風水害及び火災等の災害情報に関するもの

イ 国民保護に関するもの

(2) 定時放送

(3) 一般放送

ア 行政事務及び市が行う各種行事等で市民の理解と協力を求めるもの

イ その他市長が特に必要があると認めるもの

2 放送時間

(1) 緊急放送

緊急の程度に応じて随時

(2) 定時放送（チャイム）

夏季（4月1日～9月30日）17時00分

冬季（10月1日～3月31日）16時30分

(3) 一般放送

7時から21時まで

3 放送内容

(1) 緊急放送

別紙1及び2のとおり

(2) 定時放送（チャイム）

ウェストミンスターの鐘

(3) 一般放送

各担当課で作成

（放送範囲は別紙3のとおり）

4 放送担当者

(1) 勤務時間内 防災安全課職員

(2) 勤務時間外 消防職員

別紙1 略

別紙2 略

4 情報受伝達

別紙3 一般放送の範囲

- 1 大規模なライフライン施設の事故等に関する放送
大規模なライフライン施設の事故等により、市民生活に大きな影響が及ぶ場合
- 2 水難防止に関する放送
台風接近時のサーファー等への避難勧告等水難防止のために行う場合
- 3 重大な犯罪等に対する防犯に関する放送
重大な犯罪等又はこれに発展するおそれのある場合で、かつ、人命に危険が及ぶおそれのある場合で、警察等からの依頼によるもの
- 4 行方不明で自救能力がない者の捜索に関する放送
警察等からの依頼により、人命に危険が及ぶおそれのある場合
- 5 選挙啓発に関する放送
選挙投票日のお知らせをする場合
- 6 光化学スモッグに関する放送
光化学スモッグ警報（重大緊急時警報）が発令された場合（解除を含む）
- 7 停電に関する放送
市内で停電が発生し、20分を過ぎても復旧しない場合
- 8 非常通信の訓練に関する放送
予知対応型訓練など非常通信の訓練を行う場合
- 9 その他
花火大会の中止のお知らせなど市が行う各種行事等で、緊急に市民に周知する必要がある場合

4 情報受伝達

3 防災行政無線設置場所一覧表

(1) 親局

名 称	所 在 地	設 置 場 所
ぼうさいずし (こうほうずし)	逗子5丁目2番16号	市役所防災行政無線室
	桜山2丁目3番31号	消防本部通信指令室

(2) 子局 (デジタル化完了後)

No	名 称	設置場所
1	市役所屋上	逗子5丁目2番16号
2	アンサー 101 久木小学校	久木2丁目1番1号
3	アンサー 102 久木共同運動場	久木2丁目778番4号
4	アンサー 103 風早橋	久木3丁目457番1号
5	アンサー 104 入会橋	久木4丁目44番
6	アンサー 105 なかよし公園	久木5丁目1620番26号
7	アンサー 106 朝陽丘公園	久木6丁目1397番1号
8	アンサー 107 夕陽台公園	久木8丁目343番4号
9	アンサー 201 逗子駅裏西駐輪場	山の根1丁目1番22号
10	アンサー 202 久木隧道山の根側	山の根2丁目433番2号
11	アンサー 203 第5分団奥	山の根2丁目266番2号
12	アンサー 204 松本谷戸公園	山の根3丁目159番39号
13	アンサー 301 第一運動公園	池子1丁目275番1号
14	アンサー 302 第4分団池子会館	池子2丁目10番10号
15	アンサー 303 アザリエ中公園	池子3丁目560番4号
16	アンサー 304 逗子中学校	池子4丁目1084番1号
17	アンサー 401 東逗子駅前	沼間1丁目1493番1号
18	アンサー 402 第3分団沼間会館	沼間1丁目3番8号
19	アンサー 403 東逗子会館	沼間2丁目1番1号
20	アンサー 404 沼間コミセン	沼間3丁目16番32号
21	アンサー 405 沼間中学校	沼間3丁目21番2号
22	アンサー 406 かぐのみ幼稚園	沼間4丁目1番1号
23	アンサー 407 フラワー公園	沼間5丁目765番252号
24	アンサー 408 篠山公園	沼間6丁目1092番2号
25	アンサー 409 発射場跡	沼間6丁目1179番1号
26	アンサー 501 柳原公園付近	桜山1丁目13番20号

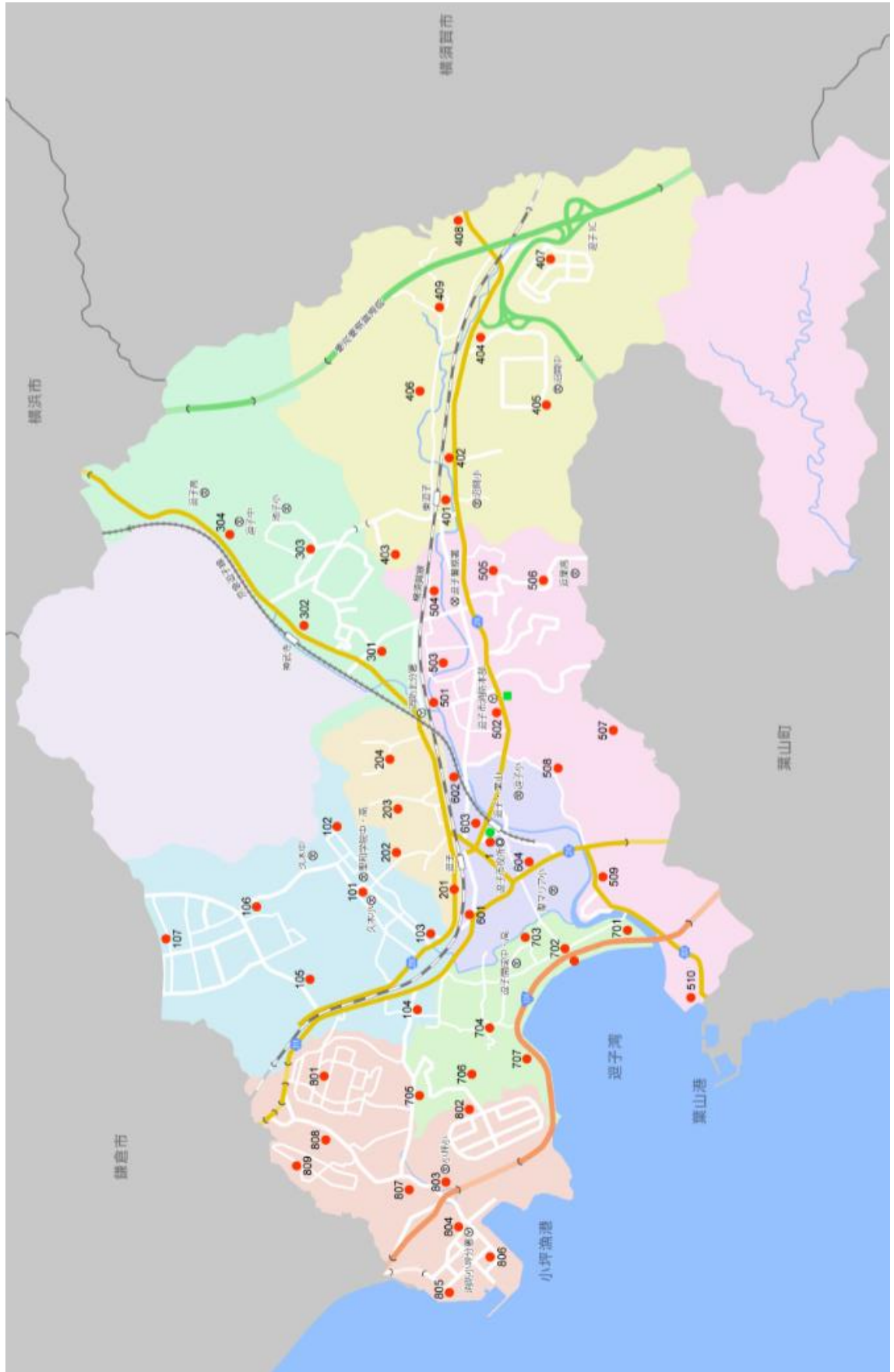
4 情報受伝達

27	アンサー	502	消防本部	桜山2丁目3番31号
28	アンサー	503	第一桜山ホームズ	桜山3丁目22番19号
29	アンサー	504	向原東公園	桜山4丁目49番1号
30	アンサー	505	県営桜山団地	桜山5丁目12番5
31	アンサー	506	桜山中央公園	桜山5丁目406番121号
32	アンサー	507	県桜山高区配水池	桜山7丁目1395番28号
33	アンサー	508	金剛寺	桜山7丁目1747番
34	アンサー	509	六代御前	桜山8丁目2181番2号
35	アンサー	510	浄水管理センター	桜山9丁目2448番4号
36	アンサー	601	オーケー逗子店	逗子1丁目11番17号
37	アンサー	602	コープ湘南逗子	逗子2丁目11番5号
38	アンサー	603	ガーデンホーム	逗子2丁目6番23号
39	アンサー	604	逗子会館	逗子5丁目4番33号
40	アンサー	701	渚マリーナ	新宿1丁目6番16号
41	アンサー	702	逗子海岸新宿会館	新宿2丁目2番24号
42	アンサー	703	逗子開成中学高校	新宿2丁目6番1号
43	アンサー	704	三菱重工湘南荘	新宿3丁目12番11号
44	アンサー	705	小坪大谷戸会館	新宿4丁目15番26号
45	アンサー	706	披露山公園	新宿5丁目1860番
46	アンサー	707	逗子海岸駐車場	新宿5丁目1880番
47	アンサー	801	亀ヶ岡公園	小坪1丁目1396番69号
48	アンサー	802	披露山庭園住宅	小坪3丁目18番2号
49	アンサー	803	小坪小学校	小坪3丁目6番1号
50	アンサー	804	消防小坪分署	小坪5丁目21番4号
51	アンサー	805	マリーナ1号棟	小坪5丁目23番1号
52	アンサー	806	マリーナ5号棟	小坪5丁目23番5号
53	アンサー	807	コスモミロス逗子	小坪6丁目7番21号
54	アンサー	808	小坪滝ヶ谷第3	小坪7丁目3番20号
55	アンサー	809	南ヶ丘西公園	小坪7丁目1110番190号

※令和4年11月30日にすべての支局のデジタル化が完了する予定

4 情報受伝達

逗子市防災無線施設支局位置図



4 情報受伝達

4 戸別受信機設置場所一覧

番号	名 称	住 所	設置場所
5505	浄水管理センター	桜山9丁目2448番4号	3階事務所
5310	高齢者センター	池子4丁目1012番	1階事務所
5308	環境CC事務所	池子4丁目956番	2階事務所
5304	せせらぎ	池子3丁目789番	本館2階(寮母室)
5503	福社会館	桜山5丁目32番1号	1階事務所
5311	逗葉地域医療C1	池子字棧敷戸1892番6号	1正面入口
5312	逗葉地域医療C2	池子字棧敷戸1892番6号	3階事務所
5701	逗子開成中学高校	新宿2丁目6番1号	1階事務所
5301	逗子アリーナ	池子1丁目11番1号	1階事務室
5502	療育教育総合C	桜山5丁目20番29号	1階事務室
5803	小坪コミセン	小坪5丁目21番17号	1階事務室
5404	沼間コミセン	沼間3丁目16番32号	1階事務室
5501	子育て支援C	桜山1丁目5番42号	1階事務室
5608	逗子小学校	逗子4丁目2番45号	1階職員室
5402	沼間小学校	沼間1丁目7番18号	1階職員室
5101	久木小学校	久木2丁目1番1号	1階事務室
5801	小坪小学校	小坪3丁目6番1号	1階職員室
5305	池子小学校	池子3丁目9番1号	1階職員室
5307	逗子中学校	池子4丁目755番	1階職員室
5103	久木中学校	久木7丁目2番1号	2階職員室
5405	沼間中学校	沼間3丁目21番2号	2階職員室
5303	湘南保育園	池子2丁目11番9号	1階事務室
5804	小坪保育園	小坪5丁目22番5号	1階事務室
5604	文化プラザホール	逗子4丁目2番10号	1階事務室
5606	市民交流センター	逗子4丁目2番11号	1階事務室
5805	湘南の風もやい	小坪5丁目22番10号	1階事務室
5610	聖マリア小学校	逗子6丁目8番47号	1階職員室
5605	図書館	逗子4丁目2番10号	1階事務室
5602	オーケー逗子店	逗子1丁目11番17号	1階検品所
5601	JR逗子駅	逗子1丁目1番10号	1階事務室
5609	京急逗子・葉山駅	逗子5丁目1番6号	2階事務室
5102	聖和学院	久木2丁目2番1号	
5302	体験学習施設S	池子1丁目11番2号	
5504	郷土資料館	桜山8丁目2275	

4 情報受伝達

5802	波の子学童クラブ	小坪5丁目21番15号	
5603	京急バス逗子営業	逗子2丁目1番30号	
5105	逗子清寿苑	久木8丁目1290番1号	
5403	逗子杜の郷	沼間1丁目23番	
5406	湘南の風えいむ	沼間5丁目4番5号	
5607	ずしっ子太陽学童	逗子4丁目2番11号	
5401	ずしっ子そよ風	沼間1丁目2番20号	
5104	ずしっ子あおぞら	久木7丁目2番1-2号	
5306	りす子どもクラブ	池子3丁目9番2号	
5309	環境CC中央	池子4丁目956番	

4 情報受伝達

5 デジタルMCA無線機配備状況一覧

平成31年4月現在

No.	無線機個別名称	呼び出し番号	機種	導入年月
1	市役所本部	999	半固定無線機	2009.6
2	市役所	10	携帯型無線機	2009.6
3	市役所	11	携帯型無線機	2009.6
4	市役所	12	携帯型無線機	2009.6
5	市役所	13	携帯型無線機	2009.6
6	市役所	14	携帯型無線機	2009.6
7	市役所	15	携帯型無線機	2009.6
8	市役所	16	携帯型無線機	2009.6
9	市役所	17	携帯型無線機	2009.6
10	市役所	18	携帯型無線機	2009.6
11	市役所	19	携帯型無線機	2009.6
12	逗子小学校	1	半固定無線機	2009.6
13	逗子小学校	20	携帯型無線機	2009.6
14	逗子小学校	21	携帯型無線機	2009.6
15	小坪小学校	2	半固定無線機	2009.6
16	沼間小学校	3	半固定無線機	2009.6
17	沼間小学校	24	携帯型無線機	2009.6
18	沼間小学校	25	携帯型無線機	2009.6
19	子ども発達支援センター	4	半固定無線機	2009.6
20	福祉会館	5	半固定無線機	2009.6
21	沼間コミュニティセンター	6	半固定無線機	2009.6
22	小坪コミュニティセンター	7	半固定無線機	2009.6
23	高齢者センター	8	半固定無線機	2009.6
24	子育て支援センター	9	半固定無線機	2009.6
25	逗子杜の郷	22	携帯型無線機	2009.6
26	えいむ	23	携帯型無線機	2009.6
27	市立体育館	26	携帯型無線機	2011.6
28	久木小学校	27	携帯型無線機	2011.6
29	池子小学校	28	携帯型無線機	2011.6
30	逗子中学校	29	携帯型無線機	2011.6
31	久木中学校	30	携帯型無線機	2011.6
32	沼間中学校	31	携帯型無線機	2011.7
33	小坪保育園	32	携帯型無線機	2011.7

4 情報受伝達

34	湘南保育園	33	携帯型無線機	2011.7
35	交流センター	34	携帯型無線機	2011.7
36	文化プラザホール	35	携帯型無線機	2011.7
37	浄水管理センター	36	携帯型無線機	2011.7
38	環境クリーンセンター	37	携帯型無線機	2011.7
39	保健センター	38	携帯型無線機	2011.7
40	逗子開成中学高校	39	携帯型無線機	2013.3
41	葉山工務店	40	携帯型無線機	2013.3
42	湘南の風 もやい	41	携帯型無線機	2013.3
43	聖マリア小学校	42	携帯型無線機	2013.3
44	逗子マリーナ	43	携帯型無線機	2013.3
45	逗子パークホームズ	44	携帯型無線機	2013.7
46	ファミリー逗子シーサイドヒルズ	45	携帯型無線機	2013.7
47	オーケー逗子店	46	携帯型無線機	2013.7
48	逗子清寿苑	47	携帯型無線機	2013.7
49	逗子ホームせせらぎ	48	携帯型無線機	2013.7
50	(欠)	49	携帯型無線機	
51	聖和学院	50	携帯型無線機	2014.7
52	JR逗子駅	51	携帯型無線機	2014.7
53	京浜急行逗子・葉山駅	52	携帯型無線機	2014.7
54	京急バス 逗子営業所	53	携帯型無線機	2014.7
55	体験学習施設スマイル	54	携帯型無線機	2015.7
56	ずしっ子太陽学童	55	携帯型無線機	2015.7
57	ずしっ子そよ風	56	携帯型無線機	2015.7
58	ずしっ子あおぞら	57	携帯型無線機	2015.7
59	波の子学童クラブ	58	携帯型無線機	2015.7
60	りす子どもクラブ	59	携帯型無線機	2015.7
61	教育研究所	60	携帯型無線機	2016.7
62	サングレイス逗子	61	携帯型無線機	2016.7
63	図書館	62	携帯型無線機	2016.7
64	逗子郵便局	63	携帯型無線機	2016.7
65	逗子高校	64	携帯型無線機	2016.7
66	逗葉高校	65	携帯型無線機	2016.7
67	ずし1	91	車載無線機	2011.6
68	ずし2	92	車載無線機	2011.6
69	ずし3	93	車載無線機	2011.6

4 情報受伝達

70	ずし4	94	車載無線機	2011.6
71	ずし5	95	車載無線機	2011.6

4 情報受伝達

4-5 本市の防災情報伝達体制…………… 防災安全課

1 防災情報伝達体制の現状

(1) 防災行政無線

市では、同報系アナログ防災行政無線及び移動系デジタル防災行政無線としてMCA無線機を整備しており、同報系の屋外拡声子局及び市内公共施設等については戸別受信機を整備することにより住民への情報伝達を行うとともに、移動系による災害情報収集も行っている。また、防災行政無線による放送内容伝達の補完措置として、テレフォンサービス等を実施している。

(2) TV・ラジオ放送

湘南ビーチFMにより、災害情報の伝達を行っている。

(3) 一般電話・FAX

避難行動要支援者等に対する支援として、防災・防犯メールにより、登録された一般電話及びFAXに対して災害情報の配信サービスを行っている。

(4) インターネット・メール配信（返子市防災・防犯メール）

防災情報システムとして、市のホームページ等で災害情報の伝達を行っているほか、地域安心安全情報共有システムにより、登録された携帯電話等に災害情報のメール配信や緊急速報メールを行っている。

(5) その他

市の広報車や巡回消防車両による周知のほか、消防団、自主防災組織等による住民相互間の口頭による情報伝達にも努めている。

2 防災情報伝達体制の課題

(1) 災害時の迅速・確実な情報伝達

近年、局地的大雨による人的被害を伴う突発的な災害が全国各地で発生している。

特に、東日本大震災では、通信手段の途絶などにより、被害が拡大した。このことも教訓に本市では、全市域への迅速、確実な防災情報伝達体制を整備する必要がある。

(2) デジタル化の推進

電波法の改正により、デジタル方式に随時変更されていることもあり、現在の防災行政無線設備については、令和2年から防災行政無線のデジタル化整備工事を開始し、令和4年度末までに完了する。

4 情報受伝達

(3) 土砂災害防止法への対応

本市においては、土砂災害防止法に基づき、県による土砂災害警戒区域の指定が行われたが、この法律では、当該区域への災害に関する情報の収集及び伝達の手段を定めることが義務付けられており、これには防災行政無線の活用が不可欠であると考えられる。

(4) 難聴地域等への情報伝達

日頃から音声聞こえにくい、また、難聴地域であったり、高気密住宅に居住しているなどの理由で、防災行政無線が聞こえにくい地域も存在する。

特に豪雨・暴風雨・高潮など風水害の際は、風雨の音で音声掻き消され、大事な情報を聞き逃してしまう場合もあり、すべての地域に迅速に情報を伝達する方策を検討する必要がある。

3 防災情報伝達体制の取組み

(1) 防災行政無線屋外拡声子局の増備等

防災行政無線による放送エリア外の地域については、新たな屋外拡声子局の設置に努めていくとともに、MCA無線機及び戸別受信機についても、津波避難ビルや福祉避難所等への整備に努めていく。また、既存の屋外拡声子局についても、デジタル化整備工事等を実施していく中で音量調整等を実施していく。

(2) 防災行政無線放送内容補完対策の周知・徹底

防災行政無線による放送内容伝達の補完措置として実施しているテレホンサービス、メール配信、緊急速報メール等の活用について、今後も広報誌、ホームページ、防災訓練等あらゆる機会を通じて周知に努める。

(3) その他

携帯電話、パソコン等を活用できない方への対策について、今後も検討に努める。

4 情報受伝達

4-7 神奈川県防災行政通信網専用電話番号簿(抜粋)・防災安全課・関係各課

令和2年4月1日現在

※ 他局へかける場合は「9」+局番号+「4桁(1桁)の番号」。自局内は局番号不要

1 逗子市役所

逗子市役所(局番号：556)	番号
企画課課(秘書室)	9203
経営企画部防災安全課	9209
総務部総務課	9204
市民協働部市民協働課	9207
福祉部社会福祉課	9211
環境都市部都市整備課	9206

逗子市役所(局番号：556)	番号
議会事務局	9202
教育部教育総務課	9201
庁舎警備員室	9212
防災無線室	9205
消防本部通信指令室	9306
FAX(消防本部通信指令室)	9300

2 神奈川県庁

くらし安全防災局総務危機管理室 (局番号：400)	番号
企画調整G	9300
情報通信G	9302
同上	9303
くらし安全防災局防災部(局番号：)	番号
災害対策課計画G	9304
災害対策課応急対策G	9301
消防保安課推進G	9305
消防保安課火薬電気G	9225
FAX(総務危機管理室)	9293
【危機管理背センター】	
指令情報室(7階) 応急対策T	9313
指令情報室 情報通信T	9314
指令情報室 消防調整T	9315
同上	9316
統制部室(7階) 統制部長	9320
統制部室 各機関連絡員	9326
統制部室 管理T	
統制部室 消防調整T	9321
統制部室 被災者救援T	9322
統制部室(7階) 広報T	9324
統制部室 コンビナートT	9323
統制部室 医療救護本部	9327
同上	9328
統制室(6階)	9880

FAX(指令情報室)	9889
	9250
【衛生可搬局】	
電話・FAX共用 9-014-499	
*可搬局からは、014-(局番号)-××××	
福祉子どもみらい局総務室(局番号：)	番号
総務G	9215
福祉子どもみらい局福祉部(局番号：)	番号
障害サービス課施設指導G	9222
国際文化観光局総務室(局番号：400)	番号
総務経理G	9220
国際課調整G	9255調
スポーツ局総務室(局番号：400)	番号
総務経理G	9371
環境農政局総務室(局番号：400)	番号
総務G	9240
環境農政局緑政部(局番号：400)	番号
森林再生課調整G	9242
環境農政局農政部(局番号：400)	番号
農政課ブランド推進G	9241
水産課水産指導G	9243
健康医療局総務室(局番号：400)	番号
総務G	9230
健康医療局健康医療部(局番号：400)	番号
医療課地域総括ケアG	9232
健康危機管理課健康危機管理G	9235

4 情報受伝達

県立病院課調整G	9234
健康増進課未病対策G	9231
産業労働局総務室(局番号：400)	番号
総務G	9245
産業労働局中小企業部(局番号：400)	番号
商業流通課流通企画G	9246
県土木整備局総務室(局番号：400)	9351
局長応接	9340
総務G	9341
同上	9342
同上	9250
県土木整備局事業管理部(局番号：400)	番号
用地課企画指導G	9343
県土木整備局道路部(局番号：400)	番号
道路管理課調査G	9344
道路管理課維持防災G	9345
道庁整備課長	9346
県土木整備局河川下水道部(局番号：400)	番号
河川課長	9351
河川課水防室	9352
同上	9353
FAX(水防室)	9294
砂防海岸課長	9354

砂防海岸課砂防G	9355
下水道維課経営G	9251
県土整備局建築住宅部(局番号：400)	番号
建築安全課建築安全G	9253
営繕計画課施設電気G	9376
会計局(局番号：400)	番号
会計課総務G	9370
企業局総務室(局番号：400)	番号
総務福利G	9260
企業局水道部(局番号：400)	番号
計画課長	9262
企業局利水電気部(局番号：400)	番号
利水課長	9310
利水課利水調整G	9263
利水課ダム管理G	9311
発電課電気技術G	9261
発電課経営計画G	9312
議会局(局番号：400)	番号
総務課総務G	9270
教育局総務室(局番号：400)	番号
総務G	9275
教育局指導部(局番号：400)	番号
高校教育企画課	9276

3 県警察本部

警察本部(局番号：638)	番号
警備部危機管理対策課	9201
	9209
総合指揮室	9202
FAX(総合指揮室)	9200

4 県出先機関

横須賀土木事務所(局番号：410)	番号
所長	9230
管理課	9232
工務部道路維持課	9236
工務部道路都市課	9238
工務部河川砂防課	9239
FAX(災害対策室)	9281

横三地域県政総合C(局番号：401)	番号
総務部総務課	9202
総務部県民・防災課	9276
企画調整部	9216
環境部環境課	9210
環境部みどり課	9206
農政部地域農政推進課	9212
農地部農地課	9214
FAX(県民・防災課)	9291

4 情報受伝達

総合防災センター(局番号：407)	番号
所長	9232
事務室	9272
大会議室（災害対策室）	9211
FAX（事務室）	9270
FAX（中央基地対策会議室）	9230

横須賀県税事務所(局番号：401)	番号
管理課	9270
鎌倉保健福祉事務所(局番号：431)	番号
管理課	9201
	9209
FAX(管理課)	9200

5 他市町

横浜市(局番号：640)	番号
総務局危機管理室	9209
〃 本部運営 T (1) (災害時)	9201
〃 本部運営 T (2) (災害時)	9202
〃 本部運営 T (3) (災害時)	9203
緊急対策課長（通常時）	9204
FAX（危機管理室）	9200
横浜市消防(局番号：642)	番号
司令課	9209
FAX（司令課）	9200
横須賀市役所(局番号：550)	番号
市民安全部危機管理課	9201
福祉部福祉総務課	9202
経済部経済企画課	9203
都市部開発指導課	9204
都市部建築指導課	9205
土木部道路維持課	9206
土木部河川・傾斜地課	9207
土木部土木計画課	9208
上下水道局経営部総務課	9210
消防局警防課	9211
消防局指令課（通信指令室）	9212
教育委員会教育総務部学校管理課	9213
当直室	9214
情報調整室	9209
FAX（危機管理課）	9240
FAX（消防局指令課通信指令室）	9230
FAX（情報調整室）	9200

鎌倉市(局番号：552)	番号
災害対策本部室	9301
防災安全部総合防災課	9300
健康福祉部福祉政策課	9303
消防本部（指令情報課）	9201
消防本部指令管制室	9209
FAX（消防本部指令管制室）	9200
三浦市(局番号：558)	番号
総務部人事課	9203
総務部防災課	9201
市民部市民協働課	9204
会議室（災害対策室）	9202
	9209
宿直室	9205
無線局舎事務室	9206
消防本部通信室	9306
FAX会議室（災害対策室）	9200
FAX会議室（消防本部指令室）	9300
葉山町(局番号：567)	番号
総務部総務課	9306
都市経済部産業振興課	9307
都市経済部道路河川課	9308
消防長室	9202
消防本部消防総務課長	9201
消防本部消防総務課予防係	9204
消防本部通信指令室	9209
消防署長	9206
第三会議室	9203
防災行政無線室	9205
FAX（総務課）	9300
FAX（消防本部通信指令室）	9200

4 情報受伝達

6 防災関係機関

陸自 第31 普通科連隊(局番号：486)		番号
(有線系)		
第2科		9209
第3科		9201
部隊当直指令室		9202
FAX (第2科)		9200
FAX (部隊当直指令室)		9220
海自 横須賀地方総監部(局番号：637)		番号
オペレーションルーム		9201
オペレーションルーム		9209
FAX (オペレーションルーム)		9200
(衛星系)		
第3幕僚室		9-012-637-723
FAX		9-012-637-722
作戦室		9-012-637-721
要務室		9-022-844-9106
FAX		9-022-844-9100
神奈川県医師会(局番号：601)		番号
救急医療中央情報センター副センター長		9201
FAX (救急医療中央情報センター事務室)		9200
神奈川県歯科医師会(局番号：602)		番号
事務室		9201
FAX(事務室)		9200
神奈川県薬剤師会【局番号：603】		番号
役員執務室		9201
FAX (役員執務室)		9200

日赤 神奈川県支部(局番号：600)		番号
救護課		9201
FAX		9200
FAX (役員執務室)		9200
横須賀マサトセンター(局番号：480)		番号
合同協議会室		9201
		9202
		9203
情報連絡室		9204
		9205
		9209
FAX (情報連絡室)		9200
第三管区海上保安本部(局番号：481)		番号
運用指令センター (対策会議室)		9209
		9201
FAX (運用指令センター)		9200
横須賀海上保安部(局番号：482)		番号
通信指令室		9209
警備救難課		9201
管理課		9202
FAX (通信指令室)		9200
横浜地方気象台(局番号：484)		番号
現業室		9209
		9201
FAX (現業室)		9200

7 災害医療拠点病院

横須賀市立市民病院(局番号：621)		番号
総務課		9201
医事課		9203
防災センター		9202
FAX (防災センター)		9200

横須賀共済病院(局番号：620)		番号
中央室		9201
総務課		9202
FAX (防災センター)		9200

4 情報受伝達

8 ライフライン関係機関

東京電力神奈川支店(局番号：660)	番号
総務グループ	2
警備員室	1
FAX (警備員室)	0
東京ガス神奈川ガスライト24(局番号：661)	番号
事務室	1
FAX (事務室)	0
NHK 横浜放送局 (局番号：663)	番号
放送部ニュース班	1
FAX (放送部ニュース班)	0
テレビ神奈川(局番号：664)	番号
事務室	1
報道部	2
FAX (報道部)	0
神奈川新聞社(局番号：667)	番号
報道部	1
FAX (報道部)	0
NTT 東日本神奈川支店(局番号：668)	番号
災害対策課	1
FAX (災害対策課)	0
NTT ドコモ神奈川支店(局番号：669)	番号
災害対策室	1
FAX (災害対策室)	0

KDDI 南関東総支社(局番号：670)	番号
事務室	1
FAX (事務室)	0
JR 東日本(局番号：671)	番号
当直室	2
対策室	1
FAX (対策室)	0
京浜急行電鉄(局番号：674)	番号
運輸司令	1
FAX (運輸司令)	0
首都高速道路(局番号：678)	番号
事務室	1
FAX (事務室)	0
東日本高速道路(局番号：681)	番号
防災対策室	1
FAX (防災対策室)	0
日本通運横浜支店(局番号：679)	番号
情報機械室	1
FAX (情報機械室)	0
神奈川県トラック協会(局番号：680)	番号
事務室	1
FAX (事務室)	0

4 情報受伝達

4-8 衛星携帯電話等配置場所…………… 防災安全課

1 衛星携帯電話配置場所

No.	配置先	電話番号
1	経営企画部防災安全課	090-8770-7137

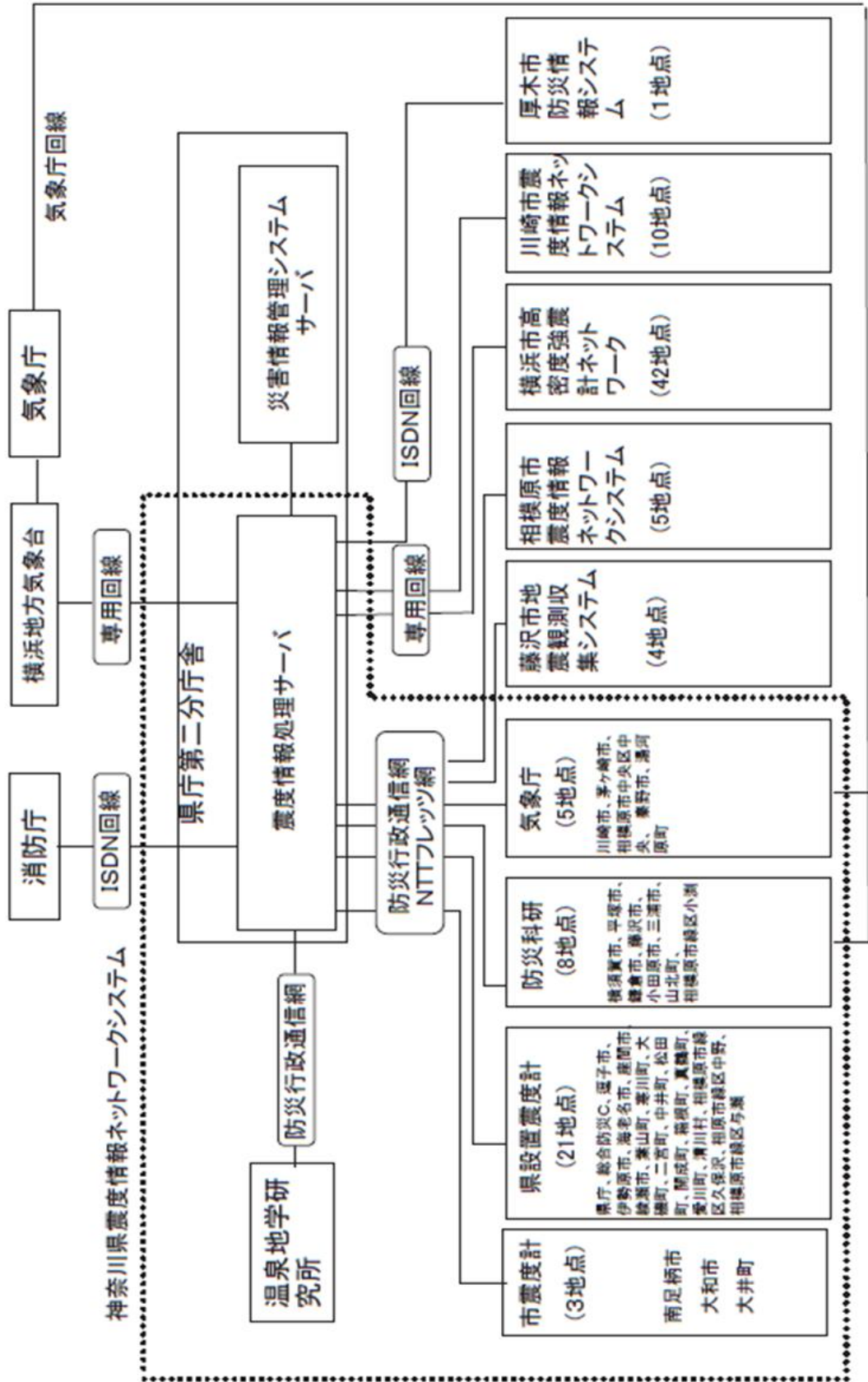
2 携帯電話配置場所

	配置先	携帯電話番号
1	経営企画部防災安全課	080-1287-7985
2		080-1287-7986

4 情報受伝達

4-9 神奈川県震度情報ネットワークシステム概要図 …… 防災安全課・消防本部

神奈川県震度情報ネットワークシステム概要図



5 備蓄、調達

5-1 食料・飲料水…………… 防災安全課

1 食料・飲料水備蓄状況

令和2年4月1日現在

(1) 食料

(単位：食)

	アルファ米		ビスケット	クラッカー	おかゆ	計
	普通食	アレルギー 対応				
市内備蓄量計	9,000	2,400	41,100	12,000	15,600	80,100

(2) 飲料水

(単位：リットル)

備蓄量計	209,556
------	---------

(3) 粉ミルク

品名	数量	容量	備考
粉ミルク	96箱	1箱130g入り	森永はぐくみ スティックタイプ (乳児用)
	106箱	1箱140g入り	森永チルミル スティックタイプ (幼児用)
	20箱	1箱800g及び 350g入り	アレルギー対応用

(4) 毛布

(単位：枚)

備蓄量計	23,160
------	--------

5 備蓄、調達

2 備蓄目標

神奈川県が示した平成 27 年 3 月の神奈川県地震被害調査結果報告書を受けて、最大の被害が発生するおそれのある三浦半島断層群による地震への対策を基本に、食料・生活必需品等の備蓄目標を設定する。

(1) 大正型関東地震による想定避難者数 29,510 人

(2) 食料

ア 備蓄目標設定の考え方

避難者一人に対し 1 日 1 食 3 日分の食料を備蓄する

イ 備蓄目標

$29,510(\text{人}) \times 1(\text{食}) \times 3(\text{日}) = 188,530(\text{食})$

ウ 備蓄状況(令和 2 年 4 月 1 日現在)

80,100 (食)(充足率: 90.5%)

(3) 飲料水

ア 備蓄目標設定の考え方

避難者一人に対し 1 日 3 ㍓×3 日分の飲料水を備蓄する。

イ 備蓄目標

$29,510(\text{人}) \times 3(\text{㍓}) \times 3(\text{日}) = 265,590 \text{㍓}$

ウ 備蓄状況(令和 2 年 4 月 1 日現在)

ペットボトル 30,000 ㍓

貯水槽 12,000 ㍓

受水槽 101,500 ㍓(容量 203,000 ㍓×貯水率 50%)

高架水槽 21,200 ㍓(容量 42,400 ㍓×貯水率 50%)

災害協定に基づく備蓄(災害対応型自動販売機設置)

18,336 ㍓

計 183,036 ㍓(充足率: 68.9%)

その他

市内小中学校プール 9 ヶ所(ろ水機配置) 1,907,000 ㍓

(容量 3,814,000 ㍓×貯水率 50%)

応急給水支援の事務処理に関する覚書に基づく応急給水計画

桜山低区配水池・久木低区配水池 17,040,000 ㍓

(容量 34,080,000 ㍓×貯水率 50%)

(4) 粉ミルク

ア 備蓄目標設定の考え方

1 才以下の乳幼児に対し一人一箱(130~140g/箱)の粉ミルクを備蓄する。

5 備蓄、調達

イ 備蓄目標

粉ミルクについては、分配が難しいため、一人一箱（130～140g/箱）を備蓄目標とする。

- ・森永はぐくみ スティックタイプ（乳児用）
- ・森永チルミル スティックタイプ（幼児用）

*備蓄目標の算出について

逗子市の乳幼児の人口

- ・0歳児 329人
- ・1歳児 402人
- ・全人口 59,500人

全人口に対する避難者数の割合

- ・ $29,510 \text{ 人} \div 59,500 \text{ 人} = 49.6\%$
- ・0歳児 $329 \text{ 人} \times 49.6\% \approx 163 \text{ 人}$
- ・1歳児 $402 \text{ 人} \times 49.6\% \approx 199 \text{ 人}$

ウ 備蓄状況

- ・森永はぐくみ スティックタイプ（乳児用） 96箱
- ・森永チルミル スティックタイプ（幼児用） 106箱
- 計 202箱（充足率：55.8%）

* 別途 アレルギー対応粉ミルク 20缶備蓄

(5) 毛布

ア 備蓄目標設定の考え方

避難者一人に対して少なくとも1枚分の毛布を備蓄する。

イ 備蓄目標

$29,510 \text{ (人)} \times 1 \text{ (枚)} = 29,510 \text{ (枚)}$

(※あわせて防寒シートの備蓄も進める。)

ウ 備蓄状況(令和2年4月1日現在)

24,700枚(充足率：83.7%)

(6) 防災備蓄食料等の充実強化

ア 避難所への備蓄を進め、備蓄場所の確保を図るとともに、食料や飲料水等については、販売・流通業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用や流通在庫備蓄に努める。

イ 「自分の命は自分で守る」という観点から、災害に備え、市民一人ひとりが最低限の備蓄をする必要性について、周知を図る。

ウ 自主防災組織資機材等整備費補助金の対象に、食料、飲料水も加え地域における備蓄を促進する。

エ 避難行動要支援者やアレルギー・アトピー対策として、それぞれに対応できる食料等の整備充実を図る。

5 備蓄、調達

3 防災資機材等備蓄場所

(1) 防災資機材等備蓄場所一覧

令和2年4月1日現在

所在地	学校名	設置 台数 合計	アルミ 防災倉庫			ガル バニ ウム 鋼板	スチール製 コンテナ		物 置							その他 (施設内等)	面積	
			9.6㎡	9.3㎡	14.5㎡		9.3㎡	14.8㎡	9.0㎡	8.9㎡	9.2㎡	8.2㎡	5.7㎡	5.0㎡	4.0㎡			3.2㎡
1 逗子市逗子4-2-45	逗子小学校	3台	2台			1台											17.6㎡	46.1㎡
2 逗子市沼間1-7-18	沼間小学校	3台	1台	2台													25㎡	53.2㎡
3 逗子市久木2-1-1	久木小学校	4台	1台			1台			1台									36㎡
4 逗子市小坪3-6-1	小坪小学校	4台	1台			1台		1台										36.1㎡
5 逗子市池子3-9-1	池子小学校	3台	1台			1台	1台											33.7㎡
6 逗子市池子4-755	逗子中学校	3台	1台			1台		1台										27.9㎡
7 逗子市久木7-2-1	久木中学校	3台	1台			1台		1台										33.7㎡
8 逗子市沼間3-21-2	沼間中学校	4台	2台			1台	1台											43.3㎡
9 逗子市小坪7-1333	滝ヶ谷第二住宅跡地	2台					2台											29.6㎡
10 逗子市池子1-11	第一運動公園	1台																63.5㎡
11 逗子市新宿5-1851他	披露山公園	3台		1台					1台									31.6㎡
12 逗子市久木2-778-5	久木中小共同 グラウンド	3台					3台											44.4㎡
13 逗子市新宿2-5-1	逗子開成学園	2台		2台														18.0㎡
14 逗子市沼間3-16-32	沼間公民館	1台						1台										8.9㎡
15 逗子市小坪5-21-17	小坪公民館	2台									1台							9.7㎡
16 逗子市小坪5-22-10	湘南の風 もやい	1台		1台														9.3㎡
17 逗子市逗子6-8-47	聖マリア小学校	1台		1台														9.3㎡
18 逗子市池子4-1025	県立逗子高等学校	1台									1台							8.9㎡
19 逗子市桜山5-24-1	県立逗葉高等学校	2台				1台												18.2㎡
20 逗子市池子字榎敷戸1892-6	逗葉地域医療センター	1台																8.9㎡

5 備蓄、調達

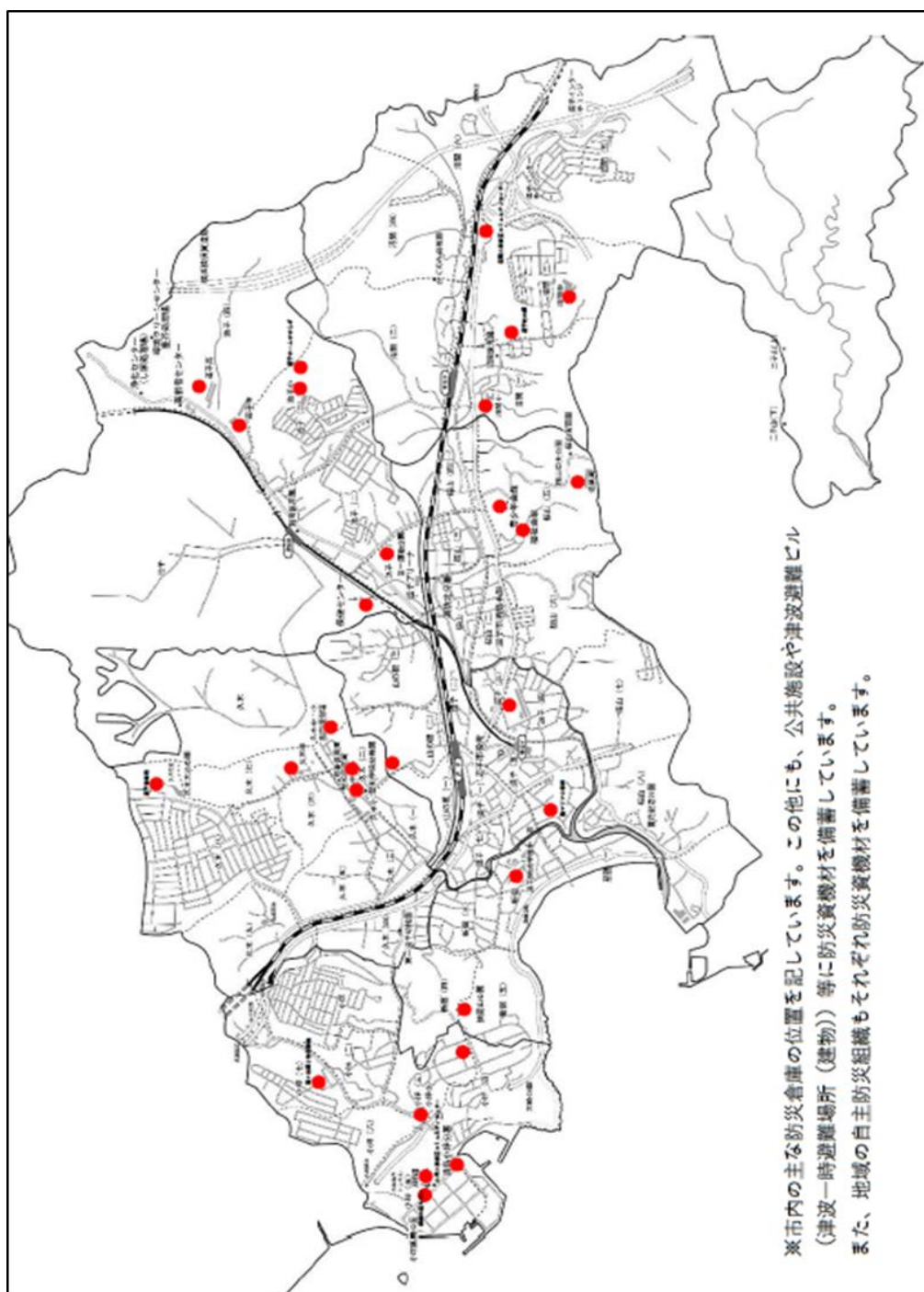
所在地	学校名	設置 台数 合計	アルミ 防災倉庫		ガル バニ ウム 鋼板		スチール製 コンテナ		物 置							その他 (施設内等)	面積	
			9.6㎡	9.3㎡	14.5㎡	9.3㎡	14.8㎡	9.0㎡	8.9㎡	9.2㎡	8.2㎡	5.7㎡	5.0㎡	4.0㎡	3.2㎡			
21 逗子市久木1-508-3	聖和学院第2グラウンド	1台							8.9㎡									8.9㎡
22 逗子市桜山5-32-1	福祉会館	1台							1台									9.2㎡
23 逗子市池子3-789	特別養護老人ホーム 逗子ホーム・せせらぎ	1台							1台									8.9㎡
24 逗子市久木8-1290-1	介護老人福祉施設 逗子清寿苑	1台							1台									8.9㎡
25 逗子市桜山5-20-29	青少年会館	1台							1台									8.9㎡
26 逗子市逗子1-2-18	逗子パーク・ホームズ	1台										1台						5㎡
27 逗子市沼間1-23	特別養護老人ホーム 逗子社の郷	1台													1台			3.2㎡
28 逗子市逗子5-2-16	逗子市役所	-															10㎡	10㎡
29 逗子市桜山2-3-31	逗子市消防本部	-															10㎡	10㎡
30 逗子市池子1-1-1	北分署	-															10㎡	10㎡
31 逗子市小坪5-21-4	小坪分署	1台							1台								10㎡	10㎡
32 逗子市池子4-1012	高齢者センター	-															10㎡	10㎡
33 逗子市桜山9-2448	浄水管理センター	-															10㎡	10㎡
34 逗子市新宿2-2-24	新宿会館	-															10㎡	10㎡
35 逗子市桜山9-3-55	ファミリー逗子シーサ イトビルズ	-															10㎡	10㎡
36 逗子市逗子4-2-11	市民交流センター	-															10㎡	10㎡
37 逗子市沼間5-4-5	湘南の風 えいむ	-															10㎡	10㎡
38 逗子市逗子4-2-10	文化プラザホール	-															10㎡	10㎡
39 逗子市小坪5-21-15	海の子学童クラブ	-															10㎡	10㎡
40 逗子市桜山5-4-5	第9分団詰所	-															10㎡	10㎡
41 逗子市逗子1-2-24	サングレイズ逗子	-															5㎡	5㎡
42 逗子市逗子4-2-6	市民交流センター	-															14㎡	14㎡
43 逗子市逗子1-1-1	逗子アリーナ	-															17㎡	17㎡
合 計		55台	10台	6台	1台	8台	8台	2台	11台	1台	2台	1台	1台	1台	1台	18箇所	789.9㎡	

5 備蓄、調達

(2) 防災倉庫等設置目標

ア 大正型関東地震による地震発生に伴う避難者の見込み数に応じた、食料、飲料水、毛布等の防災資機材を格納するための防災倉庫、備蓄場所等について、民間施設等の協力も求めながら、拡充に努める。

イ 神奈川県が示した津波浸水予測図に基づく、津波一時避難建物及び津波一時避難土地へ防災資機材等の整備を検討するとともに、当該資機材等を格納するための防災倉庫等の設置場所の確保を図る。また、本市における浸水区域内に所在する防災倉庫等の移設等についても、検討を進める。



5 備蓄、調達

5-2 その他の備蓄

1 応急給水用資機材整備状況…………… 防災安全課

(1) 貯水槽・受水槽等

令和2年4月1日

機材等の種類	能力等	数量	保管場所
飲料用貯水槽	容量 2ト	6基	逗子小学校 1基
			沼間小学校 1基
			久木小学校 1基
			池子小学校 1基
			沼間中学校 1基
			久木中学校 1基
受水槽	容量 42ト	1基	久木小学校
	容量 36ト	1基	逗子小学校
	容量 32ト	1基	小坪小学校
	容量 21ト	1基	久木中学校
	容量 18ト	4基	沼間小学校 1基
			池子小学校 1基
			逗子中学校 1基
			沼間中学校 1基
高架水槽	容量 12ト	1基	沼間小学校
	容量 10ト	1基	小坪小学校
	容量 6ト	1基	久木中学校
	容量 5ト	2基	久木小学校 1基
			池子小学校 1基
	容量 4.4ト	1基	逗子中学校

5 備蓄、調達

(2) その他の給水用資機材

機材等の種類	能 力 等	数量	保 管 場 所
ウォーター バルーン	容量 1,000 ㍓入	10基	第一運動公園防災倉庫 2基
			市庁舎地下倉庫 1基
			久木中・小学校共同運動場プール 2基
			逗子中学校プール 1基
			久木中学校プール 2基
			逗子市消防本部倉庫 2基
キャンバス水槽	容量 1,000 ㍓入	9基	小坪小学校プール 4基
			池子小学校プール 5基
ポリタンク	容量 20 ㍓入	80個	第一運動公園防災倉庫 37個
			久木中・小共同運動場 37個
			小坪小学校 6個
ホーロータンク	容量 20 ㍓入	1個	小坪7丁目防災倉庫

2 鋼板強化プラスチック（FRP）プール設置状況…………… 関係各課

No.	施設名	所在地	材 質	容量 (ト)	プール 設置年度
1	市民交流センター	逗子 4-2-11	FRP	428	H19
2	沼間小学校	沼間 1-7-18	FRP	250	S62
3	沼間中学校	沼間 3-21-2	FRP	390	H元
4	第一運動公園	池子 1-275-1	ステンレス	485	H25
5			ステンレス	276	H25
6			ステンレス	20	H25
7	池子小学校	池子 3-9-1	FRP	250	S57
8	逗子中学校	池子 4-755	FRP	450	S39
9	県立逗子高等学校	池子 4-1025	鋼板	450	S41
10	久木中・小学校共同運動場	久木 2-778-4	FRP	300	S56
11	久木中学校	久木 7-2-1	FRP	390	H16
12	小坪小学校	小坪 3-6-1	FRP	250	S59
13	小坪飯島公園	池子 5-24-9	ステンレス	325	H25
14			ステンレス	16.5	H25
計				4280.5	

5 備蓄、調達

3 ろ水機配置状況…………… 防災安全課

令和2年4月1日現在

No.	施設名	所在地	ろ水機の設置年	設置台数
1	市民交流センター	逗子 4-2-11	H19	1
2	沼間小学校	沼間 1-7-18	H12	1
3	沼間中学校	沼間 3-21-2	H元	1
4	第一運動公園	池子 1-275-1	S 58	1
5	池子小学校	池子 3-9-1	H21	1
6	逗子中学校	池子 4-755	H13	1
7	久木中・小学校共同運動場	久木 2-778-4	H13	1
8	久木中学校	久木 7-2-1	H16	1
9	小坪小学校	小坪 3-6-1	H13	1
	計	9箇所		9

5 備蓄、調達

4 災害対策用指定井戸…………… 防災安全課 (1) 指定井戸一覧

令和2年4月1日現在

地区	No.	種別	所有者	所在地	地区	No.	種別	所有者	所在地
逗子 (6箇所)	1	生活	田中宅	逗子 3-7-14	山の根 (8箇所)	32	生活	大島宅	山の根 1-1-30
	2	飲料	鈴木宅	逗子 5-4-35		33	生活	篠田宅	山の根 2-7-26
	3	生活	菊池宅	逗子 5-5-39		34	生活	江口宅	山の根 2-9-14
	4	飲料	鈴木宅	逗子 5-8-22		35	飲料	葉山宅	山の根 2-10-18
	5	生活	高嶋宅	逗子 6-11-8		36	飲料	小野宅	山の根 2-10-18
	6	生活	鈴木宅	逗子 7-2-25		37	生活	鈴木宅	山の根 3-1-7
桜山 (9箇所)	7	生活	小林宅	桜山 2-9-17		38	生活	大塚宅	山の根 3-3-14
	8	生活	鈴木宅	桜山 4-16-8		39	生活	小田宅	山の根 3-11-1
	9	生活	小野宅	桜山 6-4-3	久木 (14箇所)	40	生活	新倉宅	久木 1-8-29
	10	生活	逗子桜山ハイツ	桜山 5-375-11		41	生活	山口宅	久木 2-4-7
	11	飲料	竹ヶ原宅	桜山 6-4-3		42	生活	中村宅	久木 2-3-15
	12	飲料	奥野宅	桜山 6-4-7		43	生活	新井宅	久木 3-4-10
	13	生活	麻尾宅	桜山 7-8-3		44	生活	大森宅	久木 3-5-19
	14	飲料	金井宅	桜山 7-3-11		45	生活	古谷宅	久木 4-12-5
15	生活	旧脇村邸	桜山 8-7-9	46		生活	野口宅	久木 4-21-18	
沼間 (10箇所)	16	生活	小野寺宅	沼間 1-9-7		47	生活	松岡宅	久木 5-2-14
	17	飲料	落合宅	沼間 1-19-12		48	生活		
	18	生活	林宅	沼間 1-19-1		49	生活	塩川宅	久木 5-12-16
	19	生活	矢部宅	沼間 2-23-15		50	生活	鈴木宅	久木 5-6-17
	20	生活	沼間3丁目 共同井戸	沼間 3-7-4		51	生活	白鳥宅	久木 5-8-10
	21	生活							
	22	飲料	秋元宅	沼間 3-7-10		52	生活	小林宅	久木 5-10-7
	23	飲料	清水宅	沼間 3-12-25	53	生活	篠原宅	久木 6-2-27	
	24	生活	石井宅	沼間 3-14-29	小坪 (6箇所)	54	生活	森井宅	小坪 2-1-22
	25	飲料	平井宅	沼間 6-4-22		55	飲料	高橋宅	小坪 4-3-8
池子 (6箇所)	26	生活	高橋宅	池子 3-18-12		56	生活	伊勢町の大井戸	小坪 4-8-10
	27	生活	細見宅	池子 3-22-20		57	生活	牛尾宅	小坪 5-1-10
	28	生活	岡本宅	池子 2-15-26		58	生活	内野宅	小坪 5-19-6
	29	飲料	遠山宅	池子 2-4-11		59	生活	福本宅	小坪 7-3-25
	30	生活	石渡宅	池子 2-10-1	新宿 (3箇所)	60	飲料	辻宅	新宿 3-4-19
	31	生活	長野宅	池子 3-22-1		61	飲料	佐藤宅	新宿 3-11-12
				62		生活	澁谷宅	新宿 3-12-39	
合計 62箇所									

5 備蓄、調達

(2) 井戸水検査状況

令和2年4月1日現在

総井戸数	飲料水	生活用水
62	15	47

(3) 指定井戸に関する現状と課題及び今後の取組み

個人が所有する井戸に協力を求め、災害対策用指定井戸の確保を行い、水質検査の結果により飲料水と生活用水の区分けをしている。

井戸の掘削は、許認可等の規制がないため、市内に所在する井戸の把握は困難といわざるを得ない。

このため、広報、ホームページのほか、防災訓練や防災セミナー等を活用し、また、自治会・町内会等に協力要請するなどして、指定井戸の拡充に努める。

5 配水池一覧…………… 県企業庁

No.	名称	所在地	有効容量	池数	水位標高	備考
1	桜山高区	桜山6丁目地内	1,766 m ³	1	115.0 HWL	
2	桜山低区	桜山5丁目地内	10,080 m ³	3	76.0 HWL	災害用指定配水池
3	逗子	桜山8丁目地内	3,855 m ³	2	54.0 HWL	
4	東逗子	沼間3丁目地内	1,236 m ³	2	87.0 HWL	
5	沼間	葉山町長柄地内	1,731 m ³	1	115.0 HWL	
6	池子	池子3丁目地内	395 m ³	2	94.8 HWL	
7	久木低区	久木8丁目地内	24,000 m ³	2	76.0 HWL	災害用指定配水池
8	名越	久木地内	617 m ³	1	75.0 HWL	
9	久木高区	鎌倉市浄明寺地内	2,304 m ³	1	110.0 HWL	
10	披露山	新宿5丁目地内	1,024 m ³	1	88.0 HWL	

※ HWL(高水位)

通常運転時で満水状態の水位をいう。配水池としては高水位に水が存在する状態が最も理想的といえる。

5 備蓄、調達

6 応急給水場所…………… 県企業庁水道局鎌倉営業所

逗子市応急給水計画

(1) 第1局面 災害発生～3日目 生命維持のための給水：3リットル/日・人

	給 水 場 所			運 搬 方 法			取 水 地 点
	施 設 名 称	所 在 地	規 模 人・床	給水方法	頻 度		
地区 防 災 拠 点 等	逗子小学校	逗子 4-2-45		ポリタンク等	ピストン	運搬トラック	桜山低区配水池
	沼間小学校	沼間 1-7-18		ポリタンク等	ピストン	運搬トラック	桜山低区配水池
	小坪小学校	小坪 3-6-1		ポリタンク等	ピストン	運搬トラック	久木低区配水池
	久木小学校	久木 2-1-1		ポリタンク等	ピストン	運搬トラック	久木低区配水池
	池子小学校	池子 3-9-1		ポリタンク等	ピストン	運搬トラック	桜山低区配水池
医 療 施 設 等	逗子病院	桜山 4-1-20		ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	桜山低区配水池
	青木病院	桜山 6-1336		ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	桜山低区配水池
	丸山産婦人科	桜山 1-8-5		ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	桜山低区配水池
	八尾産婦人科	逗子 1-4-24		ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	桜山低区配水池
	逗子桜山クリニック	桜山 3-10-23		ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	桜山低区配水池
	セアラ逗子	久木 4-25-8	100 人	ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	久木低区配水池
	グリーンハウス逗子	桜山 6-1355	75 人	ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	桜山低区配水池
	逗葉地域医療センター	池子字枝敷戸 1892-6		ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	桜山低区配水池
福 祉 避 難 所 等	逗子ホームせせらぎ	池子 3-789	155 人	ポリタンク等	1 日 1 回	運搬トラック	桜山低区配水池
	逗子清寿苑	久木 8-1290-1	160 人	ポリタンク等	1 日 1 回	運搬トラック	久木低区配水池
	湘南の風 もやい	小坪 5-22-10		ポリタンク等	1 日 1 回	運搬トラック	久木低区配水池
	湘南の風 えいむ	沼間 5-4-5		ポリタンク等	1 日 1 回	運搬トラック	桜山低区配水池
	逗子社の郷	沼間 1-23		ポリタンク等	1 日 1 回	運搬トラック	桜山低区配水池
	療育教育総合センター	桜山 5-20-29		ポリタンク等	1 日 1 回	運搬トラック	桜山低区配水池
	チャームスイート東逗子	沼間 2-9-5		ポリタンク等	1 日 1 回	運搬トラック	桜山低区配水池
広 域 避 難 場 所 等	披露山公園及び 付近一帯	小坪 3 丁目 新宿 5 丁目	13,000 人	ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	久木低区配水池
	久木中・小学校共同運動 場及び付近一帯	久木 2 丁目	9,600 人	ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	久木低区配水池
	第一運動公園	池子 1 丁目	19,200 人	ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	久木低区配水池
	逗子中、逗子高校校庭及 び付近一帯	池子 4 丁目	17,500 人	ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	久木低区配水池
	県企業庁逗子配水池付 近一帯	桜山 8 丁目	1,700 人	ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	桜山低区配水池
	その他必要とされる避 難所			ポリタンク等	巡 回	運搬トラック	

5 備蓄、調達

(2) 第2局面

4日目～10日目 飲料水・炊事用水・トイレ用水：20ℓ/日・人

給水場所				運搬方法		取水地点
施設名称	所在地	規模 人・床	給水方法	頻度		
市民交流センター	逗子 4-2-11	100人	ポリタンク等	1日1回	運搬トラック	桜山低区配水池
青少年会館	桜山 5-20-29	200人	ポリタンク等	1日1回	運搬トラック	桜山低区配水池
福社会館	桜山 5-32-1	160人	ポリタンク等	1日1回	運搬トラック	桜山低区配水池
沼間小学校区 コミュニティセンター	沼間 3-16-32	160人	ポリタンク等	1日1回	運搬トラック	桜山低区配水池
沼間中学校	沼間 3-21-2	1,800人	ポリタンク等	1日2回	運搬トラック	桜山低区配水池
逗子中学校	池子 4-755	1,400人	ポリタンク等	1日2回	運搬トラック	久木低区配水池
池子会館	池子 2-10-10	50人	ポリタンク等	1日1回	運搬トラック	久木低区配水池
高齢者センター	池子 4-1012	200人	ポリタンク等	1日1回	運搬トラック	久木低区配水池
聖和学院	久木 2-2-1	220人	ポリタンク等	1日1回	運搬トラック	久木低区配水池
久木中学校	久木 7-2-1	800人	ポリタンク等	1日2回	運搬トラック	久木低区配水池
小坪小学校区 コミュニティセンター	小坪 5-21-17	160人	ポリタンク等	1日1回	運搬トラック	久木低区配水池
逗子開成中学校・高等学校	新宿 2-5-1	1,380人	ポリタンク等	1日2回	運搬トラック	久木低区配水池
グリーンヒル自治会館	沼間 5-17-1		ポリタンク等	巡回	運搬トラック	桜山低区配水池
興人東自治会館	沼間 6-7-1		ポリタンク等	巡回	運搬トラック	桜山低区配水池
県立逗葉高等学校	桜山 5-24-1		ポリタンク等	巡回	運搬トラック	桜山低区配水池
東逗子会館	沼間 2-1-1		ポリタンク等	巡回	運搬トラック	桜山低区配水池
山の根親交会館	山の根 3-13-15		ポリタンク等	巡回	運搬トラック	久木低区配水池
山の根会館	山の根 2-6-106		ポリタンク等	巡回	運搬トラック	久木低区配水池
桜山下会館	桜山 8-3-24		ポリタンク等	巡回	運搬トラック	桜山低区配水池
聖マリア小学校	逗子 6-8-47		ポリタンク等	巡回	運搬トラック	桜山低区配水池
ハイランド自治会館	久木 8-8-90		ポリタンク等	巡回	運搬トラック	久木低区配水池
亀が岡自治会館	小坪 1-30-11		ポリタンク等	巡回	運搬トラック	久木低区配水池
南ヶ丘自治会館	小坪 7-11-15		ポリタンク等	巡回	運搬トラック	久木低区配水池
市内各地区			ポリタンク等	巡回	運搬トラック	

5 備蓄、調達

7 応急対策・生活用資機材…………… 防災安全課・消防本部・消防署 (1) 備蓄状況

令和2年10月1日現在

品名			数量	適用	品名			数量	適用
救命・救助等	救助用ゴムボート		3 艇		燃 料 等	ガスコンロ	6 個		
	救命胴衣		18 着			石油ストーブ	21 台		
	担架		18 台		寝 具 ・ 間 仕 切 り 等	毛布	17,690 枚		
	救助用工具		14 セット			寝袋	156 人分		
	救急セット		34 セット			防寒シート	1,090 枚	アルミ	
	救急箱		39 箱			防寒ブランケット	450 枚	アルミ	
	ガーゼ		374 枚			アルミロールマット	46 本		
	三角巾		405 枚			間仕切り	8 室	カーテン式	
	ヨウ化カリウム		4 箱	100 g			16 セット	10 人分	
	ヨウ化カリウム丸		1 セット	113,000 丸			16 セット	更衣室3人分	
	負傷者搬送袋		127 袋			大型扇風機	39 台		
	剣スコップ		37 本			調 理 等	紙コップ	6705 個	
	各シャベル		10 本		あげザル		5 個		
	掛矢		4 本		スロープ		1 個		
	バール		4 本		ガスコンロ台		30 台		
	ハンマー		2 本		ガス用ゴム管		3 巻	50m	
	ツルハシ		5 本		調整器		55 台		
	チェーンソー		7 台		L P ガスバーナー		10 台		
	ヘルメット		25 個		ガスコック		40 個		
	釣り用ズボン長靴		5 足		ガス炊飯器		11 個		
	防災ずきん		42 枚		哺乳瓶		102 本		
	土のう袋		1250 袋		哺乳瓶(使い捨て)		40 本		
	水中ポンプ		3 台		やかん		14 個		
	リヤカー		3 台		柄ひしゃく		20 個		
	バリケード		33 個		ホーロータンク		2 個		
	レインコート		58 着		ポリタンク		6 個		
	エンジンカッター		1 台		ポリ容器		83 個		
	コンプレッサー		2 台						
警告灯		2 個							

5 備蓄、調達

照 明 ・ 情 報 伝 達 等	発電機	60 台		ト イ レ 等	貯留型マンホールトイレ	16 式		
	低電圧発電機	1 台			〃 (身障者用)	台		
	投光器	37 台			マンホールトイレ	7 台		
	投光用スタンド	1 台			簡易トイレ	2,448 個	サニターⅡ	
	投光セット	20 セット				29,320 袋	処理セット	
	ハロゲンライト	3 台			組立式簡易トイレ	7 台	障がい者用	
	ドラムハロゲンライト	3 台				2 台	六角パクト	
	ちょうちん灯セット	1 セット	30 球		トイレテント	13 張		
	スポーツランタン	11 個	単一電池用		生理用ナプキン	21,984 個	昼用	
	電源ドラム	16 台			紙おむつ	2,824 枚	乳児用M	
	ポータブルラジオ	12 台				2,624 枚	乳児用L	
	多機能ラジオ	20 台				6,240 人分	大人用	
	懐中電灯	92 個				3,837 人分	尿パット	
	単一電池	600 本			そ の 他	パイロン	30 個	
	ハンドマイク	17 個				浄水装置	9 台	
	メガホン	131 個				ピューラックス	36 本	ろ水機殺菌用
			ライト	12 箱		8 本入		
			トラロープ	9 巻		100m		
			パイプ椅子	23 脚				
			ブルーシート	352 枚				
燃 料 等	ガソリン携行缶	25 個		天幕テント	14 張			
	ガソリン缶詰	384 缶	10 入り	バケツ	90 個			
	混合ガソリン缶詰	8 缶	10 入り	ビニール袋	7,600 枚			
	灯油缶	168 缶	1 L 入り	油吸着マット	2,000 個			
	カセットコンロ	41 台						
	カセットボンベ	214 個						

感 染 防 止 用 備 品	防護服 (L)	100 着	
	防護服 (XL)	100 着	
	ゴーグル	288 個	
	保護手袋	1,100 枚	
	電子体温計	77 個	
	非接触型体温計	77 個	
	サージカルマスク	2,200 枚	
	消毒液 (一斗缶)	11 缶	
	消毒液 (ポンプ式)	30	
	間仕切り	325 セット	
ロールマット	140 枚		

6 輸送

6-1 緊急車両等の事前届出、確認手続等取扱要領…………… 県災害対策課

緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領

1 目的

この要領は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 76 条第 1 項及び災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）第 33 条第 1 項、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 24 条及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号。以下「大震法施行令」という。）第 12 条第 1 項、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 28 条第 2 項及び原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号。以下「原災法施行令」という。）第 8 条第 2 項並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 155 条第 1 項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）第 39 条の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として使用される車両のうち知事が行う確認に係る事務処理を的確かつ円滑に行うことを目的とする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 緊急通行車両

災対法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両、災対法施行令第 33 条第 4 項の規定により緊急通行車両とみなされる大震法施行令第 12 条第 1 項の規定による確認を受けた車両、原災法施行令第 8 条第 2 項の規定により災対法施行令第 33 条第 1 項の規定を読み替えて適用する確認を受けた車両及び国民保護法第 155 条第 1 項に規定する緊急通行車両をいう

(2) 緊急輸送車両

大震法第 24 条に規定する緊急輸送を行う車両をいう。

(3) 規制除外車両

緊急通行車両等以外の車両のうち神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定により緊急交通路における通行の禁止又は制限の対象から除外され、当該緊急交通路の通行が諷められる車両をいう。

(4) 緊急交通路

公安委員会が、災対法第 76 条第 1 項、原災法第 28 条第 2 項及び国民保護法第 155 条第 1 項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、若しくは制限し、又は大震法第 24 条の規定に基づき緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、若しくは制限する区域若しくは道路の区間をいう。

6 輸送

(5) 災害応急対策等実施責任者

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策、大震法第 21 条第 1 項各号に規定する地震防災応急対策、原災法第 26 条第 1 項各号に規定する緊急事態応急対策及び国民保護法第 2 条第 3 項に規定する国民の保護のための措置（以下「災害応急対策等」という。）の実施の責任を有する者等（神奈川県警察本部交通部長が災応急対策等の実施の責任を有する者に準ずると認める者を含む。）をいう。

(6) 段階的交通規制

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、防災基本計画（昭和 38 年 6 月 14 日中央防災会議決定）に基づき神奈川県警察本部交通部長が別に指示するところにより、段階的（第 1 段階、第 2 段階又は第 3 段階）に被害の状況、緊急交通路の交通状況、災害応急対策の緊急度、重要度、進捗状況等に応じた緊急通行車両及び規制除外車両の確認を行う交通規制をいう。

3 緊急通行車両等の事前届出に係る取扱い

緊急通行車両等の事前届出に係る申請書類等は、各局及び各地域県政総合センターの所属長（以下「所属長」という。）で調整、取りまとめのうえ、災害対策課長に提出するものとし、その取扱いは次のとおりとする。

(1) 緊急通行車両等の事前届出

知事は、災害応急対策等を円滑に推進するため、東急通行車両等として使用される車両あることについて、災対法施行令第 33 条第 1 項、大震法施行令第 12 条第 1 項、原災法施行令第 8 条第 2 項及び国民保護法施行令第 39 条の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両等の確認」という。）に係る事前届出の事務手続を実施するものとする。

(2) 事前届出の対象となる車両

知事が確認する緊急通行車両等となる車両は、次のいずれにも該当する場合とする。

ア 大規模災害が発生し、又は大規模災害が発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時等」という。）において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき災害応急対策等を実施するために使用される計画がある車両で、神奈川県内に使用の本拠の位置があること。

イ 知事が保有し、若しくは契約等により常時県の活動のために専用使用される車両又は大規模災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 事前届出に関する事務手続

ア 申請書類等

知事は、緊急通行車両等として使用する計画がある車両の使用者（原則として、災害応急対策等実施責任者又はその補助機関）から事前届出があった場合は、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(ア) 緊急通行車両等事前届出書（第 1 号様式）2 通

(イ) 自動車検査証の写し 1 通

(ウ) 災害協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類 1 通

6 輸送

イ 審査

知事は、緊急通行車両等に該当するか否かについて、次の要件により審査を行うものとする。

(ア) (2)の対象車両に該当すること。

(イ) 申請に係る車両の用途（緊急輸送車両にあつては、輸送の目的、人員、品名等）及び車両の使用者等が適正であること。

ウ 届出済証の交付

知事は、審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、事前届出を行った者に対し、段階的交通規制の第1段階、第2段階又は第3段階の区分を示した上、緊急通行車両等事前届出済証（第1号様式。以下「届出済証」という。）を交付するものとする。

エ 確認証明書の事前の交付

知事は、大規模災害発生時等における事務の効率化を図るため、ウの届出済証の交付に併せて、日付、通行日時及び通行経路以外の欄に所要の事項を記載した災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対規則」という。）別記様式第4の緊急通行車両確認証明書（以下「緊急通行車両確認証明書」という。）又は大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震規則」という。）別記様式第7の緊急輸送車両確認証明書（以下「緊急輸送車両確認証明書」という。）（以下「確認証明書」という。）を緊急通行車両等の確認に先立ち交付するものとする。

オ 届出済証等の再交付

知事は、届出済証及び事前の確認証明書（以下「届出済証等」という。）の交付を受けた者から、事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証等を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があり、届出済証等の再交付が必要と認める場合は、届出済証等の右上都に「再」と朱書きし、再交付を行うものとする。

カ 届出済証等の返還

(ア) 知事は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証等を返還させるものとする。

(イ) 知事は、(ア)により届出済証等の返還を受けた場合は、速やかに返還の手続をとるものとする。

(ウ) 所属長は、届出済証等の交付を受けた者からその返還を受けた場合は、確認標章送付書（第2号様式）に当該返還に係る届出済証等を添えて、災害対策課長に遅滞なく送付するものとする。

キ 処理経過の記録等

(ア) 知事は、事前届出の受理、届出済証等の交付等の事務処理の経過を明らかにするため、緊急通行車両等事前届出受理・交付簿（第3号様式）を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

(イ) 知事は、届出済証の交付及び確認証明書の事前の交付を行ったときは、確認車両台数等を、神奈川県警察本部交通規制課を経由して、公安委員会に報告するものとする。

6 輸送

4 大規模災害発生時等における緊急通行車両等の確認に係る取扱い

大規模災害発生時等における緊急通行車両等の確認に係る申請書類等は、災害対策課長又は各地域県政総合センター所長に提出するものとし、その取扱いは次のとおりとする。

(1) 届出済証等の交付を受けている車両の確認

ア 知事は、届出済証等の交付を受けた者から緊急通行車両等の確認の申請があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

イ 知事は、緊急通行車両等の確認に当たっては、当該車両の使用者に既に交付されている届出済証とともに、3(3)エにより交付した確認証明書を提出させるものとする。

ウ 届出済証による緊急通行車両等の確認は、災害対策課及び各地域県政総合センターにおいて行うものとする。この場合において、緊急通行車両の確認における審査は省略するものとする。

エ 知事は、緊急通行車両等の確認を行った場合は緊急通行車両確認証明書と共に災対規則別記様式第3の標章（以下「災対標章」という。）を、緊急輸送車両の確認を行った場合は緊急輸送車両確認証明書と共に大震規則別記様式第6の標章（以下「大震標章」という。）をそれぞれ交付するものとする。

オ 緊急通行車両等の確認並びに災対標章及び大震標章（以下「確認標章」という。）の交付は特別な事情がない限り、3(3)ウによりあらかじめ指定した段階的交通規制の区分に従い行うものとする。

カ 知事が交付した届出済証は、神奈川県警察本部交通規制課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、警察署及び大規模災害発生時等に設置した交通検問所において、公安委員会が交付した届出済証と同様の取り扱いがされる。

(2) 届出済証等の交付を受けていない車両の確認

ア 知事は、届出済証等を受けていない車両について確認の申請があった場合は、(1)ウの場所において、次に掲げる書類の提出を求め、緊急通行車両の確認を求めるものとする。

(ア) 緊急通行車両等確認申請書（第4号様式）1通

(イ) 自動車検査証の提示

(ウ) 災害協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類1通

イ 3(3)イ及びウの段階的交通規制に関する規定は、事前届出車両以外の車両に係る審査及び確認標章の交付等について準用する。

(3) 確認標章交付時の留意事項

ア 確認標章の記載事項を誤って記載した場合は、偽造、変造等を防止する観点から、訂正して使用させることなく、新たなものを交付するものとする。

イ 確認標章を交付する際、次の事項を指導するものとする。

(ア) 確認標章は、車両の前面の見やすい位置に掲出すること。

(イ) 確認証明書は車両に備え付けること。

(ウ) 使用目的が消滅したとき、緊急交通路を通行する必要性がなくなったとき又は確認標章の有効期限が終了したときは、速やかに確認標章及び確認証明書を返還すること。

6 輸送

(4) 緊急通行車両等の確認標章の有効期限

確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適正に設定するものとし、原則として発行の日の翌日から起算して1月後の日とする。

(5) 確認標章の再交付

確認標章、届出済証又は確認証明書の再交付の申出を受けたときは、標章等再交付申請書（第5号様式）により行うものとし、虚偽による申請等に留意するものとする。

(6) 確認標章の返還

ア 知事は、確認標章及び確認証明書の有効期限が終了したとき又は交付に係る車両が緊急通行車両等として緊急交通路を通行する必要性がなくなったと認めるときは、確認標章及び確認証明書を返還させ、3(3)カ(イ)に準じた措置をとるものとする。

イ 所属長は、確認標章及び確認証明書の返還を受けた場合は、3(3)カ(ウ)に準じた措置をとるものとする。

(7) 処理経過の記録及び報告

ア 知事は、緊急通行車両等の確認の申請の受理、確認標章及び確認証明書の交付等の事務処理経過を明らかにするため、緊急通行等事前届出受理・交付簿及び緊急通行車両等確認申請受理・交付簿（第6号様式）を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

イ 各地域県政総合センターにおいて確認を行ったときは、各地域県政総合センター所長は、アで記録した確認標章及び確認証明書の交付等の状況を、別に指示する方法により災害対策課長に報告するものとする。

ウ 知事は、災害対策課において、緊急通行車両等の確認車両台数等を取りまとめのうえ、神奈川県警察本部交通規制課を経由して、公安委員会に報告するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 8 年 11 月 26 日から施行するものとする。
- 2 この要領は、平成 11 年 6 月 1 日から施行するものとする。
- 3 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行するものとする。
- 4 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものとする。
- 5 この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行するものとする。
- 6 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものとする。

6 輸送

6-2 緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務処理要領

…………… 県災害対策課・県公安委員会

緊急通行車両等及び交通規制対象除外車両に関する事務取扱要領の制定について

(平成 24 年 9 月 28 日例規第 41 号/神交規発第 427 号)

各所属長あて本部長

このたび、別添のとおり緊急通行車両等及び交通規制対象除外車両に関する事務取扱要領を制定し、平成 24 年 10 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

おって、緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務処理要領の制定について(平成 9 年 8 月 20 日例規第 35 号、神交規発第 238 号)は、廃止する。

別添

緊急通行車両等及び交通規制対象除外車両に関する事務取扱要領

1 目的

この要領は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。)第 76 条第 1 項及び災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。)第 33 条第 1 項、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。)第 24 条及び大規模地震対策特別措置法施行令(昭和 53 年政令第 385 号。以下「大震法施行令」という。)第 12 条第 1 項、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。)第 28 条第 2 項及び原子力災害対策特別措置法施行令(平成 12 年政令第 195 号。以下「原災法施行令」という。)第 8 条第 2 項並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)第 155 条第 1 項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。)第 39 条の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)として使用される車両並びに規制除外車両の確認に係る事務処理を的確かつ円滑に行うことを目的とする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 緊急通行車両

災対法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両、災対法施行令第 33 条第 4 項の規定により緊急通行車両とみなされる大震法施行令第 12 条第 1 項の規定による確認を受けた車両、原災法施行令第 8 条第 2 項の規定により災対法施行令第 33 条第 1 項の規定を読み替えて適用する確認を受けた車両及び国民保護法第 155 条第 1 項に規定する緊急通行車両をいう。

6 輸送

(2) 緊急輸送車両

大震法第 24 条に規定する緊急輸送を行う車両をいう。

(3) 規制除外車両

緊急通行車両等以外の車両のうち、神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定により緊急交通路における通行の禁止又は制限の対象から除外され、当該緊急交通路の通行が認められる車両をいう。

(4) 緊急交通路

公安委員会が、災対法第 76 条第 1 項、原災法第 28 条第 2 項及び国民保護法第 155 条第 1 項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、若しくは制限し、又は大震法第 24 条の規定に基づき緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、若しくは制限する区域若しくは道路の区間をいう。

(5) 災害応急対策等実施責任者

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策、大震法第 21 条第 1 項各号に規定する地震防災応急対策、原災法第 26 条第 1 項各号に規定する緊急事態応急対策及び国民保護法第 2 条第 3 項に規定する国民の保護のための措置（以下「災害応急対策等」という。）の実施の責任を有する者等（交通部長が災害応急対策等の実施の責任を有する者に準ずると認める者を含む。）をいう。

(6) 段階的交通規制

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、防災基本計画（昭和 38 年 6 月 14 日中央防災会議決定）に基づき交通部長が別に指示するところにより、段階的（第 1 段階、第 2 段階又は第 3 段階）に被害の状況、緊急交通路の交通状況、災害応急対策の緊急度、重要度、進捗状況等に応じた緊急通行車両及び規制除外車両の確認を行う交通規制をいう。

3 交通規制課長の任務

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、神奈川県警察における緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に関する事務（以下「確認事務等」という。）を総括する。

4 警察署長等の任務

神奈川県警察第一交通機動隊長、神奈川県警察第二交通機動隊長、神奈川県警察高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、所属における確認事務等を掌理する。

5 確認事務等取扱責任者

(1) 交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）並びに神奈川県警察第一交通機動隊（以下「第一交通機動隊」という。）、神奈川県警察第二交通機動隊（以下「第二交通機動隊」という。）、神奈川県警察高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）及び警察署（以下「警察署等」という。）に、確認事務等取扱責任者を置く。

(2) 確認事務等取扱責任者には、交通規制課にあつては神奈川県警察の組織に関する規則（昭和 44 年神奈川県公安委員会規則第 2 号）第 66 条第 1 項に規定する都市交通対策室長を、第一交通機動隊、第二交通機動隊及び高速道路交通警察隊にあつては警部の階級にある警察官のうちそれぞれ隊長が指名する者を、警察署にあつては担当次長（交通）又は交通課長（交通地域課長を含む。）をもつ

6 輸送

て充てる。

(3) 確認事務等取扱責任者は、所属長を補佐するとともに、確認事務等の総括処理に当たる。

6 確認事務等取扱担当者

(1) 交通規制課及び警察署等に、確認事務等取扱担当者を置く。

(2) 確認事務等取扱担当者には、交通規制課及び警察署等の職員のうちそれぞれ所属長が指名する者をもって充てる。

(3) 確認事務等取扱担当者は、確認事務等取扱責任者を補佐するとともに、確認事務等の処理に当たる。

7 緊急通行車両等の事前届出に係る取扱い

(1) 緊急通行車両等の事前届出

交通規制課長は、災害応急対策等を円滑に推進するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項、大震法施行令第12条第1項、原災法施行令第8条第2項及び国民保護法施行令第39条の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両等の確認」という。）に係る事前届出の事務手続を実施するものとする。

(2) 事前届出の対象となる車両

緊急通行車両等となる車両は、次のいずれにも該当する場合とする。

ア 大規模災害が発生し、又は大規模災害が発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時等」という。）において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき災害応急対策等を実施するために使用される計画がある車両で、神奈川県内に使用の本拠の位置があること。

イ 災害応急対策等実施責任者が保有し、若しくは契約等により常時災害応急対策等実施責任者の活動のために専用で使用される車両又は大規模災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 事前届出に関する事務手続

ア 申請書類等

交通規制課長は、緊急通行車両等として使用する計画がある車両の使用者（原則として、災害応急対策等実施責任者又はその補助機関）から事前届出があった場合は、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(ア) 緊急通行車両等事前届出書（第1号様式）2通

(イ) 自動車検査証の写し1通

(ウ) 災害協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類1通

イ 審査

交通規制課長は、緊急通行車両等に該当するか否かについて、次の要件により審査を行うものとする。

(ア) (2) の対象車両に該当すること。

(イ) 申請に係る車両の用途（緊急輸送車両にあつては、輸送の目的、人員、品名等）及び車両の使用者等が適正であること。

ウ 届出済証の交付

交通規制課長は、審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、事前

6 輸送

届出を行った者に対し、段階的交通規制の第1段階、第2段階又は第3段階の区分を示した上、緊急通行車両等事前届出済証（第1号様式。以下「届出済証」という。）を交付するものとする。

エ 確認証明書の事前の交付

交通規制課長は、大規模災害発生時等における事務の効率化を図るため、ウの届出済証の交付に併せて、日付、通行日時及び通行経路以外の欄に所要の事項を記載した災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対規則」という。）別記様式第4の緊急通行車両確認証明書（以下「緊急通行車両確認証明書」という。）又は大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震規則」という。）別記様式第7の緊急輸送車両確認証明書（以下「緊急輸送車両確認証明書」という。）（以下「確認証明書」という。）を緊急通行車両等の確認に先立ち交付するものとする。

オ 届出済証等の再交付

交通規制課長は、届出済証及び事前の確認証明書（以下「届出済証等」という。）の交付を受けた者から、事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証等を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があり、届出済証等の再交付が必要と認める場合は、届出済証等の右上部に「再」と朱書きし、再交付を行うものとする。

カ 届出済証等の返還

(ア) 交通規制課長は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証等を返還させるものとする。

(イ) 交通規制課長は、(ア)により届出済証等の返還を受けた場合は、速やかに公安委員会に返還の手続きをとるものとする。

(ウ) 警察署長等は、届出済証等の交付を受けた者からその返還を受けた場合は、確認標章送付書（第2号様式）に当該返還に係る届出済証等を添えて、公安委員会（交通規制課長経由）に遅滞なく送付するものとする。

キ 処理経過の記録

交通規制課長は、事前届出の受理、届出済証等の交付等の事務処理の経過を明らかにするため、緊急通行車両等事前届出受理・交付簿（第3号様式）を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

8 大規模災害発生時等における緊急通行車両等の確認に係る取扱い

(1) 届出済証等の交付を受けている車両の確認

ア 交通規制課長及び警察署長等（以下「交通規制課長等」という。）は、届出済証等の交付を受けた者から緊急通行車両等の確認の申請があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

イ 交通規制課長等は、緊急通行車両等の確認に当たっては、当該車両の使用者に既に交付されている届出済証とともに、7(3)エにより交付した確認証明書を提出させるものとする。

ウ 届出済証による緊急通行車両等の確認は、交通規制課、警察署等及び大規模災害発生時等に設置した交通検問所において行うものとする。この場合において、緊急通行車両の確認における審査は省略するものとする。

6 輸送

- エ 交通規制課長等は、緊急通行車両の確認を行った場合は緊急通行車両確認証明書と共に災対規則別記様式第3の標章（以下「災対標章」という。）を、緊急輸送車両の確認を行った場合は緊急輸送車両確認証明書と共に大震規則別記様式第6の標章（以下「大震標章」という。）をそれぞれ交付するものとする。
- オ 緊急通行車両等の確認並びに災対標章及び大震標章（以下「確認標章」という。）の交付は、特別な事情がない限り、7(3)ウによりあらかじめ指定した段階的交通規制の区分に従い行うものとする。
- カ 他の都道府県公安委員会又は都道府県知事が交付した届出済証についても、公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。
- (2) 届出済証等の交付を受けていない車両の確認
- ア 交通規制課長は、届出済証等を受けていない車両について確認の申請があった場合は、(1)ウの場所において、次に掲げる書類の提出を求め、緊急通行車両の確認を求めるものとする。
- (ア) 緊急通行車両等確認申請書（第4号様式）1通
- (イ) 自動車検査証の提示
- (ウ) 災害協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類1通
- イ 7(3)イ及びウの段階的交通規制に関する規定は、事前届出車両以外の車両に係る審査及び確認標章の交付等について準用する。
- (3) 確認標章交付時の留意事項
- ア 確認標章の記載事項を誤って記載した場合は、偽造、変造等を防止する観点から、訂正して使用させることなく、新たなものを交付するものとする。
- イ 確認標章を交付する際、次の事項を指導するものとする。
- (ア) 確認標章は、車両の前面の見やすい位置に掲出すること。
- (イ) 確認証明書は車両に備え付けること。
- (ウ) 使用目的が消滅したとき、緊急交通路を通行する必要性がなくなったとき又は確認標章の有効期限が終了したときは、速やかに確認標章及び確認証明書を返還すること。
- (4) 緊急通行車両等の確認標章の有効期限
- 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適正に設定するものとし、原則として発行の日の翌日から起算して1月後の日とする。
- (5) 確認標章の再交付
- 確認標章、届出済証又は確認証明書の再交付の申出を受けたときは、標章等再交付申請書（第5号様式）により行うものとし、虚偽による申請等に留意するものとする。
- (6) 確認標章の返還
- ア 交通規制課長は、確認標章及び確認証明書の有効期限が終了したとき又は交付に係る車両が緊急通行車両等として緊急交通路を通行する必要性がなくなったと認めるときは、確認標章及び確認証明書を返還させ、7(3)カ(イ)に準じた措置をとるものとする。
- イ 警察署長等は、確認標章及び確認証明書の返還を受けた場合は、7(3)カ(ウ)に準じた措置をとるものとする。

6 輸送

(7) 処理経過の記録及び報告

ア 交通規制課長等は、緊急通行車両等の確認の申請の受理、確認標章及び確認証明書の交付等の事務処理経過を明らかにするため、緊急通行車両等事前届出受理・交付簿及び緊急通行車両等確認申請受理・交付簿（第6号様式）を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

イ 警察署長等は、アで記録した確認標章及び確認証明書の交付等の状況を、別に指示する方法により警察本部長（交通規制課長経由）に報告するものとする。

ウ 交通規制課長は、イにより報告のあった内容を取りまとめ、必要事項を警察署等別に緊急通行車両等事前届出受理・交付簿に記録するものとする。

9 確認標章の掲出を要しない緊急通行車両の取扱い

道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車については、緊急交通路の通行に当たり、確認標章の掲出は不要であり、緊急通行車両の確認に伴う手続は要しない。

10 指定報道機関の使用する緊急通行車両等の特例措置

指定公共機関又は指定地方公共機関である報道機関及び神奈川県知事と災害時等における報道協定を締結した報道機関（以下「指定報道機関」という。）の使用する車両は、使用目的の明白性、緊急性等に配慮して、7及び8の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事前届出

指定報道機関が一般旅客自動車運送事業者等との契約により日常的に取材・報道用に使用している車両のうち、大規模災害発生時等においても緊急取材・報道用の車両として使用すると認められるが事前に車両の特定が困難なものについては、登録（車両）番号未決定の形で事前届出を受理するものとする。

(2) 大規模災害発生時等における確認

指定報道機関が大規模災害発生時等においてやむを得ず事前届出をしていない車両を緊急取材・報道用車両として使用する場合には、報道記者、カメラマン等から、災害の緊急取材に使用する車両である旨の申告及び当該報道記者、カメラマン等の所属する指定報道機関の発行に係る身分証明書のほか、腕章又は社旗の提示により緊急取材・報道用車両と認められる車両に限り、速やかに確認手続を行い、確認標章及び確認証明書を交付するものとする。ただし、緊急交通路における他の緊急通行車両等の通行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

11 規制除外車両の対象となる車両

規制除外車両の対象となる車両は、次に掲げるものとする。

(1) 災対法第76条第1項、原災法第28条第2項及び国民保護法第155条第1項の規定による交通規制の対象から除外する車両

ア 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車として公安委員会に指定又は届出されたもので当該目的のために使用する車両イ災害応急対策等に従事する自衛隊、米軍及び外交官に関する車両であって道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車番号標以外のものを有しているもの

ウ 災害応急対策等実施責任者の行う災害応急対策等に従事する者が当該用務のため又は当該勤務場所に参集するために使用中の大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び普通自転車

6 輸送

エ 次のいずれかに該当する車両

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

オ 次のいずれかに該当する車両

- (ア) 緊急の手当を要する負傷者又は急病人の搬送に使用中の車両
- (イ) 徒歩で避難することが困難な病人、介護を必要とする高齢者、身体障害者等の最寄りの病院、避難場所等への避難等のため通行させることがやむを得ないと認められる車両
- (ウ) その他緊急交通路を通行する必要がある、かつ、緊急通行車両等の通行に支障を及ぼさないと交通規制課長等が認める車両

(2) 大震法第 24 条の規定に基づく規制除外車両

- ア 道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- イ (1)の理由に該当する車両

12 規制除外車両の事前届出に係る取扱い

(1) 交通規制課長は、災害応急対策等を円滑に推進するため、規制除外車両のうち大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両として使用される車両であることについて、11(1)エに該当する車両（緊急通行車両を除く。）に対し、公安委員会の意思決定に基づく確認（以下「規制除外車両の確認」という。）に係る事前届出の事務手続を実施するものとする。

(2) 事前届出に関する事務手続

ア 申請書類等

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出の対象となる車両の使用者から事前の届出があった場合は、規制除外車両事前届出書（第 7 号様式）2 通及び自動車検査証の写し 1 通の提出のほか、次に掲げる書類の提示を求めるものとする。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）。この場合において、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

イ 審査

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出の対象車両に該当するか否かについて、次の要件により審査を行うものとする。

- (ア) (1)の対象車両に該当すること。
- (イ) 申請に係る車両の用途及び車両の使用者等が適正であること。

6 輸送

ウ 除外届出済証の交付

交通規制課長は、審査の結果、規制除外車両の事前届出の対象となる車両に該当すると認められるものについては、事前届出を行った者に対し、規制除外車両事前届出済証（第7号様式。以下「除外届出済証」という。）を交付するものとする。

エ 除外証明書の事前の交付

交通規制課長は、災害発生時における事務の効率化を図るため、届出者に対し、ウの除外届出済証の交付に併せて、日付、通行日時及び通行経路以外の欄に所要の事項を記載した規制除外車両通行証明書（第8号様式。以下「除外証明書」という。）を規制除外車両の確認に先立ち交付するものとする。

オ 緊急通行車両等として使用される場合

除外届出済証及び除外証明書（以下「除外届出済証等」という。）の交付を受けた者が、指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時等の災害応急対策等に使用されることとなった車両については、緊急通行車両等として取り扱われることとなり、改めて緊急通行車両等としての事前届出が必要となる。

カ 除外届出済証等の再交付及び返還

除外届出済証等の再交付及び返還の手続は、7(3)オ及びカの規定を準用する。この場合において、「届出済証」とあるのは「除外届出済証」と、「確認証明書」とあるのは「除外証明書」と、「届出済証等」とあるのは「除外届出済証等」と読み替えるものとする。

キ 処理経過の記録

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出の申請の受理、除外届出済証の交付等の事務処理の経過を明らかにするため、規制除外車両事前届出受理・交付簿（第9号様式）を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

13 大規模災害発生時等における規制除外車両の確認に係る取扱い

(1) 除外事前届出車両の確認

ア 除外届出済証等の交付を受けている車両の確認

交通規制課長等が行う規制除外車両の事前届出の対象となる車両（以下「除外事前届出車両」という。）の確認等については、8(1)の規定（緊急輸送車両及び段階的交通規制に係るものを除く。）を準用する。この場合において、「届出済証等」とあるのは「除外届出済証等」と、「緊急通行車両等」とあるのは「規制除外車両」と、「届出済証」とあるのは「除外届出済証」と、「7(3)エ」とあるのは「12(2)ウ」と、「確認証明書」とあるのは「除外証明書」と読み替えるものとする。

イ 除外届出済証等の交付を受けていない車両の確認等

(ア) 申請書類等

交通規制課長等は、除外届出済証等の交付を受けていない車両について確認の申請があった場合は、8(1)ウの場所において、11(1)エの車両について確認を行うものとする。この場合において、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- a 規制除外車両通行申請書（第10号様式）1通
- b 自動車検査証の提示

6 輸送

c 11(1)エの対象車両であることを疎明する書類（写真が必要な車両については、実車を確認することにより写真を省略することができる。）

(イ) 審査

交通規制課長等は、申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かについて、次の要件を審査するものとする。

a 11(1)エの対象車両に該当すること。

b 申請に係る車両の用途及び車両の使用者が適正であること。

ウ 確認標章等の交付

交通規制課長等は、除外事前届出車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

エ 除外事前届出車両の確認標章の有効期限

除外事前届出車両の確認標章の有効期限については、8(4)を準用する。

(2) 除外事前届出車両以外の車両に係る確認

ア 申請書類等

交通規制課長等は、確認標章の交付を受けようとする者から確認の申請があったときは、8(1)ウの場所において、11(1)オの車両について確認を行うものとする。

この場合において、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(ア) 規制除外車両通行申請書1通

(イ) 自動車検査証の提示

(ウ) 当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類

イ 審査

交通規制課長等は、申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かについて、次の要件を審査するものとする。

(ア) 11(1)オの対象車両に該当すること。

(イ) 申請に係る車両の用途及び車両の使用者が適正であること。

(ウ) 緊急交通路を通行させる必要があり、かつ、緊急通行車両等の通行に支障を及ぼさないこと。

ウ 確認標章等の交付

交通規制課長等は、除外事前届出車両以外の規制除外車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

エ 緊急措置

(ア) イ(ア)に該当する車両で特に緊急を要すると認められるものについては、現場の警察官の判断により申請手続を省略し、確認標章を交付して通行させるものとする。この場合において、確認標章の裏面に「除外証明書省略」と記載の上、所属及び氏名を記入し、当該確認標章の交付者を明らかにしておくものとする。

(イ) (ア)の場合において、現場の取扱警察官が確認標章を所持せず、交付することができないときは、最寄りの交通規制課、警察署等又は交通検問所で交付を受けるよう教示し、そのまま通行させるものとする。

6 輸送

オ 確認標章の有効期限

ウにより交付する確認標章の有効期限については、災害等の状況に応じ1日から2日程度とする。
ただし、使用目的の緊急性及び反復継続性が疎明されている車両については、必要と認める最小限の期間とする。

(3) 指定報道機関以外の報道機関の取扱い

ア 指定報道機関以外の報道機関の緊急取材・報道については、県警備本部交通部担当幕僚（交通部長）が災害応急対策等を実施する上でやむを得ないと認め、又は公益上必要があると認めた報道機関に限り規制除外車両の対象とする。

ただし、放送機関及び日刊紙以外の報道機関の使用する車両にあつては、報道の速報性に乏しいことから、原則として規制除外車両の対象として取り扱わないものとする。

イ アの前段に該当する報道機関の使用する車両にあつては、(2)イからオまでの手続等により措置するものとする。ただし、除外申請書類については、除外申請者からの災害の緊急取材に使用する車両である旨の申告及び当該除外申請者の所属する報道機関の発行に係る身分証明書のほか腕章又は社旗の提示により、(2)ア(ウ)の疎明する書面は省略することができる。

ウ イにより交付する確認標章等の有効期限は、指定報道機関との協定等による緊急取材報道等特別な事情がある場合を除いて、災害の状況等に応じ1日から2日程度とする。

(4) 確認標章交付時の留意事項

確認標章交付時の留意事項については、8(3)を適用する。

(5) 確認標章の再交付

ア 確認標章、事前届出済証又は除外証明書の再交付の申出を受けたときは、標章等再交付申請書により行うものとし、虚偽による申請等に留意するものとする。

イ 再交付の手続は、11(1)エ及びオのいずれかの理由が継続している車両に限り、疎明資料の添付及び審査を省略するものとする。

(6) 確認標章等の返還

ア 交通規制課長は、確認標章及び除外証明書の交付を受けた者に対し、確認標章及び除外証明書の有効期限が終了したとき、又は交付に係る車両が規制除外車両として緊急交通路を通行する必要性がなくなると認められるときは、確認標章及び除外証明書を返還させ、7(3)カ(イ)に準じた措置をとるものとする。

イ 警察署長等にあつては、7(3)カ(ウ)に準じた措置をとるものとする。

(7) 処理経過の記録及び報告

ア 交通規制課長等は、規制除外車両の確認の申請の受理、確認標章及び除外証明書の交付等の事務処理経過を明らかにするため、規制除外車両事前届出受理・交付簿及び規制除外車両通行申請受理・交付簿（第11号様式）を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

イ (2)エの緊急措置をとった場合には、規制除外車両通行申請受理・交付簿の備考欄に、確認標章のみ等と記載しておくものとする。

ウ 警察署長等は、アで記録した確認標章及び除外証明書の交付等の状況を、別に指示する方法により警察本部長（交通規制課長経由）に報告するものとする。

6 輸送

エ 交通規制課長は、ウにより報告のあった内容を取りまとめ、警察署等別に規制除外車両事前届出受理・交付簿に記録するものとする。

14 確認標章の掲出を要しない規制除外車両の取扱い

11(1)アからウまでに掲げる車両については、緊急交通路の通行に当たり確認標章の掲出は不要であり、規制除外車両の確認に伴う手続は要しない。

6 輸送

6-3 物資受入港…………… 県災害対策課

令和2年4月1日現在

港名 (管理者)	地区名	施設名	水深 (m)	接岸能 力 (D/W)	延長 (m)	平常時 使用目 的	連絡先	港格
葉山港 (神奈川県)	堀内	南物揚場	-3.5	300	60	旅客船	葉山港管理事務所 046-875-1504	地方 港湾

6-4 ヘリコプター臨時離着陸場一覧…………… 防災安全課

No.	名称	所在地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水
			東西×南北	面積 (㎡)			
1	逗子中学校校庭	池子 4-755	130×60	7,800	逗子市 教育委員会	046-873-1111	○
2	池子小学校校庭	池子 3-9-1	80×70	5,600			○
3	久木中・小学校共同運動場	久木 2-778-4 ほか	120×70	8,400			○

6 輸送

6-5 陸上自衛隊ヘリコプター離発着のための最小限所要地積

..... 陸上自衛隊第31普通科連隊

令和2年4月1日現在

陸上自衛隊ヘリコプター臨時着陸場細部選定基準

機種	標準	応急
OH-6 (小型)		
UH-1 (中型)		
CH-47 (大型)		
備考	<p>1 全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形にすることが必要</p> <p>2 ダウン・ウォッシュ（離着陸時における突風・横風）について考慮が必要（対策：着陸地が砂地である場合、消防車等による十分な散水） 例：CH-47（大型ヘリ） 直径 0.5mm～1 cm 程度の小石が半径 100m～150m に飛散する。 天幕等（テント）がある地域では、さらに 150m 以上の距離が必要</p>	

6 輸送

6-6 防災対応離着陸場選定基準…………… 県警察本部地域総務課

防災対応離着陸場選定基準

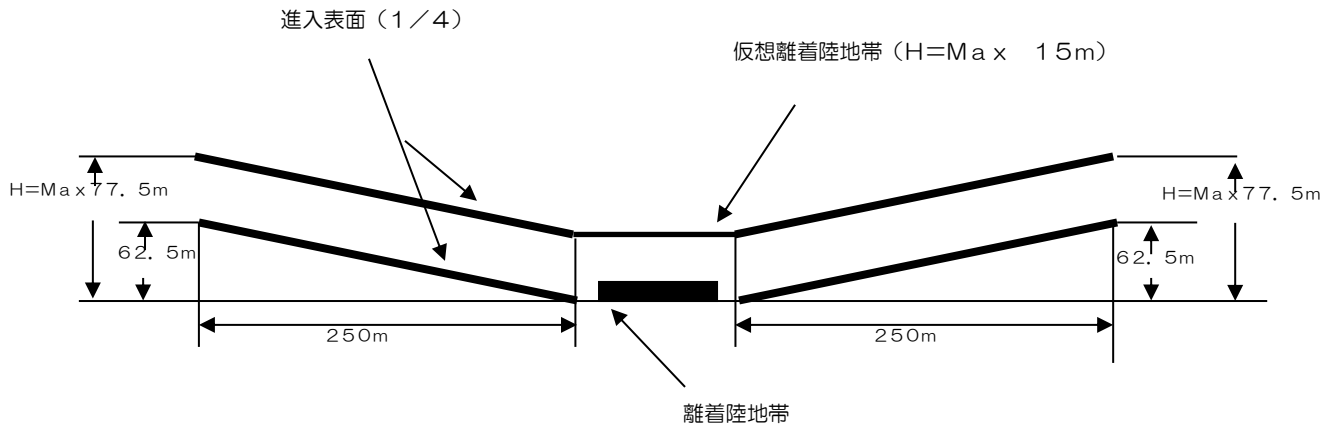
1 設定基準

ヘリコプターの性能・構造から、その安全性を確保するため、防災対応離着陸場の設定に当たっては、次の基準に従い検討すること。

- (1) 既存の施設、物件を変更することなく、現状のまま使用できる場所であること。
- (2) 当該場所の使用について所有者（管理者）の承認が得られる場所であること。
- (3) 当該場所の使用に際し上空から容易に発見できる場所であること。
- (4) 当該場所の周辺に家屋が密集していない場所であること。
- (5) 安全な離着陸に必要な長さ40m、幅40m以上の広さを有する空地であること。
- (6) 地表面に極端な傾斜、凹凸及び小砂利等がなく、かつ取り除き不可能な固定障害物がないこと。
- (7) 排水の便が良く、降雨後の水はけが良いこと。

2 防災対応離着陸場の具体的基準

ヘリコプターの進入、出発方向については、離着陸地帯の一辺から起算して250mの範囲内に4分の1のこう配を超える物件等の障害物がないこと。



※離着陸地帯

離着陸地帯は障害物の程度により、離着陸地帯の上15mまでの高さを限度に、「仮想離着陸地帯」を設定することができる。

6 輸送

6-7 神奈川県トラック協会車両保有台数…… 一般社団法人神奈川県トラック協会

平成 31 年 4 月 1 日現在

S C	事業者数	保有車両数 (両)			
	(車)	大型車 (牽引車を含む)	小型車	トレーラー (一般・海コン)	合計
県南	254	3,439	1,243	397	5,079

注：車両台数については総数のみ公開されている。

6-8 大地震発生時における緊急交通路指定想定路線…… 県警察本部交通規制課

No.	路線名	区間
1	国道16号(保土ヶ谷バイパス、横浜横須賀道路を含む。)	東京都境から馬堀海岸四丁目交差点までの間
2	国道134号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間
3	県道24号 横須賀逗子線	船越交差点から銀座通り入口交差点までの間
4	逗葉新道	逗葉新道入口交差点から長柄交差点までの間

6-9 緊急輸送道路…… 都市整備課・県道路管理課

第一次緊急輸送道路

路線名	県道路線名	区名
国道 16 号 (横浜横須賀道路)		逗子市域内
国道 134 号		逗子市域内
県道 24 号	横須賀逗子	逗子市域内
県道 207 号	森戸海岸	逗子市域内

第二次緊急輸送道路

路線名	県道路線名	区名
県道 217 号	逗子葉山横須賀 (1 期)	逗子市域内
県道 311 号	鎌倉葉山	逗子市域内

市指定緊急輸送道路補完道路

路線名	区名
逗子市道逗子 55 号	逗子市域内

6 輸送

6-10 物資配送拠点候補地…………… 防災安全課

No.	地区	名称	所在地
1	沼間	沼間アーデンヒル内空地	沼間 3-630-13
2	池子	第一運動公園	池子 1-275-1
3	逗子	文化プラザホール	逗子 4-2-10
4	逗子	市民交流センター	逗子 4-2-11

6 輸送

6-11 逗子市管理車両一覧…………… 管財契約課・関係各課

区 分		普通 乗用車	普通 貨物車	小型 乗用車	小型 貨物車	軽 乗用車	軽 貨物車	計	原動機付 自転車	自 転車	合 計
総務部	管財契約課	1		3			6	10	2	2	14
	課税課						1		2		3
市民協働部	市民協働課								2		2
	経済観光課								1	1	2
	文化スポーツ課						1	1			1
福祉部	社会福祉課						1	1	1	2	4
	障がい福祉課			1				1			1
	国保健康課						1	1	2	1	4
	高齢介護課			1				1	6		7
環境都市部	緑政課						1	1	1		2
	資源循環課			1				1			1
	都市整備課				1	1	2	4	1	1	6
	下水道課						1	1	1		2
	環境クリーンセンター						2	2			2
消防本部・署		1						1	7		8
議会事務局											
教育部	教育総務課			1		1	1	3			3
	子育て支援課					1	2	3		2	5
	療育教育総合センター					2	1	3		1	4
	逗子小学校								1	1	2
	沼間小学校								1		1
	久木小学校								1	1	2
	小坪小学校								1		1
	池子小学校								1		1
	逗子中学校								1		1
	久木中学校								1		1
	沼間中学校								1		1
合計		2		7	1	5	20	34	34	12	85

7 気象及び水防

7-1 気象情報・注意報発表基準一覧表…………… 横浜地方気象台

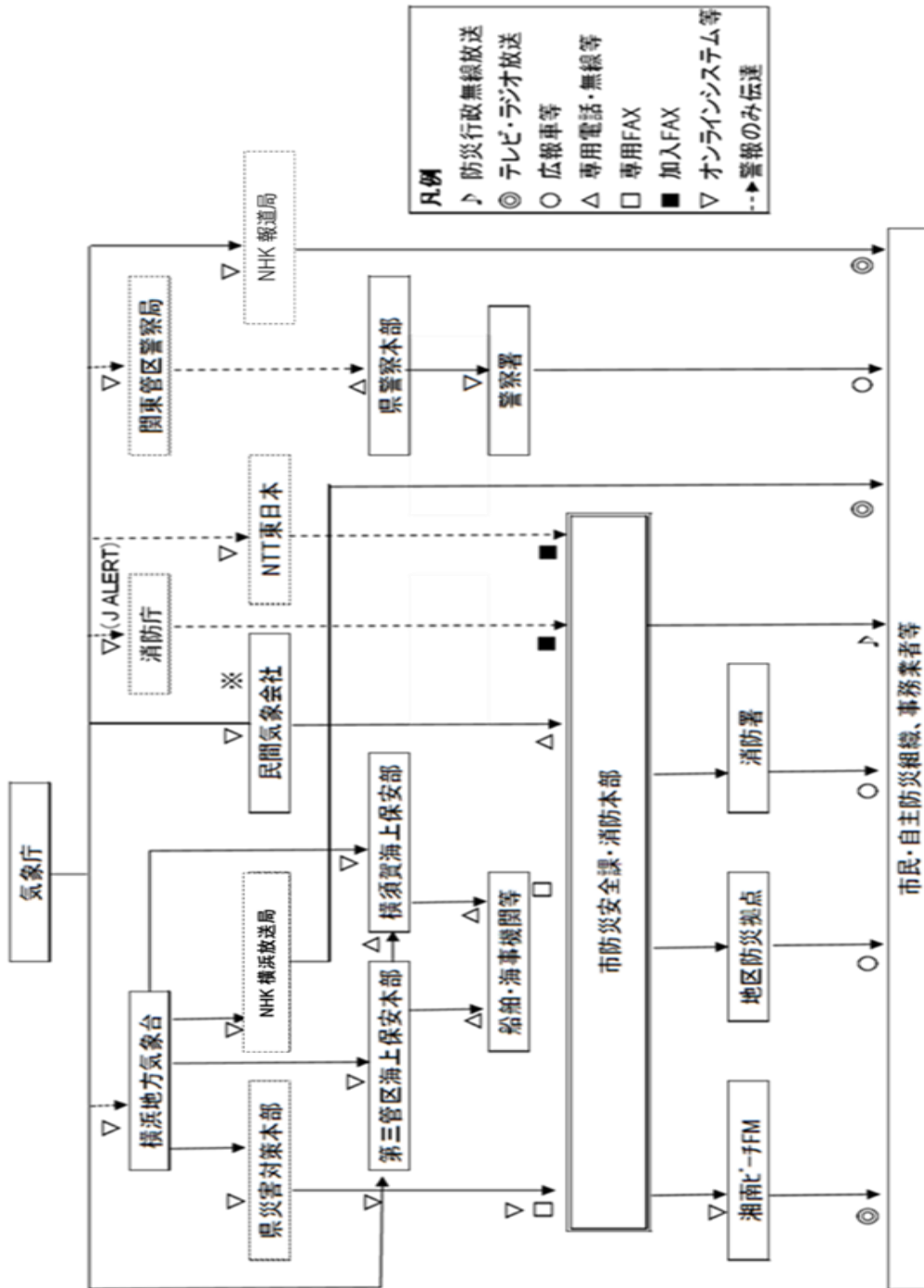
令和2年8月6日現在
発表官署 横浜地方気象台

逗子市	府県予報区		神奈川県	
	一時細分区域		東部	
	市町村等をまとめた地域		三浦半島	
警 報	大 雨	浸 水 害	表面雨量指数基準	18
		土 砂 災 害	土壌雨量指数基準	117
	洪 水	流域雨量指数基準		田越川流域=9
		複合基準 ※1		—
		指定河川洪水予報による基準		—
	暴 風		平均風速※4	陸 上 25m/s 相模湾 25m/s
	暴風雪		平均風速	陸 上 25m/s 雪を伴う 相模湾 25m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波 浪		有義波高	5.0m
	高 潮		潮位	1.3m
注 意 報	大 雨	表面雨量指数基準		14
		土壌雨量指数基準		71
	洪 水	流域雨量指数基準		田越川流域=7.2
		複合基準 ※1		—
		指定河川洪水予報による基準		—
	強 風		平均風速	陸 上 12m/s 相模湾 12m/s
	風 雪		平均風速	陸 上 12m/s 雪を伴う 相模湾 12m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波 浪		有義波高	2.5m
	高 潮		潮位	1.1m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融 雪			
	濃 霧		視 程	陸 上 100m 相模湾 500m
	乾 燥		最小湿度 35% 実効湿度 55%	
	なだれ			
低 温		夏 期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬 期：最低気温 -5℃以下		
霧		最低気温 4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日		
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量100mm	

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

7 気象及び水防

7-3 地震情報等の受理伝達系統図…………… 横浜地方気象台



※ 気象業務支援センター等を介して伝達
破線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づき法定伝達優先

7 気象及び水防

7-4 気象庁における津波警報・注意報、津波情報、津波予報の実施方法

気象庁

気象庁における津波警報・注意報、津波情報、津波予報の実施方法について

平成 30 年 4 月 1 日現在

1 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の実施方法

(1) 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約 3 分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、最速 2 分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報を発表。

種 類	巨大地震の場合の表現	数値での発表	(発表基準)
大 津 波 警 報	巨 大	10m超	(10m～)
		10m	(5m～10m)
		5m	(3m～5m)
津 波 警 報	高 い	3m	(1m～3m)
津 波 注 意 報	標記しない	1m	(20cm～1m)

※1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配なし」の旨又は「高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない」旨について、津波予報として、又は地震情報に含めて発表する。

※2 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意解除」として速やかに通知する。

※3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予測時刻や予想される津波の高さなどを発表。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

7 気象及び水防

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m 未満の海面変動が継続するとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

気象庁は、次の予報区に対し津波警報・注意報等を発表する。

津波予報区	区 域
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。） 東京都（特別区に限る。） 神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）
相模湾・三浦半島	神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。）

2 津波警報・注意報及び地震、津波に関する各種情報（以下「情報」という。）の発表機関

神奈川県に関わる津波警報・注意報及び情報は、原則として気象庁地震火山部が発表する。

3 津波警報・注意報等の伝達系統

津波警報・注意報等は、気象業務法及び本計画の定めるところにより、7-3 地震情報等の受理伝達系統図に従って県内関係各機関及び一般公衆に通知、通報、伝達される。



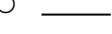

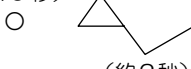
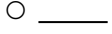


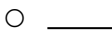
各機関は、これらを迅速、確実に伝達、処理するよう努めなければならない。

4 津波警報・注意報の標識

音響を用いて津波警報・注意報の報知を行う場合は、原則として次による。鳴鐘、吹鳴は適宜反復する。

種 類		鐘 音	サイレン音
津波警報	津波警報	●—● ●—● ●—● (2点)	(約5秒) ○ △ (約6秒)

7 気象及び水防

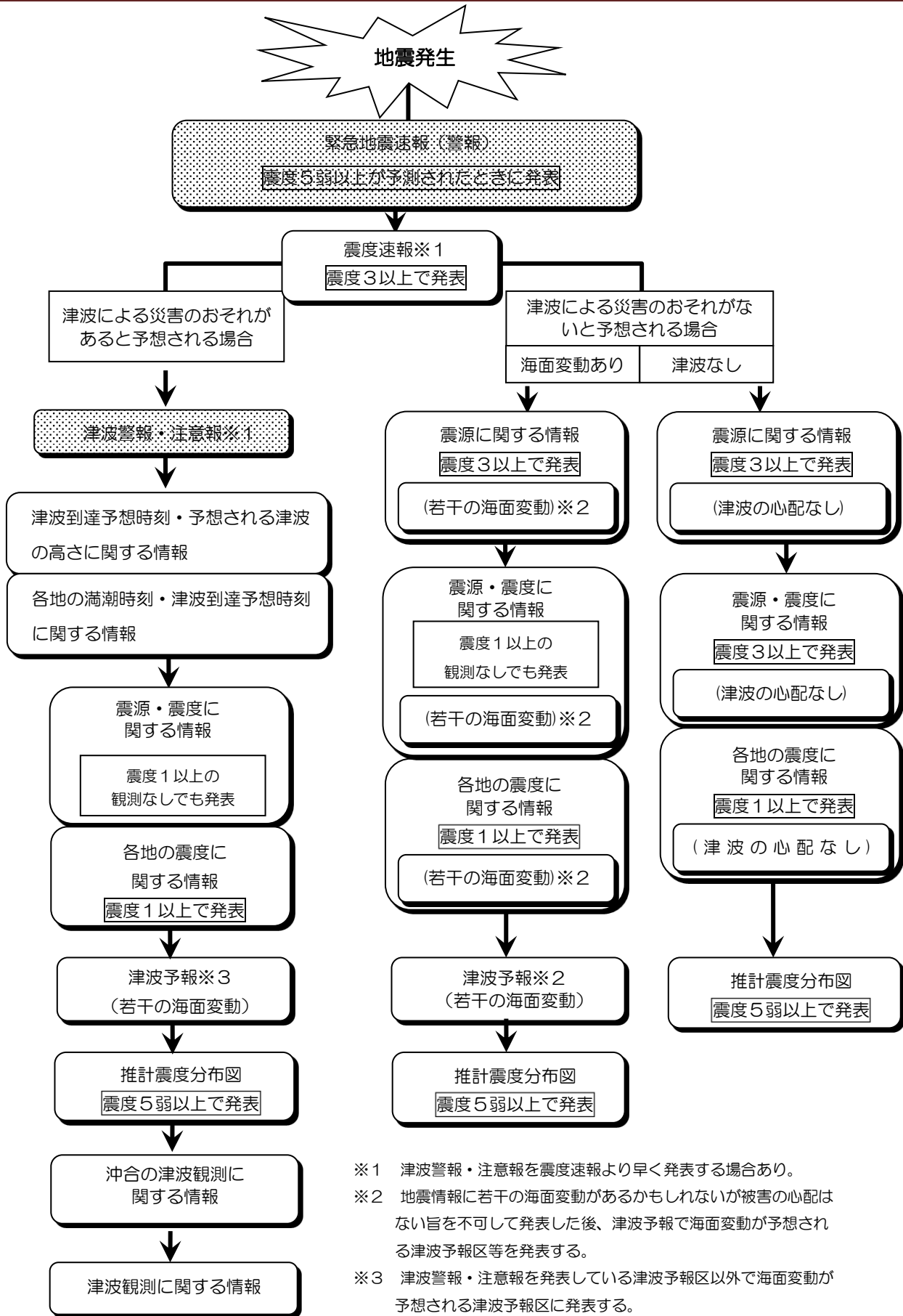
	大 津 波	 (連点)	(約3秒)  (約2秒)	 (短声連点)
津波注意報	津 波 注 意	 (3点と2点との斑打)	(約10秒)  (約2秒)	
	解 除	 (1点2点と2点との斑打)	(約10秒)  (約3秒)	(約1分) 

5 情報の伝達系統

横浜地方気象台は、7-3地震情報等の受理伝達系統図にて、情報の伝達を行う。

各機関は、それぞれの業務に応じ、関係機関や公衆への伝達等、情報の適切な活用を図る。

7 気象及び水防



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を不可して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

7 気象及び水防

7-5 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）…………… 気象庁

気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

平成 21 年 3 月 31 日改訂

〈使用にあたっての留意事項〉

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多くみられるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。階の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

7 気象及び水防

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。裾付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難になり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れに	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	ほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されてるブロック塀も破損するものがある。

7 気象及び水防

2 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

7 気象及び水防

3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

7 気象及び水防

4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

7 気象及び水防

6 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超 高 層 ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石 油 タ ン ク の ス ロ ッ シ ン グ	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

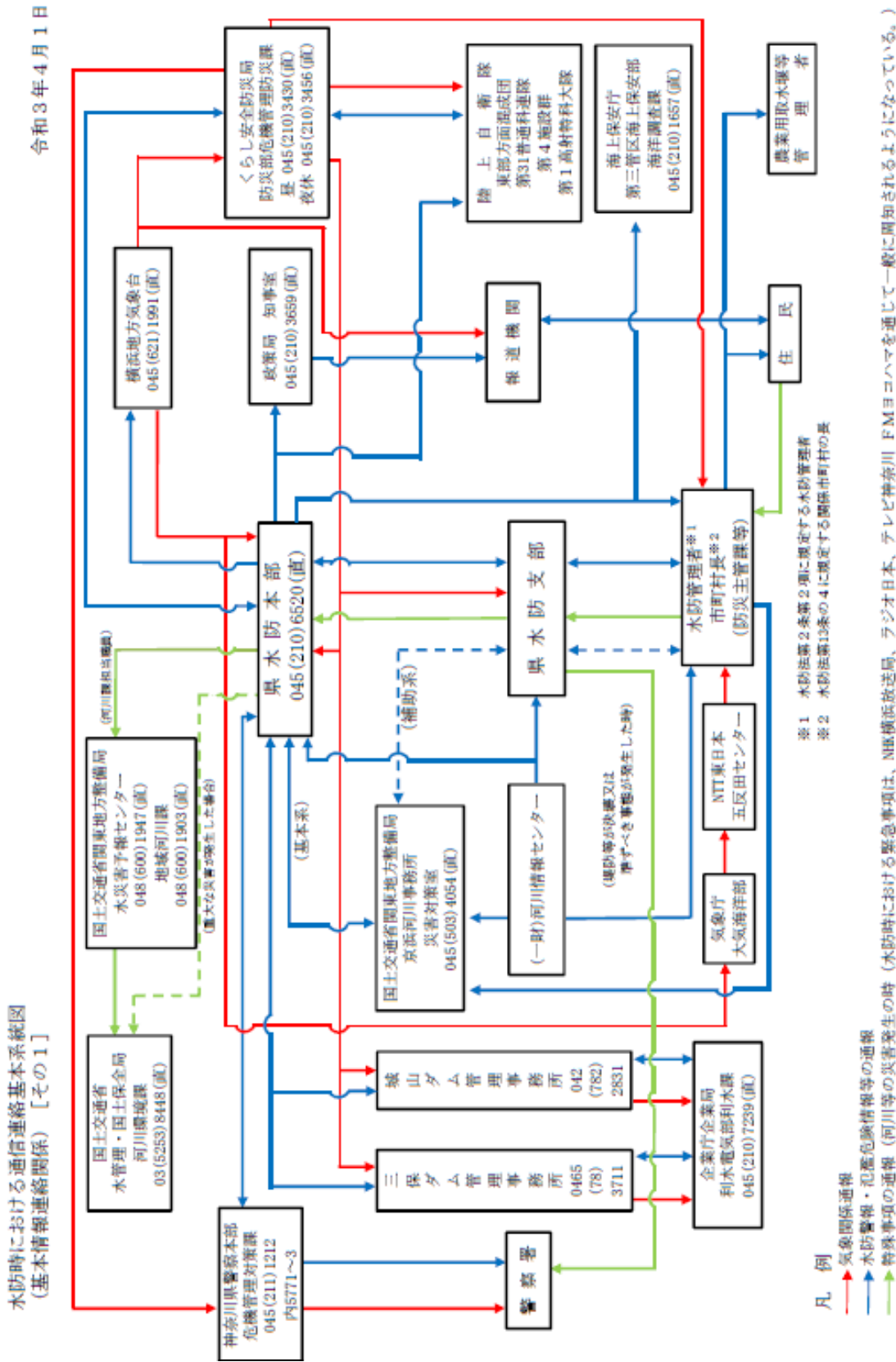
7 気象及び水防

7-6 気象警報等の定義…………… 気象庁

用語	定義
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。 気象、地面現象、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。
警報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。
警報級	警報基準以上
注意報	災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。

7 気象及び水防

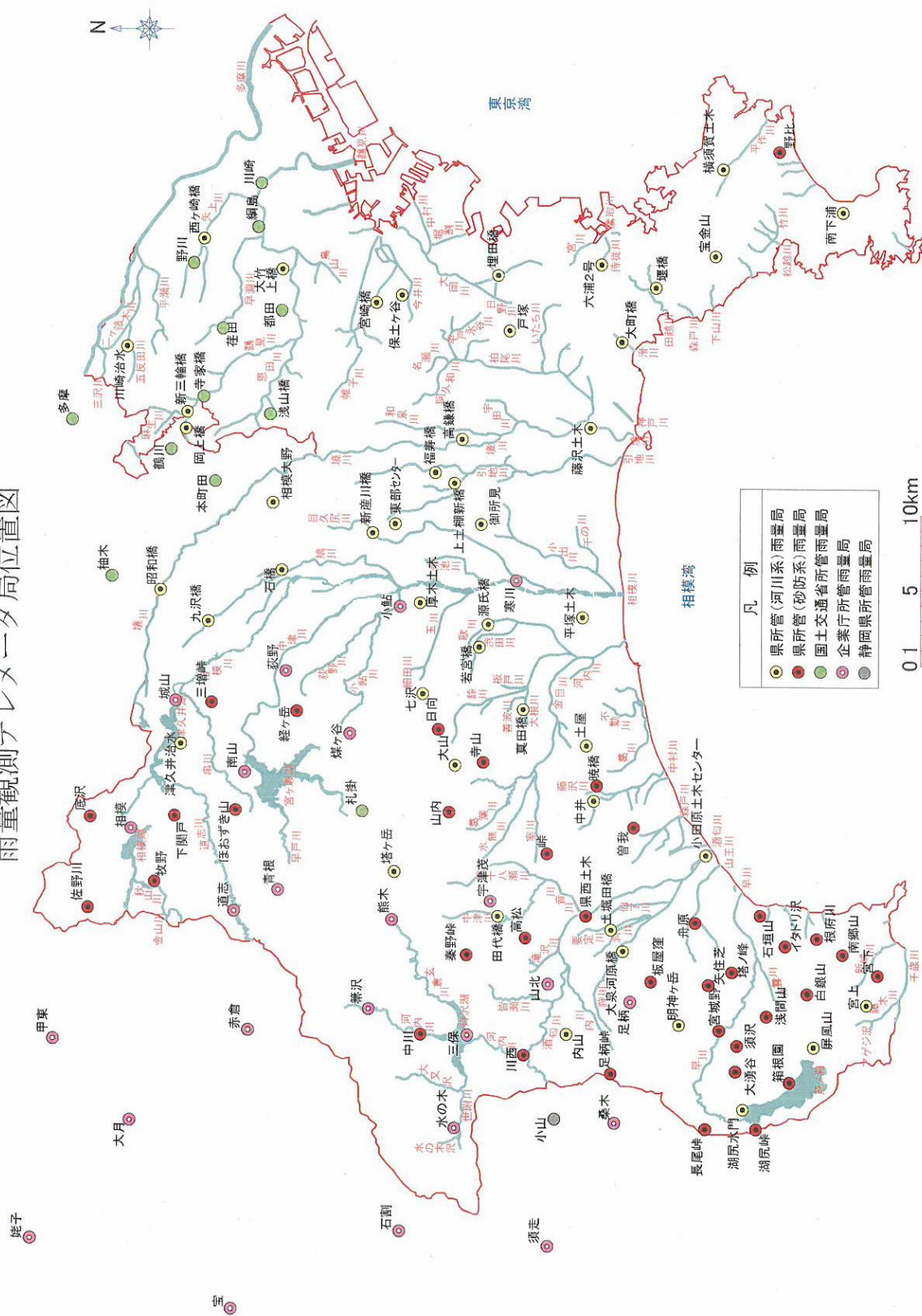
7-7 水防時における通信連絡基本系統図…………… 県河川課



7 気象及び水防

7-8 雨量観測テレメーター位置…………… 県河川課

雨量観測テレメーター局位置図



7 気象及び水防

7-10 神奈川県知事が水防警報を行う河川…………… 県河川課

河川名	支部名	担当水防管理団体	区 域	
			自	至
田越川	横須賀土木	逗子市	左岸 桜山 236 番の 3 地先 右岸 桜山 61 番の 4 地先	中原橋から 海まで

7-11 水防警報の種類と発表基準…………… 防災安全課・関係各課

種類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

7 気象及び水防

7-12 情報システムで提供される防災気象情報等…………… 防災安全課

1 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

	項目	提供元	説明	発表 間隔	主な提供サイト
気象 情報	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。	/	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別(北海道、沖縄県ではさらに細かい単位)に適時発表される。(全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。)		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報(浸水害)等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ(警報発表の可能性)が[高][中]2段階で提供される。警報級の可能性は、平成31年度出水期から「早期注意情報」という名称で発表される。警戒レベル1		・気象庁HP ・防災情報提供システム
気象 注意報・ 警報・ 特別 警報	大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2。	/	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。(指定河川については、この洪水注意報や警報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。)警戒レベル2。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	波浪注意報	気象庁	高波により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。(津波により、災害が起こるおそれがある場合は、津波注意報が発表される。)		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	高潮注意報	気象庁	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒レベル2。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。(指定河川については、この洪水警報や注意報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。)		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	波浪警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。(津波により、重大な災害が起こるおそれがある場合は、津波警報が発表される。)		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	高潮警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報(土砂災害)」「大雨特別警報(浸水害)」「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	波浪特別警報	気象庁	高波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。(津波により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合は、大津波警報が発表される。)		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	高潮特別警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される		・気象庁HP ・防災情報提供システム

7 気象及び水防

2 雨量に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	・気象庁がアメダスによって観測した雨量	気象庁HP: 60分毎 防災情報提供システム: 10分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	テレメータ雨量	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	・国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	・防災情報提供センター (リアルタイム雨量)
流域雨量	流域平均雨量	国土交通省	・河川の流域における平均の雨量	10分毎	・市町村向け川の防災情報
面的な雨量把握	レーダー・降水ナウキャスト	気象庁	・現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの	5分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	レーダ雨量(Cバンドレーダ)	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・1kmメッシュで観測	5分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	レーダ雨量(XRAIN)	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・250mメッシュで観測	1分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5分毎	・防災情報提供センター (国土交通省)
	解析雨量・降水短時間予想	気象庁	現時刻までの前1時間の雨量の分布及び15時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。 気象庁HPでは「今後の雨」という名称で公開。	10分毎(実況及び6時間先まで) 1時間毎(7~15時間先)	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	高解像度降水ナウキャスト	気象庁	30分先までは250mメッシュで、35分先から60分先までは1kmメッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。 気象庁HPでは「雨雲の動き」という名称で公開。	5分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム

3 水位に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
水位に関する情報	カメラ画像	国土交通省	・カメラによる河川の画像情報		・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	テレメータ水位	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	・川の防災情報
	危機管理型水位計水位	国土交通省又は都道府県又は市町村	・国土交通省河川事務所等が観測した水位	大河川10分毎、中小河川5分毎、水位が急激に上昇する河川2分毎	・川の水位情報
	水位予測	国土交通省	・洪水予報河川について、3時間先までの各1時間の水位を予測	60分毎	・市町村向け川の防災情報

7 気象及び水防

4 洪水等・高潮に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
洪水等・高潮に関する情報	指定河川洪水予報	国土交通省又は都道府県と気象庁の共同	国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。		<ul style="list-style-type: none"> 気象庁HP 防災情報提供システム 川の防災情報 市町村向け川の防災情報
	水位到達情報(河川)	国土交通省又は都道府県	氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		<ul style="list-style-type: none"> 市町村向け川の防災情報
	水位到達情報(下水道)	都道府県又は市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		
	水位到達情報(海岸)	都道府県	高潮氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する海岸として指定された海岸において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		
	洪水情報のプッシュ型配信	国土交通省	携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用して、河川氾濫のおそれがある(氾濫危険水位を超えた)情報及び河川氾濫が発生した情報を配信する。		<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省HP(取組詳細)
	流域雨量指数の6時間先までの予報値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報(6時間先までの降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、洪水警報・注意報の判断基準と比較することで河川毎の6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用できる。	10分毎	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報提供システム
	洪水警報の危険度分布	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の3時間先までの面的な把握の参考になる。	10分毎	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁HP 防災情報提供システム
	大雨警報(浸水害)の危険度分布	気象庁	大雨による浸水害発生危険度をあらわす面的分布情報。1km四方の領域(メッシュ)毎に、短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数(仮称)の予想を用いている。	10分毎	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁HP 防災情報提供システム
大雨危険度通知	気象庁	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が変化した際に、希望者にメールやアプリ等で通知するサービス。	10分毎(危険度が変動したとき)	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁HP(取組詳細) 	

5 土砂災害に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	気象庁	1km四方の領域(メッシュ)※毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。※平成31年度出水期より5kmから1kmに高解像度化予定	10分毎	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁HP 防災情報提供システム

7 気象及び水防

土砂災害に関する情報	土砂災害危険度情報	都道府県の砂防部局	都道府県毎、1～5kmメッシュ、 ※ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のHP(http://www.mlit.go.jp/zukokudo/sabo/sabo_ken_jink.html)から、各都道府県のページにリンクさせている。 市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できるが、都道府県によってメッシュの大きさや更新のタイミング等が異なるため、各都道府県が提供しているこれらの情報の特性を確認した上で参考とする必要がある。本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)と各都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼んでいる。	10分～60分毎	都道府県の砂防部局
	土砂災害警戒情報	気象庁と都道府県の共同	大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	大雨危険度通知	気象庁	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が変化した際に、希望者にメールやアプリ等で通知するサービス。	10分毎(危険度が変動したとき)	・気象庁HP(取組詳細)

6 潮位に関する情報

項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
潮位観測情報	気象庁	全国各地の最新の3日間(昨日・今日・明日)または1日ごとの潮位の実況(実際の潮位、天文潮位、潮位偏差)を速報的に表示したもの。 5分または10分毎に更新。	5分または10分毎	・気象庁HP ・防災情報提供システム ・防災情報提供センター ・(国土交通省)

7 津波に関する情報

項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
津波警報・注意報	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	/	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合		・気象庁HP ・防災情報提供システム
津波に関する情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が到達することもある。	/	・気象庁HP ・防災情報提供システム
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。		・気象庁HP ・防災情報提供システム
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。		・気象庁HP ・防災情報提供システム

8 避難対策

8-1 指定緊急避難場所・指定避難所等の確保及び整備等…………… 防災安全課

1 避難所・避難場所の確保及び整備

(1) 一時（いつとき）避難避難所

長期的な避難生活を伴わない施設等であり、あらかじめ家族で話し合っておく。

(2) 指定緊急避難場所と指定避難所

ア 指定緊急避難所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（法第49条の4）。

指定緊急避難場所のうち、津波に係るものについては、災害対策基本法施行令（以下、本節においては「令」という。）に定める基準として、以下の2つのいずれかを満たすこととされている。（令第20条の3）。

(ア) 津波が発生した場合において安全な区域内にあること（例：高台など）。

(イ) 津波が発生した場合において安全な区域外にある施設（例：津波避難ビル）については、以下の全てを満たすこと。

- ・津波により生ずる水圧等によって構造耐力上支障のある事態を生じない構造であること。
- ・想定される津波の水位以上の高さに避難スペースが配置され、かつ、当該スペースまでの避難上有効な階段等があること。
- ・地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合するものであること。

イ 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（法第49条の7）。

指定避難所の政令による基準は、以下の全てを満たすこととなっている（令第20条の6）。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。
- ・想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- ・車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

なお、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所等については、上記の他に、

- ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が、可能な限り確保されること。

8 避難対策

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

考え方	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所	災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設
基準	<p>(津波の場合)</p> <p>以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>①津波から安全な区域内にあること。</p> <p>②安全な区域外にある施設については、以下の全てを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者等を受け入れる適切な規模 ・津波により支障のある事態を生じない構造 ・耐震性がある ・想定される津波の水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある 	<p>以下の全てを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模・速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布できること ・想定される災害の影響が比較的少ない ・車両などによる輸送が比較的容易 <p>(福祉避難所の場合)</p> <p>上記に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられている ・要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備される ・主として要配慮者を受け入れるための居室が可能な限り確保される
指定	災害種ごとに市町村長が指定	災害種を限らず市町村長が指定
備考	相互に兼ねることができる	

(3) 広域避難場所

地震等による火災が拡大延焼して地域が危険になった特に輻射熱や煙から身体の安全を確保するための場所で、建ぺい率、周辺の空地等の状況を考慮して指定緊急避難場所として指定する。

2 避難所の開設

(1) 指定避難所の開設場所

指定避難所は、市内の小・中学校及び公共施設の中から、災害の状況、規模等により開設して、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、避難行動要支援者に配慮して、多様な避難所の確保に努める。

また、大規模な災害が発生し、市が指定する避難所等での避難収容が困難な場合は、県及び他市町村等に対し、避難住民の収容を要請する。

(2) 指定避難所等の開設

市長は指定避難所の開設状況について、速やかに県知事及び関係機関に報告又は通知する。

8 避難対策

指定避難所として開設した学校施設については、応急教育の実施等、義務教育の実施に著しい支障を来さないよう、避難住民の意向等に十分留意して、必要に応じ、移転・統合を図る。

ア 開設の時期

災害発生から、できるだけ早い時期に、施設の状態を確認し、被害状況等に応じ市災害対策本部の指示により開設する。

イ 施設の提供及び入所者の管理

(ア) 施設管理者は、指定避難所の用に供する施設の部分を明示して提供する。

(イ) 避難所運営委員会は入所した被災者の管理を行う。

ウ 指定避難所開設時の留意事項

(ア) 指定避難所の開設に当たっては、当該施設管理者及び教職員等に協力を求め、被災者の円滑な入所、保護に努める。

(イ) 被災者の入所・保護に当たっては、施設が安全性を有するかを判断し、安全性に欠けると認められるときは、市災害対策本部に報告し安全措置を講じるか、又は市災害対策本部の指示を受け、他の安全な施設に誘導する。

エ 開設状況の報告

指定避難所の開設状況等に係る次の事項を、電話又は無線等を使用して市災害対策本部に報告するものとする。

(ア) 避難所名及び発信職員氏名

(イ) 開設日時

(ウ) 収容人員及び世帯数

(エ) 必要物品等（食料・飲料水・衣類・寝具その他）

(オ) 流言飛語の状況

オ 開設の周知

市は、指定避難所を開設したときは、速やかに市民に周知する。

(3) 指定避難所への入所

ア 対象者

(ア) 住宅が被害を受け、居住の場を失った者

(イ) 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者

(ウ) 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

イ 避難者の誘導

(ア) 指定避難所の施設内への誘導については、自主防災組織、市職員及び教職員等関係者が行う。

(イ) 避難順序は、後日の授業再開に備え、屋内運動場・空き教室・特別教室・普通教室の順に入所させる。

(ウ) 屋内運動場は、できる限り端より詰め、通路を確保する。

(エ) 避難行動要支援者を配慮して避難させる。

(オ) 避難経路については、可能な限り事前に安全確認するとともに、危険箇所にはロープ張りや

8 避難対策

表示を行うほか、状況により誘導員を配置して事故防止に努める。特に、夜間においては、可能な範囲での照明を確保し、安全確保に努める。

(カ) 大規模な災害の場合、上記の項目が実施できない場合が起こり得るため、市民が自発的に指定避難所に向かい決められた行動がとれるように、平常時からの啓発に努める。

3 避難行動要支援者避難支援対策

市の災害時における避難行動要支援者支援対策については、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会・町内会及び地域住民等と連携して実施する。

(1) 避難生活への対応

ア 避難所への避難

(ア) 災害時における一人暮らし高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難誘導は、近隣住民の協力により、各地域の指定避難所に収容する。

(イ) 指定避難所へ避難した避難行動要支援者は、市災害対策本部に避難状況を連絡する。

イ 安否確認

(ア) 自治会・町内会・自主防災組織の長等は、避難行動要支援者名簿により避難行動要支援者の安否確認、避難状況を確認した上、市災害対策本部に連絡する。

(イ) 市災害対策本部は、地域で安否確認ができない避難行動要支援者については、直ちに消防機関及び警察機関に通報する。

ウ 避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者に対する情報提供は、指定避難所にあるハンドマイク、拡大複写機、ファクシミリ等の情報機器を活用するとともに、必要に応じて手話通訳者等を派遣する。また、避難行動要支援者の生活上の支援に当たっては、保健師、ケースワーカー等が定期的に巡回する。

エ 避難所における避難行動要支援者への支援

市は、県保健福祉事務所等の関係機関とともに各種の福祉相談に応じ情報提供を行う等、避難行動要支援者の生活支援を行う。

オ 福祉施設への収容

(ア) 一般の指定避難所での対応が困難となった避難行動要支援者については、避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、福祉避難所に家族単位により収容する。

(イ) 福祉避難所の運営に当たっては、看護師、保健師及び市社会福祉協議会の協力のもとにボランティアを配置又は巡回させるとともに、避難行動要支援者の生活上の支援のため、必要に応じてケースワーカー、ホームヘルパー等を派遣する。なお、メンタルケア、入浴サービス等の専門的な支援については、県保健福祉事務所及び市内の民間社会福祉施設の協力を働きかける。

(ウ) 福祉避難所に収容した避難行動要支援者に対する救援物資の配布については、市社会福祉協議会が派遣するボランティア等の協力により実施する。

8 避難対策

(2) 常時介護を必要とする避難行動要支援者の収容

- ア 重度障がい者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者及び福祉施設に収容が困難になった者については、避難行動要支援者緊急受入協定を締結した福祉施設の協力により収容する。この場合、市は、当該福祉施設に対し必要な支援を行う。
- イ 民間特別養護老人ホーム等の福祉施設が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な避難行動要支援者については、県知事に対し、必要な措置を要請する。

(3) 在宅の要援護者に対する支援

- ア 被災した要援護者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所と連携し、保健福祉サービスを遅滞なく再開するよう働きかける。
- イ 在宅保健福祉サービスの実施が困難な場合については、県に対し、必要な措置を要請する。
- ウ 在宅の要援護者に対する救援物資の配布については、地域住民等の協力により実施する。

(4) 外国人への配慮

市は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営に当たって、通訳ボランティアの協力を得る等の外国人への対応について十分に配慮する。

8 避難対策

8-2 指定緊急避難場所一覧表…………… 防災安全課

1 指定緊急避難場所（建物）

No	施設・場所名	想定 収容 人数	所在地	災害の種類					指定避 難所を 兼ねる
				洪水	土砂 災害	地震	津波(標高)	大規模 な火事	
1	ザ・パークハウス逗子	108	逗子 1-9-31				△(4.4)		
2	桜逗会館	42	逗子 3-4-7	▲	○	○			
3	文化プラザホール	585	逗子 4-2-10	▲	○	○	△(3.8)		○
4	市民交流センター	353	逗子 4-2-11	▲	○	○	△(3.8)		○
5	逗子小学校	1,880	逗子 4-2-45	▲	○	○	△(3.8)		○
6	NTT 逗子ビル	310	逗子 6-1-33				△(3.8)		
7	聖マリア小学校	214	逗子 6-8-47	▲	○	○	△(2.6)		○
8	葉山工務店	50	桜山 8-3-8				△(4.3)		
9	ファミール逗子シサイトビル	210	桜山 9-3-55				○(6.6)		
10	新宿会館	48	新宿 2-2-24	○	○	○			
11	逗子開成中学校・高等学校	2,000	新宿 2-5-1	○	○	○	△(4.1)		○
12	サングレイス逗子	148	逗子 1-2-15				△(4.6)		
13	逗子パーク・ホームズ	140	逗子 1-2-18				△(4.7)		
14	オーケー逗子店	1831	逗子 1-11-17				△(4.5)		
15	GRANTAGE BAY VIEW	129	逗子 7-1-53				△(4.8)		
16	図書館	※1,054	逗子 4-2-10				△(3.8)		
17	逗子市役所	1,037	逗子 5-2-16				△(3.3)		
18	県立逗葉高等学校	2,149	桜山 5-24-1	○	○	○	○(72.4)		○
19	福社会館	187	桜山 5-32-1	○	○	○	○(15.6)		○
20	逗子桜山コンフォート ガーデン自治会館	31	桜山 5-40-1	○	○	○			
21	沼間小学校	1260	沼間 1-7-18	○	○	○	○(15.0)		○
22	東逗子会館	32	沼間 2-1-1	○		○			
23	沼間小学校区コミュニ ティセンター	220	沼間 3-16-32	○	○	○			○
24	アーデンヒル自治会館	41	沼間 3-21-1		○	○			
25	沼間中学校	1,530	沼間 3-21-2	○	○	○			○
26	グリーンヒル自治会館	43	沼間 5-17-1		○	○			

※図書館の津波避難想定収容人数は文化プラザホールとの合計数

▲：逗子市土砂災害等ハザードマップ（平成 30 年 3 月発行）において、洪水時浸水想定区域及び内水による浸水想定区域に所在する施設であり、洪水時等には上層階への避難が必要

8 避難対策

No	施設・場所名	想定 収容 人数	所在地	災害の種類					指定避 難所を 兼ねる
				洪水	土砂 災害	地震	津波(標高)	大規模 な火事	
27	興人東逗子自治会館	12	沼間 6-7-1			○			
28	山の根親交会館	25	山の根 3-13-15			○			
29	久木小学校	1,620	久木 2-1-1	○	○	○	△(6.2)		○
30	聖和学院	340	久木 2-2-1				△(6.5)		
31	かんクリニック リウマチ・整形外科	141	久木 4-2-9				△(4.5)		
32	久木会館	40	久木 2-1-1	○	○	○			
33	久木中学校	1,220	久木 7-2-1	○	○	○	○(7.7)		○
34	ハイランド自治会館	64	久木 8-8-90			○			
35	亀が岡自治会館	27	小坪 1-30-1		○	○			
36	小坪小学校	1,180	小坪 3-6-1	○	○	○	△(11.8)		○
37	小坪会館	36	小坪 5-21-4	○	○	○			
38	小坪小学校区コミュニ ティセンター	190	小坪 5-21-17	○	○	○			○
39	小坪東谷戸会館	32	小坪 6-7-11	○	○	○			
40	小坪大谷戸会館	66	新宿 4-15-26			○	○(18.1)		
41	南ヶ丘自治会館	16	小坪 7-11-15			○			
42	社会福祉法人 湘南の風もやい	450 (津波時)	小坪 5-22-10				△(3.8)		○ (福祉)
43	逗子マリーナ 3号棟	900	小坪 5-23-3				△(4.0)		
44	逗子マリーナ 4号棟	1,300	小坪 5-23-4				△(3.3)		
45	逗子マリーナ 5号棟	1,300	小坪 5-23-5				△(3.3)		
46	逗子マリーナ 8号棟	2,600	小坪 5-23-8				△(2.8)		
47	逗子市立体育館	410	池子 1-11-1	△	○	○	△(4.9)		
48	逗子中学校	1,480	池子 4-755	○	○	○			○
49	県立逗子高等学校	1,110	池子 4-1025	○	○	○			○
50	池子小学校	1,000	池子 3-9-1	○	○	○			○
51	池子会館	50	池子 2-10-10	○	○	○			
52	高齢者センター	200	池子 4-1012	○	○	○			○
53	保健センター	1,088	池子字棧敷戸 1892-6				○(6.4)		

△：逗子市津波ハザードマップ（平成 28 年 3 月発行）において、津波浸水予測地域に所在する施設であり、津波時には上層階への避難が必要

8 避難対策

2 指定緊急避難場所一覧表（土地）

No	施設・場所名	所在地	災害の種類				
			洪水	土砂 災害	地震	津波 (標高)	大規模 な火事
1	県企業庁逗子配水池付近一帯	桜山 8 丁目					○
2	オ戸児童公園	桜山 6-1289				○(16.2)	
3	オ戸子供広場	桜山 6-1352				○(24.8)	
4	蘆花記念公園	桜山 8-2151 ｲ-1				○(11.5)	
5	アーデンヒルつどいの広場及び 沼間中学校グラウンド一帯	沼間 3 丁目					○
6	エルデ公園	沼間 2-1519-21				○(25.6)	
7	なごみの丘公園	桜山 5-533-3				○(30.2)	
8	桜山上公園	桜山 5-327				○(53.0)	
9	みどりヶ丘公園	桜山 5-375-15				○(29.3)	
10	聖和学院第2グラウンド	久木 1-508-3 ほか				○(33.2)	
11	久木中・久木小学校共同運動場 及び付近一帯	久木 2 丁目					○
12	ファミリー逗子公園	山の根 1-435-13				○(18.6)	
13	山の根松本公園	山の根 3-92-2				○(13.2)	
14	松本谷戸公園	山の根 3-159-39				○(11.7)	
15	なかよし公園	久木 5-1620-26				○(23.3)	
16	けやきの広場	新宿 4-1537-7				○(30.3)	
17	一の沢公園	小坪 1-1541-5				○(21.8)	
18	披露山児童公園	小坪 3-658-1				○(46.6)	
19	大谷戸公園	小坪 3-960-13				○(14.7)	
20	披露山公園及び付近一帯 (個人宅・私有地を除く)	小坪 3 丁目 新宿 5 丁目					○
21	披露山公園	新宿 5-1851				○(68.9)	
22	たきが谷公園	小坪 2-1048-34				○(34.6)	
23	大崎公園	小坪 4-739				○(76.7)	
24	イリオス公園	小坪 6-140-8				○(26.3)	
25	第一運動公園一帯	池子 1 丁目					○
26	逗子中、逗子高校校庭及び付近 一帯	池子 4 丁目					○
27	アザリエ展望公園	池子 2-332-4				○(35.9)	
28	アザリエ坂道公園	池子 2-338-66				○(14.5)	

8 避難対策

No	施設・場所名	所在地	災害の種類				
			洪水	土砂災害	地震	津波 (標高)	大規模な火事
29	廻り倉児童公園	池子 2-350				○(11.1)	
30	アザリエ望洋公園	池子 2-283-536				○(39.6)	

3 広域避難場所（指定緊急避難場所（大規模な火事））

地震発生に伴い火災が発生し、延焼拡大のおそれがあり、輻射熱や煙から身体の安全を確保するための指定緊急避難場所

No.	名称	所在地	空地面積 (㎡)	想定最大 収容人員 (人)	想定避難地区
1	県企業庁逗子配水池付近一帯	桜山 8 丁目	2,400	約 1,900	桜山 8・9 丁目
5	アーデンヒルつどいの広場 及び沼間中学校グラウンド一帯	沼間 3 丁目	19,609	約 6,000	沼間 1・3・5・6 丁目
11	久木中・小学校共同運動場 及び付近一帯	久木 2 丁目	27,700	約 10,200	久木全域
20	披露山公園及び付近一帯 (個人宅・私有地を除く)	小坪 3 丁目 新宿 5 丁目	237,700	約 12,900	小坪・新宿全域
25	第一運動公園一帯	池子 1 丁目	55,576	約 19,100	逗子全域・桜山 1～7 丁目・山の根全域
26	逗子中、逗子高校校庭及び 付近一帯	池子 4 丁目	737,000	約 9,600	沼間 2・4 丁目 池子全域

No.は「2 指定緊急避難場所一覧表（土地）」の番号

8 避難対策

8-3 指定避難所一覧表

No	区分	名称	所在地	収容可能 人数	階 数	備 考
1	市立小・中学校	逗子小学校	逗子 4-2-45	1,880	地上3階	屋上あり △ ▲
2		沼間小学校	沼間 1-7-18	1,260	地上4階	屋上あり
3		久木小学校	久木 2-1-1	1,620	地上3階	屋上あり △
4		小坪小学校	小坪 3-6-1	1,180	地上3階	屋上あり △
5		池子小学校	池子 3-9-1	1,000	地上3階	屋上あり
6		沼間中学校	沼間 3-21-2	1,530	地上4階	屋上あり
7		久木中学校	久木 7-2-1	1,220	地上4階	屋上あり
8		逗子中学校	池子 4-755	1,480	地上4階	屋上あり
9	市公共施設	文化プラザホール	逗子 4-2-10	585	地上5階・地下1階	△ ▲
10		市民交流センター	逗子 4-2-11	353	地上3階・地下1階	△ ▲
11		福祉会館	桜山 5-32-1	187	地上2階	屋上あり
12		沼間小学校区 コミュニティセンター	沼間 3-16-32	220	地上2階	
13		小坪小学校区 コミュニティセンター	小坪 5-21-17	190	地上2階	△
14		高齢者センター	池子 4-1012	200	地上2階	屋上あり
15	市公共施設以外	県立逗葉高等学校	桜山 5-24-1	2,149	地上4階	屋上あり
16		県立逗子高等学校	池子 4-1025	1,110	地上4階	屋上あり
17		逗子開成中学校・ 高等学校	新宿 2-5-1	2,000	地上3階・地下1階	屋上あり △
18		聖マリア小学校	逗子 6-8-47	214	地上3階	屋上あり △ ▲
合 計				18,373		

△：逗子市津波ハザードマップ（平成28年3月発行）において、津波浸水予測地域に所在する施設であり、津波時には上層階への避難が必要

▲：逗子市土砂災害等ハザードマップ（平成30年3月発行）において、洪水時浸水想定区域または内水による浸水想定区域に所在する施設であり上層階への避難が必要

8 避難対策

8-4 地区防災拠点一覧表

拠 点	場 所	所在地	担当地区	備 考
逗子小学校地区 防災拠点	逗子小学校	逗子 4-2-45	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逗子 ・ 桜山 1 丁目、桜山 2 丁目 ・ 桜山 6 丁目～桜山 9 丁目 ・ 新宿 	・ 医療救護所設置
沼間小学校地区 防災拠点	沼間小学校	沼間 1-7-18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沼間 ・ 桜山 3 丁目～桜山 5 丁目 	・ 医療救護所設置
久木小学校地区 防災拠点	久木小学校	久木 2-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山の根 ・ 久木 	
小坪小学校地区 防災拠点	小坪小学校	小坪 3-6-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小坪 	・ 医療救護所設置
池子小学校地区 防災拠点	池子小学校	池子 3-9-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 池子 	

8 避難対策

8-5 福祉避難所…………… 障がい福祉課・療育教育総合センター

1 福祉避難所指定状況

No.	施設名称	所在地	収容可能人数
1	療育教育総合センター	桜山 5-20-29	21 人
2	介護老人福祉施設 逗子杜の郷	沼間 1-23-1	30 人
3	社会福祉法人 湘南の風 えいむ	沼間 5-4-5	50 人
4	介護老人福祉施設 逗子清寿苑	久木 8-1290-1	30 人
5	社会福祉法人 湘南の風 もやい	小坪 5-22-10	60 人
6	介護老人福祉施設 逗子ホームせせらぎ	池子 3-789	30 人
7	有料老人ホーム チャームスイート東逗子	沼間 2-9-5	60 人

2 福祉避難所の整備

市は、福祉避難所の整備に向け、指定避難所(小・中学校、公民館等)、老人福祉施設(デイサービスセンター、小規模多機能施設等)、指定障害福祉サービス事業所等の施設、保健センター、宿泊施設等利用可能な施設の洗い出しを行い、次の点に留意しつつ新たな福祉避難所の指定に努める。

(1) 福祉避難所として利用可能な施設としては、社会福祉施設等のように現況において要援護者の入所が可能な施設のほか、一般の指定避難所のように、現況では福祉避難所としての機能を有していない場合であっても、機能を整備することを前提に利用可能な場合を含む。

(2) 社会福祉施設のうち、入所施設については、物資・器材、人材が整っているため、災害時において福祉避難所として機能することが可能と思われるが、福祉避難所として要援護者を受け入れることによって、本来の入所者の処遇に何らかの支障を来たす可能性もある。

デイサービスセンター等の通所施設についても、災害時において福祉避難所として機能することが可能と思われるが、時間経過に伴って復旧・復興が進むと、本来の機能に戻さなければならず、避難が長期化するような場合には、当該施設本来の機能に何らかの支障を来たす可能性もある。

小・中学校や公民館等の場合は、器材の準備や人材の確保などで立ち上げに時間がかかってしまうという短所がある。

また、宿泊施設の場合についても、宿泊機能は既に確保されているものの、福祉サービスを提供する人材の確保・派遣に何らかの支障を来たす可能性もある。このため、福祉避難所として利用可能な施設を把握する際には、それぞれの施設を福祉避難所として利用する場合のメリット・デメリット、留意点等についても調査し、整理しておく必要がある。

(3) 平常時に福祉避難所の指定に至らない場合であっても、災害時において緊急的に受入を要請する可能性があることから、指定状況にかかわらず利用可能な施設の情報についてはデータベースとして整備しておく必要がある。

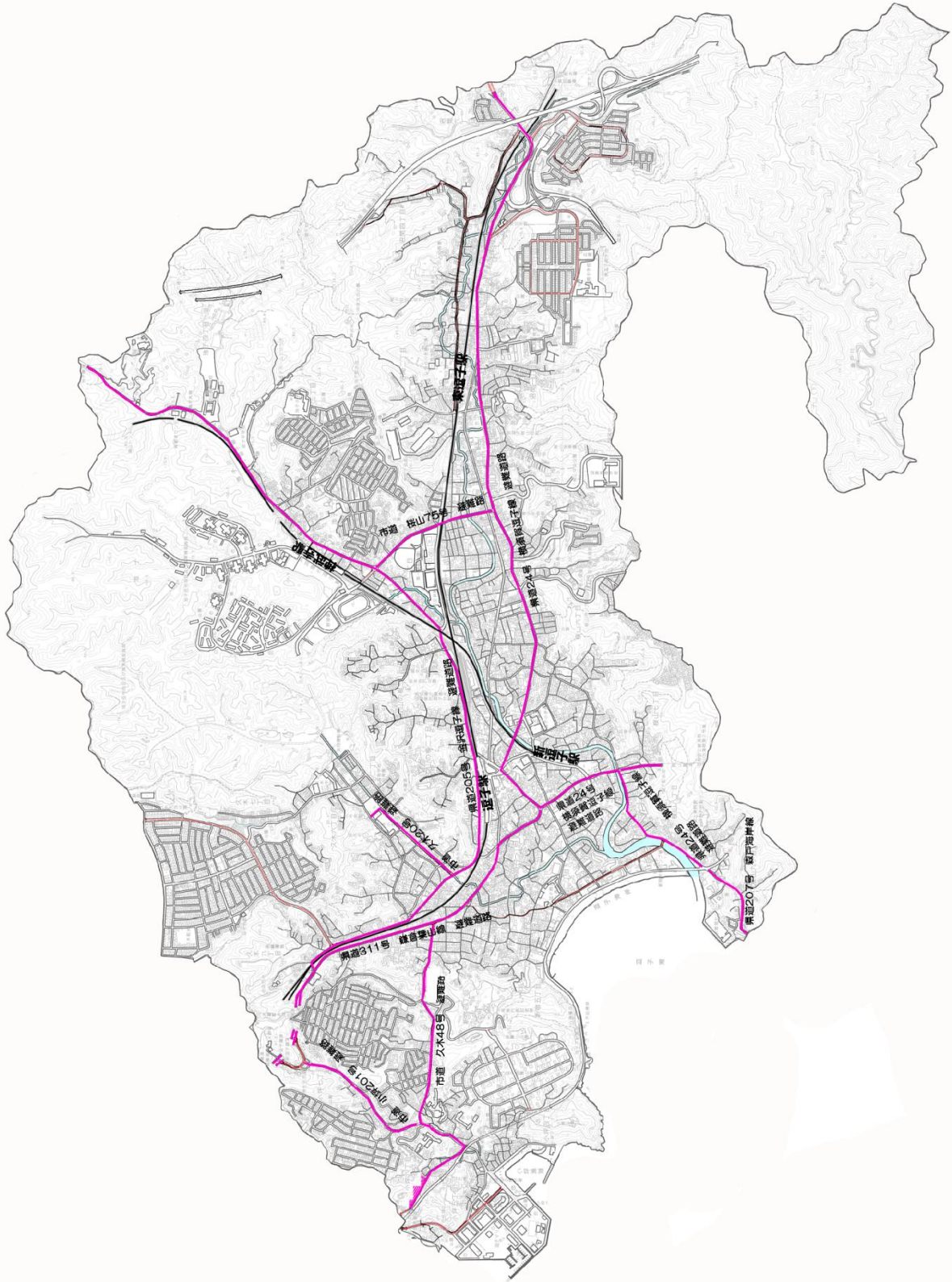
8 避難対策

8-6 避難道路…………… 都市整備課

No.	路 線 名	経 路
1	県道 311 号鎌倉葉山線	桜山トンネルー池田通りー久木新道ー鎌倉
2	県道 24 号横須賀逗子線	沼間トンネルー沼間交番ー逗子市消防署ー J R 逗子駅前ー銀座通りー田越橋ー富士見橋ー渚橋
3	県道 205 号金沢逗子線	池子トンネルー池子橋ー J R 逗子駅裏ー法性寺入口
4	県道 207 号森戸海岸線	渚橋ー桜山切通しー葉山
5	市道 小坪 201 号	名越湘南生花市場ー湘南電機商会
6	市道 桜山 75 号	逗子警察署入口ー池子十字路
7	市道 久木 48 号	小坪入口ー披露山入口ー須賀神社ー小坪トンネル
8	市道 久木 20 号	風早橋ー久木小学校

8 避難対策

避難道路図



8 避難対策

8-7 避難勧告及び指示発令の判断基準…………… 防災安全課

1 避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令区分は、以下のとおりとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況

(2) 避難勧告

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況

(3) 避難指示（緊急）

- ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険度が非常に高いと判断された状況
- ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
- ・ 人的被害の発生した状況

2 避難勧告等の判断基準

(1) 避難準備情報の発令

避難準備情報は、住民が自主的にかつ早期に身の安全を確保する行動をとることを呼びかけるものであることから、時間帯や気象状況等を考慮し、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難準備・高齢者等避難開始 発令基準	1 土砂災害警戒情報が逗子市に発表された場合
	2 大雨警報が発表され、かつ、1時間雨量 50mm 以上の降雨が観測された場合
	3 台風等の上陸接近が予想される場合
	4 気象庁（横浜地方気象台）が津波注意報を発表した場合で、市域に津波による浸水が予測される場合
	5 地震災害により人的被害の発生する可能性が高まった場合
	6 その他今後の気象状況等により、災害発生のおそれがある場合

8 避難対策

(2) 避難勧告等の判断基準

【河川洪水】

ア 対象河川

田越川

イ 避難すべき区域

河川浸水想定区域図により、浸水が想定されている範囲内、ただし、浸水想定区域を超えて洪水による浸水が発生した場合やその他の河川で洪水による浸水が発生した場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

※ 逗子市土砂災害等ハザードマップを参照

ウ 発令基準

次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難勧告 発令基準	1 避難判断水位に到達した場合 2 1時間雨量が60mmを超え、かつ、2時間降雨予測が120mmを超える場合 3 内水はん濫により、30cm以上の浸水が発生し、気象状況等により浸水深が継続又は増加することが見込まれる場合 4 その後の潮位や気象状況により、河川洪水のおそれが明確にある場合
避難指示 (緊急) 発令基準	1 はん濫危険水位に到達し、その後の潮汐や気象状況により河川洪水の危険性が非常に高い場合 2 河川洪水が発生した場合

《避難基準の目安》

(単位：m)

河 川	観測所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断水位 (避難準備・高齢 者等避難開始)	汎濫危険水位 (避難勧告又は避 難指示(緊急))
田越川	堰 橋	1.70	2.20	2.55	2.70

【土砂災害】

ア 避難すべき区域

土砂災害警戒区域等ごとに、必要に応じて、避難すべき区域を判断するものとする。

イ 発令基準

次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難勧告 発令基準	土砂災害警戒情報が逗子市に発表され、かつ、次のどちらかの条件があてはまる場合

8 避難対策

	1 土砂災害危険箇所の巡視において、前兆現象（斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生）が確認された場合 2 同区域内で、住民から小規模のがけ崩れの通報が複数あった場合
避難指示 発令基準	1 近隣で土砂災害による人的被害又は住家の半壊以上の被害が発生した場合 2 近隣で土砂移動現象、切迫度の高い前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等）が確認された場合

《土砂災害の前兆現象》

事 象	予 兆 現 象
急傾斜地の崩壊	1 崖からの湧水が濁る 2 崖に亀裂が入る 3 小石が転がり落ちる
地 す べ り	1 地面にひび割れができる 2 沢や井戸の水が濁る 3 斜面から水が噴出する
土 石 流	1 地鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる 2 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる 3 川の水が濁る、流木が混ざりはじめる

【内水はん濫】

ア 避難すべき区域

内水はん濫に係る浸水想定区域のうち、浸水深が 50 cm を超えると予想されている範囲内とする。ただし、浸水想定区域を超えて浸水が発生した場合やその他の地域で浸水が発生した場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

※逗子市土砂災害等ハザードマップを参照

イ 発令基準

次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難勧告 発令基準	1 1 時間雨量が 60 mm を超え、かつ、2 時間降雨予測が 120 mm を超える場合 2 30 cm 以上の浸水が発生し、気象状況等により浸水深が継続又は増加することが見込まれる場合 3 その後の潮位、河川水位や気象状況により 50 cm 以上の浸水が発生することが見込まれる場合
避難指示 （緊急） 発令基準	家屋の床上浸水が発生し、浸水による人的被害の危険性が非常に高い場合

8 避難対策

【高潮災害】

ア 避難すべき区域

海岸に係る重要水防区域及び津波浸水想定区域（河道周辺に係る区域を除く。）の範囲内を対象とするほか、過去に高潮による越波や浸水が発生した地域については、そのときの風向・風速や潮位により個別に判断する。

イ 発令基準

次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難勧告 発令基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 高潮警報が発表された場合 2 海岸に係る水防警報が発表された場合 3 風向・風速などから、越波・越流の危険性が非常に高いと判断される場合
避難指示 発令基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 高潮により人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される場合 2 海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがある場合 3 異常な越波・越流が発生する場合

【津波災害】

ア 避難すべき区域

神奈川県が示した津波浸水予測図に基づく津波浸水想定区域の範囲内を対象とするほか、気象庁が発表する津波の高さに応じ、総合的に判断する。

イ 発令基準

次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難指示 (緊急) 発令基準	<p>気象庁（横浜地方気象台）が津波警報（津波・大津波）を発表した場合。ただし、津波情報により、津波の到達時間や予想される津波の高さが発表された場合には、津波による浸水が予測される区域に対して行うものとする。</p> <p>避難勧告の発令基準に該当し、危険な状況がより切迫している場合</p>

ウ その他

津波からの避難は、緊急を要するため、近海で地震が発生した場合には、津波警報等が発表される前であっても、海面状態を監視し、異常を発見したときは、市民等に海浜等から避難するよう勧告又は指示をする。

また、気象庁等から津波警報を受信又は津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに沿岸地域等の市民に対し、避難勧告又は避難指示を行うとともに、その周知徹底を図るため、広報等必要な措置をとるものとする。

8 避難対策

8-8 緊急放送内容…………… 防災安全課

1 地震

放送事項	サイレン等	放送内容	放送地域	摘要
震度 4	チャイム音	<p>こちらは、ぼうさいずしです。</p> <p>ただいま、震度 4 の地震が発生しました。</p> <p>火の始末をしてください。</p> <p>テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。</p> <p>※ 津波のおそれがありますので、海岸付近にいる方は注意してください。</p> <p>【以上繰り返し】</p>	市内全域	
地震情報伝達後津波の心配がない場合	チャイム音	<p>こちらは、ぼうさいずしです。</p> <p>先ほどの地震による津波の心配はなくなりました。</p> <p>【以上繰り返し】</p>	市内全域	
東海地震注意情報	チャイム音	<p>こちらは、ぼうさいずしです。</p> <p>ただいま、東海地震注意情報が発表されました。</p> <p>テレビ・ラジオの情報に注意してください。</p> <p>【以上繰り返し】</p>	市内全域	
東海地震予知情報	サイレン 45 秒 15 秒休止 (2 回繰り返し)	<p>ただいま、東海地震警戒宣言が発表されました。</p> <p>テレビ・ラジオの情報に注意ください。</p> <p>【以上繰り返し】</p>	市内全域	自動起動
東海地震注意情報（予知情報）解除	チャイム音	<p>こちらは、ぼうさいずしです。</p> <p>ただいま、東海地震注意情報（東海地震警戒宣言）が解除されました。</p> <p>東海地震発生の危険性がないと判断されました。</p> <p>なお、詳しい情報は、テレビ・ラジオなどで確認してください。</p> <p>【以上繰り返し】</p>	市内全域	
推定震度 5 弱以上（5 強、6 弱、6 強、7）	チャイム音	<p>チャイム音</p> <p>大地震です。大地震です。</p> <p>こちらは、ぼうさいずしです。</p> <p>【以上繰り返し】</p>	市内全域	自動起動

8 避難対策

2 津波

放送事項	サイレン等	放送内容	放送地域	摘要
津波注意報	チャイム音	ただいま、津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は、津波に十分ご注意ください。 【以上繰り返し】	海岸付近	自動起動
津波注意報解除	チャイム音	こちらは、ぼうさいずしです。 ただいま、津波注意報が解除されました。 【以上繰り返し】	海岸付近	
津波警報	サイレン5秒 6秒休止 (3回繰り返し)	津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。 【以上繰り返し】	市内全域	自動起動
大津波警報	サイレン3秒 2秒休止 (3回繰り返し)	大津波警報が発表されました。 海岸付近の方は高台に避難してください。 【以上繰り返し】	市内全域	自動起動
警報解除	サイレン10秒 3秒休止 サイレン1分	ただいま、津波(大津波)警報は解除されました。 【以上繰り返し】	市内全域	
避難勧告 (津波警報)	サイレン	当地域に、津波警報が発表されました。 避難を勧告します。 直ちに、高台や避難ビルなどに、避難してください。 【以上繰り返し】	市内全域	
避難指示 (大津波警報) ※時間的余裕がある場合	サイレン	当地域に、大津波警報が発表されました。 沿岸部、川沿いにいる方は大変危険です。 避難を指示します。 直ちに、高台や避難ビルなどに、避難してください。 【以上繰り返し】	市内全域	
避難指示 (大津波警報) ※時間的余裕がない場合	サイレン	大津波警報、大津波警報 大至急、高台や避難ビルに避難せよ。 ※・〇〇沖合で津波発生 ・〇〇時〇〇分、〇〇沿岸で津波を観測 ・津波が〇〇まで到達 【以上繰り返し】	市内全域	
津波が観測された場合	サイレン	津波です。津波です。 海岸や河口にいる人は、直ちに、高台に避難してください。 津波は、繰り返し襲ってきます。安全が確認されるまで、 避難しててください。 【以上繰り返し】	市内全域	
海面の異常現象 発見	サイレン	ただ今、海面に異常を発見しました。 津波のおそれがあります。 海岸付近では、高い所に避難してください。	市内全域	

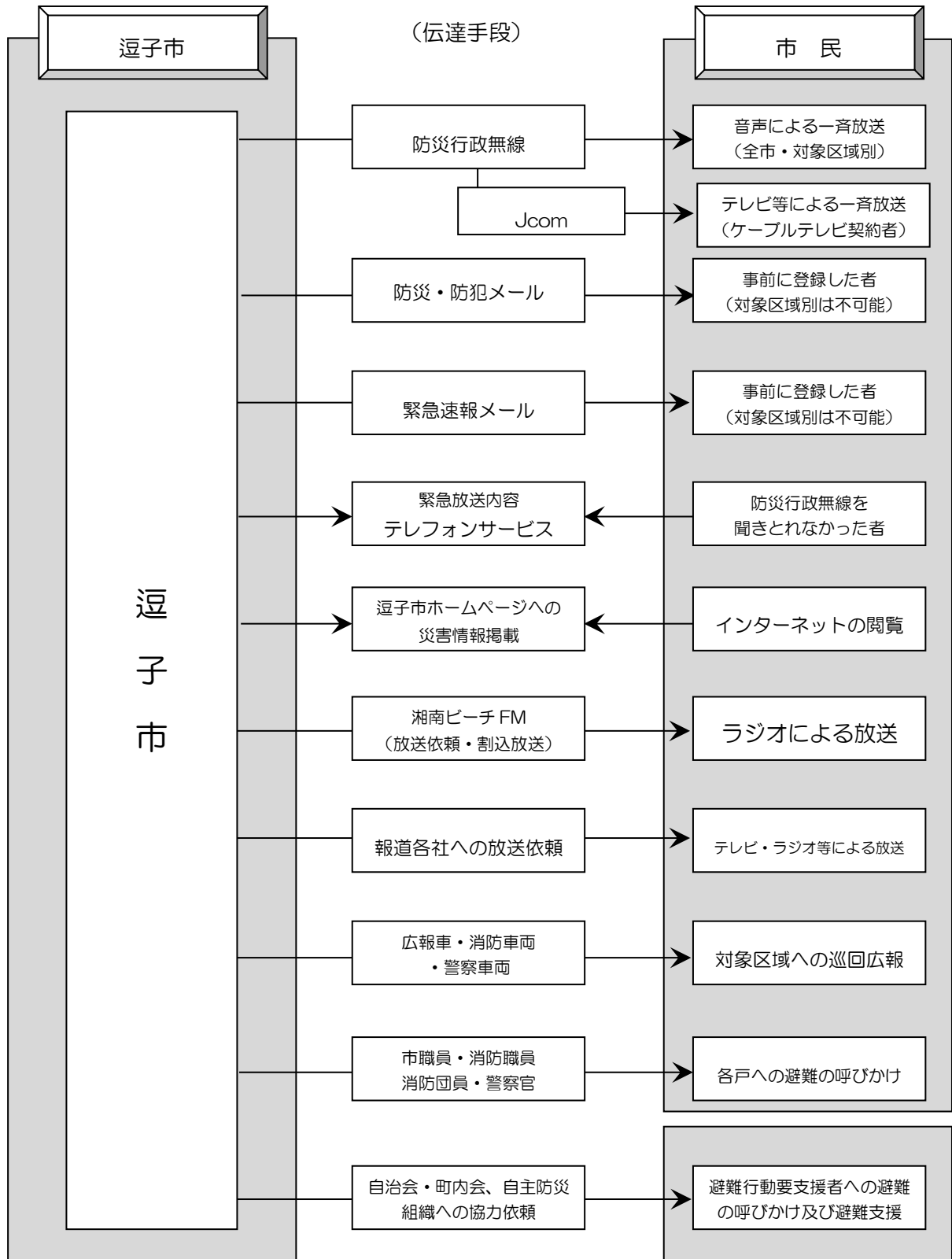
8 避難対策

3 風水害

放送事項	サイレン等	放送内容	放送地域
大雨（洪水、大雪、暴風、暴風雪、高潮）警報	チャイム音	こちらは、ぼうさいずしです。 ただいま、大雨（洪水、大雪、暴風、暴風雪、高潮）警報が発表されました。 今後の気象情報に注意してください。 【以上繰り返す】	市内全域
大雨（洪水、大雪、暴風、暴風雪、高潮）警報解除	チャイム音	こちらは、ぼうさいずしです。 大雨（洪水、大雪、暴風、暴風雪、高潮）警報は解除されました。 【以上繰り返す】	市内全域
避難準備・高齢者等避難開始発令	チャイム音	<上りチャイム> こちらは、ぼうさいずしです。 ただいま、〇〇地区に対して警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 昨夜からの大雨により、〇〇川の水位が危険水位に達するおそれがあります。 お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに避難してください。 その他の方も避難の準備を始めてください。 また、テレビ・ラジオなどの今後の情報に注意してください。 【以上繰り返す】 こちらは、ぼうさいずしです。 <下りチャイム>	対象地域
避難勧告発令	チャイム音	<上りチャイム> こちらは、ぼうさいずしです。 ただいま、〇〇地区に対して警戒レベル4避難勧告を発令しました。 昨夜からの大雨により、〇〇川が氾濫するおそれがあります。 直ちに〇〇小学校、〇〇会館へ避難してください。 【以上繰り返す】 こちらは、ぼうさいずしです。 <下りチャイム>	対象地域
避難指示（緊急）発令	チャイム音	<上りチャイム> こちらは、ぼうさいずしです。 〇〇地区の〇〇川が氾濫の恐れがあり、大変危険な状況です。 警戒レベル4直ちに避難を指示します。 直ちに〇〇小学校、〇〇会館へ避難してください。 【以上繰り返す】 こちらは、ぼうさいずしです。 <下りチャイム>	対象地域
災害発生情報	チャイム音	<上りチャイム> 緊急放送、緊急放送、災害発生、〇〇川が氾濫、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 警戒レベル5災害発生情報を発令しました。大変危険な状況です。 命を守る最善の行動をとってください。 【以上繰り返す】 こちらは、ぼうさいずしです。 <下りチャイム>	対象地域

8 避難対策

8-9 避難情報の伝達方法…………… 防災安全課



8 避難対策

8-10 津波警報(津波・大津波)発表時の避難誘導対策について…………… 防災安全課

津波警報(津波・大津波)発表時の避難誘導対策について

1 避難対象区域

神奈川県地震被害想定調査報告書(H27.3)による浸水予測地域を避難対象区域とする。

- (1) 逗子 1～7丁目(3,316世帯、6,932名)
- (2) 桜山 1～4丁目、6～9丁目(4,296世帯、9283名)
- (3) 池子 1～2丁目(1,937世帯、4,124名)
- (4) 山の根 1～3丁目(1,372世帯、2,908名)
- (5) 久木 1～6丁目(2,357世帯、5,347名)
- (6) 小坪 2～6丁目(2,337世帯、4,541名)
- (7) 新宿 1～5丁目(2,050世帯、4,498名)

※ 世帯数及び人数は令和2年10月末現在の住民基本台帳の情報によるもの

2 津波警報発表時の対策

- (1) 津波警報・注意報を受信した場合は、防災行政無線、緊急速報メール、湘南ビーチFMの割込み放送、防災・防犯メール等により迅速に住民への情報伝達を行う。
- (2) 避難勧告を発令した場合は、「避難対象区域」に対して、消防車及び広報車等による避難の呼び掛けを行うとともに、避難誘導及び情報収集(避難状況、潮位変動など)を行う。
- (3) 各指定緊急避難場所(津波)などの開設依頼により、避難場所の情報提供を行う。

3 その他

津波注意報発表時は、発令された津波予報区及び津波ハザードマップ等に基づき、海岸付近にいる方への注意喚起を実施する。

8 避難対策

8-11 大雨・洪水警報発表時の避難誘導対策について…………… 防災安全課

大雨・洪水警報発表時の避難誘導対策について

1 避難対象区域

神奈川県が作成した「田越川浸水想定区域」及び逗子市が作成した「内水浸水想定区域」を避難対象区域とする。

- (1) 逗子 2～7丁目 (2,938世帯、6,218名)
- (2) 桜山 1～4丁目、6～8丁目 (4,039世帯、8,768名)
- (3) 池子 1丁目 (299世帯、664名)
- (4) 山の根 2・3丁目 (1,013世帯、2,152名)
- (5) 久木 1丁目、3・4丁目 (1,408世帯、3,094名)
- (6) 新宿 1～3丁目 (1,593世帯、3,429名)

※ 世帯数及び人数は令和2年10月末現在の住民基本台帳の情報によるもの

2 大雨・洪水警報発令時の対策

- (1) 大雨・洪水警報を受理した場合は、防災行政無線、湘南ビーチFMの割込み放送、防災・防犯メール等により迅速に住民への情報伝達を行う。
- (2) 避難勧告を発令した場合は、「避難対象区域」に対して、消防車及び広報車等による避難の呼び掛けを行うとともに、避難誘導及び情報収集（避難状況、潮位変動など）を行う。
- (3) 各避難所に対する避難所の開設依頼により、避難場所の情報提供を行う。

3 その他

大雨・洪水警報発表時は、逗子市土砂災害等ハザードマップ等に基づき、浸水想定区域内にいる方への注意喚起を実施する。

9 被害調査

9-1 被害の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 県災害対策課

災害報告取扱要領（抜粋）

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたまりにより一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

9 被害調査

- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、ろう学校、郎学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うも

9 被害調査

のとする。

(19)「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4)「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

9 被害調査

9-2 神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運用手順…………… 県危機管理対策課

1 神奈川県災害情報管理システム運営要綱

神奈川県災害情報管理システム運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に基づく災害時の応急活動を円滑に実施するたすこ整備した、神奈川県災害情報管理システム（以下「システム」という。）の運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災関係機関 災害対策基本法第2条第1項第4号、第5号及び第6号に定められた指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに、その他の公益的事業を営む者をいう。
- (2) システム利用機関 システムを利用する県機関、市町村、防災関係機関をいう。
- (3) システム管理者 神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理対策課長をいう。

(利用できる情報)

第3条 システムにより利用できる情報は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害情報 システム利用機関が第4条の規定に基づき報告する被害、被害復旧、応援要請、応急措置及び災害対応方針等の情報
- (2) 防災基礎情報 災害時における応急対策の実施ために必要となる公共施設等の基礎的な情報
- (3) 文書情報 応急措置に関するマニュアル等の資料情報
- (4) 関連システム情報 他のシステムからオンライン結合により提供される雨量水位等の情報

(報告の依頼)

第4条 神奈川県くらし安全防災局（神奈川県災害対策本部統制部を含む。以下「県くらし安全防災局」という。）は、被害の発生又は被害の発生の可能性があると判断したときは、システム利用機関に対して県防災行政通信網のファクシミリ等によりシステムを利用した情報収集開始の通知及び第5条に基づく報告を依頼する。

(システム利用機関が行う報告)

第5条 市町村または消防本部は、前条の規定による報告の依頼を受けたときは、当該所管区域に係る被害、被害復旧、応援要請、応急措置等の情報を収集し、システムにより報告する。また、あわせて派遣された広域応援部隊等の状況及び災害対応の方針等もシステムへの入力により報告する。

- 2 市町村及び消防本部以外のシステム利用機関は、前条の規定による報告の依頼を受けたときは、県地域防災計画その他災害対策基本法の規定により各機関が定める防災計画に基づき、所管業務に関する被害、被害復旧、応援要請、応急措置及び災害対応方針等の情報をシステムに入力することにより報告する。
- 3 前2項の規定に基づく報告内容の詳細は、別に定める。
- 4 第1項、第2項及び第3項の規定に関わらず、システムによる報告が困難な場合にあっては、ファクシミリや電話等による県くらし安全防災局または地域県政総合センター（県現地災害対策本部

9 被害調査

を含む。以下「地域県政総合センター」という。)への報告をもって、システムによる報告に代えることができる。

5 前項の規定により、報告を受けた県くらし安全防災局または地域県政総合センターは、システム利用機関に代わってデータの入力を行う。

(報告内容の確認)

第6条 県くらし安全防災局は、システムにより報告された被害情報等を確認し、訂正等の必要がある場合は、当該システム利用機関に対して入力された情報の訂正等を求める。

(災害の終結)

第7条 システム利用機関は、第5条に基づく報告内容を終結する場合は、最終報告を行う。

2 最終報告後にシステム利用機関が報告内容の追加又は訂正を行う場合は、県くらし安全防災局に終結の解除を依頼し、終結が解除された後に、改めて最終報告を行う。

3 県くらし安全防災局は、すべてのシステム利用機関からの最終報告があった場合は、災害の終結を行う。

(利用機関 ID 及びパスワードの設定)

第8条 システム管理者は、システムの適正な利用を図るため、利用機関 ID 及びパスワードを設定し、システム利用機関に通知する。

2 システム管理者が特に必要と認めた場合は、パスワードを変更し通知する。

(利用者の遵守事項)

第9条 システムを利用する者は、システムの利用により知り得た情報を防災に関する業務以外の目的で利用又は提供しない。

2 利用機関 ID 及びパスワードは、各機関が適切に保管し、管理する。

3 通信等に障害等が発生した場合は、遅滞なくシステム管理者に報告する。

(研修の実施)

第10条 システム管理者は、システムを利用する者が、システムを活用した防災業務を円滑に実施できるよう、利用マニュアル等の整備に努めるとともに、定期的な研修を実施する。

(調整)

第11条 システム管理者は、システムの円滑な利用が図られるよう、県機関、市町村及び防災関係機関との間で、必要な連絡調整を行う。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、システムの運営に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 神奈川県防災情報ネットワークシステム運営要綱(平成7年4月1日施行)は、廃止する。

3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

9 被害調査

2 神奈川県災害情報管理システムの運用手順

神奈川県災害情報管理システムの運用手順

平成 20 年 4 月 1 日施行

平成 21 年 9 月 11 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

1 趣旨

この運用手順は、神奈川県災害情報管理システム（以下「システム」という。）を利用して災害報
収、集報告を行うときに必要な手順を示すものである。

2 運用時間

システムは、保守点検等による停止を除いて常時運用とし、システム利用機関は、いつでもシ
ステムを利用することができる。

3 システムを利用して情報を収集する事象

県くらし安全防災局（県災害対策本部統制部等を含む。以下同様）は、次の事象が発生したとき
にシステムを利用して情報を収集する。

- (1) 県内で震度 5 弱以上の地震を観測したとき
- (2) 津波予報区の「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に大津波警報、津波警報又は津波注意報
が発表されたとき
- (3) 県内に大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪又は高潮警報のいずれかが発表されたとき
- (4) 県内に大雨、暴風、大雪、暴風雪又は高潮特別警報のいずれかが発表されたとき
- (5) 県内に地震災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- (6) その他、県くらし安全防災局が必要と認めるとき（大規模林野火災、大規模事故など）

4 情報収集の開始

県くらし安全防災局は、3 に掲げる事象が発生したときは、直ちに災害名を命名し、システムに登
録する。また、報告を求めるシステム利用機関に対して県防災行政通信網のファクシミリ等により
情報収集の開始及び報告依頼を通知する。

情報収集の開始及び報告依頼を通知されたシステム利用機関は、速やかにシステムにログイン
し、県くらし安全防災局が登録した災害名を選択の上、災害関連情報の報告を開始する。

【関連】 第 1 号様式 神奈川県災害情報管理システムによる情報収集開始通知

5 消防庁第 4 号様式の報告依頼

県くらし安全防災局は、報告を求めるシステム利用機関に対して、指定する時点（以下、「指定時点」
という。）の情報報告を依頼することができる。

【関連】 第 2 号様式 被害情報の報告依頼

6 報告内容

報告を行う機関は、システムの各機能を利用し、次のとおり情報の入力を行う。

- (1) 被害件数報告

9 被害調査

市町村は、県くらし安全防災局の依頼に応じて、指定時点の被害件数等について、「消防庁報告様式4-2」機能を利用し、報告する。

なお、被害件数情報を報告する際の認定基準は、「災害報告取扱要領（昭和45年4月消防防第246-号消防庁長官通知）」の「第2 記入要領」によるものとする。

(2) 県・市町村本部設置状況

県くらし安全防災局、地域県政総合センター（県現地災害対策本部等を含む）及び市町村は、災害等の対応のために特別な配備体制をとったときは、「収集」メニューの「本部設置」機能を利用し、その体制を入力する。

(3) クロノロジー対象情報

ア システム利用機関は、所管する業務に係る災害関連情報が判明次第、速やかに、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用し、報告する。

イ クロノロジーへの入力は、報告が可能な情報から、順次入力していく。

ウ 入力に当たっては、情報の内容が判明しやすい件名を入力し、その内容に応じて、重要度及び区分を選択する。なお、報告内容が人的被害に係るときには、区分は必ず「人的被害」を選択する。

エ 報告内容は、原則として情報内容欄に入力する。一度クロノロジーに登録した情報について、時間の経過により新たに把握した情報、判明した状況があれば、情報内容欄の最上部に追記し、情報を更新する。また、入力する情報に関する位置情報（住所等）が判明している場合には、地図中心点の設定を行う。

なお、入力した情報を補うために、5メガバイト以内の写真や文書ファイルを添付することができる。

オ 関係機関による災害関連情報の共有が目的であるため、公開区分は原則として「公開」を選択する。ただし、他機関に情報を閲覧させることのできない特段の事情がある場合は、「非公開」を選択することにより、他機関からの情報の参照を制限することができる。

カ クロノロジーに入力した災害関連情報に対する対処状況等については、逐次「対処内容」欄に追加して入力することができる。

(4) 自衛隊の派遣要請

ア 市町村は、自衛隊の派遣を要請したときは、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用し、その内容を入力する。

イ 県くらし安全防災局は、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用し、市町村からの自衛隊派遣要請に対する措置状況を入力する。

ウ システムへの入力、自衛隊派遣要請情報の共有を目的として行うため、正式な要請は、別に定められた方法で実施する。

(5) 緊急消防援助隊の要請

ア 市町村は、緊急消防援助隊を要請するときは、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用し、その内容を入力する。

イ 県くらし安全防災局は、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用し、市町村からの緊急消防援助隊の要請に対する措置状況を入力する。

9 被害調査

ウ 県くらし安全防災局の求めに応じて、市町村が緊急消防援助隊派遣可能隊数の報告を行うときは、「収集」メニューの「クロノロジー」機能を利用し、その内容を入力する。

エ システムへの入力、緊急消防援助隊要請情報共有を目的として行うため、正式な要請は、別に定められた方法で実施する。

(6) 避難勧告・指示等の状況

ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域について、発令・解除の権限を有する機関が、その権限を行使したときは、「収集」メニューの「避難勧告・指示」機能を利用し、速やかにその状況を入力する。また、市町村は、自主避難の状況を確認したときも速やかにその状況を入力する。

イ 県くらし安全防災局は、システム上に報告された上記4情報について、原則として速やかに県災害情報ポータル等を通じて、その状況を公開する。

(7) 避難所開設状況

ア 市町村は、管内にある避難所を開設又は閉鎖した場合は、「収集」メニューの「避難所」機能を利用し、速やかにその旨の入力を行う。

イ 本情報については、原則として、県災害情報ポータル等を通じて速やかに公開する。

(8) 備蓄物資管理

ア 市町村は、「収集」メニューの「備蓄物資」機能を利用し、平時から備蓄物資の管理を行うことができる。

イ 市町村は、同機能を利用し、災害時における物資の払出等を行う。

(9) 応援物資

ア 市町村は応援物資を要請するときは、「収集」メニューの「応援物資」機能を利用し、その内容を登録する。

イ 県くらし安全防災局は、市町村の要請に対する措置状況を「収集」メニューの「応援物資」機能を利用し、登録する。

(10) 広域防災拠点

県及び市町村は、広域防災活動拠点、広域防災活動備蓄拠点及び広域応援活動拠点について、「収集」メニューの「広域防災拠点」機能を利用し、開設状況・日時等の情報を入力することができる。

7 Lアラートへの公開

市町村は、「収集」メニューで入力した避難勧告等及び避難所開設情報に関し、Lアラートへの公開を行う。

8 緊急速報メール

県及び市町村は、「公開」メニューの「緊急速報メール」機能を利用し、NTT ドコモ、au 及びソフトバンクに対し、緊急速報メールの配信を依頼することができる。

9 代行入力

県くらし安全防災局及び地域県政総合センターは、収集した情報を当該機関に代行してシステムに入力できる。なお、地域県政総合センターが代行入力を行うのは、原則として所管の市町村に関する情報とする。

9 被害調査

10 システムを利用できない場合の処置

システム利用機関は、諸般の事情により、システムを利用した報告ができないときは、ファクシミリや電話等の代替手段により報告を行う。

11 災害報告資料の作成

県くらし安全防災局は、入力された情報を取りまとめ、記者発表資料をはじめとする災害報告資料を作成し、関係機関に提供するとともに、県災害情報ポータル等を通じて公開する。

12 文書フォルダ

システム利用機関は、文書フォルダ機能を利用し、業務上必要な書類等を登録することができる。

13 掲示板

システム利用機関は、業務上必要な事項を掲示板に掲載し、情報の共有を図ることができる（ただし、クロノロジーで報告すべき事項を除く）。

システム利用機関は、掲示板に掲載された事項に対して、関連情報を投稿することができる。

県くらし安全防災局は、システム管理上、必要と判断するときは、予告なく掲示板に掲載された内容を削除することができる。

14 システムによる情報収集終了

県くらし安全防災局は、発生した災害について、これ以上情報を収集する必要がないと判断した場合は、県防災行政通信網のファクシミリ等を利用して、システムによる情報収集を一旦終了することを通知する。

【関連】 第3号様式 神奈川県災害情報管理システムによる情報収集の終了周知

15 被害情報の確定報告

県くらし安全防災局は災害の終結を行うため、報告機関に対して被害の確定報告依頼を通知する。報告機関は、県くらし安全防災局が指定する期日までに確定報告を行う。

【関連】 第4号様式 被害情報の確定報告依頼

16 災害の終結

県くらし安全防災局は、全報告機関の確定報告が完了したとき、災害の終結を行う。

17 訓練モードの利用

システム利用機関は、訓練モードを利用し、随時、システム操作訓練を行うことができる。

10 医療・救護

10-1 逗子市災害時救急医療対策実施要綱…………… 国保健康課

逗子市災害時救急医療対策実施要綱

平成 24 年 9 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、逗子市の区域内において、災害により集団的に多数の傷病者が発生したときに、傷病者に対して迅速かつ適切な救急医療対策を実施するために必要な事項について定めるものとする。

(災害の範囲)

第 2 条 この要綱における災害とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に定める災害のほか、これに準じる災害及び事故であって、集団的に多数の傷病者が生じたため、市長が緊急応急措置を実施する必要があると認めた事態をいう。

(救急医療の範囲)

第 3 条 この要綱において救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急措置とし、その内容は概ね次に掲げるものとする。

- (1) 診療(薬剤又は治療材料の投与等を含む。)
- (2) 緊急を要する手術その他応急の治療及び施術等の措置
- (3) 病院又は診療所への収容
- (4) 死体の検案及び洗浄・縫合等の措置
- (5) その他必要な応急医療措置

(市長の措置)

第 4 条 市長は、災害の発生を知ったときは、速やかに消防機関に消防隊、救急隊及び救助隊の出動を命じ、又は警察機関に関係部隊の出動を要請するなど救急医療対策に必要な措置を講じるとともに、県、日本赤十字社神奈川県支部その他関係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に応じ一般社団法人逗葉医師会(以下「逗葉医師会」という。)に対し医師、一般社団法人逗葉歯科医師会に対し歯科医師、逗葉薬剤師会に対し薬剤師の出動を要請するものとする。

2 市長は、災害の状況から必要に応じ、県知事に対して、県医療救護班又は県医師会の医師等の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請するものとする。

(医師等の要請方法)

第 5 条 市長は、災害の発生に伴い、市長が逗葉医師会等又は県知事に対して医師等の出動を要請するときは、次に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合においては、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 出動を要する人員(班)及び機材
- (4) 出動の期間
- (5) その他必要な事項

(連絡責任者)

10 医療・救護

第6条 救急医療活動の実施に際し、市、県及び逗葉医師会との緊密な連絡を維持するため、次に掲げる連絡責任者を定めるものとする。

	連絡責任者	副連絡責任者
市	福祉部長	国保健康課長
県	災害対策課長	医療課長
逗葉医師会	医師会長	災害担当理事

(実費弁償等の負担区分)

第7条 市長が対策を実施する責務を有する災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は市が負担するものとする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第108号)が適用された災害においてはその適用の範囲で県が、企業体等の施設内に発生した災害においてはその企業体の責任者が、出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償を負担する。

(実費弁償)

第8条 市は、出動した医師等に対して災害対策基本法の規定に準じた額に従って、前条に定めるところにより、その額を弁償するとともに、出動した医師等が救急医療活動のために使用した薬剤、治療材料、医療器具等の消耗、破損等について、前条に定めるところにより、その実費を時価で弁償するものとする。

(損害補償)

第9条 市は、出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは罹患したときは、逗子市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年逗子市条例第19号)の規定に従って、第7条に定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれによって受ける損害を補償するとともに、出動した医師等に係る物件がそのために損害を受けたときは、同条に定めるところにより、その損害の程度に応じてこれを補償するものとする。

(救急医療活動の報告)

第10条 市長は、その要請により医師会が救護班を出動させ、救急医療活動を実施したときは、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書の提出を求めるものとする。

- (1) 出動場所
- (2) 出動の期間及び時間(人員別)
- (3) 出動者の種別及び人員
- (4) 受診者数(重症、中等症、軽症別、死亡者を含む。)
- (5) 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の消耗、破損等の内容(数量、金額)
- (6) 救急医療活動の概要
- (7) その他必要事項

(委任)

第11条 この要綱に定める事項のほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

10 医療・救護

10-2 第一種及び第二種感染症指定医療機関…………… 県健康危機管理課

第一種感染症指定医療機関

平成 31 年 4 月 1 日現在

医療機関名	所在地	電話番号	病床数	開設者
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 5 6	045-331-1961	2 床	横浜市

※ 県内 1 機関のみ

第二種感染症指定医療機関

平成 31 年 4 月 1 日現在

医療機関名	所在地	電話番号	病床数	開設者
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 5 6	045-331-1961	24 床	横浜市
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	044-233-5521	12 床	川崎市
横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	046-856-3136	6 床	横須賀市
藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	0466-25-3111	6 床	藤沢市
平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	0463-32-0015	6 床	平塚市
厚木市立病院	厚木市水引 1-1 6-3 6	046-221-1570	6 床	厚木市
相模原協同病院	相模原市緑区橋本 2-8-1 8	042-772-4291	6 床	神奈川県厚生農業協同組合連合会
神奈川県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領 8 6 6-1	0465-83-0351	6 床	地方独立行政法人神奈川県立病院機構

10-3 災害拠点病院一覧表…………… 県健康危機管理課

平成 31 年 4 月 1 日現在

医療圏	病院名	所在地	電話番号	病床数
横須賀・三浦	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16	046-822-2710	740 床
	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	046-856-3136	482 床

10-4 市内の災害時医療活動拠点 国保健康課

医療機関	所在地	電話番号	開設者
逗葉地域医療センター	池子字棧敷戸 1892-6	046-873-7752	(公財)逗葉地域医療センター

11 応援関係

11-1 広域応援活動拠点…………… 防災安全課

No.	応援機関	拠点施設名	住所
1	自衛隊機関	県立逗子高等学校	逗子市池子 4-1025
2	消防機関	逗子市消防本部	逗子市桜山 2-3-31
3	警察機関	逗子中学校	逗子市池子 4-755

11 応援関係

11-2 自衛隊 …………… 神奈川県

神奈川県災害時広域受援計画（令和2年3月）（抜粋）

1 自衛隊（災害派遣部隊）の主な活動

活動内容	具体的な活動内容の例示
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、移送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消火	林野火災等に対するヘリコプターによる空中消火の実施等、消防機関に協力して、対応可能な消火活動を行う。
道路又は水路の応急復旧	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去等の応急復旧に当たる。
応急医療、救護及び防疫（入浴を含む）	被災者に対し、応急医療、救護及び入浴支援等の防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師及び災害対策関係者その他救援活動に必要な人員並びに救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付又は譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 派遣要請・調整

- 知事は、市町村長から災害派遣要請の要求（災害対策基本法68条の2第1項）により、または市町村長の要請を待たず自ら派遣要請する（自衛隊法83条1項）。
- 知事は、要請にあたって次の事項を明らかにする（自衛隊法施行令106条）。
 - 【明らかにすべき事項】
 - ・ 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - ・ 派遣を希望する期間
 - ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・ その他参考となるべき事項
- 県は、自衛隊からの依頼があった場合、県庁内（本庁舎3階大会議場）に、自衛隊の指揮・連絡所を確保し、庁舎屋上へのアンテナ等の通信設備の設置等に協力する。

11 応援関係

11-3 緊急消防援助隊の運用に関する要綱…………… 県消防課

	平成16年3月26日	消防震第19号
改正	平成17年3月30日	消防震第14号
改正	平成18年2月14日	消防応第15号
改正	平成18年6月22日	消防応第94号
改正	平成20年7月2日	消防応第109号
改正	平成20年8月27日	消防応第152号
改正	平成24年11月28日	消防広第195号
改正	平成26年3月26日	消防広第75号
改正	平成27年3月31日	消防広第74号
改正	平成28年3月30日	消防広第80号
改正	平成29年3月28日	消防広第93号
改正	平成31年3月8日	消防広第35号
改正	令和2年7月17日	消防広第190号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 編成及び装備等の基準
- 第3章 出動
- 第4章 指揮活動
- 第5章 防災関係機関との連携
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第7章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

11 応援関係

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）

第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。

11 応援関係

(3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇)中隊」、「(〇〇消防本部)中隊」、「(消火)中隊」等と呼称する。

なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

(4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇)小隊」と呼称する。

(5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。

(6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

(1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。

(2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。

(3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部(〇〇都道府県)航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。

(3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。

(4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)統合機動部隊」と呼称する。

(5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車(化学消防ポンプ自動車)を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。

11 応援関係

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。

(3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。

(3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

11 応援関係

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

11 応援関係

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

11 応援関係

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。
- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

11 応援関係

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県

11 応援関係

大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長

11 応援関係

- (2) 第2順位 都道府県大隊長
 - (3) 第3順位 統合機動部隊長
 - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
 - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。
(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)
- 第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (3) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

11 応援関係

6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。

7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 報道機関への対応に関すること。

(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。

(2) 隊員の安全管理に関すること。

(3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。

(4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。

(5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。

(6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。

(7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

11 応援関係

- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

(活動報告等)

第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。
ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。

11 応援関係

9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- （1）消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
 - （2）調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
 - （3）指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
 - （4）指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
 - （5）指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
 - （6）都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - （7）同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - （8）指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
 - （9）航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
 - （10）都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
 - （11）無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- （1）無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
 - （2）無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合

11 応援関係

エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、T E C - F O R C E (国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。)等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。

(2) 指揮支援の基本的事項に関すること。

(3) 関係機関との活動調整に関すること。

(4) 現地合同調整所への参画に関すること。

(5) 情報連絡体制に関すること。

(6) 通信支援小隊との連携に関すること。

(7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合

11 応援関係

合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。

(2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。

(3) 情報連絡体制に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。

(4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。

(5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。

(6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。

(7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。

(8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。

(9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

11 応援関係

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで（第4号を除く。）及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月17日消防広第190号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

11 応援関係

11-4 大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱

..... 県消防課

大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱

1 目的

この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。）、「緊急消防援助隊運用要綱」（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」（平成16年2月6日付け消防震第10号。以下「長官通知」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動する体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「迅速出動」とは、法第44条に基づき、あらかじめ消防庁長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定の条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。
- (2) 「震央管轄都道府県」とは、この要綱に定める各区分に該当する地震が発生した場合の当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (3) 「震央管轄消防機関」とは、この要綱に定める各区分に該当する地震が発生した場合の当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防機関をいう。
- (4) 「最大震度都道府県」とは、この要綱に定める各区分に該当する地震が発生した場合の最大震度を計測した都道府県をいう。
- (5) 「アクションプラン」とは、基本計画第2章第3節3に基づき、消防庁長官が別に定めた出動に係る計画をいう。
- (6) 「陸上部隊」とは、都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊をいう。
- (7) 「陸上部隊先遣隊」とは、地震発生直後に直ちに出動して、被災地において初期の緊急消防援助隊活動を行う陸上部隊をいう。
- (8) 「情報収集航空部隊」とは、ヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集活動を行う航空部隊をいう。
- (9) 「救助・救急航空部隊」とは、救助用資機材、救急用資機材を活用した救助・救急活動を行う航空部隊をいう。

3 対象災害及び適用基準

迅速出動の対象とする災害は地震災害とし、震央管轄都道府県内の市町村の応援等に関して、次の各号に掲げる区分により適用する。

なお、震央管轄都道府県以外の市町村の応援等に関しては、運用要綱による。

11 応援関係

(1) 区分Ⅰ

最大震度7（東京都特別区は6強以上）の地震災害が発生した場合

(2) 区分Ⅱ

最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震災害が発生した場合

(3) 区分Ⅲ

ア 最大震度6弱（東京都特別区は5強）の地震災害が発生した場合

イ 津波警報（大津波）が発令された場合

4 迅速出動に係る措置要求の内容

迅速出動の各区分に係る措置要求の内容は、次の各号によるものとする（「区分Ⅰ」及び「区分Ⅱ」に係る要請文については別記様式のとおり）。なお、消防庁長官は、災害状況等により必要があると認められる場合は、速やかに応援部隊の増強等を要請するものとする。

(1) 区分Ⅰ

発災後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第1次出動都道府県隊（第1次出動航空部隊を含む。以下同じ。）及び出動準備都道府県隊（出動準備航空部隊を含む。以下同じ。）に緊急消防援助隊の出動の準備を求めるとともに、別表に基づき、各部隊に出動の要請を行う。

(2) 区分Ⅱ

発災後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動の準備を求めるとともに、別表に基づき、各部隊に出動の要請を行う。

(3) 区分Ⅲ

発災後又は津波警報発令後、直ちに震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動の準備を求める。その後、状況に応じ消防庁長官が出動要請等を行うものとする。

(4) 適用除外

ア 震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県隊が、被災等により迅速出動の求めの全て又は一部に応ずることができない場合、当該都道府県は、速やかに消防庁にその旨を報告するものとする。この場合、消防庁長官は、必要と認められる場合、出動準備都道府県隊に出動要請等を行うものとする。

イ 震央が海域の場合、最大震度都道府県に対応する指揮支援部隊、第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、「区分Ⅰ」・「区分Ⅱ」のいずれの場合も出動準備のみ求めるものとし、その後、必要と認められる場合、消防庁長官が出動要請等を行うものとする。

ウ 「区分Ⅲイ」の場合、当該警報が発令された都道府県に対応する、指揮支援部隊、第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊が出動準備を行うものとする。

(5) 航空部隊の出動に関する留意事項

ア 情報収集航空部隊が迅速出動の求めに応ずることができない場合、その代替出動を行う航空部隊として、あらかじめ代替出動のための順位を付した航空部隊の中から、高順位のものに順次、情報収集航空部隊として出動要請等を行うものとする。なお、当該順位については、長官通知に掲げる別表第1及び別表第2によるものとする。

イ 「区分Ⅰ」において、情報収集航空部隊の代替出動のための順位を付された航空部隊が代替出

11 応援関係

動の必要がない場合は、救助・救急航空部隊として当該隊に対して出動要請等を行うものとする。

5 出動準備の解除又は出動の中止

震央が無人島、原野等で、明らかに人的・住家被害等がないと認められる場合、消防庁長官は、指揮支援部隊、第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、出動準備の解除又は出動の中止を連絡するものとする。

6 緊急消防援助隊の出動先

緊急消防援助隊の各部隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次のとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 指揮支援部隊長

震央管轄都道府県の都道府県庁舎とする。

イ 指揮支援隊長

消防庁又は震央管轄都道府県の消防応援活動調整本部が連絡する消防機関の消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）とする。

(2) 陸上部隊

震央管轄消防機関の消防本部の庁舎とする。

(3) 航空部隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防機関の航空隊基地等とする。

(4) 水上部隊

消防庁から別途連絡する場所とする。

7 出動先の変更等

(1) 出動途上において、被害状況等により、出動先の変更又は応援部隊規模の縮小等の必要があると認められる場合は、消防庁長官が震央管轄都道府県の消防応援活動調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長及び都道府県隊長に連絡するものとする。

(2) 震央管轄都道府県は、被災地又はその隣接する市町村に原子力施設等を有する場合には、当該第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、当該原子力施設等における被害状況等、緊急消防援助隊の安全管理上必要な情報について、速やかに提供するものとする。また、当該第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊は当該安全管理上必要な情報を確認し、必要な装備等を準備した後、出動するものとする。

8 出動可能隊数等の報告

都道府県は、当該都道府県隊が迅速出動により出動（出動準備を含む。）する場合は、速やかに当該出動する予定の緊急消防援助隊の部隊数等（運用要綱第9条第1項に基づく出場可能隊数を含む。）を消防庁に報告すること。なお、既に出動した場合は、当該出動した緊急消防援助隊の部隊数等を消防庁に報告すること。

9 陸上部隊先遣隊の編成と任務

(1) 編成

都道府県隊指揮隊1隊、消火部隊1隊、救助部隊1隊、救急部隊1隊、後方支援部隊1隊

(2) 任務

ア 被災地への進出経路の確認

11 応援関係

- イ 被害状況等の情報収集
- ウ 緊急消防援助隊受入れ等の震央管轄消防機関との連絡調整
- エ 初期の消火・救助・救急活動
- オ 航空隊の支援活動

10 アクションプランへの対応

アクションプランを適用する地震が発生した場合は、消防庁から関係都道府県等に対して速やかに連絡を行い、本要綱にかかわらず、当該アクションプランに基づき、緊急消防援助隊の運用を行うものとする。

11 応援等実施計画

都道府県知事は、迅速出動に関する必要な事項を都道府県隊応援等実施計画に定めるものとする。

(1) 陸上部隊の編成

ア 陸上部隊を、陸上部隊先遣隊、第一次編成陸上部隊、第二次編成陸上部隊等（以下「第一次編成陸上部隊等」という。）の中隊に分けて編成すること。

イ 陸上部隊先遣隊は、原則として、代表消防機関等の一つの消防機関で編成することとする。ただし、実情に応じて、代表消防機関代行消防機関等と分担して編成することも考慮すること。

ウ 第一次編成陸上部隊として、地震発生後、直ちに出動可能な都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等をあらかじめ指定しておくこと。

エ 第一次編成陸上部隊以降編成される第二次編成陸上部隊等は、車両の走行速度や自己管轄内消防力確保のための職員参集等の状況を踏まえ指定すること。

オ 第一次編成陸上部隊等を編成する場合、各部隊には各中隊長等を指定しておくこと。

カ 第一次編成陸上部隊等を指定する場合、実情に応じて次の事項を考慮すること。

(ア) 第一次編成陸上部隊等の指定にあたっては、当番制等明確な基準により定めておくこと。

(イ) 後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊は、比較的走行速度が遅いことから、当該第二次編成陸上部隊等とすること。

(2) 航空部隊の任務等

各航空部隊は、情報収集等各任務に応じた必要資機材及び搭乗人員等に関する事項について定めておくこと。

(3) 出動方法

出動方法について、実情に応じて次の事項を考慮して定めること。

ア 応援先都道府県に応じて集結場所を指定すること。

イ 都道府県内をブロックに分けるとともに、集結完了したブロックごとの部隊ごとに適宜出動すること。

12 受援計画

都道府県知事は、迅速出動に関する必要な事項を、受援計画に定めるものとする。

(1) 消防応援活動調整本部の早期設置に関すること。

(2) 出動先の変更等に係る消防庁、代表消防機関、震央管轄消防機関等との連絡調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の安全管理に係る情報の提供に関すること。

11 応援関係

(5) その他必要な事項に関すること。

13 その他

その他緊急消防援助隊の迅速出動について必要な事項は、応急対策室長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年7月14日から施行する。

(ただし、陸上部隊については「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」(平成20年5月28日法律第41号)の施行日)

別表

大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に係る措置要求の内容

区 分	指揮支援部隊	陸上部隊	航空部隊	水上部隊
【Ⅰ】 最大震度7 (東京都特別区は6強)	全ての指揮支援隊	第1次出動都道府県隊(4都道府県)の出動可能な全隊	第1次出動航空部隊 情報収集航空部隊：2隊 救助・救急航空部隊：2隊以上	消防庁長官の要請による
【Ⅱ】 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	指揮支援部隊長の属する指揮支援隊	第1次出動都道府県隊(4都道府県)の陸上部隊先遣隊	第1次出動航空部隊のうち、 情報収集航空部隊2隊	
【Ⅲ】 ア 最大震度6弱 (東京都特別区は5強) イ 津波警報(大津波)	消防庁長官の要請による			

別記様式 略

12 廃棄物処理関係

12-1 ごみ処理施設…………… 資源循環課・環境クリーンセンター

施設名	所在地	処理能力	処理方法	電話番号
焼却施設	逗子市池子4-956	140 t / 日	焼却 (ストーカ方式2炉)	046-871-7870
粗大ごみ処理施設		30 t / 5 h	縦型回転方式 磁選機 振動ふるい	

施設名	所在地	埋立面積	埋立容積	電話番号
第3期一般廃棄物最終処分場	逗子市池子4-956	7.956 m ²	55.892 m ³	046-871-7870

施設名	所在地	処理能力	処理方法	電話番号
葉山町し尿等下水道投入施設	葉山町長柄1735 葉山浄化センター内	40 k l / 日	下水投入	046-875-8393

12 廃棄物処理関係

12-2 収集車両等保有数…………… 環境クリーンセンター

区分	車種	積載量 (t)	台数
収集車	パッカー車	2.00	7
	貨物	2.00	4
	軽ダンプ	0.35	4
管理車両	軽貨物	0.35	2
構内車両	貨物	2.00	1
	パッカー車	2.00	1
	ダンプ	4.00	1
	軽ダンプ	0.35	1
浄化車両	し尿車	1.80	2
	軽貨物	0.35	1
フォークリフト			5

13 教育関係

13-1 応急教育実施の予定場所…………… 学校教育課

応急教育実施の予定場所一覧表

被災校	応急教育実施場所
逗子小学校	久木小学校・逗子中学校
沼間小学校	逗子小学校・沼間中学校
久木小学校	逗子小学校・久木中学校
小坪小学校	久木小学校・久木中学校
池子小学校	沼間小学校・逗子中学校
逗子中学校	逗子小学校・沼間中学校
久木中学校	久木小学校・逗子中学校
沼間中学校	沼間小学校・逗子中学校

13-2 災害救助法による基準給与の額…………… 学校教育課

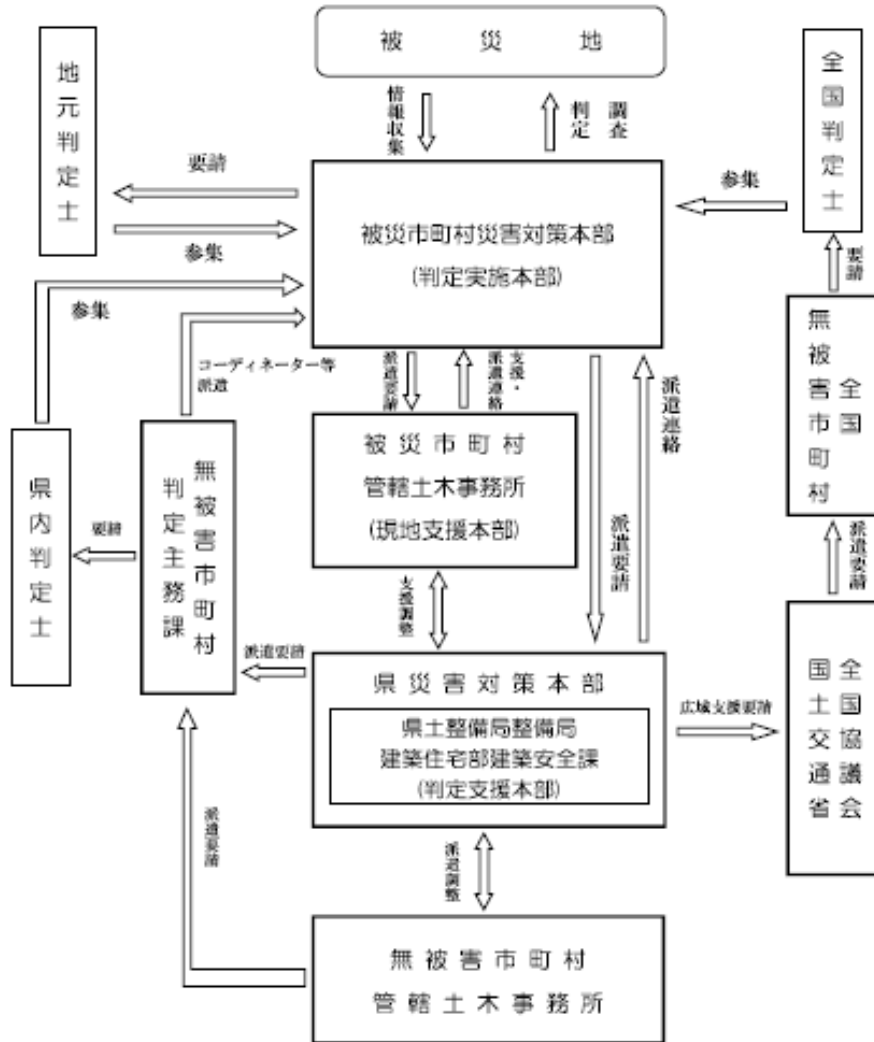
学用品等の支給については、災害の規模範囲及び被害の程度等により、災害救助法の基準に準じた支給を行う。

災害救助法による基準給与の額

種別	対象・区分	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	
		小学校	中学校
教科書代		実費（現物給付）	実費（現物給付）
文房具・通学用品費		4,500 円	4,800 円

14 各種応急処置

14-1 被災構築物応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図 県建築安全課



※注 意： 判定士は震災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を言う。
 全国協通議会は全国被災建築物応急危険度判定協議会及び被災宅地危険度判定連絡協議会を言う。

14 各種応急処置

14-2 応急仮設住宅候補地…………… 都市整備課

1 第1候補地

オープンスペースなど、利用制約が小さく、機動的な仮設住宅設置が可能な地区

No.	地区	名称	所在地
1	池子	第一運動公園(自由運動広場)	池子 1-275-1

2 第2候補地

第1候補地だけでは、仮設住宅用地の確保が困難な場合

No.	地区	名称	所在地
1	久木	久木中・小学校共同運動場	久木 2-778-4 ほか

3 第3候補地

第1候補地、第2候補地だけでは、仮設住宅用地の確保が困難な場合

No.	地区	名称	所在地
1	池子	逗子中学校校庭	池子 4-755
2	沼間	沼間中学校校庭	沼間 3-21-2
3	逗子	逗子小学校校庭	逗子 4-2-45
4	沼間	沼間小学校校庭	沼間 1-7-18
5	池子	池子小学校校庭	池子 3-9-1
6	久木	久木小学校校庭	久木 2-1-1
5	久木	久木中学校校庭	久木 7-2-1
6	小坪	小坪小学校校庭	小坪 3-6-1

14 各種応急処置

14-3 多数遺体収容施設…………… 社会福祉課

収容可能施設の名称	所在地	電話番号
逗子市立体育館	池子 1-11-1	046-870-1296

14-4 火葬場…………… 社会福祉課

施設名	所在地	一日当たり処理能力	電話番号
誠行社	小坪 7-1216	20 体	0467-22-0136

15 東海地震に関する事前対策計画

第1章 計画の目的

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

東海地震に関する事前対策計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、警戒宣言等が発せられた場合にとるべき対策を中心に、緊急整備事業の推進等について定められている。県内では、茅ヶ崎市以西の19市町が指定を受けている。又、強化地域に指定されていない地域における事前対策についても必要な事項を定め、連携のとれた東海地震の予防体制の推進を図ることを目的としている。

本市はこの強化地域に指定されていないが、東海地震に関する事前対策について必要な事項を定め、東海地震に対する予防体制の推進を図る。

第2節 東海地震に関する事前対策の体系

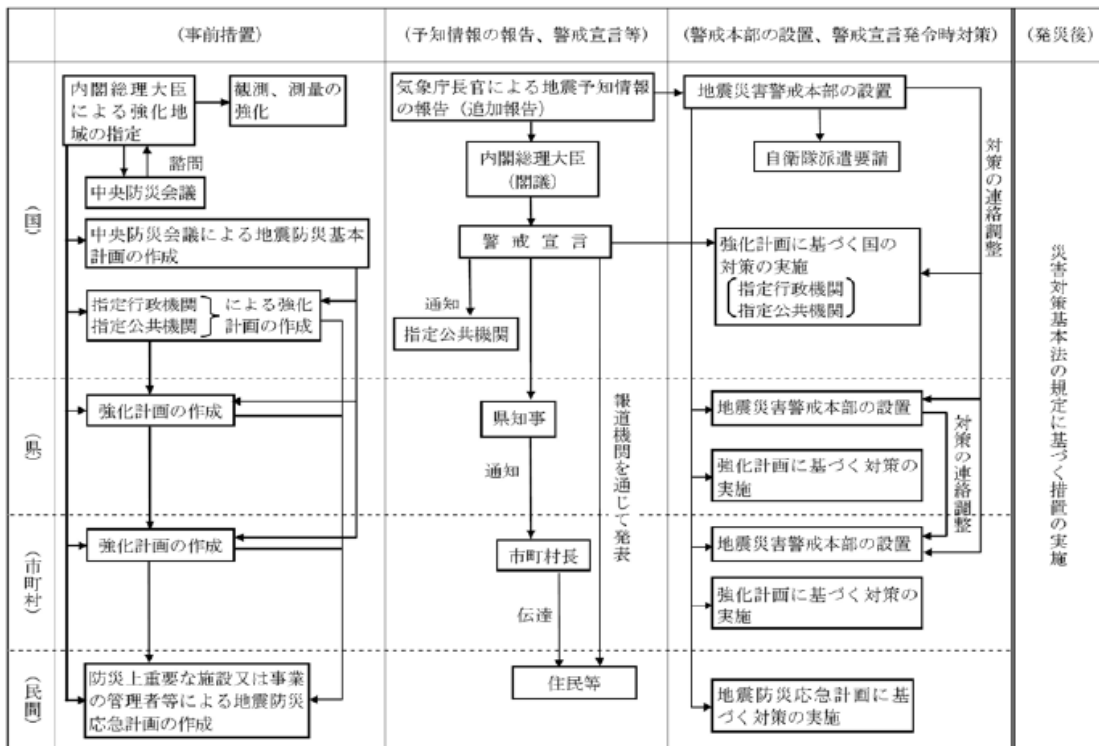


図 東海地震に関する事前対策の体系

第2章 予防対策

第1節 防災計画等の作成

事業所等（病院、スーパー等不特定多数の者が出入りする施設、学校、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道等の施設、鉄道事業等）は、防災計画等（消防計画、予防規程及びその他の規程を含む。）において、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合の対応措置についてあらかじめ定める。

第2節 東海地震に関連する情報に関する知識の普及

東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合等に市民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、地震津波対策計画編第3章第8節1項 防災意識の普及啓発に規定するもののほか、以下の知識の普及に努める。

- 1 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 東海地震の予知に関する知識
- 3 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- 4 予想される地震及び津波に関する知識
- 5 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

第3章 警戒宣言発令時等対策

東海地震が発生した場合、市域では震度4～5弱程度（一部軟弱地域では震度5強）の揺れが予想されることから、被害防止のための緊急措置の実施、災害応急対策の迅速かつ円滑な実施のための体制の確保、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生防止等の措置を講じる必要がある。

この章では、警戒宣言が発令されたときから地震が発生するまで、又は、警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置について定める。

15 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関連する情報

1 情報の内容と対応方針

市は、東海地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策が行えるよう次の体制をとる。

情報の種類	情報の内容	配備体制
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	—
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地震におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	警戒体制として平常時の活動を維持しつつ、必要な対策が行える体制をとる。
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップ（前兆すべり）によるものと矛盾がないと認められた場合等に発表される情報	災害対策本部を設置して、市民への情報提供と呼びかけ、警戒宣言、東海地震に関連する情報の受伝達、防災関係機関の業務に係る連絡調整、発災後における応急対策の事前準備、その他地震防災応急対策の実施に当たる。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される情報で、警戒宣言が発せられた場合に発表される。東海地域におけるひずみ計3箇所以上で有意な変化が、プレスリップ（前兆すべり）によるものと矛盾がないと認められた場合等に発表される情報	

2 警戒宣言の発令の手続き

項目	概要
東海地震に関連する調査情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁は、東海地震に関する各種観測データの観測値に、東海地震と関係すると思われる変化がある場合や、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合に、「東海地震に関連する調査情報(臨時)」(以下「調査情報(臨時)」という。)を発表する。 ・ 以後、必要に応じ、地震防災対策強化地域判定会(以下「判定会」という。)が開催され、異常現象が東海地震につながるものかどうかの検討が行われる。
東海地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測された現象が、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合には、「東海地震注意情報」(以下「注意情報」という。)を発表する。
警戒宣言の発令及び東海地震予知情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ さらに異常現象が進展し、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合、その旨を内閣総理大臣に「地震予知情報」として報告する。 ・ 内閣総理大臣は、閣議を招集し「警戒宣言」の閣議決定を行い、テレビ、ラジオ等あらゆる報道機関を通じて発令する。 ・ 気象庁は、「地震予知情報」の内容を「東海地震予知情報」(以下「予知情報」という。)として発表する。

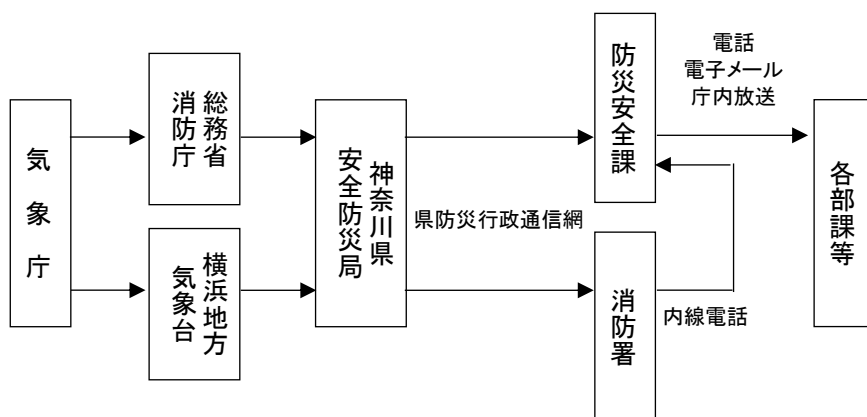
15 東海地震に関する事前対策計画

第2節 東海地震に関連する情報、警戒宣言等の伝達

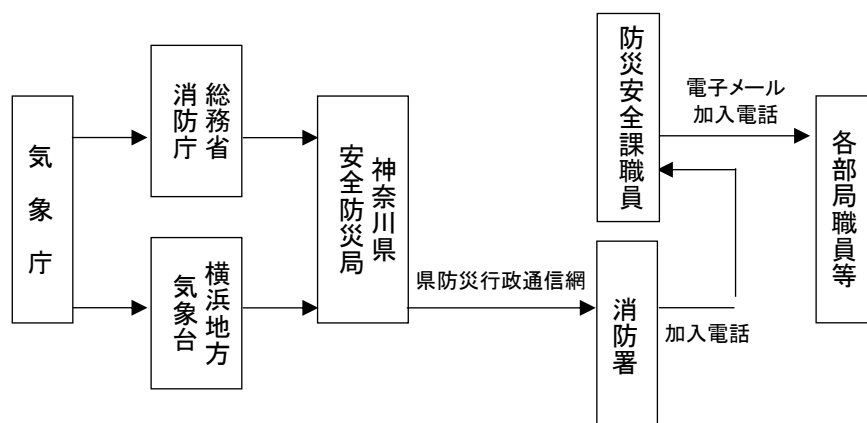
1 東海地震に関連する情報の伝達

東海地震の観測データに異常が発見され、東海地震に関連する情報が発表された場合、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じてその情報が県に伝達され、県から、防災行政通信網一斉ファックス等により速やかに各市町村に伝達される。

(1) 勤務時間内の伝達経路



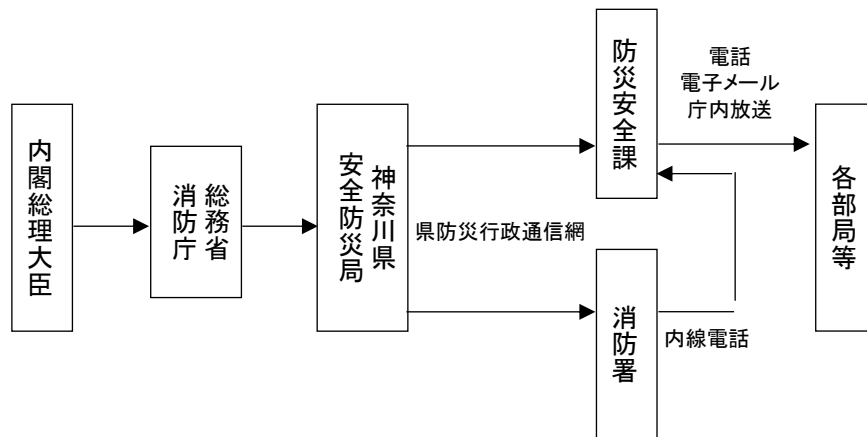
(2) 勤務時間外の伝達経路



15 東海地震に関する事前対策計画

2 警戒宣言の伝達

気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認められた場合、内閣総理大臣は警戒宣言を発します。警戒宣言は、報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県に伝達され、県から、防災行政通信網一斉ファックス等により速やかに各市町村に伝達される。



第3節 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合の対応

1 調査情報（臨時）及び注意情報発表時の組織

(1) 警戒体制

市長は、調査情報（臨時）又は注意情報が発表されたときは、警戒体制（第1次体制）を敷き、情報収集及び連絡調整に当たる。

(2) 警戒体制の構成及び配備体制等

項目	概要
構成部署	防災安全課、消防本部・署
体制種別	警戒体制（第1次体制）
出動職員	防災安全課担当職員及び消防長があらかじめ指定した消防職員

(3) 警戒体制の解除

気象庁が東海地震発生のおそれなくなった旨の情報を発表した場合、警戒体制を解除する。

2 調査情報（臨時）発表時の対応

調査情報（臨時）が発表されたときは、各局は平常時の業務・活動を維持しつつ、事態の推移の伴い必要な対応が行える体制をとる。

15 東海地震に関する事前対策計画

3 予知情報発表時の組織

(1) 災害対策本部の設置

市長は、予知情報が発表（警戒宣言が発令）されたときは、地震津波対策計画編第4章第2節第3項に準じ、災害対策本部を設置して、必要な対応に当たる。

(2) 災害対策本部の配備体制

種別	配備体制
注意情報	全職員
予知情報(警戒宣言発令)	全職員

(3) 災害対策本部の廃止

気象庁が東海地震発生のおそれなくなった旨の情報を発表した場合、災害対策本部を廃止する。

4 動員の配備・参集

東海地震に関連する情報が発表された場合、各配備職員は地震津波対策計画編第4章第3節に準じ、あらかじめ指定された配備場所に参集する。

第4節 東海地震注意情報又は東海地震予知情報発表時の対応

1 注意報等発表時の広報

市は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表あるいは警戒宣言の発令に伴い、徐々に社会的な混乱が発生し始め、特に警戒宣言発令後は、帰宅を急ごうとする人による駅や道路での混乱、電話の異常ふくそう等の発生が考えられる。広報の実施に当たっては、次の項目に留意して、迅速、的確な広報を実施する。

(1) 広報内容

項目	概要
広報内容	<ul style="list-style-type: none">・「注意情報」は、すぐに地震が発生することを意味するものではないこと。・東海地震が発生するおそれがあると判断された場合には、内閣総理大臣から警戒宣言が発令され、気象庁から予知情報が発表されること。・冷静な行動をとること。・市では応急対策活動の準備を始めていること。・不要不急な外出や自動車の使用を控えること。・水の汲置き、家族同士の連絡方法、室内の家具の転倒防止など、地震の備えを確認すること。・テレビ・ラジオ等から正確な情報を把握すること。

15 東海地震に関する事前対策計画

(2) 広報活動の方法

市は、広報実施に当たっては、次に定める内容を中心に、市民等に対して冷静な行動・対応を取るよう広報する。

- ・防災行政無線による広報
- ・広報車、ハンドマイク、市ホームページ、地域安心安全情報共有システムによる広報
- ・各課の車両等による広報
- ・その他の手段による広報

(3) 事業者等が実施する広報活動

ア 事業者等の広報活動

ライフライン等の関係機関（電気・ガス・通信・鉄道等）は市民等に対し、注意情報の発表に伴う措置、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等それぞれの機関に応じた広報を実施する。

イ 自主防災組織による住民周知

自主防災組織は、注意情報の発表を地域住民に周知し、冷静な行動を呼びかける。

2 市の対応

(1) 災害対策本部の設置

東海地震注意情報又は東海地震予知情報（以下「注意情報等」という。）に基づく警戒宣言が発せられた場合は、災害対策本部を設置して、市民への情報提供と呼びかけ、警戒宣言、東海地震に関連する情報の受伝達、防災関係機関の業務に係る連絡調整、発災後における応急対策の事前準備、その他地震防災応急対策の実施に当たる。

(2) 災害対策本部の構成及び配備体制等

項目	概要
構成部署	全部署
体制種別	災害対策本部設置体制
出動職員	全職員

(3) 市が管理・運営する施設が共通してとるべき事前措置

区分	主な措置
情報の伝達	施設利用者及び職員に対して、「東海地震注意情報」「警戒宣言」等の内容を庁内放送等による伝達
安全確保措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難器具の点検 2 避難通路、非常口の確保（警戒宣言発令時） 3 施設内の立入禁止区域の設定及び周知（警戒宣言発令時）

15 東海地震に関する事前対策計画

	4 必要に応じて、施設利用者の安全な場所への誘導（警戒宣言発令時）
通信・放送設備の点検	1 各種通信手段の点検・確認 2 放送設備、ハンドマイク等の点検・確認
各設備の確認	使用する機械設備、電気設備の確認
各施設の使用停止（警戒宣言発令時）	1 エレベーター 2 冷暖房設備 3 その他必要以外の電気・機械設備
転倒・落下防止等の確認	1 窓ガラス等の飛散及び諸物品等の落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認
出火防止措置	1 火気使用の制限（警戒宣言発令時） 2 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 3 使用していないガス器具の元栓の閉止（警戒宣言発令時） 4 消火器具・設備の確認 5 消火用水の確保（警戒宣言発令時）
危険物等の安全確認	危険物等の保管場所、転倒防止等の安全確認
緊急貯水	生活用水、飲料水の確保
非常電源	自家発電設備、発電機、乾電池などの点検・確認
その他	1 施設固有の特性、機能について必要な点検 2 応急活動用資機材等の確認 3 応急活動体制の準備

3 学校、福祉施設、医療機関等における事前措置

区分	主な安全確保措置	
学校における児童・生徒等に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指示のもと、帰宅させる。ただし、学校、地域、児童・生徒の実態に応じ、状況によって学校において保護者に引き渡す。 ・ 留守家庭等の児童・生徒については、学校で保護する。 ・ 市外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。 ・ 通学・在宅中に注意情報等が発表となった場合は、休校とする。 	
福祉施設における措置	通園・通所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注意情報等発表と同時に、施設の休園(所)措置をとる。 ・ 通園(所)者及び施設利用者は帰宅させる。
	入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所施設は、積極的な休園(所)措置はとらない。 ・ 入所者等の避難誘導方法等を確認する。 ・ その他必要な措置を実施する。
医療機関における措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来患者に対する診療行為は、一時的に制限する。 ・ 外来診療は、原則として重症患者のみ扱う。 	

15 東海地震に関する事前対策計画

- | |
|----------------------|
| ・入院患者に対する安全確保措置を講じる。 |
|----------------------|

4 情報の収集の実施

市は、注意情報等の発表による災害対策本部が設置されるまでの間、防災関係機関の協力を得ながら、次の事項を所掌する。

- ・ 注意情報、予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達
- ・ 社会的混乱防止のため必要な措置
- ・ 防災関係機関との連絡調整

5 混乱防止措置

市は、駅周辺等における不特定多数の住民等が情報の不足による不安、流言飛語等による混乱（パニック）を防止するための広報を行う。又、鉄道機関又はバス機関から混乱発生のおそれ又は混乱が発生したとして混乱防止の要請があったときは、警察、消防、鉄道機関、バス機関その他関係機関と協力して、これらの混乱の発生の防止又は収拾を図る。

6 災害対策本部の廃止

警戒解除宣言が発せられた場合、災害対策本部を廃止する。

7 公共輸送対策

注意情報が発表された場合の鉄道・バスの運行計画は、概ね次のとおりである。

交通機関	発表時の対応
東日本 旅客鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 ・ 駅客扱い要員の増強を図る。 ・ 旅客の安全と混乱防止のための措置をとる。
京 浜 急 行 電 鉄 (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行ダイヤ通り運行する。 ・ 減速運転等の実施により可能な範囲で運行を確保する。
京 浜 急 行 バ ス (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各路線の実情に応じて、可能な限り運行を継続する。

8 市民等のとるべき措置

区分	主な措置
市民のとるべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオ等で正しい注意情報を入手し、冷静な行動 ・ 電話の使用の自粛 ・ 自家用車の利用の自粛 ・ 不要な生活物資の買い急ぎの自粛 ・ 不要な預貯金の引き出しの自粛
自主防災組織のとるべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオ等からの正しい注意情報の入手 ・ 地域住民に対する冷静な行動の呼びかけ
事業所の	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオ等で正しい注意情報を入手

15 東海地震に関する事前対策計画

と る べ き 措 置	<ul style="list-style-type: none">・自衛防災体制の準備、確認・消防計画により警戒宣言時にとるべき措置の準備、確認・その他、顧客、従業員に対する安全措置、防災措置等
-------------	--

第5節 警戒宣言前の準備行動

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表する。その場合、市は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検、児童・生徒等の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動等を行う。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表する。その場合、市は準備行動を終了する。

第6節 警戒宣言発令時の対応

東海地震が発生した場合、市域では震度4～5弱程度（一部軟弱地盤で震度5強）の揺れが予想されることから、被害防止のための緊急措置の実施、災害応急対策の迅速かつ円滑な実施のための体制の確保、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生防止等の措置を講じる必要がある。

1 警戒宣言発令時の広報

総合対策部は、警戒宣言発令に伴う様々な社会的混乱の防止と地震発生に備えての防災措置を周知するため、次のとおり広報活動を行う。

(1) 広報内容

項 目	概 要
広報内容	<ol style="list-style-type: none">1 冷静な行動をとること。2 不要な火気の始末をすること。3 家屋等屋内重量物の転倒防止措置をとること。4 テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。5 当座の飲料水、食料品等の持ち出しを準備すること。6 自動車による移動を自粛すること。7 避難対象地区として指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること。8 電話の使用は自粛すること。9 東海地震に関連する情報の内容。10 その他生活関連情報等、住民が必要とする情報。

(2) 広報活動の方法

市民等に対する東海地震に関連する情報を広報する場合には、具体的にとるべき行動を合わせ

15 東海地震に関する事前対策計画

て示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で反復継続して行うよう努める。

なお、災害時要配慮者等の情報伝達には、特に配慮するとともに、外国語による表現等さまざまな広報手段を活用するよう努める。

(3) 事業者等が実施する広報活動

ライフライン等の関係事業者（電気・ガス・通信・鉄道等）は、市民等に対し、警戒宣言発令に伴う措置、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等それぞれの機関に応じた広報を実施する。

2 事前避難対策

警戒宣言発令時における事前避難は原則として行わないものとする。ただし、事前避難の必要があると認められるとき、又は被害が予想される場合は、市民の生命及び身体の安全を確保するため、避難の勧告等を行うものとする。

(1) 事前避難の実施

市長等は、警戒宣言が発せられた場合、市域の状況や降雨など重複する災害が見込まれる場合は、住民等や沿岸部に対し、避難の勧告又は指示を行うものとする。

なお、避難の方法は原則徒歩とするが、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が困難な場合は、地域の実情に応じて車両による避難も可能とする。

(2) 避難の方法

市民が混乱なく自主的に避難行動ができるよう、あらかじめ市と自主防災組織等との連携を図り、避難の方法等を定めておくものとする。

ア 避難路の確認

避難場所へ至る経路は、地域ごとの距離等を考慮し、平常時から安全性等の確認をしておくものとする。

イ 自主防災組織等との連携

市は、自主防災組織等の協力を得て、組織ごとに災害時要配慮者の避難の際に、他人の介護を必要とする者の人数及び介護者等の有無について、把握に努めるものとする。

ウ 避難行動

避難の勧告等が行われたときは、その状況によって自主防災組織等が主体となって避難するものとする。

エ 避難時の留意事項

避難する場合、市民等は次の事項に留意するものとする。

(ア) 食料、飲料水、寝具等生活必需品は、原則として自給によるものとし、勧告等を行う際に

15 東海地震に関する事前対策計画

徹底を図る。

- (イ) 避難地域に該当する市民全体で集団による避難を原則とする。
- (ウ) 留守となる住居の防火、防犯に十分留意する。
- (エ) 身勝手な行動はとらず、リーダーの指示に従って行動する。

(3) 避難地(避難所)における措置

ア 避難地(避難所)の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し次の措置をとるよう努める。

- (ア) 東海地震予知情報の伝達
 - (イ) 警戒宣言発令時対策の実施状況の周知
 - (ウ) 食料、飲料水、寝具等の供与
 - (エ) 施設の秩序維持
 - (オ) その他避難生活に必要な措置

イ 避難生活に必要な生活必需物資等の調達・確保の方法及びこれに係る体制を整備する。また、避難者に対して避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合は、その旨を明示するものとする。

(4) 避難状況等の把握及び報告

避難所管理者等は、避難所における避難の状況等を把握し、その状況を災害対策本部に報告するものとする。

(5) 事前避難体制の確立等

ア 事前避難体制の確立

市は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう事前避難体制の確立に努める。また、県はこれに協力するものとする。

- (ア) 避難に当たっては、警戒宣言が発せられた時から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。
- (イ) 市は、避難対象地区を単位に、高齢者、障がい者、子ども、病人等避難行動要支援者等の避難については、自主防災組織等の協力のもとに実施する。また、外国人、出張者及び旅行者等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応に努める。

イ 災害時要援護者保護のための屋内での避難生活の運営

避難地で運営する避難生活は、原則として屋外とするが、高齢者、障がい者、子ども、病人等災害時要援護者の保護のため、あらかじめ指定された施設内において避難生活を運営できるものとする。

ウ 避難計画の見直し

各種防災施設の整備等の状況や被害想定の結果等を踏まえ、避難計画を見直すこととする。

15 東海地震に関する事前対策計画

3 市の対応

(1) 基本方針

市は、警戒宣言発令時において各対策部は、地震発生時に地震津波対策計画編第4章各節に定める応急活動が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 共通してとるべき事前措置

区分	主な措置
情報の伝達	・来庁者及び職員に対して、警戒宣言等の内容を庁内放送等により伝達
安全確保措置	・避難器具の点検 ・避難通路、非常口の確保 ・エレベーターの使用停止 ・庁舎内の立入禁止区域の設定及び周知 ・必要に応じて、来庁者の安全な場所への誘導
通信・放送設備の点検	・各種通信手段の点検・確認 ・放送設備、ハンドマイク等の点検・確認
転倒・落下防止等の確認	・窓ガラス等の飛散及び諸物品等の落下防止確認 ・ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認
出火防止措置	・火気使用の制限 ・ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 ・使用していないガス器具の元栓の閉止 ・消火器具・設備の確認
危険物等の措置	・貯蔵中の危険物や高圧ガス等の安全な場所への保管 ・危険物の転倒防止、漏えい防止等の措置
緊急貯水	・生活用水、飲料水の確保
非常電源の確保	・自家発電設備、非常用発電機、乾電池などの点検・確認 ・発電設備用燃料の確保
その他	・工事中の施設における安全措置と工事中断 ・施設固有の特性、機能について必要な点検 ・応急活動用資機材等の確認 ・応急活動体制の準備

(3) 学校、福祉施設、医療機関等における事前措置

区分	主な安全確保措置
学校における児童・生徒等	・在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。ただし、学校、地域、児童の実態に応じ、状況によって学校において保護者に引き渡す。

15 東海地震に関する事前対策計画

に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・留守家庭等の児童・生徒については、学校で保護する。 ・市外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。 ・通学・在宅中に警戒宣言が発令された場合は、休校とする。 	
福祉施設における措置	通園・通所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言発令と同時に施設の休園(所)措置をとる。 ・通園(所)者及び施設利用者は帰宅させる。ただし、通園(所)者及び施設利用者の実態に応じ、状況によって学校において保護者に引き渡す。
	入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設は、積極的な休園(所)措置はとらない。 ・入所者等の避難誘導方法等を確認する。 ・その他必要な措置を実施する。
医療機関における措置	<ul style="list-style-type: none"> ・外来患者に対する診療行為は、一時的に制限する。 ・外来診療は、原則として重症患者のみ扱う。 ・入院患者に対する安全確保措置を講じる。 	

4 警備対策

警察は、警戒宣言の発令に伴い、東海地震の発生に係る市民の危惧、混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、治安維持の万全を期するものとする。

5 公共輸送対策

(1) 道路対策

警察は、警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、強化地域を中心に緊急輸送車両等の円滑を確保するため、交通規制等の交通対策を実施する。

(2) 鉄道・バス輸送対策

ア 鉄道の運行方針

警戒宣言発令時の鉄道・バスの運行計画は、概ね次のとおりである。

ただし、利用者の混乱等により安全運行に支障がある場合は、運行中止となることがある。

区分	方針
東日本旅客鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・強化地域外の列車運行は、極力運行を確保する。 ・強化地域内へ進入する列車は、進入を規制する。 ・具体は、次の線区は運転を中止とし、これ以外の線区は徐行等の運転規制を行う。 <ul style="list-style-type: none"> a) 東海道線(藤沢以西) b) 中央線(高尾以西) c) 相模線(全線) d) 伊東線(全線)

15 東海地震に関する事前対策計画

京浜急行電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行ダイヤにより減速運転を行い、これに伴う遅延は運転整理により対応する。 ・駅等での旅客の混乱、踏切支障等により運行が困難となった場合は運転を中止する。 ・警戒宣言発令日翌日以降も、状況により減速運転を行う。
京浜急行バス(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般道路20km/hの減速運転や状況に応じた間引き運転、折り返し運転、運転中止などの措置をとる。 ・翌日以降も、同様に運転を継続するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。

イ 主要駅等における混乱防止対策

警戒宣言が発令された場合、公共輸送に係る主要駅等では、多数の人々が移動行動等に起因した大きな混乱の発生が懸念される。

このため、市内主要各駅において、鉄道機関、駅周辺事業者等の防災関係機関が連携・協力して、混乱防止対策を実施する。

項目	概要
事業者の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保を図るため、必要に応じて改札規制や入場規制を行うとともに、鉄道運行情報等の提供を実施する。 ・場内有線放送や非常用放送設備等を使用し、利用者等への冷静沈着な効能の呼びかけ、運行情報等の広報を実施する。
本市の対応	市は、鉄道事業者、駅周辺事業者、消防、警察等と連携して、混乱防止対策を実施する。

6 市民等のとるべき措置

(1) 市民等のとるべき措置

区分	主な措置
基本行動	<ol style="list-style-type: none"> 1 正確な情報把握 2 冷静な判断と行動 3 自助・共助の役割・行動の確認
安全確保措置 (警戒宣言発令時)	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止措置 2 テレビや家具等の転倒防止措置 3 窓ガラス等の落下防止措置
地震発生後のための備え	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水、生活用水の汲み置き 2 消火器等の確認 3 食料、医薬品、非常持出品の確認 4 共助による災害対策の確認 5 燃えにくく動きやすい服装の着用 (警戒宣言発令時)
災害時要援護者等の安全確保	高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児及び児童等、災害時要配慮者等の安全確保、避難方法の確認

15 東海地震に関する事前対策計画

自 粛 す べ き 行 動	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の使用 2 電話の使用 3 エレベーターの使用 4 不要な預貯金の引き出し 5 買いだめ、買い急ぎ 6 不要不急の外出、旅行 7 火気の使用（警戒宣言発令時）
運 転 者 の と る べ き 行 動	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともにカーラジオ等により継続して予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 2 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。 3 やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。 4 駐車するときは、避難する人の通行や地震災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。 5 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

(2) 自主防災組織のとりべき措置

区 分	主 な 措 置
自主防災組織のとりべき措置	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活動体制の確立 ・市、消防署等からの情報を正確に地域住民に周知 ・地域住民に対して住民のとりべき措置の呼びかけ ・防災資機材等の確認 ・高齢者等災害弱者の安全対策措置の呼びかけ ・食料、飲料水の確保及び調達方法の確認

(3) 事業所のとりべき措置

区 分	主 な 措 置
一般的措置事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止し又は軽減するための体制を確立する。 2 テレビ・ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速、正確に伝達する。 3 地震防災応急計画ないし消防計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止し又は軽減するため、次の措置を講じる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気使用設備等地震発生により出火原因になるものについては、原則として使用を中止する。 (2) 建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検する。 (3) 薬品類、危険物などの流出、漏えい防止を行う。 (4) 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒、落下防止を行う。 4 火気使用店舗は原則として営業を自粛する。 5 飲料水、非常食料、医薬品等を確保する。 6 その他必要と思われる措置を講じる。

15 東海地震に関する事前対策計画

<p>営 業</p>	<p>1 (食料品、生活関連物資取扱事業所) できる限りの営業の継続、警戒宣言発令時は耐震性を有するなど安全性が確保されている場合はできる限り営業の継続</p> <p>2 市民生活上必要な車両以外の使用の自粛</p>
<p>従 業 員 の 帰 宅 措 置</p>	<p>1 一般の事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とする。</p> <p>2 やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認したうえ、時差退社させる。ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩又は自転車によるものとし、できるだけ交通機関の利用はしないものとする。</p> <p>3 自家用車による帰宅は行わないものとする。</p> <p>4 強化地域内では原則として鉄道の運行が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者についてはそれぞれの事業所等において適切な措置を講じる。</p>

(4) 危険物施設等のとるべき措置

区分	主な措置
<p>一般的措置事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画に基づき操業を縮小もしくは停止 ・必要な防災資機材の点検・確認
<p>移動タンク貯蔵所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目的地が強化地域内である場合における移送の中止 ・やむを得ず一時駐車する場合の安全確保措置

16 その他

16-1 逗子市災害派遣手当等の支給に関する条例…………… 職員課

逗子市災害派遣手当等の支給に関する条例

平成18年3月10日逗子市条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第44条において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）の災害派遣手当（法第154条において準用する場合にあつては、武力攻撃災害等派遣手当をいい、特措法第44条において準用する場合にあつては、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当をいう。以下同じ。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25条例4・平25条例27・一部改正)

(手当額等)

第2条 災害派遣手当は、職員が住所又は居所を離れて逗子市内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、職員が逗子市内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、災害派遣手当に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成25年3月29日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

附則（平成25年11月29日条例第27号）

別表（第2条関係）

利用施設の区分 逗子市内に滞在した期間	公用の施設又は これに準じる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 公用の施設又はこれに準じる施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。

16-2 生活再建支援に関わる各種支援制度…………… 社会福祉課・関係各課

1 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出基金及び基金の運用益等と国からの補助金を原資とする。）を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

2 災害援護資金の貸付

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しの資金として、災害救助法が適用された災害では、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の規定に基づき、逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年逗子市条例第27号）の規定により災害援護資金の貸付けを行います。

3 災害弔慰金の支給

災害による死亡者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により災害弔慰金を支給します。

4 災害障害見舞金の支給

市は、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により災害障害見舞金を支給します。

5 災害見舞金の支給

市は、災害により被害を受けた者に対して、逗子市市民災害見舞金支給条例（平成18年逗子市条例第11号）の規定に基づき、災害見舞金を支給します。

16 その他

16-3 逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例…………… 社会福祉課

逗子市条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、法第 2 条に規定する災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、同条に規定する災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに同条に規定する災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(昭 57 条例 15・平 23 条例 19・一部改正)

(災害弔慰金の支給)

第 2 条 市長は、令第 1 条に規定する災害（以下第 4 条から第 6 条まで、第 8 条及び第 9 条において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(昭 57 条例 15・平 3 条例 16・平 23 条例 19・一部改正)

(遺族の範囲及び順位)

第 3 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 第 1 項に掲げる遺族がいない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるときは、その者に対して災害弔慰金を支給するものとする。

5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平 3 条例 16・平 23 条例 19・一部改正)

16 その他

(災害弔慰金の額)

第4条 災害弔慰金の額は、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡にかかわる災害に関し既に第8条から第10条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(昭57条例15・平3条例16・平23条例19・一部改正)

(災害による死亡の推定)

第5条 災害の際現にその場に居合わせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死が分からない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(平3条例16・平23条例19・一部改正)

(支給の制限)

第6条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 令第2条に規定する場合
- (2) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(平23条例19・一部改正)

(支給の手続)

第7条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(平3条例16・一部改正)

(災害障害見舞金の支給)

第8条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(昭57条例15・追加、平23条例19・一部改正)

(災害障害見舞金の額)

第9条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

(昭57条例15・平3条例16・追加、平23条例19・一部改正)

16 その他

(準用規定)

第 10 条 第 6 条及び第 7 条第 1 項の規定は、災害障害見舞金について準用する。この場合において第 6 条第 1 号中「令第 2 条」とあるのは「令第 2 条の 3」と、同条第 2 号中「当該死亡者の死亡が」とあるのは、「当該障がい者の障がいが」と読み替えるものとする。

(昭 57 条例 15・追加、平 23 条例 19・一部改正)

(災害援護資金の貸付け)

第 11 条 市長は、法第 10 条第 1 項に掲げる災害により同条同項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(昭 57 条例 15・平 3 条例 16・令 2 条例 7・一部改正)

(災害援護資金の限度額)

第 12 条 災害援護資金の貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の被害金額がその価額のおおむね 3 分の 1 以上の損害（以下「家財の被害」という。）及び住居の被害がない場合 1,500,000 円
 - イ 家財の被害があり、かつ、住居の被害がない場合 2,500,000 円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の被害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000 円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000 円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 3,500,000 円
- (3) 被害をうけた住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 第 1 号ウに規定する住居が半壊した場合 3,500,000 円
 - イ 前号イに規定する住居が半壊した場合 2,500,000 円
 - ウ 前号ウに規定する住居が全壊した場合 3,500,000 円

(昭 57 条例 15・昭 62 条例 9・平 3 条例 16・平 23 条例 19・一部改正)

16 その他

(保証人及び利率)

第 13 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金の利率は、年 3 パーセントを上限として市長が規則で定める率とする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第 16 条に規定する違約金を包含するものとする。

(令元条例 11・全改)

(償還方法)

第 14 条 災害援護資金の償還方法は元利均等償還とし、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

ただし、繰上償還をすることができる。

(昭 57 条例 15・令元条例 11・一部改正)

(償還期間)

第 15 条 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する据置期間を 5 年まで延長することができる。

(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前 1 年以内に法第 10 条第 1 項の被害（法第 2 条に規定する災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合

(2) 当該被害により世帯主が死亡したとき又は世帯主が地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条の 15 の 3 に規定する特別障害者となった場合

(3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の適用を受けている世帯が被災した場合

(昭 57 条例 15・平 3 条例 16・平 23 条例 19・一部改正)

(違約金)

第 16 条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還を行わなかったときは、延滞元利金額につき年 5 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から償還の日までの日数により計算し、違約金を徴収することができる。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭 57 条例 15・平 3 条例 16・平 23 条例 19・令元条例 11・一部改正)

(一時償還)

第 17 条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき又は償還金の支払を怠ったときは、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し災害援護資金の全部又は一部につき一時償還を請求することができる。

(昭 57 条例 15・平 23 条例 19・令元条例 11・一部改正)

(償還の免除)

第 18 条 市長は、法第 13 条の規定に基づき災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償

16 その他

還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第20条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められるとき。

(昭 57 条例 15・平 3 条例 16・平 23 条例 19・令元条例 11・一部改正、令 2 条例 7・全改)

(償還の猶予)

第 19 条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他令に定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(昭 57 条例 15・平 3 条例 16・平 23 条例 19・令元条例 11・令 2 条例 7・一部改正)

(報告等)

第 20 条 市長は、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(令 2 条例 7・追加)

(審査委員会)

第 21 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、逗子市災害弔慰金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令 2 条例 7・追加)

16 その他

(規則への委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭 57 条例 15・令元条例 11・令 2 条例 7・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 50 年 3 月 26 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 1 月 23 日から適用する。

附 則 (昭和 52 年 3 月 26 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 9 月 7 日から適用する。

附 則 (昭和 53 年 9 月 25 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 1 月 14 日から適用する。

附 則 (昭和 56 年 10 月 13 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 12 月 14 日から適用する。

附 則 (昭和 57 年 12 月 21 日条例第 15 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 57 年 7 月 10 日から適用する。

(逗子市民災害見舞金支給条例の一部改正)

2 逗子市民災害見舞金支給条例 (昭和 44 年逗子市条例第 12 号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和 62 年 3 月 31 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 62 年 1 月 19 日から適用する。

附 則 (平成 3 年 12 月 17 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 9 条の規定は、平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、改正後の第 12 条の規定は、同年 5 月 26 日以後に生じた災害による災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成 23 年 9 月 13 日条例第 19 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

2 改正後の第 3 条第 4 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。) 第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令 (平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。) 第 14 条第 1 項に定

16 その他

めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第15条及び第16条の適用については、第15条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、同条第2項中「5年」とあるのは「8年」と、第16条中「年3パーセント」を「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。

- 4 前項の災害援護資金の貸付けに係る保証人及び償還の免除については、第13条第1項及び第19条の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

附 則（令和元年7月1日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条、第14条及び第16条の規定は、この条例の適用の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例第11条、第18条、第19条及び第20条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

16 その他

16-4 逗子市市民災害見舞金支給条例…………… 社会福祉課

逗子市市民災害見舞金支給条例

平成 18 年 3 月 10 日 逗子市条例第 11 号

逗子市市民災害見舞金支給条例（昭和 44 年逗子市条例第 12 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、交通事故その他の災害災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金を支給することにより、市民生活の安定及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

（平 25 条例 31・一部改正）

（定義）

第 2 条 この条例において「災害」とは、次に掲げる日本国内での事故、災害等であつて、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けないものをいう。

- (1) 航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和 48 年法律第 113 号）第 2 条の 2 第 1 項運輸安全委員会設置法（昭和 48 年法律第 113 号）第 2 条第 1 項に規定する航空事故及び同法第 2 条の 2 第 4 項第 2 条第 3 項に規定する鉄道事故
- (2) 前 2 号前号以外の公共交通機関の事故
- (3) 被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 2 条第 1 号に規定する自然災害
- (4) 火災又は爆発による事故
- (5) その他市長が特に必要と認めたもの

2 この条例において「被害者」とは、災害を受けた者をいう。

（対象となる被害）

第 3 条 災害見舞金（以下「見舞金」という。）は、被害者が次の各号のいずれかに該当する場合に、被害者又は規則で定める被害者の遺族（以下「見舞金対象者」という。）に支給する。

- (1) 死亡したとき（災害発生後 30 日以内に当該災害を原因とし、死亡したときを含む。）。
- (2) 傷害を受け、その治療のため 7 日以上入院したとき。
- (3) その居住する市内の住宅が全焼、全壊又は流失したとき。
- (4) その居住する市内の住宅が半焼、半壊又は床上浸水したとき。

2 見舞金対象者は、災害を受けたときにおいて、現に本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により記録されている者でなければならない。

（見舞金の区分及び金額）

第 4 条 見舞金の区分及び金額は、別表のとおりとする。

（欠格事由）

第 5 条 見舞金は、災害の原因が見舞金対象者の故意又は重大な過失によるものである場合には支給しない。

2 見舞金は、逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年逗子市条例第 27 号）第 2 条により災害弔慰金が支給される者には支給しない。

（支給の方法）

第 6 条 見舞金は、見舞金対象者の申請により支給する。

2 見舞金の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から 6 月以内に市長に申請しなければならない。

16 その他

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、この条例による改正前の逗子市民災害見舞金支給条例の例による。

附則(平成24年6月25日条例第20号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附則(平成25年10月15日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附則(平成25年12月13日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発生した災害に係る見舞金の支給については、この条例による改正前の逗子市市民災害見舞金支給条例の例による。

別表(第4条関係)

第3条第1項の区分	金額	
第1号(死亡)		250,000円
第2号(入院)		20,000円
第3号(住家の全壊、全焼又は流失)	1人世帯	2人以上世帯
	30,000円	100,000円
第4号(住家の半壊又は半焼)	1人世帯	2人以上世帯
	20,000円	50,000円
第5号(住家の床上浸水)	1人世帯	2人以上世帯
	20,000円	50,000円
第6号(消火活動による著しい損害)	1人世帯	2人以上世帯
	20,000円	50,000円

(平25条例31・全改)

